

第百四十二回国会 衆議院 大蔵委員会 議 録 第十 三 号

平成十年三月十一日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 村上誠一郎君

理事 井奥 貞雄君

理事 坂井 隆憲君

理事 池田 元久君

理事 石井 啓一君

今村 雅弘君

大石 秀政君

河井 克行君

桜田 義孝君

砂田 圭佑君

中野 正志君

松田 仁君

村井 仁君

吉田六五門君

渡辺 博道君

上田 清司君

末松 義規君

日野 市朗君

赤松 正雄君

並木 正芳君

小池百合子君

西田 猛君

佐々木陸海君

出席國務大臣

大蔵 大臣 松永 光君

出席政府委員

内閣總理大臣官 房管理室長 佐藤 正紀君

大蔵大臣官房長 武藤 敏郎君

大蔵大臣官房金 融検査部長 原口 恒和君

大蔵大臣官房総 務審議官 溝口善兵衛君

理事 衛藤征士郎君

理事 浜田 靖一君

理事 北橋 健治君

理事 谷口 隆義君

理事 岩永 峯一君

鴨下 一郎君

桜井 郁三君

杉浦 正健君

滝 実君

根本 匠君

宮路 和明君

矢上 雅義君

渡辺 具能君

渡辺 喜美君

北脇 保之君

中川 正春君

藤田 幸久君

河合 正智君

若松 謙維君

鈴木 淑夫君

佐々木憲昭君

濱田 健一君

委員外の出席者

大蔵省主計局次 長 細川 興一君

大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

大蔵省理財局長 伏屋 和彦君

大蔵省証券局長 長野 應士君

大蔵省銀行局長 山口 公生君

大蔵省銀行局保 險部長 堀田 誠君

大蔵省国際金融 局長 黒田 東彦君

国税庁次長 松橋 晴雄君

内閣官房内閣内 政審議室内閣審 議官 岡本 佳郎君

自治省税務局府 県税課長 片山 善博君

日本輸出銀行 理事 鏡味 徳房君

参考人 (日本銀行総裁) 松下 康雄君

参考人 (日本銀行理事) 松田 昇君

大蔵省主計局次 長 細川 興一君

大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

大蔵省理財局長 伏屋 和彦君

大蔵省証券局長 長野 應士君

大蔵省銀行局長 山口 公生君

大蔵省銀行局保 險部長 堀田 誠君

大蔵省国際金融 局長 黒田 東彦君

国税庁次長 松橋 晴雄君

内閣官房内閣内 政審議室内閣審 議官 岡本 佳郎君

自治省税務局府 県税課長 片山 善博君

日本輸出銀行 理事 鏡味 徳房君

参考人 (日本銀行総裁) 松下 康雄君

参考人 (日本銀行理事) 松田 昇君

参考人 (日本銀行理事) 本間 忠世君

参考人 (日本銀行理事) 福井 俊彦君

大蔵委員会専門 員 藤井 保憲君

委員の異動

三月十一日

辞任

今村 雅弘君

鴨下 一郎君

砂田 圭佑君

渡辺 博道君

補欠選任

松田 仁君

矢上 雅義君

桜井 郁三君

滝 実君

赤松 正雄君

若松 謙維君

同日

辞任

桜井 郁三君

滝 実君

松田 仁君

今村 雅弘君

鴨下 一郎君

砂田 圭佑君

渡辺 博道君

補欠選任

赤松 正雄君

若松 謙維君

同日

辞任

桜井 郁三君

滝 実君

松田 仁君

今村 雅弘君

鴨下 一郎君

矢上 雅義君

若松 謙維君

赤松 正雄君

平成十年度における財政運営のための公債の発 行の特例等に関する法律案(内閣提出第六号)

法人税法等の一部を改正する法律案(内閣提出 第八号)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内 閣提出第九号)

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書 類の保存方法等の特例に関する法律案(内閣提 出第一〇号)

開税法等の一部を改正する法律案(内閣提出 第三〇号)

同月二日

所得税減税、中小業者への国民金融公庫の返済 条件緩和に関する諸願(坂上富男君紹介(第三 九三三号))

同(木島日出夫君紹介(第四四二二号))

同(佐々木憲昭君紹介(第四四三三三号))

同(佐々木陸海君紹介(第四四四四号))

同(中林よし子君紹介(第四四四五号))

同(藤田スミ君紹介(第四四四六号))

同(不破哲三君紹介(第四四四七号))

同(矢島恒夫君紹介(第四四四八号))

同(山原健二郎君紹介(第四四四九号))

消費税の減税に関する諸願(坂上富男君紹介 (第三九四四号))

酒販免許制度の堅持等に関する諸願(砂田圭佑 君紹介(第三九八八号))

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に 関する諸願(佐々木憲昭君紹介(第三九九九号))

同(瀬古由起子君紹介(第四〇〇〇号))

同(大森猛君紹介(第四四四〇号))

同(瀬古由起子君紹介(第四四四一号))

消費税廃止、国民金融公庫の中小業者への融資 拡充に関する諸願(木島日出夫君紹介(第四七 五五号))

同(志位和夫君紹介(第四七六六号))

保険契約者保護制度の確立に関する諸願(木島 日出夫君紹介(第四七七七号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

法人税法等の一部を改正する法律案(内閣提出 第八号)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内 閣提出第九号)

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書 類の保存方法等の特例に関する法律案(内閣提 出第一〇号)

国の会計、税制及び金融に関する件(財政金融 の基本施策)

○村上委員長 これより会議を開きます。

国の会計、税制及び金融に関する件について調 査を進めます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお 諮りいたします。

各件調査のため、本日、参考人として日本銀行 総裁松下康雄君及び預金保険機構理事長松田昇君

の出席を求め、意見を聴取したいと存じます
が、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村上委員 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○村上委員長 財政金融の基本施策について質疑
の申し出がありますので、順次これを許します。
濱田健一君。

○濱田(健)委員 おはようございます。大臣の所
信に対する質疑というものが、きょう午前中、各
党からなされるわけでございますが、十分間とい
う持ち時間ですので、三点に絞ってお尋ねをし
たいというふうに思います。

新日銀法の施行が四月ということで目前に迫
てまいりましたけれども、この時期 同意人事等
いろいろなもの、この日銀に関して対応がなさ
れていくものというふうに認識をしております。

そういう中で、大臣が所信の中でも申されまし
たとおり、大蔵省の綱紀の保持ということ、本
当に大事なことでございますが、またさういろ
ろな疑惑が出てきておりますし、こころ、三日の
新聞では、日銀の営業局の幹部がやはり似たよ
うな接待疑惑でクローズアップされてきた、司直の
手も入るのではないかとこのように言われており
ます。

これらの点に関して、大臣の御努力にもかかわ
らず、まだまだいろいろなものが出てきています
という状況の中で、大臣としての御心境と、これら
の問題に対してさらにどういう手を打たれよう
としているのか、御見解をお聞かせいただければ幸
いでございます。

○松永国務大臣 お答えいたします。

大蔵省の職員が、委員御存じのとおり二名起訴
され、二名逮捕されているという状況であります
が、いずれも古くからずっと続いてきておる事件
でございます。この関係では捜査当局が厳正な
捜査を進めるものと思っております。

大蔵省としては、その捜査当局の捜査活動には

全面的に協力をしていかなければならぬ、そうい
う立場にあるわけであります。そのとおりして
いくつもりであります。

私が力を入れておるのは、捜査当局の捜査の対
象にはなっていないものの過去において公務員と
して恥ずべきことをした者がおる可能性が相当あ
る、そういう者について内部調査をきちっとやっ
て厳正な処分をすること、それを通じて大蔵省の
綱紀の肅正確立をきちっとやっていく、それに
よって大蔵省の職員一同心を新たに大蔵省の
信頼確保のために頑張ってもらう、そういうふう
にしていくのが私の務めである、こう思っており
まして、そういう心構えで今後もしっかりやって
いきたい、こう考えているところでございます。

○濱田(健)委員 日本の中央銀行までもがこうい
うふうに腐り切っているのかということ、国民の
不信は本当に極限に達しているというふうに思っ
ておりますので、本当に深いところまでさまざ
まな疑惑については説明をしていく方向で、きょう
もほかの委員もそういう部分でいろいろと材料を
そろえていらつしやるといふふうに思いますが、
しっかりとやっていただきたいというふうに思っ
ております。

二点目ですが、新日銀法は、日銀の独立性と政
策決定責任の明確化を目玉にしているというふう
に思っております。現下の接待疑惑などからし
て、日銀法三十二条の職務の準則の趣旨に照らし
て、適切な執行を確保するためには、いわゆる私
企業からの隔離等々が厳格に守られなければなら
ないというふうに思っております。現在の疑惑に
関してもこれらがしっかりと守られていないとい
う状況でございますが、大臣の御所見はいかがで
しょうか。そして、これらについてこれからどう
御指導されていけるのか、お聞かせいただけれ
ば幸いです。

○松永国務大臣 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、新しい日銀法において
は、日本銀行の自主性の尊重及び意思決定の透明
性の確保といったことから、御指摘のような規定

ができておるわけであります。日本銀行は、その
業務の公共性にかんがみ、私企業からの隔離等
に係る服務に関する準則を定めることとされてお
り、先般、日本銀行において決定、公表されたこ
ろであります。

そういうときに、報道されているような不祥事
があるとするは大変残念なことだといふように
思っておりますが、いずれにせよ、日本銀行にお
いて適切に対応されるものというふうに考えてお
るところでございます。

○濱田(健)委員 いわゆる政策決定責任の透明
性、明確化というものが、先ほど申し上げまし
たとおりになつておるわけですが、長引く国民
の金利に対する失望感というものがあつた。特
に、年金でお暮らしの皆さんなどにはその感が一
〇〇%強いというふうに、いろいろな方からお話
を聞いて感じているところでございます。いわゆ
る公定歩合など政策委員会の活発な議論があるの
かと言われたときには、どう見ても、外側からそ
ういう、どうしようという悩んだ姿というのは見
られないというふうに思つておるわけでございま
す。今度の日銀法の改正は、これらの面も明確に活
発化されていく方向性が大事だといふふうに思
います。

この政策委員会の活発な議論と展望を国民の前
に明らかにすること、先ほど大臣も言われ
ました政策決定の透明性、明確化ということにつ
ながると私は思うのですが、いかがお考えでし
ょうか。そして、当然、それらについてもどう御指
導されるおつもりか、お聞かせいただければ幸
いでございます。

○松永国務大臣 お答えいたします。

新しい日銀法において、金融政策についての政
策委員会における議事の要旨あるいは議事録、こ
ういったものを公開すること等を通じて透明性を
確保するということになっておるわけであります
が、新しい日銀法のもとで、今の点については適
切な対応が行われるものというふうに考えてお
るわけでございます。

○濱田(健)委員 時間がありませんのでこれで終
わりたいと思うのですが、とにかく、明治以降の
日本の銀行制度を含めて指導的な立場にありまし
た日銀というものが、その持っているノウハウや
指導性、そして日本の金融にかかわるさまざまな
政策、これに今後大きくかわつていけるわけ
でございますので、改正された新日銀法その
の趣旨というものがしっかりと生きるように、大蔵
としてもさまざまな観点で指導をいただかなけれ
ば、今起きている疑惑の渦中にある問題等々
もますます広がっていくものというふうに私思
いますので、その辺、大臣、しっかりと頑張つて
いただきたいということを申し添えて、終わりたい
というふうに思います。ありがとうございます。

○村上委員長 次に、村井仁君。

○村井委員 二月二十五日に大臣からこの委員
会で所信を承りました。ちょうどその前の週の週
末、大臣、G7に御出席になられた後でいらつ
しやしまして、G7におけるいろいろな議論など
も踏まえてお話を伺つたわけでございます。

アジアにおける通貨の不安とかいろいろ難しい
問題も出てきてそれにどう対処するか、それから
我が国の経済金融情勢も余り芳しくない、これに
ついて国際的ないろいろな懸念も示されたとい
う環境の中で大変有意義な意見交換をされてこられ
た、このように承つておるわけでございますが、
率直に申しまして、我が国の経済は非常に深刻な
状態にあるのではないかと。補正予算を通してま
し、それから金融関連の法律もある程度通した、
それからきょうまた金融持ち株関連二法も施
行される、こういう日でありますけれども、これ
だけではなかなか今の状況を改善することに
ならないのではないかと懸念を、私も率直に
言つて持っております。

私も、今党内で、例えばSPC、特定目的
会社によりまして不動産の証券化を図るとか、あ
るいは債権回収機関、いわゆるサービサーの問
題、これは弁護士業務の問題と非常に絡むわけ

でございますけれども、いずれにいたしまして、いわゆる住管機構で採用された債権回収のシステムをより一般化するシステムとしてこういう問題も検討中である。そのほかに、案内知られていないこととございますが、競売がしこつていって、言っていることとございますけれども、余り円滑に動いていないという話もある。総じて申せば、不良債権の根っこにありますが、何と申しましてもバブルのときの不動産に対する過大な融資、それがいわば動かなくなつてしまつていふ問題なのではなからうか。そういうところをどうやってほぐしていくか、こういうような問題もあるわけでございます。

そういう問題も含めて、総合的な対策を講ずることによりまして金融システムの安定化を図つていく、これが私は今最大の課題ではないか、こんなふうにしておりまして、与党内でもいろいろ議論を重ねている、こういう状況でございますが、大臣のお立場で、今の経済情勢をどういふうにござらんになっていらっしゃるか、改めて伺いをさせていただきますと存じます。

○松永国務大臣 お答えいたします。

今の日本経済の状況、景気の実態は、経済企画庁の発表では足踏み状態という発表でありますけれども、相当に厳しい状況にある、こういうふう

に認識しております。

この状態から抜け出していくために基本的に大事なことのひとつが金融システムに対する信頼感、こういったことを高めていく、強くしていくことが大事なことの一つ。そのために、国会で通していただいた金融安定化二法、これに基づく措置を今急いでやっておりますところですが、同時に、平成十年度の間もなく始まりますけれども、平成十年度の予算、これは速やかに審議をしていただいて、そして通していただいて、新年度からそれが施行できるようにしていただくということが二番目に大事なことです。三番目には、今与党の方でいろいろ知恵を絞つて議論をしていただいております、先ほど委員御指摘の不良債権処理のため

のいろいろな方策、こういったものも大変問題解決に貢献する方策であると思つたので、ぜひこれも早く結論を出していただいて、そして法律ができてそれが動き出すようになることが非常に望ましいことだと思つております。

そういうものもろの施策を総合的に推進すること、現在の厳しい状況から一日も早く抜け出せるようにしていくことが大切なことであるといふに考えておるところでございます。

○村井委員 私は、やはり景気というのは、氣という字も入つておりますように、気分の問題というものが非常にあります。ですから、一日も早く平成十年度の予算を成立させて、さらに必要であれば臨機応変の措置をとっていく、これが大切ではないかと思つております。

次の問題に移らせていただきます。

先ほど演説委員からお触れがございましたけれども、金融検査官の逮捕に続きまして、あのとき大臣は既に遺憾の意を表明されましたけれども、将来の幹部候補であります、とりわけいろいろな意味で身を慎まなければならぬいわゆるキャリアが逮捕された。私はこれは非常に深刻な問題だと思つております。

日本の官僚制度では、私自身もそのシステムの中に身を置いた一人として思ひ返すわけでございますけれども、若いうちから政策立案という大変大切な仕事に關与することができるといふのは、ある意味では身に余る光榮であると思つたわけでございまして、私は、率直に申しまして、本場に一番身を慎まなければならぬ、そういう立場に置かれていた人ではないだろうかと思つたわけであります。それが司直の手を煩わすというやうなことになるというの、私は、本場にやうな残念なしか言ひようがないと思ひであります。

アメリカの場合は、そういう政策立案とかなんとかいう立場に立つためには、相当な社会的経験も積み、あるいは大統領選挙に貢献するとかいふやうないろいろなプロセスが必要だが、それに対して日本の場合には、まさに生涯をかけて国家国民

に奉仕する職業としてそれを選ぶことができる。私は、そういう意味で今度の事件というのは本場に深刻だと思つてゐるのです。

さういふ意味で、もう時間も余りありませんから手短にお伺ひいたしましたけれども、三塚大蔵大臣の大変重い責任をとつた御退任の後を襲われ、そして大蔵大臣の重責にあられる大臣から、本場にこの事態に對しまして、大蔵省の綱紀肅正の問題にどういふふうに取り組まれるおつもりか、ぜひ御決意のほどをお伺ひしたいと存じます。

○松永国務大臣 お答えいたします。

今回、今委員御指摘のキャリアと言われる者も逮捕されたという事態は、これはまことに深刻に受けとめなければならぬ、こう思つております。そういう事態になつたということ、まことに申しわけないことでありまして、心からおわびを申し上げる次第です。

基本的には、今委員御指摘のように、キャリアと言われる人は、若いうちから政策決定に参画できる立場、それだけにその立場の者はより高い使命感と倫理観を持つて仕事をしなければならぬわけでありまして、今、委員もその立場に身を置いた方ということでございましたが、委員のやうな使命感と倫理観を持つておればよかつたわけですね。それが欠落しておつたということは非常に残念なことでありまして、申しわけないことだと思つております。

同時にまた、行政の手法といひますか仕組み、こういったものも根本的に見直す。特に、大蔵の行政の中には許可事項、認可事項が多い。余りにも多過ぎるという点もあるでしょう。そういった点を改めて、ルールを事前に明示をして、そしてそのルールに基づいた行動がなされておるかどうかというのを事後的にチェックするといふ形の事後チェック型の行政に転換をしていかなければならぬ。後で御審議を願う金融ビッグバン法はそういったことを志向する法律案になつておるわけでありまして、さういふわけで、行政のやり

方、仕組みというものも改革をしていく必要がある。

職員使命感、倫理観という面と、もう一つは行政のやり方の面と、その両面から根本的に改めたいかなければならぬ、こう思つておりますが、同時に、いつも申し上げることでありますけれども、捜査当局の捜査の対象にならなかつた者であつても、過去において倫理にもたらなかつた者であつた職員については内部調査を厳正にやつて、そして問題のある者については厳正な処分をすることによって綱紀の徹底した肅正を図っていく。これに國民の信頼が再び大蔵省に寄せられるように、そういう方向で最大限の努力をしていきたい、こう考えているところでございます。

○村井委員 私は、ぜひ大臣にそういう方向で頑張つていただきたいと思ひますが、同時に、いたずらなる役人バッシングにならないように、やはりプライドを持つて公務に従事していただく雰囲気もまた維持していただきたいと思ひます。

○村上委員 次は、池田元久君。

○池田(元)委員 参考人として出席いただいた松下総裁、松田理事長、きようはありがとうございます。

まず、大蔵省の内部調査の方からお尋ねしたいと思ひます。

最近、新聞、テレビを見ますと、連日のように大蔵、日銀の不祥事が報道されております。今思ひ出したのですが、かつてアメリカのテレビ界が大変ひどくなつたときに、FCCの委員長が、一望の荒野であると言ひました。どうも日本の金融村は一望の荒野になつたのではないかと大変危惧してあります。大蔵省の金融行政は、バブル崩壊後、不良債権の処理を放置してきたと言つていいと思ひます。また、山一に見られるやうに、金融機関と癒着して粉飾経営に手をかすなど、今日の金融不安を招いたと私は思ひます。

そうした中で、金融検査担当者が、あつたことか検査対象の銀行から利益供与を受けた。それば

かりでなく、幹部が接待づけ、物品提供を受けるなどの疑惑が明らかにされ、いわば構造腐敗の様相を示しております。大蔵省の金融行政への信頼は、今や地に落ちたというべきであらうと思ひます。金融不安を解消するためにも、大蔵行政を刷新し、信頼を回復することが緊急の課題であると私は考えております。

そういった状況の中で、大蔵省はいわゆる内部調査をするという発表いたしました。私が一月の本会議質問でその問題を取り上げて質問通告したその朝、たしか内部調査をやるという大蔵大臣は言ったと思うのですが、もうかれこれ二カ月になりまして、内部調査の進み具合はどうか、お聞きしたいと思ひます。

○武蔵政府委員 現在、内部で行っております調査の進捗状況についてのお尋ねでございますけれども、金融関連部局に在籍いたしました職員につきましまして、過去にさかのぼって金融機関等との関係について調査をしている最中でございます。

具体的には、まずその対象となる本人から、記憶なりあるいは自分の手元に残っている記録に基づきまして、本人のメモをつくっていただきまして、それをもとに各局の事務管理官、これは各局の総務課長クラスでございまして、それが一対一の関係でヒアリングを行いながら確認作業を進めております。

これは基本的には自主的な申告をもとにするものでございまして、その客観性を高めるために、金融服務監督官というのをこのたび設けましたので、その金融服務監督官におきまして資料相互の突き合わせでありますとか、各種の関連情報を収集いたしまして、また顧問弁護士も委嘱いたしましたので、その方の意見も聞きながら、今、事実関係の確認に努めておるわけでございまして、

○池田(元)委員 大変しっかりとした形でやっておりますし、言葉に信じていいと思ひますが、現時点で、中間報告といひますか、関係業者から接待等の利益供与を受けた者のおよその数、

調査対象に対する割合はどうなっておりますか。

○武蔵政府委員 ただいまお答え申し上げます。調査対象者が五百五十名を上回るような大蔵省多数に上ること、それから、海外まで含めまして、いろいろなところに散らばっているわけでございまして、そういう意味で若干の時間がかかるというところが一つございまして、

大臣からは、できるだけ早く調査を進めるようにという御指示もいただいておりますけれども、同時に、ずさんなものであつてはならないという御注意もいただいておりますので、そういう意味で一先懸命やっておりますわけでございまして、

それともう一つは、この対象者の調査の過程で、いろいろ相互の関係をチェックする必要があると思ひます。だと同席したのかとか、どういふ状況であつたかといふようなことが一つございまして、それから、現在、捜査当局が捜査しておりますので、関連する部分におきまして、いろいろな捜査に影響を与えないように、私どもとしては、私どもの都合だけで調査を進めることができないという状況にございまして、今お尋ねのようなことを申し上げるまで調査が進んでおりません。

○池田(元)委員 しかば、調査がまとまり、公表するのはいつになるのですか。端的にお答え願ひたい。

○武蔵政府委員 調査のまとめの時期につきましては、現時点で具体的にいつというふうな見通しは立てておりませんけれども、大臣からは、できるだけ早く、少なくとも春のうちに公表できるようにという指示をいただいております。

○池田(元)委員 春のうちにとは、そういういのかげんな答えはしてほしくないですね。これは一月の半ばかりやっております。民間企業でそんなことやりますか。例えば突き合わせとか、何でもっと早くできないのですか。大臣、この調査の進捗を今聞いたら随分かつたる印象を受けるのですが、一言御答弁をお願い

します。

○松永國務大臣 決して、スピードがない状態であつてはならないのでございまして、

実は、難しくしている点が二つあるのです。一つは、去年の秋にやつた調査、これが余りにも短い期間でやつたといふこと、それからもう一つは、その当時、金融機関等の接待に関する資料その他全部捜査当局に押収されておつて、反面調査といひますか、そつちの方面から話を聞くということができなかったといふこともあつて、実は、結果において、ずさんな調査だつたといふふうな批判を受けたわけですね。そういうことがないようにならねといふのが一つ。したがつて、結果において、より正確性のある、そういう調査にしたいといふのが一つ。

もう一つは、委員もよく御存じと思ひますけれども、過去五年にさかのぼつての調査になるわけにございまして、なぜ五年にさかのぼるかといふと、もつと古いものもあるのかもしれないが、現在捜査当局から捜査をされている被疑事実あるいは起訴された事実を見ますと、何と平成五年からの話なんです。それが、起訴された人や逮捕された被疑事実等から見ると、二年、三年と続いております。その間に多数回にわたる、多額の金額に上る接待を受けておつたといふことでございまして、期間も長い。そういう二面から、ある程度の時間がなければ、よく調査したなという評価が受けられるような調査にならぬわけなんです。そういう制約の中で、急ぐべし、正確にやるべしというわけで、督促をしておるというのが実は現状でございまして、

○池田(元)委員 いろいろ理由は述べられましたが、決定的な理由ではないと思ひます。例えばば捜査資料の問題について言えば、私が聞くとこのろによれば、第一勧業銀行関係は押収されて大蔵省にない、ほかはコピーがあるといふことですから、まずその第一の理由がちよつとおかしいと思ひます。ぜひ急いでやつていただきたいと思ひます。

公表するとき、処分結果とあわせて、処分の理由、事実関係、そして六百人に及ぶ調査の全容を明らかにするものと私は当然思つてゐるのです。が、お答えをいただきたいと思ひます。

○松永國務大臣 調査をし、問題のある者について厳正な処分をします。処分をしたならばそれは発表いたしますが、同時に、事実関係の概要も、これこれこういうことがあつたのでこういう処分をしたといふことになるわけでありまして、そのような発表をするつもりでございまして、

○池田(元)委員 ぜひ全面的に、国民の関心の的でもありますから、大蔵省の信頼性もかつておりますので、出していただきたいと思ひます。次に、大蔵省OBに対する調査は行わないのですか。

○武蔵政府委員 大蔵省を退職した者は既に大蔵省の職員でないといふことで、私どもとして調査をする立場にはないといふふうに考えております。

ただ、在職中の行為につきまして具体的な非違が明らかになつたといふような個別の問題がある場合には、それは個別に調査する必要があるといふふうに考えております。

○池田(元)委員 しかし、大蔵省OBが金融機関に多数天下つてもいいわけですよ。ずっと昔の話は調べろといふ話じゃなくて、大蔵省のつくつた調査要領にあるとおり、平成五年一月一日以降に在職していた者については少なくとも調査を行うべきではないですか。

○武蔵政府委員 繰り返して恐縮でございまして、私も、私どもが調査するのは、私どもの職員であるといふことで調査をするわけでございまして。退職者といふことになりまして、もう既に公務員でないといふことでございまして、一般的にはそれを調査する立場にはないといふことでございまして、

ただ、本当に大きな疑惑が具体的にあるといふ場合には、それは職務の公正を疑われているわけにございまして、そういう場合には調査をしな

ければならない、このように考えております。

○池田(元)委員 私、昔の古傷までさわるうとは思わないのです。少なくとも平成五年一月一日以降に在職していた者については調査をする。もともこの調査というのは強制調査でも何でもありません。自己申告がベースですからね。任意の調査を行うべきであると思いますが、大臣の御見解を聞きたいと思っております。

○松永国務大臣 お答えいたします。

在職する職員についての調査、それは任意でありますけれども、しかし、公務員として公務に服しておる、したがって大蔵省としては監督権を持つておる、そういうことが実は背景にはあるわけですね。それで調査をしていっている、こういうことなんでございます。

ところが、OBになつてゐる人は、監督権とかそういうものはもうなくなつておるわけでありますから、その意味で、職員と同じような立場での調査は実際には難しい。ただし、今官房長が答弁を申し上げましたように、在職中に具体的な非違があつた、非行があつたという場合には、個別にそのことは調査をする、こういうことでありますので、それで御了解願ひたいのです。

○池田(元)委員 大臣は元検事でいらつしやるので、権限とか何とかすぐおっしゃいます、大蔵行政の信頼性の問題で、大蔵省で録をはんで金融機関などに行つてゐる方も多いわけでしょう。アンケートというものがあつたから、アンケート調査ぐらいでないのですか。大臣に聞きます。

○松永国務大臣 委員もよく御承知と思ひますが、在職してゐる人についての非違、非行については、人事権に基づいて、これは任意であつても調査するという根拠があるわけですね。やめた人についてはそういう根拠はありません。しかし、事大蔵行政の信頼性のかかつておる問題でありますから、具体的な非行、非違等があるというふうな場合には個別にその者についての調査をするというふうな今官房長申し上げたわけでありま

が、私もそうしたい、そうすべきだ、こう思つてゐるところでございます。

○池田(元)委員 具体的にいつても、今はそういう接待漬けといふますか、もう広がつてゐるわけですよ。つい最近に在職した人に対して全く任意のアンケートまでできないといふのは、何ですか、これは。どうしてそのくらいのこと言えないのですか。大蔵大臣、余り僕もこんなところで時間とりたくないのですが、いかがですか。

○武蔵政府委員 私どもの調査は、要するに服務関係にあるといふことを前提として調査をしてゐるわけでございます。全く関係のない者にこういう調査をするといふたような立場にはありません。(池田(元)委員「全く関係ないことない」と呼ぶ)いや、服務関係にない者に對して調査をする立場にはないといふことを申し上げてゐるわけでございます。

○池田(元)委員 とんでもないことをおっしゃいますね。全く関係のない者まで調査するのはおかしいと。あなたはそれで官房長ですか。官房長の仕事というのは、服務をやるわけですよ。関係ないですか。

大臣、きょうは大臣の所信表明に対する質疑で、最初ですから、余り強く言うのはなんと思ひましたが、今の答弁はいただけません。

大蔵省は、これまで不祥事を起こした職員に對して処分を行つてきました。そんな多くありませんが、最近比較的多い。これらの処分は、処分を受けた職員の人事、処遇に反映するのかどうか、端的にお答え願ひたいと思ひます。

○武蔵政府委員 一般論として申し上げますと、国家公務員法に基づく懲戒処分を受けた場合には、その実行行為者につきましては、その昇進に相應の影響が生じます。また、内規に基づく矯正措置を受けた場合には、その後の勤務成績によりまして相應の評価を受けるといふふうになつております。

実行行為者の場合につきましては以上のとおりでございますが、監督者としての処分を受けた場

合には、これは国家公務員法に基づく懲戒処分あるいは内規に基づく矯正措置にかかわらず、一般論をいたしましては、その後の勤務成績によりまして相應の評価を受けるといふふうに考えております。

(委員長退席、井奥委員長代理着席)

○池田(元)委員 ちょっと大臣に聞いてほしいのですが、平成七年から平成九年一月まで延べ十三人の幹部が不祥事で処分を受けました。これは総務庁がまとめた資料です。中には減給というのもありました。しかし、口頭や文書による嚴重注意が中心であつたわけですね。

具体的に見ると、どういふことになるか。中島、田谷事件による二度にわたる処分では、直接の上司として監督責任を問われた篠沢主計局長は、最初口頭による嚴重注意を受けましたが、すぐに次官に昇格した。その後、二度目の処分では、今度は減給処分を受けた。これが一つですね。

それからまた、当時の小村官房長は口頭による嚴重注意を受けましたが、その直後に主計局長に昇格し、その後、訓告処分を受けた。しかし、小村氏は、その後さらに次官に出世をした。処分を受けて、直後に昇格したり栄転したりしてゐるわけですね。

さらに、浦井官房長は、中島、田谷事件で文書による嚴重注意を受けた後、泉井事件の泉井被告から絵画を受け取つたことで口頭による嚴重注意を受けたが、主計局長に栄転をした。

これを見ますと、処分を受けても人事、処遇に何ら影響がない、反映されないと云えます。それどころか、処分を受けた者が逆に出世することになる。サラーマンなどには到底理解できません。処分というのは世間をこまかす一時逃れのものではないかと思ひます。

大蔵大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○松永国務大臣 お答えいたします。

先ほど官房長も申し上げたところでありまして、まずから非違を行つた、そのことによつて処分を受けた人、それと監督が十分でなかつたとい

うことで監督者としての処分を受けた人、これはそれぞれ分けて考える必要があるといふふうに思ひます。

行為者としての処分を受けた人は、その後も処分を受けたことによるマイナス面をしょつていくわけですね。監督者としての処分を受けた人の場合には、その後の人事の場合に、監督者としての処分を受けた、そういうマイナス面もあることはあるわけですが、その後の勤務成績によつてマイナス面が緩和されるというか、そういう面も実はあるかと思ひます。

したがつて、実行行為者としての処分であるか、あるいは監督者としての責任を問われたのか、それによつてその後のことは変わってくるんじゃないかというふうに私は思ひます。

○池田(元)委員 実行行為者と監督者を分けて説明なされました。松永さんらしい答弁ですが、監督者でもその後の成績によつてはという話をされました。これは世間でいへば同じですよ。ただ行為者と監督者には輕重はあります。

今の大臣のお話ですが、篠沢主計局長は、中島、田谷事件で平成七年三月十三日口頭嚴重注意を受けました。そして同じ年の間もなく、半年もたつてないときに次官になつて、今度は減給二カ月の処分を受けてゐるわけですね。これは成績がよくつたのですか。あなたたちの説明は全然納得できませんよ。大臣、これを見ると、信賞必罰という言葉がどこかへ行つてしまつた。

私は、ちよつと大蔵省の方に聞いてみたと思ひますが、自然に、かなりの人に聞いたのですが、私の方から聞いたのではなく、たまたま耳に入つてきた。大蔵省のいわゆるノンキャリアと言われる方々の批判は強い。それはかりではなくて、中堅キャリアにもこれは強い批判があるわけですね。処分されても人事、処遇に全然影響しない、ここに問題がある。こういうところにモラルの退廃が起こるのではないか。中堅キャリアは真剣に言つていますよ。大臣、答弁をお願いいたします。

○松永国務大臣 お答えいたします。

私は、処分の内容のいかんを問わず、やはり行為者とそれから監督者責任、この責任の問われ方、処分のされ方については、その点には差があつてもおかしくないんじゃないか。ただし、監督者責任を問われた場合であつても、実は、処分の程度に応じて、昇給延滞とかあるいはまたその時期に支給される勤勉手当の支給率が低くなるとか、そういうマイナスは受けるわけでありまして、行為者として処分を受けた人と、監督者としてその監督責任を問われた場合と一律に論ずることはいかなものかな、私はそう思うんです。

○池田(元)委員 質問の趣旨を理解されてないようですが、内部処分が処遇、人事に全然反映されてない、そんなもの痛くもかゆくもない、どんな出世する、こういう批判が省内にあるわけですよ。これはもつともなんですよ。世間の常識と合致するわけです。

もう一度、答弁をお願いします。

○松永國務大臣 そういふ批判については、これははじめに受けとめて、そしてこれからの参考にしなければならぬというふうに思います。

○池田(元)委員 今の最後の話は、大蔵省トップとしてぜひ真剣に考えていただきたい。

日銀についてお尋ねをしたいと思ひます。

日銀は、金融機関から職員への利益供与問題で、先月九日、調査役以上のおよそ六百人に対して調査をすると発表いたしました。調査の進み具合はどうか、端的にお尋ねしたいと思ひます。

○松下参考人 日本銀行職員に關しまして現在さまざまな報道がなされております点につきまして、まことに遺憾に存じます。こういった報道も踏まえまして、私も、まず事態を把握することが重要であると考えて、内部調査を行つております。

この調査の内容は、役員とそれから管理職の全員約六百名を対象といたしまして、過去五年間におきます取引先金融機関との交際の実態を明らかにする目的で、自己申告をもとにしながら、その

職場職場の実情に即しましたきめの細かいヒアリング調査によって取り進めているところでございます。

この調査につきましては現在なお作業の途中でございます。その内容につきましては、まだ私も詳細な報告を受けるところまで進んでおりませんので、十分な内容のお答えはたまたまの段階では差し控えていただきたいと思います。私が、私としても、中央銀行としての信頼回復のために調査を急がなければならぬと考えて督促をしているところでございます。

○池田(元)委員 次の質問の答弁まで読まれてしまひまして、ちよつとあきれしてしまひました。

松下さんは、官房長、主計局長、事務次官、太陽神戸三井、さくらの会長、日銀総裁という、もう歴戦の勇士というか、自分の言葉で語れる方だと思いますので、ぜひ自分の言葉で語つていただきたいと思ひます。

報道によりますと、日銀の営業部の幹部が、この四年間で、銀行から、例えばある二行に限定すると四百五十万とか、もつと広げると一千万近くになる、そういった接待を受けていたことが明らかにいたしました。

今度の調査で、この事実関係を把握していらつしやうたのですか。

○松下参考人 今回の調査は管理職全員の悉皆調査でございますので、当然、この現在報道の対象となつておる者につきましても、調査の対象となつております。

○池田(元)委員 この幹部に対する疑惑というのは大分前からうわさに上がつていました。そして、いろいろな情報漏えいという問題が取りざたされておりますが、いわゆる日銀短観を発表前に金融機関にファクスで流した証拠が押さえられているとされております。

調査ではどんなことが出てきましたか。

○松下参考人 ただいま全体の調査が進行中でございまして、私といたしましては、この個別の事案につきましての内容を……池田(元)委員「個

別じゃない」と呼ぶ個別というのは、具体的な個々のケースにつきましての報告を受けるところまでまいつておりません。

私といたしましては、この現在報道の対象となつております者についてどのような事実関係が把握されているかというところにつきましては、まだ存じておりません。今調査をいたしておりますのは、その者が外部との交際関係でどのような接待を受けてまいつたかということに、まず焦点を置いて調査中でございます。

○池田(元)委員 報告を受けていないとか知らなかったという、それで済みますか。これだけの世間を揺るがしている問題について、あなたは日銀総裁なんですから、報告を求めるのが当たり前じゃないですか。きょう、どういふことでこの場にいらつしやうたのですか。何か報告を受けているか、あるいは報告を求めたことはないのですか。

○松下参考人 私どもの行つております調査が一定の段階に達したところで、私としては、その段階での全体の調査内容についての把握をいたそう、そういうふうな考えて進めさせてまいつたところでございます。

○池田(元)委員 日銀のこの態度、こののんきな態度には私は大変あきれました。

これ以上聞いても、知らなかつたとか報告を受けていないという話ですから、私はもつと職務に精励していただきたいと思ひます。

職員の間取り内容の相互の突き合わせ、相手金融機関との確認を行うことになっていると思うのですが、どうですか。

○松下参考人 ただいま調査の段階は、個々の職員の申告に基づきます聞き取りを行つているところでございます。

その聞き取りの調査がある程度行き渡りましたところで、今度は、その中でお詳細にこれは調査を行う必要があると認められましたものが出てまいりましたときには、それをまとめて、さらに詳細調査を実施をするということにいたしております。

聞きますという、その第一的な聞き取り調査はいましばらくすれば一応終了して、第二段階に入る準備ができるように聞いております。

○池田(元)委員 この会社でもトップは、これだけの不祥事があつて、個別具体的に大きな問題ですよ、承知しているのが当たり前ですよ。私の言っていることは違いますか。

日銀の調査は大蔵省の調査と違ふわけですよ。私は、大蔵省をいづれもけなしてばかりいるわけではないのです。問題点を明らかにしたいと思つていゝるのですが、大蔵省は調査表というのをつくつた。ところが、日銀は調査表の提出もなく、単なる聞き取り調査なんです。こんなことでしっかりとした調査ができますか、突き合わせとか相手金融機関との確認とか。一言でお答え願ひたいと思ひます。

○松下参考人 ヒアリングでございますけれども、そのヒアリングのもとになつております資料は、各人がそれぞれの記録等をもとにしまして、過去五年間について作成をいたしました金融機関等との会食等のデータでございます。それは各人が作成をしまして、ヒアリングの際に提出をいたしております。

○池田(元)委員 どうもきのうの人事担当者の話とはちよつと違ひますので、私はこの問題をもつと明らかにされたいと思ひます。

要するに、調査表をつくつていないということでしたので、何か本人の手書きのものを出すというのでは、食い違つていますよね。今、服務担当の理事も呼んでいませんので、またこれは後で聞きたいと思ひます。

それで、調査は三月中にまゝと考えるといいのですか。

○松下参考人 第一次の調査はできるだけ早く締めくくりたいと思つております。ただ、その調査にはもう全く関係がない、問題がないという人も多数含まれていゝるわけでございますから、その中でさらにこれ以上もう一段調べる必要があるとい

うものを抜き出すところまでは、できるだけ今
おっしゃったようなふうに運びたいと思ってお
ります。

○池田(元)委員 次に、私は余り他人の懐をのぞ
くことはしないのです。また好きではありません
が、総裁が極めて重要な社会的責任のある公の立
場にいらつしやいますので、あえてお伺いします
が、総裁が大蔵事務次官退任以来取得した退職金
の額はどの程度か、お尋ねをしたいと思います。

総裁は、一九八四年六月、大蔵事務次官を退職
した後、八六年六月から太陽神戸銀行取締役任に天
下りをしました。翌年、すぐに同行の代表取締役
頭取に就任し、その後、三井銀行と合併して、九
〇年四月、太陽神戸三井銀行の代表取締役会長に
なり、さらに名称変更して、九二年四月、さくら
銀行の代表取締役会長、そして九四年六月、同行
の代表取締役相談役を務め、九四年十二月に退職
したというのが経歴と聞いております。

八四年六月の事務次官を退職する際の退職金、
さらに天下り先の太陽神戸銀行と合併行のさくら
銀行を退任した際の退職金の額をお伺いしたいと
思います。

○松下参考人 公務員を三十四年間勤務いたしま
して退職いたしましたときの退職金は、私、税込
みの数字はちよつとわからないのでございますけ
れども、当時、手取りの金額で三千万円をやや上
回る程度の金額であつたと記憶をしております。

それから、八年半の間、民間銀行に奉職しま
して、頭取、会長を務めました、それを退任い
たしましたときに受け取りました退職金は、これ
も手取りで一億六千万前後の金額であつたと存じ
ます。

○池田(元)委員 次のうから事前にお尋ねしてな
かなか数字が出てこなかったのですが、率直に出
されたので、了とさせていただきますかと思いま
す。

ただ、次官退任時の退職金は、大蔵省に聞きま
したら六千万円弱というふうに聞いたのですが、
何かあります。

〔并典委員長代理退席、委員長着席〕
○松下参考人 それは税込みの数字だと思いま
す。

○池田(元)委員 そして、総裁、余りこういうこ
とは僕、趣味ではないのですが、もう一言言わせ
ていただくと、日銀を任期満了で退任した場合の
退職金はどの程度になりますか。

○松下参考人 これは全く仮定の計算ということ
に相なりますが、今回、四月以後は退職金の支給
基準が変わりましたので、仮に両方の支給基準を
適用いたしまして五年間という期間で機械的に計
算をいたしますと、これは税込みでございますけ
れども、六千六百八十四万円と聞いております。

○池田(元)委員 年収とは別に松下さんは、大蔵
省退職時、さくら銀行退職時、これから任期満了
までやつた場合、合算すると二億五千万円の退職
金を取得されることになるのです、客観的な推定
として、大変な額ですね。これの評価を今この瞬
間に私はしようと思いませんが、ちよつとよく聞
いておいていただきたいのですが、それだけの退
職金を取得されるということがここで明らかにな
りました。

そして、退職金はまた後で話すことにして、私
は、松下さんの経歴からいって、まず大蔵省OB
B、それから民間有力銀行であるさくら銀行の会
長、そして日銀総裁、その三つの点について順次
聞いていきたいのです。

大蔵省OBとして総裁の考えを聞く前に、ま
ず、歴史は繰り返すと言いますが、一九七八年か
ら七九年にかけて公費天国問題というのがありま
した。当時、大分世間を騒がせました。当時の大
蔵省の調査でも、三十数人の職員が鉄建公団から
百二十二件の接待を受けた。あなたはその際、前
任の主計局長としての監督責任に加えて、「一
連の過剰接待の是正に官房としての対応に欠ける
ところがあった」として、長岡事務次官とともに
に、処分された九人のうちで最も重い戒告処分を
受けましたね。

それから、官房長として、最近少し引用される

「職務上の関係者からの会食等への招待には、原
則として応じない」という通達を出しました。こ
の事実関係、間違いないですね。

○松下参考人 おっしゃるとおりでございます。
ただ、私、そのときの処分の中には、主計局に
おりましたときの、何か受けた方というような事
実は入っておりませんでした。監督責任だけでご
ざいました。

○池田(元)委員 今正確に私は言つたつもりで
す、監督責任としていうのに加えて、官房とい
いますか網紀保持の立場から、最も重い処分を受
けたと。

あなたはその後六年間大蔵省に在職し、官房長
から主計局長、事務次官に上り詰めた。松下さん
は、過剰接待で重い処分を受けたばかりではな
く、今も引用される網紀保持の通達を出した責任
者ですね。あなたの名前が出ています、こういう
ものがありますね。しかし、あなたは出世したけ
れども、通達は空念仏に終わったわけですね。今日
の事態はそうでしょう。この一九七八年、七九年
の公費天国問題、これは、今日の接待漬け、モラ
ルの退廃のプロトタイプといえますか、原型がこ
こにあるのではないかと私は思います。

大蔵省OB、とりわけ事務次官経験者の責任を
問う声がありますが、その中でもあなたの責任は
重く思うのですが、いかがでしょうか。

○松下参考人 ただいま御指摘の網紀肅正に関し
ます通達は、私が官房長として発出をいたしました
ものでございます。

当時のいわゆる公費天国のときの問題の中心
は、いわゆる今日でいいます官官接待と申しま
すか、官庁から予算に関連して会食に招待を受け
る、その場合に相手先側で架空経費でこれを捻出
したというようなことがございまして、大きな問
題になったわけでございます。

私も、それが事案のものでございますけれ
ども、その機会に発出をしました通達では、官庁
に限らず、民間も含めた外部一般との交際につ
いての自粛の通達にいたしました。私といたしま

ては、当時、その通達の実施にいろいろと努力を
いたしまして、網紀肅正のための委員会を設けて
適用の実行に当たらせるといふようなことをや
つていたのでございますけれども、それから十九年
たちました今日、再び交際問題が生じたというこ
とは大変遺憾なこととございまして、当時の私の
努力にも足らざる点があつたかという感じを持
っております。

○池田(元)委員 この松下官房長発出の通達から
四種類ですが、その後大蔵省は出しているわけ
ですね。もう空念仏に終わっているわけですね。
松下さんは、余り言いたくありませんが、その後六
年間トップにいたわけですね。ですから、その責
任というのは免れないと私は思います。

次に、さくら銀行の会長としての責任をお尋ね
したいと思います。

あなたが太陽神戸銀行とさくら銀行に頭取、会
長として在任したのは、一九八七年六月から九四
年六月まで。その前後もありません、相談役とか
取締役とか。トップとして七年間君臨した。その
間あなたはどのような経営を行つてきたのか。

松下さんの前任者にも責任はあると思いま
す。しかし、今その銀行は、不良債権の処理が進
んでいないのが実情ですね。九七年九月初の不良
債権額は一兆六千六百六十八億円、公表不良債権
比率や貸倒引当金カバー率などが都銀の中でも見
劣りがすると言われている。そして、今度、公的
資金で一千万円の永久劣後債の買い取りを申請し
ています。上乗せ金利は一・五％以下で、都銀の
中で最も高くなつていて。この事態をあなたはど
う考えますか。

○松下参考人 私が銀行の頭取、会長を務めてお
りましたところを振り返りますと、当時の私どもの
最大の課題は、いかにしてこの合併銀行というも
のを本当に二つないし三つの銀行が融和をした銀
行組織に育て上げて、そして営業力を高めるかと
いうことが課題の一番大事なことと思いまし
て、これに熱中しておりました。

すから、貸し出しの審査等の体制の確立ということも努力をしまいたつたつもりでありますけれども、当時のいわゆるバブル期に入りまして、銀行が全般に過剰流動性を持ちまして、これの運用に四苦八苦をいたしておりました時代でありましたために、その結果として、後にバブルが崩壊をしまして、多くの不良債権を残すことになりましたのは、まことに遺憾なことだと考えております。

ただ、その後、各銀行も、さくら銀行を含めまして非常に努力を続けてまいりまして、今日おきましては、不良債権の処理に各行とも大体の目安をつけられるようなところまで戻ってきたというところは認めたいと思います。

○池田(元)委員 トップは結果責任があるということを持ち出すまでもなく、松下総裁は、さくら銀行が不良債権処理におくれをとった責任があるのではないですか。また、公的資金で資本注入を受ける以上、あなたの責任を不問に付すわけにはいかないと私は思います。

あなたは、頭取、会長として、多額の年俸と退職金を得ました。公的資金によって資本注入を受ける元の経営者として、少なくとも退職金ぐらひは返上するつもりはないですか。

○松下参考人 この支払いを行いました銀行そのものは、今日におきまして銀行としての経営を続けておりまして、その内容につきましては、非常に、何と申しますか、いろいろの急迫した問題を抱えているというような状況ではございません。

私は、その点につきましては、銀行側の判断を尊重してまいりたいと思っております。

○池田(元)委員 ちょっと角度を変えますが、あなたは、預金保険機構の金融危機管理審査委員会の委員の一人として、さくら銀行の会長等に対するヒアリングに加わったわけですね。一言確認したいと思うのですが。

○松下参考人 そのとおりでございます。

○池田(元)委員 あなたは、普通の考えでいっ

て、さくら銀行の申請を受ける資格があると思いませんか。

松下総裁、あなたには管理審査委員会は大変居心地が悪いのじゃないかと私は思うのですよ。銀行経営の責任を問われる立場のあなたが、その銀行の経営責任を問うことができませんか。これは世間の常識ですよ。そんなこと許されませんか。

○松下参考人 審査委員会の委員につきましては、法律の規定によりまして、私もこの委員の一員となっております。

そして、この金融機関の優先株引き受け等に関する承認に際して判断をいたす立場にあるわけでございますけれども、この判断をいたしますときの手続は、法律におきまして、現に在任する委員の全員一致をもって議決を行うということになっておりまして、審査委員会の委員が意思の表明を行わないで会議に欠席しますとか、あるいは議決に棄権をするといった場合には、この全員一致の条件を満たさなくなるという手続上の法律問題が生ずると理解をいたしております。

そういった枠組みの中で、私は審査委員会に出席をいたしました職務を行っている次第でございますけれども、私自身は、自分が民間銀行の頭取、会長でありましたことで、いささかなりとも私の審査委員としての判断がゆがむような、公正を欠くようなことがあつてはならないと常に自戒をしながら職務を行っております。

○池田(元)委員 そんな法律がどうか、心構えの問題じゃないですよ。こういうことは一般社会ではないことなのです。問題のあるプレーヤーがジャッジの立場に回る、こんなことがあります。よく考えていただきたい。

時間がありませんから次へ行きますが、先ほど少し触れましたが、日銀の現職幹部二人が都銀などから多額の飲食やゴルフなどの接待を受け、このうち営業局幹部が、一九九三年営業局に着任してから四年間、六行から七百万円を超える接待を受けていたと言われます。その際、日銀の企業短期経済観測調査、いわゆる短観や日銀の貸し出

し、公開市場操作の情報が漏れいたした疑いが強まっております。一両日中に司直の手が入るとい情報があり得ます。

世界の中央銀行で、先進国の中央銀行で司直の手が入ったところはないそうです。中央銀行の信頼を揺るがす事件になります。責任はどのように感じていらっしゃるか、お尋ねをしたいと思ひます。

○松下参考人 この日々の報道をされるいろいろな点につきまして、私も、調査を行い事実を把握し、そしてその中で都合が見えられた場合には、厳正に対処をすべきものと考えて対応をいたしております。それ以上に、さらにこの問題が発展いたします場合には、それはまだその事実が生じておりません段階で、いろいろとそれに対しまして申し上げることは差し控えておきたいと思ひます。

現在の私の考えは、こうやって命を受けまして日銀総裁の職にありますが、中央銀行としての機能を完全に果たせるように全力を挙げて職務の遂行に努めたいということ、それが私に与えられた責務であると思っております。

○池田(元)委員 まあ、いろいろ問題が残念ながら出てくるわけですね。

一九九三年はまださくら銀行の会長を務めていらしたわけですね。それで贈賄罪にさくら銀行が入っていたらどうなるのですか。これ一つでも問題があるのじゃないですか。

私がこれまで申し上げてきたとおり、総裁は、大蔵省のOBとして、現職当時、過剰接待問題で重い処分を受けたばかりではなく、空念仏に終わった綱紀保持の通達を出したその責任者であつたことが一つ。それからまた、七年前都市銀行のトップにありながら、不良債権の処理におくれをとり、公的資金による資本注入に至った経営責任は大変大きいと思ひます。さらに三つ目として、日銀総裁として幹部に対する重大な監督責任があります。

ごくごく常識的に考えて、総裁はみずからの出

処進退を明らかにすべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○松下参考人 厳しい御意見でございますが、しかと承りました。

○池田(元)委員 真剣に考えてください。

私は、改正日銀法の審議の際には、日銀を世界のデファクトスタンダードに合わせ、独立性、信頼性を高めるために対案、修正案を出しました。日銀の独立性と信頼性を何よりも重視する立場におります。新生日銀を後押ししようとした一人であります。

総裁は、経歴からいっても立派な方だと拝見いたします。大事に臨んで判断を誤ることはないと思ひます。大事に臨んで判断を誤ることはないと思ひます。大事に臨んで判断を誤ることはないと思ひます。大事に臨んで判断を誤ることはないと思ひます。

もう一言。私もこんなことを聞きたくはないのです。でも、これはやはりこの社会のフェアネスとかそういう立場から聞いているのですが、不祥事をめぐる調査は三月中にまとまるということ。また、改正日銀法の審議の際には、大蔵委員会の自民党の若手議員有志の賛同も得ましたが、四月から新生日銀が発足するのを機会に、人心一新、職員の意識改革のために総裁人事を行うべきだと我々は主張しました。年度内に決断されるよう申し上げたいと思ひます。お答えをいただきたいと思ひます。

○松下参考人 ただいまの御意見は、よく承りました。

一つだけ、今の、細かいことで恐縮でございます。先ほど、私は調査のときにメモを出していると申しましたけれども、それは、場合によってそういうものを使つたことでもありますけれども、全買出しているということではございません。それから、調査につきましては、三月いっぱいとしましたが、それは第一次的な調査の取りまとめの時期でございます。

○池田(元)委員 総裁が真剣に受けとめるという

ことを私は信じたいと思います。

そうして、この日本のまず大蔵省行政の失態、そしてそれが日銀に波及する、もう金融村は目を覆うばかりです。それを回復するために、やはり決断が大変重要だと思えます。ほかから言われるのではなく、特に権力のある政党の一角から言われるようなことは大変避けるべきことではないかと私は思っています。中央銀行というのは、それだけ大事な組織であるということをご自分自覚されるようお願いをしたいと思えます。

きょうは資本注入についてお尋ねをするつもりで参りました。松田理事長におかれましては、きのうまで大変御苦労さまでした。資本注入は私は全然賛成しておりますが、作業をやつて夜遅くまでやられたと聞いております。資本注入の理由等について私はぜひ聞きたかったのですが、時間がありません。一言申し添えれば、なぜ優良銀行、グッドバンクに国民の公的資金を入れるのか。しかも非常にいいまゝの基準、何でもありの基準ですね。何でもありです。

それで、上乗せ金利、ジャパン・プレミアム等があると金融機能に障害が起きるとされていいます。今、ジャパン・プレミアムは、これはもつとやりたいのですけれども、急速に下がつて〇・二五%ですよ。市場から資金を取れるのですよ。取れないときにはいろいろ考えることはあつていいでしょう。市場から取れるのに何でこんなことをするのですか。我々の公的資金を使つてやるわけですか。これを一言申し上げ、また別の機会にやりたいたと思います。

総裁も、ぜひまた、きょうの私の意見を聞いていただければ幸いに存じます。

○村上委員長 次に、石井啓一君。

○石井啓一委員 平和・改革の石井啓一でございます。

昨日深夜まで、金融危機管理審査委員会におかれて優先株等の引き受けの審査が行われました。その申請の一部について承認がされたときさの新聞等でも発表になつて報道されておりますので、

まず、この点についてお尋ねをしたいと思ひますが、昨夜深夜の決定でけさの質問ということでございますから、事前に質疑通告をしていない部分もございますが、よろしく願ひしたいと思ひます。

預金保険機構の理事長にお尋ねをいたします。まず、今回の審査でございませうけれども、駆け足審査じゃないかという批判もございませう。八日に五時間、日曜日御苦労されておりますけれども、八日に五時間審査をされた。九日、十日は、これは大臣の国会の方の時間が制約されているということ、委員会が終わつた後、九日には四時間、十日には五時間、これは夜遅くまで行つていただいたということでございますが、三日間合計いたしますと二十四時間の審査ということになります。申請されている二十一行について十四時間というところでございませうから、平均をいたしますと一行当たり四十分、こういうことでございまして、これだけの、合計いたしますと二兆にも上るこの公的資金を審査するには、私は、いささかやはり駆け足審査という批判も当たるのじゃないかなという思ひもいたしますが、その点、理事長いかがでございますか。

○松田参考人 お答えをいたします。そのような報道があることももちろん承知をいたしておりますが、私も審査委員会をいたしましては、事前に二回の審査委員会を開きまして、審査基準と経営の健全性確保計画の内容を決めて、その取り寄せなどをいたしております。会議の時間は、確かに今申されたとおりでございますが、その前後に、審査委員会を中心に、私どもの事務局の者が意見の集約に走つて回りまして、追加資料もお届けし、それぞれ意見をまとめ、追記資料も届けて、その席に臨んでおります。私どもとしましては、当面の目標が三月末を控えているということでございますので、もちろん慎重に時間をかけるということと、それから、とりあえず三月末に間に合わせなければ何の意味もないではないかという思ひと二つがありまして、

その中で一生懸命やらせていただいているということでございます。

○石井啓一委員 今理事長おっしゃる通りに、確かに決算期の三月末までに間に合わせなければいけない、こういう事情はわかりますので、私もこれ以上厳しく言うつもりはございませんけれども、ただ、一行当たり数百億ないしは一千億にも上る公的資金を導入するに当たっては、やはりいささか泥縄的という指摘を免れない。この点については、私申し上げておきたいと思ひます。

続いて、今回承認された中で、特に劣後ローンについて、申請額より承認額が大幅削減されている。特に日債銀については、劣後ローンを二千三百億申請をしていたということが報道されておりますけれども、それに対して全く認めなかつた、こういう結果になっております。記者会見等の中身を見ますと、劣後ローンが算入されるティア2が日債銀については現状で十分だったので、これは認めなかつたということでありませう。

これは確認をしたいと思うのですけれども、長銀の場合は七百億申請して四百六十六億認めていた。日債銀の場合、二千三百億申請して全く認められないというのはこのティア2が上限いっぱいまで来ている、こういうことなのかどうか。その点についてちよつと確認をしておきたいと思ひます。

○松田参考人 委員今お話しいただきましたとおりでございます。日債銀の場合にはティア2がいっぱいであつたということでございます。一方、日本長期信用銀行の方は、若干すき間がございますので、その部分だけ認めた、こういうことになりました。

○石井啓一委員 ところで、この日債銀については、経営再建中である、こういう状況でございますが、今期から五年間無配当という業績の予想もあつたところでございます。一方、審査基準を見ますと、申請金融機関の経営の状況が著しく悪化していないことの具体的な基準として、最近三年間連続して赤字決算ないしは無配当となつていない

こと、これが基準なわけですね。これは過去三年間無配当になつていない、こういうことが条件なわけですけれども、日債銀の場合は、過去はなつていないとしても、これから五年間無配当になるという業績予想をしているわけですよ。ということは、私は、やはりこういう予想をしているところに公的資金を入れるというのはどうかと思ひますので、その点についての議論はどういうことでございませうか。

○松田参考人 議論の中身をどこまでお話しできるかわかりませんが、概要についてお話ししますと、問題点としては、日本債券信用銀行が、今先生おっしゃつた御指摘の基準の一でございませうけれども、そういう条件を満たしているかどうかということ、まず判断をいたしました。

法令では、今先生おっしゃつたように、著しく経営の状況が悪化している場合となつておりますが、それを落とした審査基準では、三年間連続して無配当または赤字決算、こういうことでございませう。それで、日債銀の場合は、昨年四月に経営再建策を取りまとめておりまして、大幅な資本増強を図つております。その際の収益計画は、内部留保の拡充に重点を置くということでございませう。今年度の決算を拝見しますと、業務純益が、当初の計画が大体六百五十億のようだったので、それが千二百億に上振れをいたしております。大体好調に推移しているのであつたということと、今回の申請におきましては、配当を繰り込んだ収益計画が経営の健全性確保計画の中に出ておりますので、そういう点をいろいろ考えますと条件に当たる、こういうことで判断をいたしました。

○石井啓一委員 そういたしますと、今後業績が上向くだろう、こういう予想でということだと思ひますが、仮に三年間連続無配当になるような事態が今後生じた場合、これは結果として審査基準から外れるような銀行になつてしまふわけですね、その時点では、そういう事態が生じた場合、

これはどういふふうに対処するということになるのでしょうか。

○松田参考人 今回の法令と審査基準、あるいは健全性確保の計画の中には、罰則等のペナルティーはもろもろないわけではございません。

ただ、審査委員会としては、健全性確保計画を、これ以内閣の議決がございましたらば、了解が得られましたならば公表することになっておりますので、その世間に公表したものを経営者が守るよう努力するのは当然だろうと。なおかつ、審査委員会としては、その後もフォローをいたしまして、時に報告を求め、それから履行状況について公表できるといふことになっております。

私も、注意深くそれを見守って、いやしくも天下に公表した経営計画が仮に外れれば、それなりの覚悟をその経営者もとるのではないだろうか、そのように思っております。

○石井(啓)委員 今、理事長から経営改善計画の話が出ましたので、改めてお尋ねしたいと思っております。

今回、資本注入する前提として経営改善計画が出されているわけでありませうけれども、この経営改善計画が実行されるための担保といふのはどうなっているのか。特に、実行されない場合のペナルティー、法令的にはございませうけれども、実行されない場合のペナルティーといふのはどういふふうに考えているのか。この点について、理事長、お願いします。

○松田参考人 若干繰り返して大要を述べさせていただきますけれども、まず、法令上、罰則等のペナルティーがないといふことは先ほど申し上げたとおりでございます。

私も、法令に従って審査基準をつくっておりますので、その中で最大限履行状態を確保する、きちっとした形で確保するといふことで、審査に当たっては、例えば不良債権であれば自己査定資料も取り寄せて、なおかつ、検査、審査をしておられる当局側の委員からも意見をいただいているいろいろな審査をして、真実かどうかの判定の材料にいたして慎重にやっているわけですが、その後のことは先ほど申し上げたのと同じでございます。事後のフォローをいたします。なおかつ、場合によつては公表することもあると考えております。

そういう私どもの審査委員会の仕組みと、御当局の監督や審査の成果と申しますか、その仕組みが相まって健全性が保たれていくのであろう、このように考えております。

○石井(啓)委員 これだけの税金を投入するわけですから、当然、これは経営改善計画を実行してもらわなければいけないわけですね。そのフォローをする、そのフォローの状況も公表していくといふことで、あるいは当初の計画も当然公表するといふこととおのずからそういうことが促されるだろう、こういうお話かと思うのですけれども、逆に言うと、罰則、ペナルティーでもってその実効性を担保するといふのは、それは残念なことではありますけれども、そういうことで努力を促すといふ面もございませう。

先ほど理事長は、当然そういう覚悟でもってやりになっている、こういう発言ではありませうけれども、もし実行されない場合、どういふ措置をお考えになっていきますか。

○松田参考人 委員の御指摘のとおり、現在罰則その他のそういうペナルティーはございませうけれども、私どもやれることは、預金保険機構の審査委員会として、先ほど申し上げたように、場合によつてはそういう不遵守の状態を公表することになる、こういうことでございます。

○石井(啓)委員 それでは、優先株、劣後債等の発行条件、今回もう承認をしたわけでありませうけれども、この発行条件がどういふふうに決まったのか、この点について御説明ください。

○松田参考人 申請されました優先株なり劣後ローン、劣後債の金額については、先ほど申し上げたような基準が一つございまして、その他いろいろな要素を考えて決めているわけでございますが、発行条件、配当の利率、それから金利回り、

それにつきましては、客観性、合理性を持たせるために、当委員会の審査だけではなくて、専門的知識を持つていらっしゃる機関に鑑定と申しますか評価をお願いいたしまして、その評価の結果も踏まえて、審査委員会が厳正に審査をしております。

と同時に、発行条件でございますから、発行体の銀行が最近出されたような実績があればそれも参考にしますので、資料の取り寄せを行って、そういうことも総合判断した上でそういう発行条件を決めさせていただいております。

○石井(啓)委員 今回も確かに、承認された四行を見ますと、優先株について、それぞれ一株当たりの配当に大分差がついております。新聞等に出ておりますけれども、大分差がついている。第一勧銀で年〇・七五％ですか、日債銀だと年で三％ですね。それだけの差がついているといふこととございませう。

ちなみに、各銀行から申請をされている申請の内容を公表するお考えがあるかどうかと確認をしたいと思います。大蔵大臣及び内閣総理大臣の承認後に経営改善計画の各行の計画を発表しますね。なおかつ、審査委員会での議事要旨あるいは議事録等も公表する。同時に、各行から申請されている内容もこの際公表されてはどうかと思うのです。

もう公表されているというのか、新聞でほとんど発表されていますから半ば公表されているようなものでございませう。ただ、今申し上げましたように、発行条件が申請されているのと実際にどうなっているのか、そこでもってどういふ審査が行われたのかというのが我々にもわかるわけでありませうし、審査委員会での透明性、公平性をやはりきちんと公にするという意味でも、この審査内容を公表されるというのを御検討いただきたいと思います。

○松田参考人 先生御案内のとおり、私、六人の審査委員の一人でございます。ただ、事務局を預かっております預金保険機構の責任者でもござい

ます。

ただいまの御意見については、非常に難しい問題でございます。それぞれ金融機関の、例えば発行条件についての申請状況自体もかなりマーケットに響く問題でもありませうし、私たちが取り寄せているいろいろな資料の中には、よそに漏らさないといふことを条件としていろいろお聞きしているところもあるわけでございます。

そうでございますけれども、私ひとり決めるわけではございませうので、持ち帰りまして、委員長にそういう御意見のあったことを報告いたします。

○石井(啓)委員 ぜひ御検討いただきたいと思うのです。議事要旨、議事録も公表するといふこととありますから、その中でも数字を挙げて御検討なさっているといふことだと思ひますし、またあえて言えば、銀行の言いなりになつていないといふことをちゃんと示すといふ意味でも意義があるのじやないかと私は思ひますので、これはぜひ持ち帰っていただいて、審査委員会の中で御検討いただきたいと思います。

それでは、大臣にお聞きをいたします。

今回、二十一行申請されているわけでございます。申請の内容は公表されていませんが、新聞で発表になっておりますので、二十一行、公的資金で資本注入、この申請がされているわけでありませうが、報道されている申請の状況を見ますと、大手銀行十九行のうち十八行が申請をしている。特に都銀については、その申請額がほぼ一千億程度で横並びといふふうに報じられております。実際に、第一勧銀は九百九十億といふことで承認を議決されたようでありませうけれども、こういう横並びの申請というものはまさに護送船団方式そのものだといふふうに思ひますけれども、大臣はいかがお考えですか。

○松永國務大臣 お答えいたします。

委員今仰せのように言う方もいらっしゃいますけれども、実際のところ、大蔵省が、申請したいと思う銀行に対していろいろな関与をしたことは

ありません。

また、

また、

また、

また、

また、

全くないのでございますから、これは、申請銀行が文字どおり自分の判断で申請をしてきたと私は見ておるわけです。

申請の内容についても、ある銀行は優先株、ある銀行は劣後債あるいは劣後ローン、注入を受ける受け方についてもそれぞれ差がございます。

同時にまた、注入を受けるというのは、よく御存じのとおり、補助金とか支援金を受けるわけではございませんから、優先株の場合には配当について優先して配当する、そういう銀行側の負担があるわけですね。あるいは劣後債、劣後ローンにしてもしかりでありまして、それなりの金利を払っていくということでありまして、それぞれ銀行が自分で判断された、これは間違いないところだというふうに思います。

○石井(啓)委員 大蔵大臣の立場で、それは大蔵省が関与したなということも口が裂けても言えないとは思いますが、ただ、申請の状況の結果を見ますと、本当に横並びですよ。

確かに、都銀では劣後債あるいは劣後ローン、第一勧銀は優先株と手法は若干違っておりますけれども、その金額がほとんど横並びの一千億というふうに報道されておりますし、また、先ほど池田委員の質問にもございましたが、本来、公的資金を要請しなくても市場で十分自己資本が充実できるような優良行も一緒に申請をしております。

これは金融二法の審議のときにも随分議論をいたしましたけれども、やはり優良行以外の銀行が申請をすれば、その銀行が経営不振というレッテルを張られかねない、こういうことから、これは優良行がおつき合いをしているというふうになさざるを得ないのでですね。そういうやり方というのは、まさに船足の遅い船に合わせて船団を組んで進んでいくという護送船団方式そのものだ、少なくとも申請の状況を見る限り、私は、これは護送船団方式そのものではないか、こういうふうに思っています。大臣と見解が違いますから、これ以上やりとりはいたしません。

経営改善計画を出されていますね。私も、申請した内容を正確には把握しておりませんが、報道でもいろいろ伝えられております。大臣は、これらの銀行のリストアップというのが十分なものとお考えになつておられるのかどうか、この点についてお伺いします。

○松永国務大臣 お答えいたします。

申請銀行は、経営健全化計画というものを具体的に文書として審査委員会に提出する。その経営健全化計画につきまして、相当厳しく審査をしたわけでありまして。

申請行としては、リストアップ計画、これはすべてについて本来はみずからの判断でやるべきことであると思いますし、そして、それが適正妥当であるかどうかというものは、実は株主総会の評価の対象になるという事柄でありますけれども、しかし、それを前提にしながらでしうけれども、相当この機会にリストアップをやるべきだと。実際の話、役員の実賞その他の別として、職員の給与水準を引き下げる、あるいはまた人員の整理をする、人員の削減を図るなどというのは、従業員との関係でいろいろ苦勞もあろうかと思つてありますけれども、この機会にリストアップをして自分の銀行の体質を強化したい、そういう気持ちでのリストアップ計画だと私は思うのでありまして、相当努力した跡が見られるというふうに私は見ました。

○石井(啓)委員 ただ、公表されてますリストアップ策を見ますと、他の産業界から比べますと、まだまだ不十分だという声もございまして。

また、このリストアップ策自体も横並びなんです。今後、日本型金融ビッグバンを迎えるに当たって、私は、公的資金を導入する云々という前に、まず銀行みずからが海外の金融機関と対等に戦うような体質をつけるために努力をしなければいけない問題だと思つておられるけれども、やはり今の見えてくると、本当にこれで海外の金融機関に立ち向かえるような競争力がつくのかしらと。やはり横並び主義で、本当に厳しいうリストアップ策が出されていくのではないかと。金融二法のときに随

分心配しましたけれども、モラルハザード的な状況に陥つておられるのではないかと。そういう懸念がございまして、その点については指摘をしておきたいと思つておられる。

それから、三月五日の申請によって、今回決めた四行だけではなくて二十一行分の申請によって、貸し流りの解消にどれだけの効果を見込んでいるのか。貸し流りと全く正反対ですけれども、逆に今度は不良債権の処理にどれだけの効果が見込まれているのか、この点についてちょっと大臣御答弁ください。

○松永国務大臣 私は、今回の資本注入を受けることによって、どれだけ金融の円滑化、俗な言葉で言えば貸し流り解消のための措置がなされるのかということとは、私が一番関心を持っている点でありましたから、ほとんどの銀行の責任者にその点を指摘しておきました。

それで、今委員御指摘のとおり、不良債権をふやす結果になるような貸し付けはしてはならぬことであるけれども、自己資本が充実にされてくれば、その分によさしく融資は拡大をしていくといふ、いろいろ数字を挙げての説明もございました。私は、これによって貸し流りの解消に大きく資するものだというふうに判断をいたしました。

○石井(啓)委員 各行から提出されておられる計画の中には「金融の円滑化」という項目で具体的な方策もございまして。この中で、例えば今回の二兆一千億程度だと具体的にどれぐらいの金融の円滑化の効果があるかというのは、これはわかりません。その点についてはどうなんでしょう。

今、決定しているわけではありませんが、議論をしたわけではありませんが、今御紹介しました健全性確保のための計画は、御提出いただいた上で公表されますので、審査委員会におきまして、これはフォローをさせていただきます。私も監督当局も、これについては十分注意を持って見てまいりたいというふうに考えております。

ただ、この問題につきましては、数量的に幾らというのなかなか難しいと思つておられる。だから、どういふ考え方でそういった問題に対処するかというのをできるだけ具体的に書いてほしいというところをお願いしてございまして。

それで、それは決定されまして、その後公表されますので、それを知らないだということにならうかと思つておられるけれども、数量的な、幾らふやしますというの、それはなかなか難しい議論だと思つておられる。

○石井(啓)委員 本来、当初のこの金融安定化措置法案の趣旨は、貸し流り解消ではなくて金融不安を安定化するというところでありまして、自己資本充実ということでございますから、貸し流りの解消効果というのは副次的な効果だと思つておられるけれども、その後のいろいろな議論の中で、やはり税金を投入するんだから、中小企業が今運転資金の借りられないこの非常に厳しい状況の中で、貸し流りについても緩和されるようにすべきだという議論が大きく起つてきました。

総理も金融界の代表に会つてそういう点について要請をされる、こういうふうに向つておりますので、経営健全化のための計画、リストアップもフォローするということでございますけれども、ある意味では、自己資本を注入した後の金融の円滑化についても私はこれはきちんとフォローすべきだと思つておられる。額としてどういふことになったかというの、なかなかわかりにくい点があるかと思つておられる。そういうふうな点をきつとフォローすべきだと思つておられる。その点について、局長どうですか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

今御紹介しました健全性確保のための計画は、御提出いただいた上で公表されますので、審査委員会におきまして、これはフォローをさせていただきます。私も監督当局も、これについては十分注意を持って見てまいりたいというふうに考えております。

○石井(警)委員 じゃ、その点についてよろしくお願いをいたしたいと思ひます。

もう時間が参りましたので、実はきょうはG7についても質問をする予定であつたんですが、自己資本の方で終わってしまいました。G7については、予算委員会のは自由党の二見委員とのやりとりの中で、IMFの見方を我が国が認めたか認めないかということで随分激しいやりとりがございましたね。結果として、榊原財務官の御説明によりますと、事前の事務当局におけるやりとりの中で、ほかの国は日本について財政刺激が必要だという見方をする国もあつたが、我が国はそういう見方をしなかつた、IMFがそういう見方をするということについて認めたんだ、こういうことでございました。

最後に一問ちよつと大臣にお尋ねをしますけれども、このG7に先立つてアメリカのルービン財務長官と会談されていますね。その会談の中身が報道されていますけれども、ルービン長官が、日本の九八年度予算は景気に対して抑制的になっている、減税、公共事業の前倒しが終わったとき日本がどうするか世界が懸念している、こういうふうに述べたというふうに報じられております。

それに対して大臣は、これも報道によりますと、いろいろな日本の二兆円減税とかあるいは三十兆円の公的資金の投入だとか、自民党の方でおまとめになった第四次の経済対策とかそういうことを説明された後に、内外の情勢に応じて適切に処理するというふうにつけ加えられたと。これは報道でございませうけれども、そういうやりとりが事実かどうか。

内外の情勢に応じて適切に処理するというそのことは、私は、アメリカ側には追加的な財政出動を示唆するというふうに受けとめられたんじゃないかと思ひます。その点について最後確認をして、質問を終わりたいと思ひます。

○松永国務大臣 お答えいたします。今委員の申されたことの中で、内外の情勢に応じて適切に対処するということが違つてす

な。あとは委員申されたとおり。

実は私は構えて行きました。相当厳しい要請があるだろうということを想定して、構えて参りました。したがって、私の方からむしろ積極的な、二兆円減税は二月、三月に集中的に一兆円減税するんですよというふうなことから、あるいは補正予算、公共事業前倒しも含めて早急に二兆五千億円やるんですよとか、あるいは三十兆の公的資金を使って、そして日本の金融システムの安定化を急いでやりますよとか、そういうことを私の方から構えて先にはばんばんやつたわけであります。それでどうかということになったというふうには私は理解をしておるわけであります。

○石井(警)委員 時間が参りましたので、終わります。

○浜田(靖)委員長代理 次に、小池百合子君。

○小池委員 自由党の小池百合子でございます。大臣の所信に關しまして、きょうは日銀総裁にも御足労をおかけいたしております。幾つか御質問をさせていただきます。

昨日、たまたま今来日中のシブブリー・ニュージランド首相にお目にかかりました。大胆な行政改革を実行して、そして今、国際競争力が急激に上がった国として日本でも大変注目されたところでございます。ただ最近、オーランドの中心街で停電が起つていて、行革のやり過ぎじゃないか、規制緩和のやり過ぎではないかというふうなことで、また別の意味で世界からの注目を集めているところでございます。そのシブブリー首相がおっしゃつたのは、その国の問題点が世界中に知られると、まさに信頼感を一気に失つてしまふんだな、怖いことだな、こういうことは氣をつけていかなければならないというふうなことをおっしゃつていたのを大変印象深く思ひました。

そこで、我が国の場合でございますが、大臣に何かね私どもが指摘もしくはお伝えしております。また、いろいろなところで耳にし目にされております海外のマスコミの論調でございますが、日本に対してはまことに厳しい論調がずつと

昨年来続いているわけでございまして、ウォールストリート・ジャーナルではブレンデッド、脳死状態にある。日本がブレンデッドである。そして日本の政策はバーチャルポリシーであるという指摘もございまして。仮想政策というふうな厳しい指摘がございまして。

また、過日のニューヨーク・タイムズでは、橋本総理を煮え切らない執事、スチュワードという表現を使っているわけでございまして、このような表現で今の日本政府の経済政策、そしてそのリーダーシップのなさということを辛らつに書き記しているところでございまして。

一番新しいところで、フライング・タイムズで政府の小出しの経済政策についてストリップ・ティーズという言葉を使つて、最近話題のお店のことなんかもつい想像してしまふわけでございませうけれども、そういう本当に一国に対してこんなに厳しいことを言うのかというふうなことで書き記しております。

また、同じくフライング・タイムズ・タイムズの一、二番新しいところでは、日本の経済政策にはいらつく、またその政策を理解することは極めて難しい、これは日本の神を理解するよりもなお難しいというふうな表現まで使っているわけでございまして。

つまり、こういったことが海外での論調になればなるほど、ますます日本への信頼というものが損なわれる。これは全く違つた話でございますが、今回の公的資金合戦で三十兆円というふうなお金の額がいろいろと言われておりますけれども、日本の世界に対しての信頼ということはお金の額にはあられさせませんけれども、この間の大蔵省そして金融機関等々の不祥事の問題、そして経済政策の過ち、そして迷走状態にある今のこの景気等々を含めまして、これら全体が、日本に対しての世界からの信頼に類にはもう全くあられさせないほどのマイナスになっているというふうに思ふわけでございまして。

大臣、いかがでしょうか。こんなに書かれていて恥ずかしいと思ひになりますか。

○松永国務大臣 お答えいたします。

委員今御指摘のように、日本に対するいろいろな外国のマスコミによる発言という記事があるということは、私もある程度承知しております。

しかし、どうでしょうか。この日本という国は脳死状態でしょうか。我が国の経済は、残念ながら停滞状態にあります。それを克服して安定した成長路線に乗せることができるように、今、日本では真剣に取り組んでいるわけでございまして。G7の会合でも、先ほど委員が申されました三十兆の公的資金を使って日本の金融システムを安定化させる、このことについては、G7の発表にもありますように、日本が厳しい状態から回復していくために、日本が金融の強化が大事だ、こういうふうなことで、日本の努力は評価する、こうなつておるわけであります。

私もとしては、外国のいろいろな報道は参考にしなから、一日も早い不況からの脱出ができるように頑張っていくのが私たちの務めだ、こう思つておるわけでございまして。

○小池委員 精神論はよくわかりました。しかし、実際には、マスコミの論調は、私はある意味で、日本のマスコミもそうでございますけれども、的を射ている。どういふ表現を使うかは別ではございますけれども、海外のマスコミ、論調などを見ても、まさしく私もこれがこれまで主張してきているようなことを主張し、ですから、これは外圧とかそういう意味ではなくて、我々の主張を論調として載せているようなところがございまして、本来、脳死などと言われる前に、もっと本当の意味の経済政策をしていただくことがすべてのポイントではないかというふうな思ふわけでございまして。

また、海外のマスコミだけではございませんで、先ほどのバーチャルポリシーという言葉も、あのサマーズ財務副長官もお使いになつていて、バーチャルポリシーでは不十分であるというふうないら立ちを述べておられることをつけ加えてお

きたいと思ひます。

この後、時間がいよいよ少なくなつて、それぞれポイントの伺ひをさせていただきます。三塚大蔵大臣が、松永蔵相が御就任前、突然おやめになりました。もう一度振り返つてみたいのですけれども、松永大蔵大臣は、三塚大蔵大臣がなせおやめになったのか、もう一度確認をとらせてください。

○松永国務大臣 お答えいたします。

三塚前大臣の心境については、私自身が三塚さんから直接承つた言葉は、事務引き継ぎのときに、自分がすべての責任をとつてやめるのだ、このことを重く受けとめて、私からの友人であります、大蔵改革を断行して、内部調査も徹底してやつて、厳正な処分をして、そして大蔵省を生まれ変わらせてもらいたい、それによつて大蔵省に対する信頼をぜひとも回復させてもらいたい、こういったことを私は引き継ぎのときに三塚前大臣から言われました。大蔵省改革をやり遂げる途中でやめざるを得なかつた悔しさも私はにじみ出ておつたような気がいたしますし、何としてでも改革をやり遂げてくれという強い熱意を私はしっかり受けとめたわけでありました。

同時にまた、三塚前大臣、やめる少し前に金融服務監督官という制度をつくつていただいて、それを中心にしながら、従来からある服務管理官と相提携して内部調査を徹底するようにということも言われました。大事なことだと思つて、そのことが実のあるものになるように、今一生懸命頑張つていこうと思ひます。

〔浜田(靖)委員長代理退席、委員長着席〕
○小池委員 今大臣は、三塚前蔵相がすべての責任をとつていこうとおっしゃいました。すべての責任とは何でしょうか。

○松永国務大臣 それは三塚さんの言葉でありますから、そのとおり私は今申し上げたわけでありまして、いろいろな中ではあつたろうと思ひますけれども、三塚前大臣の言葉はそうでございますし

た。大蔵改革の途中でやめることになつた残念さにもにじみ出ておりましたし、それからまた、この事態を長く放置しておけば大事な補正予算等の成立にも支障がありはせぬかな、あるいはまた気分一新の気持ちもあつたかも知れませんが、いずれにせよ三塚さんの言葉でありますから、私はいろいろな意味で受けとめて、大蔵改革を断行したんだ、こう思つたわけなんです。

同時にまた、私に引き継ぐことになつたその内容、改革とそれから内部調査を徹底してやつて、そして綱紀の一層の徹底、こういったことを言われましたので、それをしっかり受けとめて頑張つていかなければならぬ、こう思つていこうと思ひます。

○小池委員 お話が長いので、短くお答えいただければと思つておりますけれども、すべての責任をとつてやめざるを得なかつた。だから、要はやはり不祥事の問題です。重なる。であるならば、今キャリアの方が逮捕されてということ、また新たな不祥事が出来た。そのたびにわかつていけるという現実問題もありましようけれども、また松永大蔵大臣、今同じ立場に立たされておられるのじゃないのでしょうか。御認識はいかがでございますか。

○松永国務大臣 金融検査の職務に従事しておる者二人がさきに逮捕されて、起訴されたわけでありまして、今委員御指摘のとおり、その後二人のキャリアを含む職員について逮捕がなされました。これは大変重要な受けとめなければならぬ、こう思つておるわけでありまして、その点は深くおわびを申し上げる次第でございます。

私は、三塚さんから事務引き継ぎを受ける前に、総理から、三塚さんの後を受けてぜひひとつ大蔵省の徹底した改革を進めて、そして大蔵省の信頼を回復するように、同時にまた、三塚さんがやりかけた内部調査の徹底、問題ある者についての厳正な処分、こういったものもしっかりやつてもらいたい、それを通じて大蔵省の立て直しを図つてもらいたい、こう言われました。その総理の言

葉と三塚さんが私に引き継いでくれたこと、それを大事に受けとめて、その任務をそれこそ命がけで遂行していかなければならぬ。私は現在はそのような心境であります。

○小池委員 心境ばかり伺つていても仕方がありませんので、次のポイントに移らせていただきます。

今回の不祥事に絡みましても、さまざまな裁量行政が問題になつていまして、大蔵省としましては金融監督庁ができるということで、大蔵省と切り離してという話でございますけれども、現時点ではそちらの準備が進んでいるかと思ひます。

そこで、せんだつて官房長官の方から、千人規模の体制が必要なのではないか、予算の方では二百五十人規模ということが出ていまして、大蔵省は、いや、数よりも質の問題である、そういうやりとりが予算委員会でしょうか、あつたかに聞いているわけですが、総理府の方、今、現状、どういふ準備が進んでいるのかお聞かせください。

○岡本説明員 お答えいたします。

委員御指摘の総理の御発言、官房長官の御発言でございますけれども、官房長官の御発言の趣旨ということにつきましては、まず基本的に、総理も言われたような検査の基本的あり方の見直しを踏まえて、検査体制の計画的な整備に努めていくことが必要という御趣旨で御発言がなされたといふことは受けとめております。

いずれにしても、私も設立準備室としては、予算にも種々盛り込ませていただきましたことを踏まえて、六月の発足を念頭に置きまして今鋭意準備を進めていこうと思ひます。

○小池委員 私、前回質問に立たせていただいたときも、例えばアメリカの例ですと八千人体制でやつていまして、SECであるならば、職員が二千六百名、うち弁護士が一千人、そして会計士が百八

十人。それに対して日本の場合は、これは証券取引監視委員会の例でございますけれども、職員が二百名のうち、法曹資格を持った者がわずかに四人というようなことでございます。よつて、質とともにも人数を確保していかないといけない、これは、これからの透明な金融の行政を進めていくのに不可欠であらうというふうに私は思つておりますので、私は、こういう方向に行くべきではないかというのを改めて主張したいと思ひます。

三番目に、私は、これはいまだにひつかかつていてどうも解せないもので、きょうは日銀総裁にお出まいたしておりますので、山一証券の問題について伺ひさせていただきますと思つております。

まず、総裁、いわゆる日銀特融でございますけれども、この貸出残額は現時点で一体幾らになつていまして、どういふ状況でございますか。

○松下参考人 お答え申し上げます。

現在、日本銀行が実行いたしております日本銀行法第二十五条に基づいていわゆる特融の残高は、二月の末には三兆三千五百六十六億円でございましたが、昨日、三月十日時点では約三兆四千億円となつております。

○小池委員 それでは、そのうち山一には幾ら行つていまして、どういふ状況でございますか。

○松下参考人 山一証券向けは、昨年の十一月ぐらには一兆二千億程度でございましたが、現在では約五千億程度になつております。

○小池委員 一兆二千億で、現時点で五千億といふことは、七千億のバックがあつたといふことなんです。

それで山一が日銀特融を受けるときなんです、これは山一の口座に入れられるのですか、それともどういふ経路をたどつて特融といふのは行われるのか、お願いいたします。

○松下参考人 山一証券向けの特融は、富士銀行経由で行つております。富士銀行は、山一証券との日常の取引関係がございまして、山一証券の資金繰りを非常に迅速に把握できる立場にござ

いますので、富士銀行を通じて貸し出しという手続をとっております。

○小池委員 今まさに山一証券は清算に入っているわけでございますね。そこで、清算に当たっている人たちにいろいろ聞いてみますと、特融が本当に入ったんだらうかというような疑念を持っている方がおられるんですね。

だから、私はこの辺のところがわからないと言っているところなんですけれども、富士銀行がメインバンクの役割をしている。つまり、日銀から富士銀行に入る、そしてそれが山一の方に日銀特融として使われるということでございますけれども、ちょうど年末というところ、富士銀行のみならず大変な時期であったのではないかと思っています。

では、富士銀行の方は、山一証券の特融の部分のどれだけがどういう形で使われてなどということについては把握しているんでしょうか。

○松下参考人 今回のこの山一に對します特融の対象となりますのは、例えば顧客資産の返還や約定済み取引の決済、海外業務からの円滑な撤退のために必要な資金等でございますが、この金融をつけます際に、これが、本来の目的に沿って、しかも必要最小限度、効率的に使われてまいること、私どもはやはり保証を受ける必要があると思っております。

そこで、この山一証券の財産管理を確保しますために、証券業協会が選任いたしました顧問委員会、公正中立な方々、弁護士さんが委員長でございますが、顧問委員会を設けて、この方々が山一証券の支出を一々検討いたしまして、これは特融を受ける対象としてふさわしいという承認を受けられたものが日銀の融資対象に上がってくるわけでございます。

○小池委員 一兆二千億が出て、そして今五千億ということでは七千億、こういう日々の動きであるとかそういうことに対して、日銀はきっちりフォローしておられるんでしょうか。

○松下参考人 日銀におきましても、営業局の担

当でございますが、山一証券から所要資金の規模、内容につきましての見直しは随時聞き取りをいたしております。

○小池委員 そもそも私は、この根本問題からなかなかよくわからないのですけれども、結局、そういう形で日銀特融が出て、そして今自主廃業といいますが、これからの整理がされているところと、そこでございますが、資本金四千五百億、そして簿外債務が二千六百億と長野証券局長がそのとき記者会見なさいました。一千九百億の資本が残るわけでございますね。だから、債務超過ではないから日銀特融が受けられるというように御説明だったと思うのですが、そうすると、この後五千億戻ってきて、その後の見直しはいかがなんでしょうか。これは証券局長の方からお答えいただけますか。

○長野政府委員 お答え申し上げます。ただいま御質問に含まれておりました数字につきましては若干補正をさせていただきますと、昨年の十一月二十五日の段階で山一証券が有価証券報告書の追加の報告書を出しておりますけれども、その段階では、他の債務も含めまして資本勘定の残りは一千億ということになっておりますから、十一月二十五日現在では一千億の資本超過という状態でございます。

その後、山一証券は債務の整理にかかっておりますけれども、率直に申し上げれば、収入がゼロという状態で、人件費、物件費その他を支払いつつ今整理いたしておりますし、そのほか市況の変動要素とか、関連会社の整理に伴います負担とかいうことが現在進行中でございまして、この一千億を減らす要素というのは多々ございしますけれども、現時点で債務の超過になっておるとい認識は持っております。

○小池委員 いろいろな市場関係者に私も聞いてみているのですけれども、本日に山一に對しての日銀特融だったのか。先ほどありましたように、富士銀行の口座を通るわけですね。そこで別の目的があったのではないかという懸念が、どうし

ても私は拭ききれないのですよね。そんなことはありませぬか、長野局長。

○長野政府委員 ただいまのお尋ねは、私自身初めて耳にします御懸念でございますけれども、ただいま總裁が説明されましたように、富士銀行、それから、あわせて興銀と東京三菱、この三行、これは四十年当初の山一証券に對する特融のときと同じメンバーでございますけれども、そういうものの管理のもとに、それをスルーして、そして、先ほど申しました顧問委員会のチェックという中で融資が実行されておまして、他の目的に流用されるという余地は全くないものと考えております。

○小池委員 時間が参りました。この問題は、公的資金の十三兆プラス七兆というふうなものと同じように、日銀がお金を刷るだけで済むのかどうなのか、マネーサプライとの関係はどうなのか、非常に広範な問題をまだまだ抱えているかと思ひます。

これからの金融ビッグバンにおいてさまざまなケースも今後考えられるかと思っておりますので、きょうはこのあたりで終了させていただきますけれども、さらに次の機会にお聞きしたいと思っております。ありがとうございます。

○村上委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

昨日、大蔵大臣も出席されました預金保険機構の金融危機管理審査委員会で、優先株を発行する四つの銀行について公的資金による引き受けを承認をされたということでありますが、この三十兆円の銀行支援策に関連をしまして、今国民の中に、贈賄した銀行にも血税を投入しているのか、こういう怒りが広がっているわけでありまして、資本増強のための公的資金を申請しましたのは二十一行、うち大手銀行が十八行であります。このうちの半数の九行が接待汚職事件に関連をしておりますわけでありまして、都市銀行だけ見ましても、十行のうち七行が関与しているということであ

ありまして、まさに底知れない贈賄疑惑であります。

そこで、大蔵大臣にお聞きしたいわけですが、二月二十七日の衆議院予算委員会が我が党の春議員の質問に答えられて、「不祥事を起こした金融機関について、行政処分等が存続しておれば別ですけれども、そうでない場合については、ただそれだけで受付の対象から排除するということなどはしない」という趣旨の答弁をされたと思ひますけれども、この答弁は御記憶がおりますか。

○松永國務大臣 お答えいたします。今委員仰せのような答弁をした記憶はあります。それはどういふことかというところ、銀行の行員が贈賄に該当する接待をしておったということ、これは大変遺憾なことでありまして、これは厳しく指導されなければなりません。

ただ、今回の銀行に對する自己資本充実のための公的資金の活用による資金の注入というのは、個々の銀行のための措置というよりは、日本全体の金融システムの安定化のためだということでありまして、したがって、個別の金融機関の問題とは切り離して対処すべきであるということが、審査委員会の基準づくりのときに定められたところでございます。

もちろん、審査委員会で基準を定められたときに、どういふ銀行が対象になるかということがまず決められ、要するに申請の基準、受け皿銀行なにかという基準だ、一般行ならこういう基準だということがまず決められ、そして同時にまた、あの法律の二十四条でございますが、申請銀行は経営健全化に関する計画書を出すべしという規定があります。

その規定に基づく計画書の内容、それについて厳しい内容が、実は出さなければならぬわけでありまして、その中で、銀行の社会性、公共性にかんがみて、きちっとした対応をしていくということ、その具体的な方策についても計画書の中で明記すべし、こういうふうな定められておりま

す。その方、今の問題についての今後のきちつとした行動というものがチェックされるというふうには私は見ておるわけでありませう。

○佐々木(憲)委員 予算委員会での答弁については、大体そういう趣旨だというふうには先ほどお答えになったわけでありませうが、つまり「行政処分等が存続しておれば別ですけれども」というところが、大変重要な答弁だったと私は思っております。

昨日、審査委員会での公的資金の投入が承認されました第一勧業銀行の場合は、総会屋への不正融資で起訴され、現在、営業停止などの行政処分を受けているのじやありませんか。第一勧業の処分というのは、これはいつまででしょうか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

ちよつと今手元に数字がありませんから正確には申し上げられませんが、措置のうち一番重い部分が半年、それから一年をまたがるものもありました。そのまたがっている部分が、たしか八月まで続いているかと思っております。

○佐々木(憲)委員 具体的に言いますと、銀行法第二十六条に基づく行政処分を受けているのは、第一勧業がことしの八月五日までであります。したがって、松永大蔵大臣が御答弁になりました行政処分等が存続しているわけでありませうから、第一勧業というのは、この公的資金の対象から外されて当然だと思っております。

ところが、昨日の審査結果を見ますと、都市銀行の中でこの第一勧業がどの銀行よりもいち早く真つ先に承認されている、こういうことになっているわけでありませうが、そうしますと、大蔵大臣は、行政処分が存続しているのは別だと言いなから、これを承認してしまうということになると、全くこれは違うことをやったことになるわけですね。

昨日の審査委員会で大蔵大臣自身は、第一勧業を対象から外すようにという発言はされましたか。

○松永国務大臣 どの銀行に対しても、私は、健康

全性確保に関する計画書の内容について、それぞれチェックする発言をいたしました。すなわち、倫理基準はつくつてあるのか、あるいは資本が充実された場合に、それによっていかに貸し流りに対してどの程度その解消のための対応ができるのか、私が主としてチェックした点はその二つでございました。

なお、残つておると言われる処分の内容を、私はまず銀行局長から答弁させたいと思つたのです。

○佐々木(憲)委員 予算委員会での発言は、不祥事のあつた銀行、その銀行について行政処分が存続しておれば別ですけれども、そうでない場合は受け付けてもいい、こういうふうには答弁されているわけですね。

ですから行政処分は、あの総会屋への不正融資というのはこれは大問題でありまして、それを受けているのが第一勧業なので、継続しているわけですから、ことしの八月五日まで行政処分を受けているわけですね。いわば処分中なのですね。そういうところは別だ、こういう答弁をされたわけですから、当然外すべきではありませんか。なぜこれは承認したのですか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

今回のこの資本注入の目的が、個々の金融機関の救済とかいう問題ではございませんで、金融システムあるいはその持つべき金融機能を十全のものにするというのが目的でございます。

したがって、その銀行につきまして、当該銀行が、例えば健全化計画によりまして倫理規定をきつちつとつていられるかどうか、あるいはいつくるつもりかどうか、それをちゃんと実行しているかどうかということ審査委員会でも議論をさせていただきまして、それで問題がなしということであれば、その機能を守るために資本注入を行うということこそで決定されるわけでございます。

大臣がおっしゃったのもそういう趣旨で申されておりました、今一勧の例を挙げられましたが、そういう不祥事件を起こした場合には、特にその

辺を気をつけて議論をする必要があるという意味で申されたわけで、現にそういった審査をなさつておるわけでございます。

○佐々木(憲)委員 先ほどの予算委員会での答弁に関連して私はお聞きしているわけでありまして、資本注入の目的がどうのということを聞いておるわけじゃないのです。松永大蔵大臣が、行政処分を現在受けているものは、つまり処分等が存続しているものは別ですがとおっしゃつておるわけですから、つまり、それは別としてということでしょう。対象外ということなのですよ。そういう答弁をされているわけですね。

第一勧業に対しては処分が継続中なわけでしょう、八月五日まで。継続中にもかかわらず、なぜ承認するのかということなのです。これは矛盾していると思いませんか。

○松永国務大臣 今委員御指摘のような答弁を委員会でした記憶はあるのですよ。あるのですが、要するに私の考え方としては、処分の内容とそれから資本注入という関係になつてくるわけでありませうが、一般銀行とは同じ物差しで論ずるわけにはいかぬという意味で別ですが、したがつて別の基準で判断せざるを得ないという意味を持つて私は答弁をしたつもりでございます。

○佐々木(憲)委員 よくわからないですね、その行政処分が存続しておれば別ですけれども、そうでない場合は受け付けます、こう言っているわけでしょう。別ですというわけですから、行政処分というものは何もこれから行われる行政処分の話じゃないのです。実際に今資本注入を申請してきている銀行、その銀行があの総会屋への融資に関連して行政処分を受けているわけでしょう。国内の営業所及び海外営業拠点の新設、国内及び海外における新たな業務の展開、八月五日までの間はこれを行わないこと、こういう処分を受けているわけですね。そういう処分を受けているところに対して、これは別ですがというわけですから、これは外さなければいけないわけですね。

それなのに、きのうの審査委員会では真つ先にこれを決めた。都市銀行の中で決まつたのは、この処分を受けている第一勧業だけしか決まつていないじゃないですか。言っていることやつていないことが全然違ふのじやないですか。この点を聞いておるのです。矛盾していませんか。

○松永国務大臣 お答えいたします。

別としてという意味は、それはやりませんというふうには言つたつもりじやありません。それは、特に厳しい審査の対象になるという意味を込めて言つたつもりなのですが、そういうふうにはひとつ御理解願ひたいと思つたのです。

○佐々木(憲)委員 これは全然答弁になつていないですね。

春名議員が質問をしたのは、行政処分を受けているような銀行に公的資金を投入するというのはおかしい、むしろペナルティーを科すべきではないか、こういうふうには聞いたわけですね。それに対して、行政処分等が存続していれば別ですけれども、そうでない場合には最初から受け付けから排除するという考えはありませんと、明確にこういう趣旨の答弁をされているわけですね。ですから、当然、こういう不祥事を起こして現に処分を受けている銀行に対しては、公的資金など国民の血税などは投入してはならない、そういうところにはすべきではないということを首尾一貫、答弁と同じ立場を貫くというのが本来の筋だと思つたのです。

きのうやらなかつたけれども、今度閣議で決定されるわけですから、その際にはこれは外すべきだ。私どもはこういう三十兆円投入の仕組みそのものは大体やるべきじやないと思つておりますけれども、しかし大臣の答弁の筋からいっても、少なくとも、こういうところに投入するというのは首尾一貫しない、矛盾しているという点を私は厳しく指摘をしておきたいと思つたのですが、どうですか。

○松永国務大臣 私は、その点につきましては、特に厳しい審査をすべきだという気持ちで申し上げ

げたわけでありまして、実は今の総会屋云々という話がありました。私は健全性確保に関する計画についての審査をする中で、その点は厳しく代表者に言つたつもりであります。言つたかどうかということは、後で議事の概要が公表されますから、その中に多分出てくるだろうというふうに思っています。

○佐々木(憲)委員 時間が参りましたので、以上で終わります。

○村上委員長 次に、内閣提出、法人税法等の一部を改正する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案の各案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。大蔵大臣松永光君。

法人税法等の一部を改正する法律案
租税特別措置法等の一部を改正する法律案
電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案
(本号末尾に掲載)

○松永國務大臣 ただいま議題となりました法人税法等の一部を改正する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、法人税法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、近年の経済社会の変化や国際化の進展にかんがみ、企業活力の発揮に資する等の観点から、法人税率の引き下げを行うとともに、法人税の課税所得の計算の適正化等の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申

上げます。

まず、法人税率について、基本税率を三七・五%から三四・五%に、中小法人の軽減税率等を二五%に引き下げることにしております。

次に、法人税の課税所得の計算について、賞与引当金等の廃止、貸倒引当金の繰入限度額の計算方法の見直し、長期工事の収益計上方法の見直し等、所要の経過措置を講じた上、その適正化を図ることとしております。

また、所得税についても、法人税に準じて課税所得の計算の適正化を図るほか、特定扶養親族に係る扶養控除額の引き上げ等を行うこととしております。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近における金融経済情勢を踏まえつつ、経済社会の構造的な変化及び諸改革に対応するため、金融関係税制、土地・住宅税制等について適切な措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、金融関係税制について、有価証券取引税及び取引所得税の税率の半減、特定の株式の取得に係る経済的利益の非課税制度の改組、銀行持ち株会社に係る措置の創設等を行うこととしております。

第二に、土地・住宅税制について、地価税の臨時的な課税停止、個人、法人の土地譲渡課税の大幅な軽減、事業用資産の買いかえ特例の拡充、居住用財産の買いかえに係る譲渡損失の繰越控除制度の創設等を行うこととしております。

第三に、沖縄の経済振興や中心市街地の活性化に資する措置を講ずるほか、既存の特別措置の整理合理化等による課税の適正化を行うこととしております。

その他、いわゆるオフショア勘定において経理された預金等の利子の非課税措置、揮発油税及び地方道路税の税率の特例等適用期限の到来する特

別措置について、これを延長する等の措置を講ずるほか、阪神・淡路大震災の被災者等が取得した特定の土地の所有権等の移転登記に係る登録免許税の免税措置の創設等及びしようちゅう等の酒税の税率改正時期の変更等を行うこととしております。

次に、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減するため、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存制度の創設等を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類については、税務署長等の承認を受けた場合には、一定の要件のもとで、電磁的記録等による保存等を行うことができることとしております。

また、国税関係帳簿書類の保存義務者のうち一定の者について、電子取引に係る領収書等に相当する電磁的記録を保存しなければならないこととしております。

以上が、法人税法等の一部を改正する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○村上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○村上委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。坂井隆憲君。

○坂井委員 与党を代表いたしまして、今回の税法改正に關して質問をいたしたいと思っております。

私は、自由民主党の税制調査会の幹事として今回の税制改正に携わった者の一人でありましたが、ただいま大蔵大臣の御説明にありましたように、今回の税制改正は極めて画期的なものであり、与党の一人として、一刻も早いこの三法の成立と国民の評価が行き届くことを心から期待しているところであります。

ただ、この三法の中で、特に電子帳簿の問題について私が質問いたしたいと思っておりますのは、この電子帳簿制度の問題につきましては、グローバルスタンダードの潮流と規制緩和が社会全体から求められている中で、帳簿書類の電子制度の導入自身も喫緊の課題であつて、まさにこの法律もいち早く通していただきたいと思うところであります。この制度の導入を通して、公正公平な納税制度のスキームということも当然ながら形成していくものでなければならぬと思っております。

この問題につきましては、自由民主党においても、コンピュータ会計法規整備推進議員連盟というものがあつて、そこが中心となつて検討を進めていったものであります。情報化、ペーパーレス化が進んで、会計処理のコンピュータ化も相当程度進んでいるわけですが、帳簿書類の電子データ保存はいわば時代の要請でありまして、当然、私としても帳簿書類の電子データ保存制度の創設に賛成するものであります。新しい制度の導入にはいろいろな不安がやほつきまとうものであります。私のところにも、制度の導入は非常に大歓迎であるけれども、実務面ではいろいろな心配があるのだという相談が幾つか来ております。したがって、その点について、何か確認を兼ねて御質問いたしたいと思う次第でございます。

まず第一に、帳簿書類の電子データの保存、これは税務署長の承認を受けた場合に一定の要件の

もとで認めることとされておりありますが、具体的にどのような要件を考えていらっしゃるのか。税に關する帳簿書類の保存であるから、やはり適正公平な課税を確保するという観点が必要でありまして、會計の眞実性というものを確保するために、訂正・加除の履歴が確保されるシステムの使用や各帳簿書類間での記録の相互追跡可能性の確保などが必須だと思っております。こういった点についてどのように考えていらっしゃるのか、御答弁願いたいと思います。

(委員長退席、井奥委員長代理着席)

○尾原政府委員 お答え申し上げます。

言うまでもなく、帳簿書類といえますのは申告納税制度の基礎となる重要なものでございまして、したがって、この電子データ保存制度の創設に当たっても、納税者の負担の軽減に配慮するというのは当然のこととございしますが、同時に、適正公平な課税という点が損なわれることのないような制度にする必要があるわけでございします。

そのような観点から申し上げますと、二つ視点があられるかと思ひます。記録の眞実性確保のためにどのような要件を考へるかという点の一つ。それから、コンピュータの電子データというのは目で見えないものでございしますから、可視性、目で見えるようにどう確保するかということとございします。そのようなことから、必要な一定の要件と、税務署長による事前承認制のもとで電子データ保存ができる制度にしているわけでございします。

したがって、今お話が一例としてございしましたが、電子データというのは簡単にデータを直せるわけでございします。しかし、それでは適正公平な課税の点から問題があるということで、訂正・加除をいたしましたその履歴がわかるようなものにしていただく必要があろうかと思ひます。それからまた、通常の取引でございしますと、伝票を起してから仕訳帳、総勘定元帳というふうになされるわけでございしますが、同じようにこの電子データのもとでも帳簿書類間の相互追跡

可能性とでも申しましようか、そういう点が確保される必要があるのではないかと。それ以外にもいろいろございしますが、記録の眞実性を確保するための要件として、以上のようなことが考えられようかと思ひます。

それから、もう一つ、可視性という点から申し上げますと、やはり一定のディスプレイやプリンターを備へていただまして、これは当然のことというのをやっておられれば装置としてあるのだらうと思ひますが、そういうもので税務調査のときも見られるようにしていただく、このようなことを考えておるわけでございします。

○坂井委員 次に、電子データの保存制度の導入の問題は、もともと国税庁においても帳簿書類の保存等の在り方に関する研究会、あるいは政府の方での「規制緩和推進計画の再改定について」という中での方針、さらに、昨年十一月には政府の緊急経済対策、これにも盛り込まれていた事項であつたと記憶しているところであります。

一部にはこの制度の導入によって十億円単位のコスト軽減になる企業もあるという新聞報道がありまして、そういう意味では、この制度の導入で負担軽減が行われるということは非常に好ましいことであるなどというように高く評価しているところでありまして、実際問題として、どの程度企業にとつての負担軽減になつていくと考へていらっしゃるのか、その辺について御答弁願ひたいと思ひます。

○尾原政府委員 お答え申し上げます。

この電子保存ということが導入されますと、企業の規模、業種あるいはコンピュータ化への取り組み状況がどうなつていくかということで、企業によつて若干コスト軽減が異なつてございすると思ひますが、これまでに比べ事務負担やコスト負担は大幅に軽減されると考へております。

例えば、會計処理、業務処理のコンピュータ化に積極的に取り組んでいるある大手スーパーストアの場合の例をとつてみますと、帳簿書類の出力費用、保管料等年間約一億円今かつているそうで

ございしますが、このコスト負担が約四分の一になつておる、こういう試算もございします。

以上でございします。

○坂井委員 今のお話では、大手スーパーストアでは約一億円かかつていたのが四分の一になるのはないかというお話でありましたが、確かにデータ保存によつて企業の帳簿書類の保存コストは軽減することになるかもしれませんが、求める要件が厳し過ぎますと、質問検査権の強化や要件に合わせるための新たな負担の増加、例えば會計業務ソフトの購入、開発をしなければいけないとか、あるいは国税庁が質問検査する、その場合に電子データを読み取らなければいけない、そのために必要な機器や運用要員の確保、そういうこともしなければいけないのではないかと、いろいろ新たな負担の増加が行われてくるのではないかと、いろいろな懸念も指摘されているところであります。

そうなりますと、制度導入の趣旨が生かされないのではないかというところになるわけであります。電子データの保存導入に当たり一定の要件を付すということは納税者に過度の負担を求めることになつてしまふので、そういう点についてやはり十分配慮していかないと、この制度の趣旨が生かされていきません。その点について、ぜひ大蔵省の答弁を願ひたいと思ひます。

○尾原政府委員 お答えいたします。

冒頭申し上げましたように、コンピュータ処理といふのは、痕跡を残さずに記録の遡及訂正が簡単にできてしまふところがあるのだらうと思ひます。そういうことから、適正公平な課税をするために一定の要件をお願いしているわけでございしますが、これらの要件といふものは、紙による帳簿保存と同じ程度の眞実性、可視性を確保するために最低限必要なものであるというふうに考へていただいております。

また、コンピュータ會計システムを既に導入している企業におきましては、今我々が求めているような要件といふのは、内部牽制上の理由

からも、既にこれらの要件に合った形で記録を行っているところも相当あるのではないかと、ふいに承知しているわけでございします。

したがって、今申し上げましたような要件は、決して納税者に過度の負担を求めることにはならないのではないかと、ふいに考へていただいております。

○坂井委員 次に、税務署長の事前承認が必要であるということですが、私も大蔵委員として適正公平な課税の確保ということが大変重要であるという認識を持っております。こういう電子帳簿の導入によつて適正な課税を確保していくということが一つのこれからの大きなグローバルスタンダードという流れでございしますし、グローバルスタンダードに沿つて社会的信用を確保できる制度をつくつていっていただかなければいけないわけでありまして、税務署長の事前承認が必要であるということ自体については理解をしておりますが、納税者の立場からしますと、承認申請に對して税務署の審査がどのように行われていくのかということが非常に不安であるのではないかと、余り氣もいたしません。

余り裁量に流されていってはいけません。いろいろな承認を税務署長が取り消すことができるという規定もあるわけであります。そういう行政の裁量権を余り自由に与へ過ぎて、これはまた信頼性を欠くことになつていくわけでありまして、そういう点について国税庁の方から答弁をいただきたいと思ひます。

(井奥委員長代理退席、委員長着席)

○松橋政府委員 お答え申し上げます。

執行当局といたしましては、電子データ保存の承認の申請があつた場合には、基本的には申請書の記載事項や添付資料に基づきまして、各要件に適合するか否かを審査し、必要に応じて申請者に対して照会等もさせていただきますというふうに考へております。

この申請書の記載事項といたしましては、申請

者の納税地、住所でございます。それから氏名、名称、それから承認を受けようとする帳簿書類の種類とかその保存場所、それから備えつけ、保存を開始しようとする課税期間等、それから電子計算機の種類等です。

それから添付書類といたしましては、申請に係る帳簿書類の処理の事務手続を明らかにした文書などに基づいて判断をさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、執行当局といたしましては、帳簿保存の分野における高度情報化、ペーパーレス化の流れが妨げられることのないよう、先ほど大臣の方から趣旨説明がございましたけれども、制度導入の趣旨を十分に踏まえて執行してまいりたいと考えております。

○坂井委員 電子データの保存制度は全く新しい制度でありますから、国税庁においても納税者の立場に十分配慮して執行していただきたいと思っております。

例えば電子データ保存を行っている青色申告者が要件不備によって電子データ保存の承認が取り消された場合には、同時に青色申告の承認の取り消し要件にも該当することとされたりしているわけでありまして、例えば青色申告が手続規定だけではなくて実定規定を含めた特典であるために、青色申告の承認取り消しにより納税者の税負担に及ぼす影響も多大なものになったりするわけでありまして、したがって、こういう制度について余り厳しくしますと、青色申告者でもこの制度の利用について消極的にならざるを得ない面が出てくるかもしれません。したがって、こういう新しい制度の場合にはこれから細かいことがいろいろと問題が起ってくるかもしれませんので、国税庁においても納税者の立場にも十分配慮して執行していただきたいと思うわけであります。

それに関連しまして、やはり執行の問題でありまして、電子データ保存制度が導入された場合に、国税庁は、質問検査権、そういういろいろな絡みの中でどのような税務調査を行っているかと

されているのか、その点についてお考えを聞かせていただければと思います。

○松橋政府委員 お答えを申し上げます。

まず、青色申告の取り消しの問題についてのお尋ねがあったわけでございますけれども、新しい制度を今回お認めいただくわけでございます。そういうものについて、納税者が十分に周知をして判断をしていかれるということが非常に大事だと思っております。私どもも、青色申告の取り消しの問題については、慎重かつ柔軟に対応してまいらなければいけないかなというふうに考えております。

それから、この電子データ保存が導入された場合の税務調査はどうするのかというお尋ねでございますけれども、具体的な調査の方法につきましては、それぞれの事案によってさまざまな形があるかと思っておりますけれども、先ほど主税局長の方からのお話もございましたけれども、まずは電子データで保存されている帳簿書類について、一般的には、必要に応じて電子データをディスプレイに表示していただく、またはプリントアウトするということなどを通じて内容を確認し、適正に処理されているかどうかの検討を行っていくことになるかと考えております。

いずれにいたしましても、従来以上にコンピュータ会計に精通する必要性が高まるというふうな考えておりますので、国税庁の中におきましても、今後さらにコンピュータ処理に関する研修の充実等に努め、適正公平な課税の実現を期してまいりたいと考えております。

○坂井委員 近年のコンピュータ技術の発達及びその普及というのは非常に急激なものでありまして、大企業から小企業に至るまであらゆる局面でコンピュータが利用されております。特に、近時、商取引でも電子でなされつつある状況でありますし、本制度の導入が国際社会の中で我が国の競争優位、経済活力の増強になればと心から願っているところであります。

ただ、そのようにコンピュータ技術が非常に

発達していく中でこの制度が導入された場合、今の税務調査の執行との関係でございますが、やはり国税庁の執行体制の確保、定員の増強というのも、今なかなかふえておりませんが、昨年外為法を改正したときに国際化に際した体制のことを附帯決議でつけたところでありますが、今回はこういう情報化の中でどのように執行体制をつくっていくかということもやはり非常に重要なことだと思っております。そういう意味で、国税庁の今後の組織の整備のあり方等についての決意を聞かせていただければと思います。

○松橋政府委員 お答え申し上げます。

国税庁といたしましては、この高度情報化の急速な進展に的確に対応していかなければいけないということ、国税局及び税務署に機械化調査専門官を配置するなど、調査体制の整備に努めてきております。現在、国税局では四十二名の機械化調査専門官がおりまして、今予算委員会でも御審査いただいている予算によってお認めいただければ、十年度は五十五名という形で逐次増加をさせていただいていくところでございます。

今後、この制度が導入された場合には、先ほどお答え申し上げましたような承認申請の審査に関する事務が新たに加わるわけですし、また、この電子データ保存を前提とした新しい調査手法の開発ということも必要になっていこうかと思っております。そういう意味で、国税庁といたしましては、本制度の円滑適正な執行のために必要な体制整備を図りたいと考えておりまして、関係方面の御理解が得られるように、今後とも努力してまいりたいと考えております。

○坂井委員 どうもありがとうございます。これで質問を終わらせていただきます。

○村上委員長 午後一時に委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時一分開議

○村上委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日本銀行副総裁福井俊彦君、日本銀行理事本間忠世君及び預金保険機構理事長松田昇君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○村上委員長 質疑を続行いたします。中川正春君。

○中川（正）委員 やがて一つの党になってまいりますが、民友連の中川です。代表して質問をさせていただきます。

まず冒頭、三つの法案に入る前に、二つほど大きなテーマで議論をさせていただきたいというふうに思っております。

そのまず第一は、この間からこの委員会でも議論になっておりました金融検査そのもののあり方、そしてその結果の情報開示という点でありまして、これについて質問をしていきたいというふうに思っております。

実は、平成九年の十二月、去年の十二月に総務庁の行政監察局が金融に関する行政監察結果というものを示しております。これの中身を熟読していきまして、現在問題になっておるそれぞれの検査官そのもののあり方あるいは資質それ自体の問題もさることながら、全体のシステムとして、いかに緩慢なというか情性で流れてきた世界であつたかというものがつづきにわかるような結果になっておりました。その点についても、こういう調査を踏まえて、現在大蔵省としてどのような将来に對しての対策を考えていくのか、その視点にも立ってひとつ質問をしていきたいというふうに思っております。

まず第一に、示達書の内容について触れられておりますが、これは実質的に監察官がこの示達書の内容を調べたということでありまして、これについてはどうも私は腑に落ちないところがあるのですね。

同じ行政内で調査をしていく場合には、こういう形ではつきり開示していく、そういうものが残っているわけですね、いわゆる検査をした結果が。それが議会の方の、特に国会の調査権でもって資料提出したときには、本当に大事なところが黒塗りにされてでなければ開示をされない。この矛盾というのは、どこから来ているのかということですね。

まず、ここで指摘していることを読んでみますと、事例百七十九件をピックアップして調べておるわけですが、その示達事項についてまず何が指摘してあるかという、同一金融機関に対する直近検査の前の検査、だから順を追って時系列で検査しているのですが、それと比較すると、前回検査結果による示達事項と同一種類となっているものが、業態別には若干の差があるものの、全体としてはおおむね半分ある。だから、前回と同じことを書いて同じ示達をしているものが全体の半分に及ぶ、こういう中身の結果が出ておりますし、さらには、中でも貸出金の審査、管理等に係るいわゆる資産内容、これを検査官はちゃんと見ているのです。それから、牽制機能や不祥事等に係る内部管理に関する重要事項の問題、これの改善が指摘をされているのですが、同じ改善事項が繰り返して指摘をされたままになっておるといふ状況、こんなことがつづきに検査結果として出てきておる、こういうことであります。

こういうことであっても、まだやはり黒塗りでないところへ出てこない。あるいはまた、この結果を踏まえて、大蔵大臣、検査というもののあり方をどう考えていけるか、このところをまずはお答えをいただきたいというふうに思います。

○松永国務大臣 お答えいたします。
委員の御指摘の点は、この委員会で議決をされ

て、そして国会に提出するよう要請のあった四つの銀行に関する件だと思っておりますが、これは、委員よく御承知のとおり守秘義務のかかっておる書類なのでありまして、しかし、守秘義務がかかっておっても、国会の国政調査権に基づく要請でありますから、国会の国政調査権には許される範囲内でこれは応じなければならぬという点があります。言うなれば、守秘義務という法の規定による義務と、国政調査権の調査の要求には応じなければならぬという義務と、どういふふうに調和させるかということに結論としては帰着するだろうと思っております。

そこで、先般当委員会に提出申し上げました書類というのは、銀行の融資先、銀行から資金の融資を受けて事業活動をしておるいろいろな企業の資産内容とか営業内容とか、そういったこと等が公になりますと、その人たちに少なからず損害あるいは迷惑を及ぼすおそれがあるということ、それに関連するところを黒塗りにさせていただいた、こういうことでございます。御了解願いたいと思っております。

○原口政府委員 今大臣がお答えしたことに補足させていただきます。

まず第一点、総務庁の監察の過程におきましては、総務庁の要求されました書式に従って、検査結果等の一定の要約といえますか概要という格好でお示しをしたというふうに認識をしております。

また、いろいろ検査の結果として繰り返し同じことが指摘をされているということでございますが、これは背景をいたしましては、バブル経済崩壊後、どうしても資産内容の悪化というのがかなり長期間にわたって続いている、あるいは非常に金融の業務の高度化の中で、リスク管理ですとか内部チェック、そういう問題がやはり各銀行、金融機関特有の問題として、一度指摘しても必ずしもそれによる対応が不十分で、また同じ指摘をせざるを得ないということがあったというような背景についても御理解をいただきたいと思っております。

○中川(正)委員 プライバシーといいますが、それぞれ関連の企業に対して大きなダメージを与えられる、こういう理由であります。しかし、私はそれに対しては納得がいかないわけでありまして、そういうことが言えるのであれば、この行政監察局の調査に対しても同じことが言えるはずであります。それが行政に対してはこういう形で開示がされておる、ところが国会に対しては黒塗りになる、これに対してはやはり説明がつかないだろうというふうに思っています。

それと同時に、いわゆるコーポレートガバナンスという言葉が最近非常に重要視されておりますが、それぞれ、いわゆる対象の企業にしても、株主を中心にして情報開示というのは既にされているのです。どこの銀行でどれだけ借りておるのかという話は、既にオープンになっているはずであります。それをとらえて、逆に銀行のサイドから見たらそれは情報開示の対象にならないのだという考え方、これ自体ももう一つ納得ができませんというところ。

さらに言えば、これはアメリカで例があるのです。アメリカの場合も、金融検査の結果というものには基本的には情報開示の対象にはなっていないということ、これは同じなんです。ところが、議会ないしは裁判所からの開示請求に対しては、これはオープンにしますということ、みんなオープンにしているということでもあります。私は、これで正しいのだろうというふうに思うのです。

そういう点から考えて、現在の大蔵省のそれこそ物の考え方というものが、もう一つこれまでのよく言われる議院送付方式のものから切りかわっていないで、情報開示を中心にした新たな体質への改善と構造というものを基本的に変えていこうという、そこまでの切り込みというものが、やはりまだそれぞれの担当者、特にかわられた早々で私も期待をしておる大臣そのものもできていないのじゃないか、これを言わざるを得ないというふうに思っております。

そのことを申し添えまして、さらに理事の先生方にも頑張ってもらいたい。これは本場にすっきりとした形でこの調査ができるように、委員長、ひとつよろしく御配慮をいただきたいというふうに思うわけでありまして。

次に、もう一つ大枠でお尋ねをしたいと思います。先ほどから資本注入の話題が何回も出てまいりました。今その努力をしておつていただくわけでありまして、最終的にはこの議論に結びつけていきたいわけでありましてけれども、その前に、私、非常に今気になることがござります。それは、現在の経済の状況をどう把握していくかということでありまして。

冒頭お尋ねをしたいと思います。大臣の今の感覚、感覚というよりも情報とそれから分析、知識の中では、去年からことしにかけての経済成長率——これは去年の四月には橋本総理は、アメリカからいわゆる景気対策というものを強く要請された。その状況に対して、日本は一・九%の経済成長率はしっかりと見込んでいけるから、財政再建を主眼にしてやっていきたい、こういう一つの公約みたいなものですが、これをしておるということでもあります。それが、それこそ一つの日本のコミットとして世界に受け取られたということでありまして、この経済成長率について、大臣自身はここの一年、どのように分析をされておるのでしょうか。

○松永国務大臣 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、当初の計画、見通しとしては、平成九年度一・九%成長を目指しておつたわけでありましてけれども、去年の秋以降のアジアの金融・通貨不安、あるいは日本国内では、大きな金融機関の破綻等々の影響で金融システムについての内外の信頼度が著しく低下した、あるいはまたその関係で倒産する企業も出てきた、こういったことから雇用の不安も出てきた。そういったことで消費が落ち込んできて、残念ながら平成九年度は、一・九%の見込みに対して〇・一%かそこらの成長しかすることができないという状況

になつてゐる、そういうふうには、厳しい、すなわち停滞をしておるといふふうに見ておるわけでありませう。

○中川(正委員) ○・一％、これはやがてその統計指標というのが出てくるのでしようけれども、ちまたというか民間では、これがマイナス成長になつていくのではないかと、いうさらに厳しい見方さえ出ておりますし、ことしに向かつてはさらにその落ち込みがきつい状況になつてきている、こういうことだろうというふうに思います。

先般 いわゆる景況が経済企画庁の方から出ておるのですが、これを見ていまして、ことしに入ってから、在庫がふえて工業生産がさらに下がっている、あるいは乗用車の登録台数も大体二割ぐらい下がってきた、輸出で好調であったという自動車業界でさえも生産自体がここに来て下がってきたというところ、あるいは住宅の着工戸数も百二十万戸台に落ちてきている等々、公共事業なんかは言うに及ばずであります、こういう状況が報告をされております。いわば、生産減が所得、収益低下に結びついて、需要減に結びついて、そしてまた生産減に結びつくといういわゆるデフレスパイラルがそろそろ始まってきているのではなからうか、そういう懸念というものが産業界でもあるいは経済の専門家の間でもささやかれる、そういう状況であるわけであります。

こういうような状況を踏まえて、日銀の方のいわゆる金融の面から見た今の経済の状況、この間、初めて日銀の中の政策委員会の要旨というのが発表されましたけれども、改めて今の状況をどうう見ておられるか、そして日銀としてはどういう施策を今とっていられるのかということを説明をいただきたいと思います。

○本間参考人 お答えさせていただきます。
ただいま御質問をいただきました日本の今の景
気の現状、これに対して日本銀行としてどうい
う対応をしておるかということでございますが、経
済の現状につきましては、私どもは、内需の減速
の影響が生産とか雇用あるいは所得の面にも及ん

でありまして、一言で申し上げれば、景気は停滞を続けているというふうに判断をいたしております。先生御指摘の、先般の政策委員会の後の月報でも、そういう認識を世の中に申し上げているものでございます。

先行きについてでございますが、純輸出の増加が引き続き景気の下支えに働く、こういうことは引き続き考えられると思いますし、それから二兆円の特別減税が個人消費によい影響を及ぼすというようなこともあわせて期待ができるのではないかと、いうふうに思っております。

ただ、在庫調整の圧力が現在強まっております。もとで、これまで増勢を維持してまいりました設備投資も、このところ頭打ちの様相を呈してきております。また、これまでの景気減速によつて、我が国経済の追加的なショックに対するいわゆる耐久力も低下している。こういうことを考えますと、今後、アジアの経済の情勢が日本の輸出などに与える影響とか、金融面の動向が実体経済に与える影響などには、さらに十分注意を払つていく必要があるというふうに考えております。

こういった経済情勢を踏まえまして、私どももいたしましては、当面の金融政策の運営に当たりまして、引き続き金融の面から経済活動をしっかりと下支えをしていくように、これまでの金融緩和と基調を維持しているところでございます。

○中川(正)委員　そうした総論の中で、私はちよつと氣になるところがありまして、それを日銀なりに御説明をいただきたいのです。

一つはマネーサプライなのですけれども、全体、総枠としては横ばいということなのですが、その中のM²プラスCDについては極端に上昇をしている、こういうことですね。この二、三カ月の現象であります。これはどういう要因によってこの二、三カ月上がっているのか、このところをちよつと説明してください。

○本間参考人 マネーサプライの動きは、基本的には、先ほど申し上げましたような経済全体の動きをバックにした姿にこのところずっとなってきた。

ていると思っております。

その中で、先生御指摘のように、このところ若干この数字が上がりぎみになっている、こういう面があると思いますが、ここにさほど現段階で大きな意味合いを認めるべきかどうかということについては、もう少し私どもとしては慎重にここは判断をしていくことが必要だというふうに思っております。

ただ、例えば、先ほど申しましたように輸出が
増勢を続けているというふうなことも、その背景
の一つかというふうに思います。

○中川(正)委員　この背景の中に、直接この間の勉強会で私も同じきさっきの質問をしたのですが、担当者から返ってきたのは、これは実は投資信託の解約が今極端に大きくなってきた、こういう要因が第一にあるということ。これは、いわば先行き不安の中で、よりかたい預金の方へ向いて金に移ってきている、こういう現象が起きてきているということ。これがその第一要因なのだということでありますが、これは正しいのかどうかという確認ですね。

それからもう一つは、いわゆるインターバンク市場なのですが、これは山一等々の倒産のときに、けつまずいて倒産するよりも早くこのインターバンク市場が結論を出してしまった、こういうことが言われ、短期市場へ向けて流動性確保のために日銀が資金を供給していきますよ、こういうオペレーションがあるのだらうというふうに思うのです。そのオペレーション絡みできょうも、接待があったのではないが、それを事前に聞いたら銀行がもうかるからという、その話題のオペレーションであります。

これが、それ以降相当の資金量をその中に投入をしておるはずなのです。それが今のレベルで、近々のもので十五兆円ぐらい、こう聞いておるのですが、今それが二十兆円からになってきたという指摘もありまして、これは去年などと比べると異常な数字なのです。去年あたりは、たとえ決算期をまたぐ資金需要の大きい時期であっても二

兆円前後かなというふうな状況であったのが、二十兆円、十倍の資金をその中に投入をしている。それにもかかわらず金利でどういう現象になっているかというと、短期金利は公定歩合よりも高いところだとまっている、一%前後のところでは低いところとまっている、こういうことです。

これをどう解釈したらいいのかということ、それともあわせて、日銀の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○本間参考人　二つ御質問をいただいたと思いますが、一つはマネーサプライの動きと、それから、その要因に昨秋以来の投資信託の解約というものがある影響として大きいのではないかと、こういう御質問をちょうだいしました。

確かに、昨年の十一月、三洋証券、特に山一証券の経営破綻の後、ある種の不安心理が市場関係者あるいは投資家に走りまして、その結果、投資信託の解約というものがかなりの動きになったという時期があったことは事実だと思います。そういうことが何がしかマネーサプライにも影響しているところとは、これはこれであると思いますが、その後の状況を見ますと、そういった動きは一応一段落をして、現在は落ちついた推移になつてゐるというふうな判断をしております。

それから、もう一つ御質問いただきました、日本銀行の金融市場におきます現在の行動と、それがマネーマーケットにおける金利にどういう影響を及ぼしているかということでございます。

金融調節でございますが、御承知のとおり、銀行券あるいは財政資金、その日その日のお金の需要が日々増減いたしますので、これを反映して、私どもは、この資金の過不足を市場でならしながら、そのときの金利の水準を中央銀行の目的として望ましい方向に誘導していく。現在は、発表させていたいておりますとおり、短期の金利を公定歩合よりやや下回る水準に安定的に持っていくということを目的として運営をしているものでございます。

それで、御承知のとおり、昨年十一月に証

券・金融の破綻が懸念ながら相次ぎまして、その後、短期の金融市場で資金の出し手が資金の供給を急速に慎重にする、ある種の緊張感がマーケットに走りまして、資金の取り手がそれを見て資金の取りを急いだというののために、マーケットにおける流動性が一時非常に低下をいたしました。要するに金が非常にしびれました。そういうことがございまして、これに対して金利の方も、短い金利からやや長い期間の金利にわたりました、市場の金利が全般に上昇したわけでござい

ます。こうした事態に對しまして、私も、まず先生今おっしゃいましたように、市場に思い切つて資金を供給するというのを、十一月の特に後半以降、そういうオペレーションをやつてきております。その結果、足元の、短いところのオーバーナイト、翌日に返す金利でございしますが、その金利は安定をしつあるというふうに思つております。

ただ、市場の信用リスクというか、これは大丈夫かというふうな意味での相手に対するリスクに對する警戒感が引き続き非常に強いものですから、やや長めの金利、特にこれから三月の期末に至りますが、この期末を越える、こを越えるところのCDとかユーロ円などのターム物の金利が、ごく最近に至りますまで高どまりを続けてまいりました。高い状態が続いておりました。ちなみに、三カ月物の金利は一時一・二%ぐらいのところまで上昇いたしました。

仮に、こうした市場金利の高どまりが続くようでありまして、これが金融機関の貸し出しの金利にも反映して貸出金利も高くなる、企業収益とか株価にも悪影響を及ぼしかねないということを考へまして、私も、ターム物の金利の低下による影響を与えるというのを期待いたしました。日々の調節の中で、極力年度末を越えるところの長目の資金の供給を厚目にやるということで調節を今いたしております。

越えまうところの資金の供給は二十・一兆円に達しております。先生おっしゃるのとおりでござい

ます。去年のこの時点はこれが三・二兆円でございしたので、それに比べますと極めて大規模なオペレーションということになります。

こうした金融調節の結果、先ほど申しましたように、これまで高どまりを続けてきた長目の金利も、今月に入りましてはつきりと低下に向かつております。きのうは〇・八%台にまで下がつてきております。ただ、その水準は、昨年の秋、そのころは〇・五%台でございましたので、そのころに比べればまだ高目でござい

【委員長退席、井奥委員長代理着席】

〇中川(正)委員 いろいろ情勢を総合して考へていくと、勝負はまだこれからだということだろうというふうに思ふのです。この三ヶ月の決算を乗り切るために、あらゆる手だてを講じながら、あるいは口先介入も含めて、全力を尽くしてきた。しかし、これはすべていわば応急処置の痛みどめを打つたということ、ひよつとしたら麻薬を打つてしまったということ、ひよつとしたら麻薬を打つてしまったということ、ひよつとしたら麻薬を打つてしまったということ、ひよつとしたら麻薬を打つてしまったこと

だ、金融機関が立ち直つて、アジアの今の状況を日本がリードして回復に向かつていけるのかどうかというのは、これからの施策にかかわってくるということだろうというふうに思ひます。

そういうことを前提にしまして、まず、もともと政府が十三兆円の資本注入枠を枠組みとしてつくりたい、こういう考え方を示してきたときにさまざまな議論がありました。それに対して、また金融機関の今の状況に對しての認識というの、また受け取り方というの、その議論の中でそれそれはつきりしてきているはずであつたのでありますが、私、ここに来てわからなくなつてきたわ

けですね。

というのは何かというと、その手法は、資本注入をするというのは、これは貸し渋りの問題も一つこれでありありますが、それと同時に、あるいはそれ以上に、金融システムをいかに健全な方向に持っていくか。株価変動の中で、それこそ金融恐慌が起こるぐらいの倒産件数になってくるというふうな、いわゆる早期正措置が裏目に出たような、そういう状況を防いでいくと同時に、それを株価から切り離していくという、そんな役割も加味させながらはじいてきた数字というのが十三兆円だと私は理解をしております。

ところが、実際こういう導入ということになつてくると、そのところの議論、最終的に今の経済状況をこうして見たときにどれだけ一体的資金が必要なのか、最終的にこの金融状況をひっくり返していくにはどれだけ必要なのかという議論がどこかへ消えてしまつて、今上がつてきたのは、さつきから話が出ていますように、護送船団方式のまた焼きかえなんですけれども、銀行の方から必要な額を言つてきなさいよ、こういう形で出したわけですね。それが一律で一千、二千というふうな単位の金額で出てきた。それを審査する対象といひますか、その議論というのは、いつの間にか行政指導、いわゆる行政的に処分を受けたところは悪いじゃないかいいじゃないかという話であるとか、リストラはどういうふうにしていかなきゃいけないとか、そういうような部分のものを基準にしている。これはミクロですよ。ミクロの世界を基準にして資本注入をするような議論に今もう完全に切りかわつていけるわけでありま

す。そこで、私がもともと聞きたいのは、一体大蔵省の意思として、国家の意思として、今どれだけの金額というのを資本注入をしていかなきゃいけないのかという、その部分の議論はどうなつていったのですか。この二兆円でいいのですか、それとも、あとどういう意思のもとにこのシステムをそれこそひっくり返そうとしているので

すか、こういうところをはつきりさせていく必要がある。でないと、外から見てみると、いつまでたつても日本の国家の意思が伝わってこないのですよ。そうでしょう。建前のうちでは、国家の意思じゃないでしょう。

それぞれの銀行が自分のところで解釈して、これだけ来た。結局、申請を上げてきた銀行というのは、それこそ我々がもとより批判しているように、この資本注入が必要ないところじゃないか。本当に要るのはもっと別なところにあつて、そこは手を挙げていない、挙げることができない。そんなようなことが現実なんではなからうかという見方をせざるを得ないと思うのです。その肝心なところをはつきりしないと、それこそ、先ほどから海外の批判が何回も出ていたが、日本の政府というのは一体何をやってい

るんだということになるのだからと思ひます。

〇山口政府委員 〇答へ申し上げま

す。中川先生の大変多岐広範な、またかなり奥の深い御議論でございまして、そのお答えが満足いただけるかどうか自信もないわけですが、現時点での例えは株価一萬七千円程度、百二十六、七円のレイト、これで今度の三月末を見たときのお感じで御議論をされているかもしれま

せん。しかし、もしこの十三兆円という施策が今成立してなくて、このスキームがなかったとしたらどうだったろうか、あるいはもつと前の時点で、株価がひよつとしたらもつと低いかもしれない、あるいは円安がもつと進行するかもしれない、うふにみんなが思い出したときどうだったろうかというふうなことを考えますと、金融というのは実物経済とはちよつと違った側面があると思ふのです。

つまり、不安が非常に不安を呼ぶという非常に怖い現象を呼び起す。そうすると、この措置の意味というのは、確かに先生おっしゃるよう

十三兆円と今度の申請の二兆円というお話は、あることは私もわかりませんが、しかし、こういった万全の備えをするということがまた目に見えない形で経済にプラスを与えているということとでございませう。しかも、これはまた三月末までの話だけではなくて、三年間の措置でございませう。

また、もう一つ言わせていただきますと、日本のマーケットですんなりと自己資本の調達ができる状況でありますれば、こういった問題は比較的軽微に済むのでございますが、非常にすくみ現象がまだ続いております。そういったことに対する手だてをしないと、今度は海外から見たとき、日本経済の危うさが、日本のマーケットの危うさあるいは日本の金融機関の危うさからたらされるというふうないつまでも思つてしまふということだろうと思つてございませう。

そういうことを考えますと、この措置自体の持つてゐる非常に潜在的意義というのは大変高いものと私も思つておりますので、御理解賜りたいと思ひます。

○中川(正)委員 去年からことしにかけて、そうした一つ一つの施策、二兆円の所得減税も含めてずっと見てきまして、効き目がないうか、ことというところで起死回生のものになつていない。これは本場にちまたで批判の出ているところですが、タイミングも遅いし、出し方もよろちよろしか出てこない、こういう批判のされ方をしますけれども、私は、どうもその一番大もとというのが、一番基本的な考え方というのが先ほどの山口局長の言葉にあらわれているのじやないか。

それは何かというと、経済の基本に向けて施策を差し込んでいくのじやなくて、株価の変動を意識し過ぎて、それを口先介入のちよつと毛が生えたような形で日本の施策をつくり出そうとしてきたことが、もともと日本の今の政策を混乱に導いてきた大もとではなかったのかなという気が今つくづくしているのです。これまで何回も何回も局長の答弁には先ほどのトーンがにじみ出ているの

です。それと同じようなトーンで、自民党のそれぞれの方の議員が発言をする。それで株価が揺れる。その中でずっと来たわけですが、これはこのままでいったらどこかで破綻するよというその部分というのが、今アメリカに日本の批判をさせているのだらうというふうな気がするのですよ。

私は、国が施策を言う場合にはそういうスタンスであつてはならないと思ふのです。逆に、一・九%の経済成長をやるアメリカに対して約束したのであれば、それは何をもちてやるかということとをやはり政策をもつて示す、その考え方というのが買かれないと、周りから見ても信用をしてもえなないのだらうというふうな思ふのです。

それは具体的に何かと言へば、さっきの資本注入でも、十三兆円の根拠はあつたのだらうと思ふのです。十三兆の根拠というのは、株の資産を全部払拭させる、それを強制的にでも国の方が入れて、不良債権を含めてこの際はきれいにするんだというその腹決めがあつたら、全然違う政策として具体的にいつてくるのだらうと思ふのです。それぞれ銀行が手を挙げて、私のところがあるんだというのじやなくて、国の方から一律でこうだよという入れ方がそこ出てくるのだらうというふうな思ふのです。

あるいは、二兆円減税もそうであります。減税をやつても、地元へ帰つてこの二月、三月の話を国民に聞きますと、いわば一般の労働者でいきますと源泉徴収で二千円から三千円ですよ。それだけしか税金を払っていないのだから、戻りも二千円か三千円ぐらいしかない。私の場合は一年がかりでこの減税が戻つてくるんだということ、何をやってゐるんだ、こんな金の無駄遣いはないじやないかというふうな形で返つてくるというのが一般の反応なんです。

その辺のことも含めて、私は、ここで国としての政策の基点、基本になるところというのをもう一回考え直していただきたい、そんなような気持ちでございませう。

以上の議論を聞いていただいて、大臣、ちよつと答えてください。もうこれまでこういうことで繰り返してきたということなんです。どういうふうな考えられますか。

○松永國務大臣 委員からは先ほど、日本がアメリカに対して一・九%の成長を約束したという御発言がありましたけれども、私は、経済見通しとかあるいはまた経済運営の基本というのは、アメリカと約束したからするとかしないとかという問題じやなくて、日本の現在の国民のために、将来の国民のためにどういう経済運営が望ましいのか、そういう考え方でやるべきものだと思つております。

したがつて、そういう方針でありますということは全世界の人が知るわけでありませうけれども、先ほど言つたとおり、一・九%成長を目指して九年度はスタートしたわけでありませうけれども、いろいろな見込み違いもありましたし、特に昨年の四一六は前の期の駆け込み需要の反動として大変落ち込みましたが、七一九になりましたとある程度の面が出てきた。

しかし、残念ながら、その後、先ほども申し上げましたけれども、アジアのいろいろな国の通貨不安や金融不安の影響があつて、これが日本にはね返つてきた。同時にまた、日本の国内の大きな金融機関が破綻をし、その結果として金融に対する不安が生じ、そしてまた幾つかの企業が破綻したために雇用不安まで起きてきた。それが消費の相当な減退を招いた。そういったことで、残念ながら一・九%成長じやなくて〇・一%の成長しか達成できないような厳しい状況になつてきておる、こういうふうな認識しておるわけでありませう。

そこで、経済の基本は、やはり金融が安定すること。よく言われますことは、金融は人間で例えれば血液なんだ、金融システムというのは動脈の血管なんだ。これを健全なものにすることが経済の安定成長の基本という考え方に立つて御審議をいただいて、金融安定のための二法を成立させて

いただいたということでありませう。

せっかく十三兆、公的資金注入の用意ができたのに、わずかしか銀行の方から申し出がなかったという点でございませうが、それはそれ、大蔵省が民間金融機関に指導して、あなた申し込みなさいと、こうやらせる立場じやありませんから、やらせたわけじやありませんから、それぞれの金融機関が自分の銀行の状態を見て、そして三月期を乗り切り、そしてまた自己資本比率を高めていく、そのことのためにこの程度注入を受けた方が自分の銀行にとっては望ましいという個々の銀行の判断で実は申請がなされたわけでありませう。

それで、全般的に言つて、日本の銀行の自己資本比率、これは日本のトップの銀行といへども外国の銀行と比べるとまだ相当低い自己資本比率しか持つていない、こういう状況もあるわけでありませうので、それぞれの銀行がより堅実で健全な経営ができるように、そしてできるだけ強い銀行にならうというわけで、それぞれの立場で努力してくることを望ましいというふうに私は考えておるわけでありませう。

○中川(正)委員 今のは、どう聞いても大蔵大臣見解じやなくて、大蔵省見解という形で官僚の公式見解を捧読みされたような気がいたしました。非常に残念に思ひます。

いわば十三兆円というのは、これは政治決断だったのだらうというふうな思ふのです。しかし、それを実行していく中ですりかえが起つて、いわば官僚の責任逃れですよ。銀行の方に責任を押しつけておいて、それで中途半端に政治決断をしてしまったということが現在の姿ではないか。これを改めて指摘をさせていただいて、本場にこれだけのいのか、本場にこれで日本の金融の情勢というのが立ち直ることができるとはつかないことに対して、はつきりと大丈夫ですというその答えを大臣見つけてください。それを改めてお願いを申し上げたいというふうに思ひます。

関係法令について、せっかくでありますので、質問をさせていただきたいというふうに思ひま

す。

まず、法人税の方ですが、これがいろいろな議論の中で、現在の税率をおおむね三%下げますよ、こういうことを決めていただいたのだと思うのですけれども、一つは、グローバルスタンダードというのが何回も議論になって、その辺のところを意識しながら持っていかなければいけないのじゃないかという話、それから、現在の経済状況でタイミングとして今がいいのじゃないか、大まかに言ったらこういうことだろうと思うのです。

ところが、これはグローバルスタンダードから見てもまだ足りないのですよ、もう一頑張り。実効税率でいきますと、アメリカあたりでも四一%ぐらいまでもう下がっていきまして、あと五%、六%の差があるわけでありまして、これは将来どのように位置づけていくということなのか、その辺をまずお聞かせください。

○尾原政府委員 お答え申し上げます。

法人課税につきましては、今般御提案申し上げていますように、課税ベースを適正化するとともに、国税の基本税率については三%引き下げるということになってございます。実は、この三%でございまして、その結果、三七・五から三四・五というところで、シャープ税制以来、最も低い水準になってまいります。

それから、国税につきまして、それでは他の主要先進国と比較してみるとどういうことになるかというわけですが、アメリカの連邦の法人税率、地方税抜きの税率でございまして、三五%でございまして、これを下回るようになってまいります。

同じように、地方税の問題がありますものですから、国のものを実効税率ベースで比較いたしますと、イギリスが三一、あるいはドイツが今三六、フランスが四一と三分の二という形で、国の税率としては大体いい水準にいきつつあるのではないかな、いろいろ御意見があるのは承知しておりますが、そのように認識しているわけでございます。

まず、今国税だけ申し上げましたが、その結果、地方税を合わせたところでの今回の改正後の実効税率、表面税率とも言うておりますが、四九・九八から四六・三六というふうになりました。

さて、これからの法人課税をどうするかということになってくるわけですが、実は平成十年度の税制改正に関する答申でも御指摘をいただいております、「今後は、事業税における外形標準課税の検討が法人課税の表面税率の、今先生のおっしゃられました実効税率と同じ概念でございまして、議論にもつながることを念頭に置きながら、法人課税の表面税率のあり方について検討を進めることが適当」というふうに指摘されておりました、今の考え方に従いまして、税制調査会において検討が始められていくのではなからうか、こういうふうに考えているところでございます。

○中川(正)委員 次に、有価証券の取引税あるいは取引所税、先物、オプション取引関連の税率であります。これは理解できないのは、なぜ一気にやらなかったかということですね。これは半分だけに抑えている。なぜなんですか、これは。

○尾原政府委員 今、我が国の金融市場につきましては、二〇〇一年までに、フリー、フェア、グローバルといった理念のもと、金融システム改革が推進されているところでございます。

有価証券取引税と取引所税でございますが、一つは、今のような政策的観点から、つまり金融システム改革を推進し、金融・資本市場の活性化を図るという政策的観点からこの税制をどう考えていくか、あるいはよく指摘される点は、金融のグローバル化に伴いまして、金融取引の海外シフトの可能性が出てくるのではないかといった状況が一方においてございます。

他方、有価証券取引税、取引所税というのも税でございまして、税制全体の中で適正な税になっているか。例えて申し上げますと、株式の譲渡益課税について申し上げますと、現在、いわゆる申告分離課税あるいは源泉分離課税と二本立て

になっておりまして、税の公平の面からいろいろな御指摘をいただいているわけでございます。また一方において、今先生がおっしゃられましたように、税でございまして、財源の調達手段になっていることも事実でございます。

そうしますと、今の政策的要請と、今申し上げました金融・証券税制全体の中の役割を総合的に勘案していく必要があるわけでございます。今年度の改正では税率を半減するという御提案をさせてもらっております。ただ、要綱その他におきまして、平成十一年末までに、金融システム改革の進展状況、市場の動向等を勘案して見直し、株式等譲渡益課税の適正化とあわせて廃止する。というふうになっているところでございます。

○中川(正)委員 このところも、本来は政治決断なんだろうというふうに思うのです。いわゆるテクニカル上あるいはまたそれぞれの法案との整合性、これは役人の方の考えることでありまして、この四月から外為法が変わって自由化される、それに対して今の経済状況を見ながら、これは半分に残していく方がいいのか、すばつと全部なくしてしまつて対等の競争ができるような状況にこの国内の状況をするのがいいのかというの、これはもう政治決断だということに思うのです。その決断ができていないということ、これはやはり全廃をすべきところだということ指摘をさせていただきますというふうに思うのです。来年するのだしたら、ことしやたらいいのですよ。そんなけちな、役人的なことはこの際はおやめだ、それぐらいいわば経済というものの対して腹をくくって見ていただきたい、こんなふうに思います。

ちよつと時間がなくなってきたので、本日は大臣の答弁がもらいたいところなのですが、まともでもう一つだけ聞きます。

もう一つは、これからずっと進んでいく、いわゆる納税番号といいますが、総合的な番号というものを確保しながら税制全般を体系化していき

たい、こういう意向が出てくるわけでありませうね。それで、自治省の住民基本台帳のシステムの問題が今この国会に提出されようとしているのが、大蔵省としてはこれに相乗りするつもりなのではないかというところの確認をしたいと思っております。

○尾原政府委員 お答え申し上げます。

納税者番号制度でございまして、従来から、一つは税務行政の機械化、効率化、電算化が進んでおりますのでそういう観点から、あるいは所得課税、資産課税の適正化に資するためというような観点から検討を続けてきているところでございます。

御承知のように、最近、納税者番号をめぐる環境については変化が出てきているのではないかと

いうふうに思います。一つは、いろいろなカードが普及しまして、番号利用が一般化してきているようにも考えられます。また、今先生御指摘がございましたように、基礎年金番号は既に実施されておりますが、住民基本台帳法の一部改正法案が、昨日でございまして、ようやく提出されたというふうに承知しております。そういう点からいたしますと、この納税者番号制度に關します国民の理解は以前よりは広がっているのではないかとこういうような気がいたします。

したがって、このような環境を踏まえまして、この納税者番号制度につきましては、従来から言われております、経済取引への影響をどう考へるんだ、あるいはプライバシーの問題をどう考へるんだというような問題、あわせて検討を進めていく必要があるか、こういうふうにご検討いただいております。

○中川(正)委員 この問題も、従来から議論を積み重ねてきて、最終的には政治が決断をしていくところだろうというふうに思うのです。

そういう意味で、今、厚生省、大蔵省、自治省、それぞれそうした番号を使っていきたいという意向があるわけですね。それを、それぞれ

が別個に番号をつけていたら国民の方としてはたまたまではない、こういうことだろうと思うのですが、それについての共通した話し合いの基盤というか体系というのを大蔵省としても求めていく必要があるんじゃないかということ、政治的にこれを決断してやっていくという意思がありやなしや、このところを大蔵大臣、御答弁ください。

○松永国務大臣 納税者番号制という背番号制というのは前から議論があったところでありますが、私は率直に言って、行政の側からすれば、国民一人一人に番号をつければ非常に効率的な、そして公平な行政ができることになる可能性が非常に強いと思う。しかし、今度は国民の側からすれば、何でもかんでも番号によって行政の側に把握されているという状態については非常に抵抗感があるのではないだろうか。

そこで問題は、世論がどういうふうになっているか。世論の成熟度を見ながら政治が判断する、こういう形にせざるを得ない、あるいはなっていくんじゃないだろうか、こういうふうに思うわけです。国民の側と行政の側と、そういうことではなからうか、こう私は思っております。

○中川(正)委員 時間が来たようでありますので、これで質問を終わります。ありがとうございます。

○井奥委員長代理 次に、上田清司君。

○上田(清)委員 上田清司でございます。大臣もお疲れさまですが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、これはもう基本的なことですが、今回の法人税法の一部改正並びに租特の関係、特に租特では土地税制関係でございますが、かねてから、こゝろ、三年ぐらゐ野党を中心に強い改正要望をやってきたところでございますが、その都度拒否された経緯がございます。今回、なぜ法人税法の一部改正、法人税の軽減を中心とする中身、あるいは租特における土地税制等の緩和、軽減措置をされたのか、大臣に御所見を伺いたいと思

います。

○松永国務大臣 私は、法人税の基本税率を三%下げたということは、やはり経済活動、企業活動の中心となって活動しておるのは法人でありますから、その法人の負担を軽減することを通じてより一層経済の活性化を図っていきたい、こういう考え方が基本にあると思ひます。

同時にまた、諸外国の法人税の負担率を考慮に入れながら、できるだけその負担を外国の税制に近づけていく、それを通じて日本自身の対外競争力を高めていく、こういった観点からの今回の改正だというふうに私は思っております。

○上田(清)委員 大変失礼ながら、大臣、それは三年前から我々が主張していたところでございまして、同じ御回答をされておりますが、我々がそう申し上げてきたのです。そのときには拒否をされておりました。経済活動を活性化するため、あるいは海外とのバランスの問題でまづいいではないか、そういうことを申し上げて、それはそれだけれども今はということで表現をされておられたように私は記憶しておりますので、今の回答だとちよつとおかしいのではないかと。

今回なぜこのような措置をとられたかということとを聞いておりました、少なくとも今までは違つた考え方があつたのではないかと、いかに私に私は理解しておりますけれども、いかがでしょうか。

○松永国務大臣 私は、前々からそういう考え方があつたのです。それでようやく決断した、私はそういうふうな理解をしながら、去年の党税調の議論を見ておつたわけでございまして。

○上田(清)委員 大臣は個人的にはそうだったというところですが、大蔵の立場では必ずしもそうでなかった、改正を常に見送ってきたという経緯がございまして、このことを指摘させていただきたいというふうに思ひます。

それでは、今回の改正で、法人税並びに租特関係で、トータルでどのような税収の形にな

るか、それぞれ数字をきつと出してください。

○尾原政府委員 お答え申し上げます。平成十年度税制改正の、いわゆる税制改正による増収見込み額について申し上げます。きつとしたいと思います。

まず、平成十年度の所得税、これはもう既に法律が通過し実施しているところでございまして、平成九年分の減収見込み額が九千七百九十億円、平成十年分の減収が四千二百四十億円、いわば一兆四千億円が国税分の減収額でございます。地方と合わせまして、二兆円と言われているものでございます。

今回三つの法案を提案させていただいてありますので、それについて申し上げますと、法人税制改革関係で、初年度でございまして、三千二百六十億円の減収、金融関係税制でございまして、有価証券取引税の税率の引き下げと取引所税の税率の引き下げを合わせまして二千二百十億円の減収でございます。

それから、土地・住宅税制の改正でございまして、地価税の課税の停止ということで千三百四十億円の減収、その他で四百四十億円、計千四百八十億円の減収になっております。

それから、その他の改正といたしまして、いわゆる特定扶養の関係あるいは障害者の方の関係でございまして、これが六百六十億円の減収、課税ベースの拡大ということで企業関係の租税特別措置の整理合理化を行つておりますが、初年度で百七十億円の増収でございます。その他といたしまして百八十億円の減収、今のその他の項目で計六百七十億円の減収になります。

したがしまして、今の項目を足し合わせますと、合計といたしまして七千五百二十億円の初年度の減収、これが国税関係の改正の概要のトータルになってまいります。

○上田(清)委員 ありがとうございます。それでは、ちよつとこの問題はおきまして、今回の橋本総理のさまざまな事実上のなほ崩壊的政

策転換の原因の一つにアジア通貨危機を挙げられておられるところでありまして、このアジア通貨下落に伴い邦銀の不良債権がふえたのではないかなというふうな認識をしても決して差し支えない議論ではないかなと私は想定をしております。この点について、先般、大蔵省の分類債権で七十六兆という数字を挙げておられました、あれは九月までのお話でございまして、このアジア通貨下落は十一月、十二月にかけてということですので、当然その後、改めて何らかの形で邦銀の不良債権がふえたであろうというふうに私は想定しております。この辺の実態解明、実態解明というのはオーバーですが、実態についてどの程度数字を把握しておられるか、銀行局長にお尋ねしたいと思ひます。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

不良債権の総額につきましては、今国会におきましても新たな視点からの数字をお示ししたところでございまして、アジア向けの債権として特記してその内訳を求めているところですので、ちよつと先生、御指摘もありませんので、アジア向け債権が、これは優良債権を含めての話ですが、全体で三十一兆ぐらゐございまして、全国銀行ベースで総資産の三%ぐらゐを占めております。

そうしたエクスポージャーになっておるわけでございまして、このアジア向けの債権につきましては、これは不良債権と申し上げておるわけではありませんが、それは念のため、その為替リスクについてはかなりヘッジをされておる。ドル調達、ドル貸しというふうな形で、為替リスクのヘッジは十分でございまして。

それからアジア向け債権の貸し先でございまして、けれども、かなりの部分が日系企業に出ていて、そこに貸している。あるいは地場の大手の優良企業とか銀行というふうな聞いておまして、そういう意味では、為替リスクや信用リスクについては、今直ちにそれが我が国金融機関に重大な影響を与えるという感じではなさそうでございます。

しかし、先生が御指摘のように、アジア諸国の経済はかなり流動的だと言わざるを得ないと思います。したがって、そうしたことを考えてみますと、ややよく注視をしていく必要があるのかなという感じを持っておる次第でございます。

○上田(清)委員 具体的に、どのくらい時間があればかなり把握できますか。

○山口政府委員 不良債権の集計をしますときには、アジア向け債権だ、ヨーロッパ向け債権だ、あるいはこれは国内の例えばゼネコン向けだというふうなとり方をちよとしておりませんので、あくまで、先生にお答えできるとすれば、銀行からのヒアリングでの感触をお伝えするという事になるかと思ひます。

○上田(清)委員 感触ではなくてできるだけ具体的な数字を調べていただきたいというふうに要望しておきます。

日本輸出入銀行の方、来ておられますか。日本輸出入銀行が貸し出している部分に同じようなことがあつては起つてゐる可能性もあるかなということ、きようおいでいただいたわけですか。

今の質問の趣旨に対して、輸出入銀行が抱えておられる部分に関してどのような変化があつたか、この問題についてお答えいただきたいと思ひますし、もし邦銀のそういう不良債権の問題について把握されていられれば、ぜひ、具体的な数字までいかなくても大方ということで、ありましたらお答えいただきたいと思います。

○鏡味説明員 輸出入銀行では、東南アジア向けの出融資残高でございますが、約二兆五千億圓ほどございます。現在のところ、これにつきまして滞つてゐるところはございません。

それから、実際貸し出しが行われるに際しましては、国からは担保はとれませんが、企業にお貸しする場合にはそれなりの債権保全措置をとつておられますので、現在のところ、これが延滞というふうなことになることのないように注視をしていきたいと思ひます。

それから、万が一、国の債権が滞るようなことになった場合でも、これはいわゆるパリー・クラブと申しますか、公的債権につきましては、先進国間で債務国と協議をしながらそのリスケなどを踏つて回収を図つていくという手段もございまして、流動的な情勢をよく注視しながら、お貸しした債権についてできるだけ滞らないように考えていきたいと思つております。

なお、民間債権につきましては、私ども、把握する立場にございせんものですから、お許しをいただければと思ひます。

○上田(清)委員 ありがとうございました。お時間をとつていただきました恐縮です。どうぞ、結構でございます。

それではもう一つ、視点を交えて、延滞税の利率について、少し常識的な観点から考えさせていただきますというふうに思つております。

と申しますのは、御承知のとおり、決算行政監視委員会では、平成目安箱と銘打つて、広く国民各位から御意見を聞く仕組みをつくつておられまして、現在、それに対してどのような回答をいくつとかが、どのように処置していくかということに關して、理事会の各党協議の中でシステムをつくつてゐるところでございます。既に御案内してから約二カ月であります、六百六十九、十日現在ですが、さまざまな提言、苦情、あるいはさまざまな御意見が来るところでありまして、その中の一つがこの問題に關してございまして、私もちよと啓発を受けましたので、なるほどと。

確かに、公定歩合が〇・五％で、最近若者向けの自動車ローンですら一％で貸し付けるようなお話がある中で、延滞税が最初の二カ月の間は七・三％でございます。それからその後は一四・六％になる。いかにも高いではないかという御指摘、御提言がありまして、なるほど私も思ひまして、これは改めて基本的な考え方について少し考えてみる必要があるかなというふうに思ひましたもので、この問題を取り上げさせていただいた経緯がございます。

大臣、今申し上げた趣旨でございますが、いかにもこれは高いのではないかと御指摘について、私も実は同感をしてゐるところであります。商法、民法では、金利が五、六と書いてあります。公定歩合が五、六のときにこの一四・六あるいは七・三という延滞税が定められた。現在の状況の中で、既にこの低金利あるいは公定歩合の低い部分の中で、日本の経済社会が基本的にビルトインされております。預金金利生活者あるいは年金生活者に大変だという御意見も何度も御指摘がありましたけれども、反面、住宅ローンの問題でありますとか、あるいは企業の負担の問題だとか、さまざまな形でプラス・マイナス・ゼロではないかという御意見も、日銀あるいは大蔵当局からお話が出てゐる。こういう御指摘の中で、なぜこれだけ突出してゐるのかなという素朴な疑問でございますので、大臣に感想を伺いたいと思ひます。

○松永國務大臣 この延滞税というものでございしますが、これは基本的には、納付すべきときに納付しない、ある意味では遅延損害金という性質のものだと思ひます。同時にまた、国民のための施策を施行するための財源を確保するためにございしますから、そして一方においてはまじめに納税してゐる人がいるわけでありまして、それとの均衡も考えなければならぬでしょうし、何よりも納税促進ということの意味もあらうかと思ひます。

そういう点を総合的に考えて今のようになつてゐるのだ、こういうふうには私は理解しておるわけでありまして、そう考えますと、普通の利子と同じ物差しではかるのはいかなるものかな、やはりそれは物差しが違ふのじやなからうかな、私はそう思ひます。

○尾原政府委員 ちよと事実關係についてお話しさせていただきます。今、七・三％と一四・六％というお話がございました。実は、納税に対する誠意があるような場合は、一四・六％ではなくて七・三％の延滞税と

いうことになつてゐるわけでございます。さらに、災害、病氣等の事情があつてそういうような場合には、納税猶予期間中の延滞税が全額免除されるというような制度にもなつてございます。

それで、今大臣からまさにお話ございましたように、この延滞税は、納期限を守つてくださった人とそうでない方との負担の公平をどう考えるか、滞納の防止をどう考えるか、あるいは一種の期限不履行ということになりますと、損害賠償というふうな性格を持つてまいります。そういう目的で課してゐるのが今の延滞税でございます。

そうしますと、この延滞税の割合は、このような趣旨から、当然今申し上げましたような目的にかなうものでなければならぬということになつてまいります。他方、納税者がみずからこれは計算して納付していただくというものでございしますから、やはり制度として安定性、明確性についての十分な配慮も必要である。

したがひまして、この延滞税でございますが、その時々金利水準で判断するというものではなしに、より長期的な観点から判断すべき性格のものではなからうかというふうに考えてゐるところでございます。

○上田(清)委員 法律の達人でありますところの松永大蔵大臣に釈迦に説法で恐縮ですが、いわゆる刑法的な感覚で量刑を加えろとか云々という話になつてきますと、おのずから罰則的なものというのの限度がありまして、必ずしも量刑をたくさん加へばいいというものではない。そこそこ社会通念上必要な最小限度の刑を、あるいは罰することをもつて善良なる社会國家をつつていくという趣旨からして、以前はこれでよかつたのかもしれないませんが、現在の状況の中で必ずしもそういうことが言えるのだろうかということで、私は一考すべきではないかなというふうに思ひます。

また、なおかつ、それぞれ登録免許税初め社会の常識に合わせて引き上げられたりあるいは引き下げられたり、変化してゐるわけでありまして、このことだけが変化しないというのは明らかにこ

これは怠慢ではないかなというふうには私は思いますが、いま一度、一考すべき余地があるのか、あるいは検討する余地も全くないのか、この数字がどこから出てきたのか、根拠も含めて改めてお伺いしたいと思ひます。局長で結構でございます。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

○尾原政府委員 ただいま申し上げましたように、延滞税につきましては、種々の目的、性格がございまして、したがひまして、預金金利はもとより、考へ方から申し上げますと、市中貸出金利とも本質的には異なるものではなからうかと思ひます。したがひまして、これと単純に對比して考へるべきものではないということになるわけでございます。

ただ、延滞税の割合でございますが、最低限言えることは、市中貸出金利を上回る水準でなければならぬだろう、こういうことは間違ひなく言える。そういう中で、まさに債務不履行に対する遅延利息あるいは期限不履行に対する損害賠償としての性格、それから滞納防止という目的、そういうことを勘案してどう考へていくのかということかと思ひます。

なお、現在の七・三％あるは一四・六％でございますが、通則法ができましたとき定められました、今日まで続いているわけでございます。

これからの考へ方をどうするかということでございまして、先ほど申し上げましたような趣旨を踏まえまして、より長期的な観点から判断すべき性格のものであると思つておりまして、確かに、ここ数年低金利の状況が続いていることは事実でございます。しかし、長期的な観点から金利水準を判断するに当たりましては、これからどうなっていくのだろうかということも見きわめることが不可欠ではなからうかというふうに思つていられるわけでございます。

したがひまして、引き続き金利水準の動向を見守り、長期的な観点からの金利水準がどうなっていくのか、いましばらく見させていたいただきたいというところでございます。

○上田(清)委員 まさに模範的な回答であります。極端なことを言えば、先ほど大臣も言われましたように、やはり善良なる納税者に対比して、促進をさせるというふうな意味もあるということですが、市中金利を上回らなければならぬ。そういう観点も局長が申されましたけれども、事と場合によつては、ほかのところからお金を借りて延滞税をずっと払つていけば、ずっとそのことを続けられるということもございまして、今そういう金利状態であるということ、必ずしも罰則的な意味を持たなくなつてきているという現況もあるということをご承知した上で、そういう視点も改めて検討していただきたいということを再度申し上げます。

それでは、次に移ります。この委員会でも問題になりました日産生命の問題でございます。

この問題は、その後破綻処理のおおば生命がつくられて、なおかつ保証制度のあり方についてもいろいろな議論が出てきておりまして、これから保険、生保等々について、どんな形で、まさかのときにどうするかという議論も含めて、大変重要な問題であるというふうに私は認識しております。

共産党の佐々木憲昭議員が、昨年のはしから十一月だったと思ひますが、議論をされておられました。特に福田保険部長が、個々のケースでございまして、でなかなか回答できませんということばかり言つておられましたけれども、いつの話だったのかというふうに私は思ひます。もうこの問題は八八年当時から出ている話でありますし、しかも昨年の四月に破綻した経緯がございまして、昨年の十一月の段階で、今調べておりますとか、個々のケースですからヒアリングをやつていまして、とか、こういうことでは断じていけない。こういうことをまず申し上げて、そういう答弁をされるときは福田保険部長答弁に立たなくて結構ですから、あらかじめ申し上げておきます。

それは、まずお聞きします。

係をお聞きしていただきましたが、「いろいろ飛び交つております。事実関係を整理をして、これから本件についての事態に適切に対処、こういうことであります。」と、若干最後の方がよくわからなかつたようなあれですが、少なくとも「事実関係を整理をして、これから本件についての事態に適切に対処、と、対処する」ということを申されておられます。

このことについて、山口銀行局長、局長も答えていらつしやるのですよ。違法関係があつたかどうか調べてみますというふうなことを言つておられるのですから、総体的にどういう形で大蔵省として整理をされてこられたか、事務方のトップとして、基本的な問題について、もう既に問題点を指摘されてきたから、どんな形で整理をされてきたかをお尋ねしたいというふうに思ひます。

○山口政府委員 御指名でございますので、お答え申し上げます。

日産生命の提携ローンにかかわるいろいろな諸問題については、前国会でも御指摘を賜りました。大臣からも、事実関係をよく整理してというふうな御答弁を申し上げておりました。

早速、個々の具体的な事実を把握するため、地方の財務局等を通じて、今も把握している最中でございますが、今まで出てきた案件で百八十五件上がつてきております。その結果を見ますと、うち七十七件は、契約者及び相手方とも違法な行為はなかつたものという整理ができると思ひます。残りが百八件、まだ調査中であります。またふええるかもしれないので、これで終わりとして申し上げている趣旨ではございませんが、これらのものも多くにつきましては、無登録の募集を行つたか否かという当事者間の事実関係に関する主張がかなり食い違つていっていること、さらにこの辺については調査をしていられるわけでございます。今までのところ、明らかに保険業法に違反というふうな事実は認定されておられませんけれども、こういう形で今現状把握をさせていただいていられるわけでございます。

そのほか、種々の点について御指摘がございました。例えば協力預金をやつていられるのはおかしいという御指摘もありました。

この点につきましては、協力預金自身が保険募集の違法行為の対価としてあれば、それは大きな問題でありますけれども、紹介した銀行に協力預金があるということ自体については、必ずしも保険募集を金融機関がやつたということにはならないと思ひます。その辺については、行き過ぎた協力預金かどうかという問題であらうかと思ひますが、今までのところそういうふうなことは認められないと思ひます。

それから、パンフレットとかチラシについて、これは前の国会で佐々木先生の御指摘だつたと思ひますけれども、御指摘もありました。具体的にはスルガ銀行という名前も挙がつておりました。これは昭和六十三年当時の話でございますが、ローンのチラシにつきまして、銀行が保険募集を行つていられるかのような誤解を与えていられるのじやないかという御指摘がありました。

これについては、ちよつと調べてみましたら、確かにそういった面があつたということで、すぐ回収しております。これは六十三年七月に回収を指導しておりますので、その後、そういったものはなくなつております。

それから、別の件だと思ひますが、ほかの金融機関との間でも名前が連名であつたのじやないかという御指摘もございまして。

これも、ローンと保険ですから、連名というのも理屈があるようなないような、ちよつと紛らわしい部分があるのですが、これが金融機関自身が保険募集を行つていられるというふうに誤解をされるおそれがあるのじやないかということで、これも指摘をしまして、元年の三月でございましてけれども、金融機関の名前を載せるのは誤解を招くというところで、生命保険の会社だけの名前にしたというふうな処置をいたしております。

そういった、そのときそのときで対応をしてまいつておるわけでございますけれども、先ほど申

し上げましたように、なお個々の具体的な事例で問題点がなかつたかどうかというのを今調べておるところでございます。もしそういうところに法律に違反するというようなことがありますれば、それは適切に対応をしなければならぬことであらうというふうに考えております。

○上田(清)委員 極めて明確に御答弁をいただきました。ありがとうございます。後でその答弁が必ずしも正しくないということを私としては証明をさせていただきますけれども、大菱(丁)寧に言葉をこまかさに言っていたら、ありがとうございます。

今お手元に資料として提供させていただきます。今、山口銀行局長がお話をされたパンフレットの代表的なものの二枚でございます。

表紙だけにさせていただきます。恐縮ですが、ここに「あましん 年金保険プラン」という形で書いてありまして、銀行ですが、なぜか「年金保険プラン」と。もちろん「一括払いにする」というところからお話があらば、当然そこからローンの話かなというところは想像できないとは言いませんが、表紙からして日産生命はどこにも出ておりません。実はこの裏側の方に小さく「日産生命」と書いてあるものでありまして、あくまでこれは尾信の年金保険プランであるかのごとく思われるのが一般的だというふうに私は思っております。

その裏側の方まではちよつと面倒くさいのでコピーをさせていただきます。でも、もちろんこれは日産生命の年金保険プランを一括で尾信が受けることで、ローンの金利稼ぎ、あるいは何らかの形で営業活動に役立てようということ、こういうパンフレットができたわけであらうかというふうに思いますが、これはまさに詐欺商法に近いような感覚ではなからうか、こんなふうな思ふこともできると思ひます。

先ほど並列して名前が出ていたというのが、そこに出ておられますところの「ケアプラン」。「日産生命」、左側には「住友銀行」「住銀保証」と出て

おりまして、これは比較的に日産生命が表に出てくるからまだましなのですが、表に日産生命なんか出ていないようなパンフレットというのはたくさんございまして、幾つかあるのですが、スルガ銀行のものも表に日産生命なんというのは出ておりません。こういうパンフレットが当時大菱(出)回っております。

それで、いわばたくさんの方の年金保険を獲得する。理屈は簡単でありまして、毎月毎月年金保険を積み立てるよりは、一括して払ったなら、その一括した分のローンを返済する方が総額で安いですよ、こういう勧め方で、できるだけローン払いにしていたらという仕組みをつくったわけでありまして、これが広く当時銀行で非常な勧められておりました。そのことは東京新聞がキャンペーンで相当やっておられるというふうな傾向で、在席の大蔵委員のメンバーの先生方も、あるいは政府関係の皆様方も多分に知るところではないか、私はこんなふうな理解をしております。

これを、今、山口銀行局長は、六十二年七月に回収を指導した、こんなふうな言っておられましたが、指導されたのはどういう形で指導されたのでしょうか。通達ですか、それとも口頭でしょうか。どういふ形で指導されたのか。

そして、その指導は本当に徹底していたのかどうかという検証を当然されたというふうに私は思ひます。これは八八年当時にも、後に横浜銀行の頭取になられた平澤銀行局長でしようか、質問があった経緯がございまして、そして、それから約十年以上たつております。また、この問題は四月の破綻の当時に相当問題があったわけですし、大蔵委員会でも御指摘があったわけですから、指導したということとで終わったのではなくて、その指導に問題があったのではないかとすることも指摘を受けていたわけですから、本当に検証されたかどうかについて確認をさせていただきますかと思ひます。御答弁をお願いいたします。

○山口政府委員 お答え申し上げます。私が六十二年と申し上げましたのは、スルガ銀

行作成のローンチラシについての回収の指導でございます。

それから、元年というのをもう一つ申し上げたと思ひますが、これは日産生命作成のパンフレット、WILLI-WEILLという提携商品についてのパンフレットに、日産生命と金融機関が併記されていたというこの指導でございます。

恐縮でございますが、詳しくは保険部長からお答えすることをお許しくださいと思ひます。

○福田政府委員 御指摘のように、スルガ銀行につきましては、パンフレットへの銀行名と保険会社名の併記が誤解されかねないということで、元年の三月に削除をきちつと要請したわけでございますが、その当時、ほかの銀行につきましては、すべての銀行に問題があるか否か、その辺も必ずしもはつきりしなかつたこともございまして、御指摘のように、銀行全体に対してそのような誤解されかねないパンフレットへの併記を指導していたかどうか、その辺につきましては十分でなかつたかもしれないわけでございます。

いずれにしても、こういうことできょうもそのような御指摘をいただきましたので、ちよつと調べさせていただきますと思ひます。

○上田(清)委員 今の答弁では納得できません。

十一月の段階で佐々木憲昭議員からも御指摘をいただいております。あれから時間もたつておりますし、それ以上に、この問題が起つてからもつと時間がたつております。それで、これから調査ということでは、この院の質疑はそういう程度に対応しかされていらないかということになりますから、そういうことではなかなか審議もできないということになってしまいます。今のところは重大な発言です。保険部長、今のは間違ひないか、これからの調査なのか、それとも調査できているのか、もう一回聞きたいと思ひます。

○福田政府委員 先ほど銀行局長が御答弁申し上げましたように、日産生命の提携ローンに関する個別の案件につきましては、財務局等で今ヒアリングをし、かつ是正できるものはしてまいりたいと

いうふうに思っておりますが、パンフレットについての口頭指導につきましては、日産生命以外につきまして必ずしも十分な指導ができていなかった面はあるかと思ひます。

○上田(清)委員 指導ができていなかったということですが、十分な指導が、基本的にできていないのでしょうか。基本的にできていないのですよ、これは。だから、たくさんできたのですよ。そして、これも前回の委員会でも指摘があったとおり、そういう六十二年の七月あるいは五月、銀行局長の七月というのは五月の可能性が高いと思ひますが、この六十二年の五月、あるいは七月でも結構ですが、いずれにしても、六十四年の一月に日産生命はある銀行に対して、余りにもこの勧誘をやり過ぎだ、こんなにやってもらつては困る、ばれてしまふ、こういう要請をしているのですよ。そういう指摘もあつたわけでしょう。そういう文書を手に入れたらいいか。

○福田政府委員 お答えいたします。ただいまの御指摘は、スルガ銀行の件だと存じます。

昭和六十四年一月六日付で、日産生命からスルガ銀行に出された文書「WILLI-WEILL」の販売中止に関するお願いについて」というものでございます。これについては、日産生命の内部資料でございますが、当時、日産生命の支社の募集体制の規模から見まして保険の取扱件数が多過ぎるということで、適正な募集がなされていらないのではないかということから、日産生命がスルガ銀行に対しまして提携ローンの業務提携中止を申し入れたものでございまして、その後、基本的に日産生命とスルガ銀行の提携は行われていないものと承知しております。

○上田(清)委員 たまたまきょう決算行政監視委員会の理事会に大蔵委員会より先に提出がされました、これは大蔵省OBの方々が天下りされた、あるいは再就職されたと言つたらいいのかもしれませんが、すべての金融機関の名簿であります。この中に、やはりこの日産生命とセットでパ

○上田(清)委員 非常に怠慢でありますし、文書でこれだけのものが出てきていて、もし口頭で注意ということになるといかなものかというふうには私は思いますよ。

先ほど申し上げましたように、決算行政監視委員会のほうでも、信金レベルまでの大蔵OBの皆さん方の再就職のお名前やお立場も出てきております。年度も出てきております。あなたの方のお仲間が責任者や役員でいらつしやうて、そしてこういう内部文書が出て、恥ずかしいと思いませんか。これは重大な問題じゃないですか。

明らかに法を破る話が内部の文書で出ています。にもかかわらず、現時点において、どういうことだったかよくわからない、あるいは調べなければわからない、こんないいかげんなことしかできないのですか、皆さんは。

これでは、こんな回答しているようだと、今まで委員会が審議されたこととかで、あなた方は適切に対処したいとか調査したいと言ってもやらないということ証明している話だから、審議なんかできないですよ。

○福田政府委員 この問題は何度も御指摘をいただいておりますが、この法律は建前でありまして、内部資料については、不適当な内容でございまして、スルガ銀行内部で削除したわけでございまして、その削除したということは明白でござい

ます。ただ、そのとき、具体的にだれが、だれに、どういうふうな指導したかにつきましては、申しわけございませんが、現時点でちょっと確認をしてみないとわからないということでございます。

○上田(清)委員 明白の証拠を見せてください。明白であったという証拠を見せてください。

○福田政府委員 どのようにお答えできるかちょっと検討させていただきますが、少なくともそのようなパンフレットが削除されたということだけは申し上げたいと存じます。

○上田(清)委員 全然明白じゃないじゃないですか。言葉が軽過ぎますよ、保険部長。全然明白

じゃないじゃないですか、削除したという。文書がない、文書がないと言いつつ、削除されたということだけが明白でございまして、一方的にスルガ銀行の言うことを聞いているだけにしかすぎないじゃないですか。あなたの方は、被害者の言うことを聞かなくて、違法行為を犯した可能性が高いこの文書がありながら、明白な回答ですらもらっていない、調査もしていない、そういうことじゃないですか、一言で言えば。

この問題は再度、次の委員会までに調べてください。委員長にお願いしておきます。

○浜田(清)委員 委員長代理 理事会で協議させていただきます。

○上田(清)委員 理事会で協議じゃなくて、具体的に保険部長の回答を求めます。来週かどうかわかりませんが、次の委員会までにきちっと対応していただきたい。理事会の問題じゃないと思

います。○福田政府委員 御指摘の点につきましては、できる限り事実関係を再度確認してみたいと存じます。

○上田(清)委員 できるだけじゃ済ませません。もう十年間ほっておいて、四月に破綻して、一年近くほっておいてできるだけなんというよう

な生ぬるいことじゃだめです。全力を挙げて次の委員会までにけりをつけてください。そういう回答をいただくまで、私はもう質問できません。

○福田政府委員 事柄がスルガ銀行の内部文書でございまして、とにかくできる限りの努力をさせていただきます。

○上田(清)委員 納得できません。

○浜田(清)委員 委員長代理 速記をとめてください。(速記中止)

(浜田(清)委員長代理退席、委員長着席)○村上委員長 速記を起してください。何分十年前のことではありますが、極力大蔵当局に努力させるようにします。

ただ、上田委員に御理解いただきたいのですが、十年前のあれですから、あるかどうかは調べてみなければわからないので、その辺は御理解いただきたいと思つてます。

○上田(清)委員 委員長の御配慮に感謝申し上げます。

十年前のことではあります。しかし破綻したのは昨年の四月でありまして、この問題で被害者の会がつくれ、そして東京新聞ではキャンペーンを打っておりまして、多分、社会面のトップで打たれたことは十数回あるのではないかと、私が持っているだけでも十枚近くあります。こういうキャンペーンまで張られているときに、当事者の大蔵省が何の反応もせず、丁寧な調査もしないというのは、これは明らかにおかしい。これだけは相応な反省をしろなくてはならない。このことをまず申し上げたい。

一応、事務方のトップの山口銀行局長、十分反省の弁をお聞きしたい。

○山口政府委員 御指摘のとおり、いろいろ問題になっておりますので、全力を挙げて調べてみたいと思っております。

○上田(清)委員 ありがとうございます。申しわけありません、呼び出しました。それでは、時間が少なくなっておりますが、まさしく通達であります。昭和五十七年四月一日付で「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」ということで通達を出されております。この中でも、社会的批判を受けかねない形態での預金受け入れ等の自粛、協力預金とか歩積み両建て云々とか不正な取引をやめろ、こういうことを注意しなさいという通達を出されております。

まさしく先ほど申しました、協力預金で対価としてあれば問題ですけれども、そのことは認められなかったと銀行局長は言われましたけれども、これが本当かどうかということについてお互いに証拠をぶつけ合っているとき、時間がかりますので、あなたの答弁は間違っていますよというのとをまず申し上げておきます。正しいと言うの

だったら、改めて私のところに正しいという証拠を、証拠とは言いませんけれども、説明に来てください。間違っていますよ。逆に私があなたの答弁が間違っているということを証明してあげます。このことをまず申し上げます。

それで、平成元年の六月に「歩積・両建預金の取扱について」という通達を出されております。要するに五十四年の分に関しては廃止だということでございますが、これは別に質問通告しておりませんのでちょっと恐縮ですけれども、こういう事実があるのです。

五十七年には、協力預金も含めて留意をしないよと。しかし、平成元年六月に廃止と言っておられるのです。その文言が「自主的な対応によること」云々というようにことで、しかし、それでも留意はしないよということを書いてあります。それで「不適正な事例が見受けられた場合には、個別に所要の指導を行う考えであるので、念のために申し添える。」といつて、今申し上げました五十七年の四月の通達等をこの時点で廃止ということですが、この認識というのは一体どういうことだったのでしょうか。

もう一切合財、「念のために」ということで、それから、それでもまだそういう協力預金だとか、そういうことはあるかもしれないということを念頭に置きながら、いつまでも通達行政で縛るものいかなものか、こういう判断で多分出されたのではなからうかというふうに私は思います。当時の局長でありましたのでこれを聞くのもいかなことというふうに思いますので、ぜひ宿題として記憶にとめておいてほしいのですが、ちょうどこの時期なので、日産生命の問題が起きているのは、まさか、そのためにあえてこの通達を廃止したわけではないと私は思いますけれども、もしそうだとすると大変な問題になってきますからね。なぜこういう背景になったのか、後で調べていただきたい、こんなふうな思っております。

それで、時間も来ましたので、最後になります。

この問題は大変根が深く、銀行が保険の勤務をする、そしてその勤務をするときに、まさか露骨に本体でもらうわけにはいかないもので、代理店を使って、代理店に手数料をもらう。おまけにそれぞれのランクに応じて、たくさん保険をとったところには、実績に応じて協力預金をたくさんする、という仕掛けを当時つくっておたわけですね。こういう指摘を東京新聞でも出されました、当委員会でも出たわけですから、この点について、銀行はもしこのことが事実だとすれば三重に罪を犯している、こういうことでありますから、これはやはり見過ごせない。しかも、当時、この関係で提携ローンを組んでいた銀行は百六十数行あったはずで、地銀、大手の銀行も含めて、広範囲にこういうことがなされた可能性が高かったわけですね。高かったというよりも、そういう内部資料があるのですよ。これは現にあると見た方が正しいですね。

そういうことでありますから、しっかりこれは再調査が必要だ、こういう認識に立っていただかねば困るということ強く申し上げまして、時間が参りましたので終わります。ありがとうございます。

○村上委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 大臣、連日御苦勞までございます。

きょう、税制三法について質問させていただきますが、その前に一点だけ、私、この間の捜査当局の動き、そして金融機関に対する公的資金の注入の動きを見ておまして、やはり日本国内だけではなくて、アメリカ政府の理解も本当に得られているのだからか。アメリカ政府関係者の話を聞くと、十七兆円の預金者保護というのは、これはよくわかることだけれども、経営者責任というものはつきりさせていないし、そして市場から本来ならもう退出してもらった方がいいような銀行も含めて、何か救済をしているような感じがする。ましてや日本国内において、一般納税者の理解というものが得られるのだろうか。私はこれに

ついての有力な世論調査がどの程度あるかわかりませんが、ある調査によれば、九割以上の国民は、今日の銀行に対して公的資金を三十兆円つぎ込むことについては納得できない、そのように答えている調査もあるわけですね。

そこで、一問、大臣、御所見があればお聞かせ願いたいと思うのですが、私は、今日の事態を招いた金融機関並びに日銀の総裁、そういった方々のいわゆる経営者責任といえますか監督責任といえますか、これがある時点できちっと明確にしなければ、金融行政に対する信頼というものは取り戻せないのではないかと思います。

そういう意味で、今まさに審査委員会においてその作業をしているわけで、今とは申しませんが、やはりアメリカにおいても金融機関を救済するときにおいては厳しい経営者責任が問われたわけございまして、これに対して、不問に付すということは許されません。現に今、春闘の時期で、ペアゼロだという話が金融機関の経営者からいっぱい出ておりますけれども、働きの立場から見れば本当に気の毒なことで、別に金融機関に働いている職員の人たちが不正をしたわけではなく、一生懸命汗を流して働いてきた。これはやはり経営者の責任なんだ。

今回のことを、公的資金で、リストラをやらなければいけないというのをいこととして、役員の数も減らすというところもあるようですねけれども、結局そのしわ寄せというものが銀行で働いている職員の人たちに一方的に行っているのではないのか。やはり頭取を中心に重役が腹を切らなければ、これは本当の経営者責任にならない。

そういう意味で、日銀総裁を含めて、金融機関はいずれかの機会において必ず責任をとっていただく、これぐらいのことを大臣、どこかの席で言っていたかと思いますが、金融行政に対する信頼を取り返せない。いつまでたっても国民の間に何だか釈然としないいろいろな気持ちがあって、これは次のステップに向けて日本の金融が立ち直るときに必要な決断ではないかと私は思うのであります。

すが、こういった見解に対して大臣の御所見がもしございすれば、お伺いしたいと思います。

○松永国務大臣 日本の金融システムが内外の信頼を損なうようになったその背景にあるものの一つは、私は、バブル時代の放漫な貸し出し、そしてバブルの崩壊によってその多くは不良債権になった、その不良債権の処理が速やかになされずに、今日まで多少の努力はしてきて、特に最近はその努力の跡が見られるわけでありまして、けれども、それが長引いたということが、私は今の日本の金融を弱くしている原因の一つかな、こう思っております。

もっと早く決断をして、そして不良債権の処理をしておけば、今よりも日本のそれぞれの金融機関は力があつたかもしれないし、日本の金融システムももう少し内外の信頼の厚いシステムになつておたのではないかなというふうに思っています。その意味では、バブル時の金融機関の野放図な貸し出し、そしてその後の不良債権の処理のろさ、これは大いに反省をしなければならぬ点だろう、こういうふうに思います。

したがって、そういう金融機関の姿に対して適切な対応がなされていなかったとするならば、それはそれなりの責任があるというふうに私は思います。

○北橋委員 これは、ここできちんと議論する段階ではないと思うのです。ですからあえて申し上げませんが、希望を申し上げますと、例えば梶山官房長官時代によく記者会見で、銀行業界のリストラは進んでいないとか、言われることはきくとおっしゃっていただきました。私は、やはり金融機関の経営者責任、これは不問にはできない、それぐらいのことはどこかでおっしゃらなければ前進はないのではないかと思っております。これはまた、別の機会に譲らせていただきたいと思います。

さて、税制三法の議論でございしますが、何と云っても法人税の基本税率を引き下げたということとは、これは当然のごときでございまして、遅きに失したといえますが、一歩前進であると評価をさせていただきます。

させていただきます。

しかしながら、同時に、課税ベースを適正化するという名目でいろいろな増収が図られておりますので、純減は極めて低い。全体の法人税収の中で、純減が初年度三千三百億、平年度二千億。これぐらいのことで下げた下だと、これで国際社会で生き生きと経済活力を取り戻すような法人税制の改革と、私はこれは胸を張って言えない数字だと思ひます。

既に橋本総理からは、財界四団体首脳との会合においていろいろな追加景気対策の発言があつたようございしますが、総理自身も法人の課税はなお高いのではないかとおっしゃっておられますが、大蔵大臣も同じ認識だと理解してよろしいうございしますか。

○松永国務大臣 先ほど上田議員の質問に対しても私はお答えしたのでありますが、基本税率を三%下げた、これが今度の改正の一つであります。しかし、事業税あるいは法人住民税、こつちの方はまだ本格的に手をつけていないものですから、結果においては実効税率は四九・九八から四六・三六というふうになりはしましたけれども、この四六・三六というのは欧米に比べれば高いわけでありまして、これから、そういう点についての税調における本格的な議論を私は期待したいわけでありまして。

○北橋委員 既に三月七日、自民党の森総務会長も、四〇%ぐらいにこれから下げていかなければいけない、一段の法人課税の軽減が必要だということはおっしゃっておられます。そしてもう具体的に、そのためには法人事業税の引き下げが大事なのだというところもおっしゃっておられるわけでありまして、そうしますと、大蔵省としては、もうこれ以上ないのでは振れない、あとは自治省でやってもらわないと困る、こういうことでございしますね。

○尾原政府委員 最初、先生の方から課税ベースのお話でございました。一言、事実として申し上げさせていただきますわけですが、アメリカ、イ

ギリス、ドイツという先進諸国が法人税率を今まで下げてきました。そのとき、我が国と同じように、課税ベースを拡大する、そのようなことで税率を引き下げ、その活性化効果をねらってきたわけでございます。一点だけ申し添えさせていただきます。と思います。

それから、今回、法人税率の基本税率を三%引き下げる提案をさせていただいておりますが、国税としての法人税率というのは、ほぼ国際水準並みになってきたのではなからうかというふうに考えているところでございます。

（委員長退席、坂井委員長代理着席）

○北橋委員 そうしますと、総理も既に、また大蔵大臣も今言われたように、法人にかけられる課税は今なお重いという認識を共有されている。そして自民党の総務会長も、それは法人事業税の軽減、具体的に税目を挙げられた。

自治省、ここにおいていただいていると思いますが、政府税調におきましても、これまで地方法人課税については随分と長い間議論がされております。とりわけ学者の間では、税理論からしまして、今、赤字法人がバブル崩壊後六十数%まで来ていると聞いておりますが、そういった観点もありまして、安定した地方税収の柱である、そしてまたこの法人事業税という税の性格がはっきりするということ意味におきまして、外形標準課税の議論がずっと前からございました。政府税調の今回の答申の中でも、そのことははっきり書いてあります。「平成十年度において、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進める」、これが政府税調の答申でございます。

法人税を外国並みに四%まで下げるというのは緊要の課題であります。通常のスケジュールでいきますと、年末、十二月十五日ぐらいに与党の税調がまとめるわけでございます。そんな悠長な時間はない。自民党の武藤改革本部長も、税調を二回やたらだとうという発言もあるぐらいでございますが、それはそれといたしまして、これはもう長いこと先延ばしにした問題であります。

そしてまた、今大変な不景気でございますので、税理論的にこれが一つの有力な方向だといっても、なかなか国民の理解も得られにくい面もある。政治的にも非常に難しい側面がありますが、政府・与党は、既にこの道しかもう選択肢はないような立場を表明されておられるわけであります。

自治省、結論が出ますね。それでやりますね。どうでしょうか。

○片山説明員 まず、事業税につきましては、現在提案しております今回の地方税法の改正案の中におきまして、法人税と同様の考え方から、基本税率を一%に引き下げるなどの改正をすることにしております。

それから、今後の事業税のあり方につきましては、今御指摘ございましたように、昨年の政府税調調査会でも種々議論がありまして、まさに「平成十年度において、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進めることが必要」とされておりますので、この方針に沿って、私どもは一生懸命検討してまいりたいと考えております。

○北橋委員 きょうは、自治大臣はお越しくださいない委員会でございますから、これ以上申し上げませんが、今おっしゃったような御趣旨の答弁は、ずっと前から同じようなことをおっしゃっているのではないのでしょうか。そして、毎年、政府税調でもこの議論が重要課題と位置づけられて、また税制改正で議論を深めるべきという、そのことを繰り返してきているのですよ。

今私が申し上げたかったのは、四%まで引き下げたいというのは、これは自民党の役員の発言であるけれども、大変重みのある発言なのです。そして追加の景気対策も求められてくるでしょう。サミットも近い、アメリカのG7もあるわけだから、そういった意味では、悠長な十一年度税制改正の状況ではない。もっと踏み込んでやるのかやめぬのか、そして、やるとすればどういふような形でこれを導入していくのかということとをきちんと早く検討していただきたいと私は申し上げておきます。

上げておきます。

その次でございますが、課税ベースの適正化というのは欧米でもやったということは、私もそのように承っております。そのこと自体がいいとか悪いとかということは申し上げません。それは諸外国においても、そのように増減税一体でやると、減税財源を捻出するために相当の努力をしたということとはわかります。しかし、政府税調の答申でも、中小企業への配慮が必要だということが書いてある。これはもう政府税調がどう書こうと、我々の認識としては、もう塗炭の苦しみで中小企業が苦しんでいるわけでございます。その中で税制改正を行っていくわけです。

今回、中小企業の税率も下がりました。結構なことでありまして。我々の要求してきた内容であります。しかしながら、その過程で中小企業の交際費課税が一%から二%にふえている。これによる増収は千百億円と聞いております。同時に、割賦販売の収益の見方についても、アメリカ型のスタイルに一步近づける、このように説明を聞いたのですが、これも不思議な話でございます。アメリカ型に近づけると言うけれども、アメリカの公的債権の回収機関なんというのは皆様方は目もくれないわけでしょう。こういふところだけ、グローバルスタンダードがアメリカンスタンダードか知りませんが、お話をされる。

ここでやりとりをする時間はございませんし、結論は出ないかもしれないませんが、いずれにしても言えることは、例えば中小企業の実業課税、割賦販売の収益の基準の廃止、これによって千二百億円、これは中小企業に対する負担増になっているわけです。課税ベースの適正化、この結論はわかりません。しかし、その背景で、千二百億円の中、小企業に対する増税がある。中小企業への配慮に欠けた税制改正と言えないでしょうか。

○尾原政府委員 お答え申し上げます。今回、課税ベースの拡大ということで、いろいろな引当金を初め、今お話がございました交際費課税についても適正化を図ることとしておりま

す。各種の統計から眺めると、実は引当金等の利用割合というのは法人が多いわけでございます。そして、中小法人も利用しておりますが、その利用度合いは低い。今回、引当金等の課税ベースの適正化を図りました理由の一つとして、そういうこともまた背景にあったわけでございます。

そのような中で、今回、基本税率を三%引き下げる、また中小法人の軽減税率につきましても三%引き下げることにしております。したがって、課税ベースの拡大と税率の引き下げによる効果、それはそれぞれの企業によって影響度合いが違うわけでございますが、今のようない引当金等の利用度合いから申し上げまして、中小法人について申し上げますと、一般的には、相当な税負担の軽減になるのではなからうかと思っております。

それから、さらに一言申し添えますと、この引当金等の課税の適正化、実は経過期間が過ぎますと、そこで増収効果というのは消える形になってまいります。そこからは、まさにネット上で丸々税率の引き下げの効果が出てくるということも御留意いただければというふうに考えているわけでございます。

○北橋委員 私も、細川政権のときに、税制ワーキンググループの一員として税制改正の作業で末席を汚させていただいておりました。若干の経験がございまして。いずれにしても、私どもは減税を求めていくわけでありまして、ネットになるのはその財源でございます。そのためにいろいろな苦勞をされていることはわかりますが、今申し上げました千二百億円の増収、交際費課税と割賦販売、これについては、景気が今塗炭の苦しみといえますか、本当に極端に冷え込んだ状況の中で、経営者が資金繰りに困って、結局、車に乗って波止場に飛び込んだり、三人そろって首をつるという時代でございますから、私は、そういった意味では、一年間の凍結ということが考えられないか。

それからもう一つ、退職給与引当金を初め各種の引当金がありますが、私自身は、この退職給与

引当金について、課税ベースの適正化の名のもとに、六年の経過措置はついておりますけれども、これを見直したことにについては承服できません。これについては、当局には当局のお考えがありまして、ここで決着がつく代物ではないと思ひますけれども、これは、ただ、こういう言い方ができる。

財政構造改革法の目標年次二〇〇三年まで六年間の間に階段を設けて激変緩和措置ということになっていくわけでありまして、それが考えなつて、もう二〇〇三年の財政再建目標なんてないでしょう。もう既に政策転換されているでしょう。二〇〇三年の赤字国債ゼロなんて、それが信用していただけますか。それができると言っていますか。一兆数千億円の赤字国債を出して二兆円減税を突然だれの相談もなく総理が決断した時点において政策の転換は既になされている、我々はそう思うのであります。皆様のなかなかそれを認めるとまづいこともあるのでしょうか、それは言いません。二〇〇三年というのは財政再建の目標年次だということ、そこまで階段を設けた。どうせ延びるんだから、この激変緩和措置で十年にできま

せんか。

○尾原政府委員 ただいま割賦販売、それから中小法人の交際費についてのお尋ねをいただきます。

それで、割賦販売と退職給与引当金等について、六年間の経過措置を長くせよ、こういうお尋ねであつたかと思ひます。

この六年間といひますのは、確かに、法人税制改革と財政構造改革との整合性を図るという観点から総合的に勘案して六年間と設定したものでござい

ます。また他方、この課税ベースの議論をしていく中では、もっと早目に経過期間をとれないかという議論もあつたところでございます。しかし、まさにそこが短くなりますと、今先生のおっしゃられましたような企業活動への影響が出てくるとも考えられますので、そのような問題を総合的に勘案して、この六年間とさせていただきます。

したがひまして、この六年間といひますのは、今申し上げましたような法人税制改革全体を見て決定したものでございまして、これを変更するのはいかかと思ひます。

なお、先ほど申し上げましたように、この六年間の経過期間が過ぎますと、まさに税率引き下げの効果がストレートにあらわれてくる、減税の効果が中心になってくる、一兆円近い減税が行われることになるということにも御留意いただきたいというふうに考えているわけでございます。

○北橋委員 政府の御意見は今承りましたけれども、当方としては、やはり現下の経済情勢にかんがみて、中小企業に対する配慮という見地から、中小企業に税率引き下げの見返りにやつている項目については一年間の凍結ができないか。そして、各引当金の中でも退職給与引当金は六年の激変緩和措置でありまして、たまたまそれが財政構造改革の目標年次に合せているというのであれば、どうせそれはもう破綻しているわけ

でございます。十年ぐらゐにそれができないかという提案を申し上げます。

これは押し問答していてもちがひありませんので、次に移させていただきます。

公益法人の課税について、一点だけ伺ひします。

公益法人もこのたび二〇%の税率が下がりました。結構なことでございます。ただ、法人税につきましては、課税ベースの適正化ということで、一部痛みを味わいながらも減税という道を踏み出しました。中小企業につきましても、税率を引き下げる過程でまた幾つかの増収というものと抱き合わせになっております。

それでは、公益法人はどうでしょうか。既に各方面におきまして、公益法人のあり方についてはこれまでる指摘されてきたところでございますが、さすがに特殊法人につきましましては世間の視線も厳しい、なかなか新設もできません。そんな

りますと、最近では認可法人という形をとっている。天下りがあつて、国からお金が出て、国庫支出金があつて、そして官民一体になって仕事をしているところは、特殊法人も認可法人もほとんど同じであります。そして、認可法人もだんだん難しくなつてくると、今度は公益法人という形をとっているものがある。そういうものを含めまして、今、公益法人といふのは大変な数になつていくわけでございます。その中には立派なお仕事をされているところも少なくありませんが、一部において、やはりこの際、公益法人につきましても鋭い見直しというものが要るのではないかと。

例えば公益法人については、国や県から数千億円の補助金、六千億円の委託費といふものを受けているところがあるわけでありまして、その調査、検査など行政からの委託業務を独占しているところが、しばしば各方面から問題点を指摘されております。

そこで、私は政府に資料として今後提出をお願いしたい点がございますが、その補助金、委託費のうち、実際に使っているのは人件費がほとんどだつた、つまり管理費が五割を超えているものの法人のリストを出していただきたい。その次に、委託を受けた事業をそこで使わずに別法人に丸投げしているような例も間々あるのだそうでありま

す。公益法人は、財団法人、社団法人、二万六千ありますけれども、その多くは非常に熱心に、そして善良なる目的に沿つて一生懸命やつていらつ

しいことは大変、この際きちつとしておいた方がよいと思ひます。

どこに要求すればいいのでしょうか。総理府に要求すると、うちは金目の話は余りないとおつしやるし、大蔵省に聞いたら、予算のことは大抵知つていらつしやると思ひます。けれども、こういったことをお願いしたときに、どこに要求すればいいのでしょうか。一応、総理府は公益法人を所管されているから、端的に、総理府でできるならばできるとお答えください。

○佐藤(正)政府委員 お答えいたします。

総理府におきましては、各省庁が所管の公益法人を監督する際の指導監督基準の調整を担当いたしております。そのような立場から、各省庁がどのぐらゐの法人に委託費、補助金を出しているかといふようなトータルの話は一応把握はいたしておりますが、個別の法人におきまして、委託費、補助金がどういふふうに行われているか等、そういうような中身については把握しておりません。

○北橋委員 大蔵省は、こういった公益法人のリストをお願いした場合に出せますか。国から委託費だとか補助金といふものが支出されているわけですから、末端の公益法人について、そんなリストが出せますか。

○溝口政府委員 予算の執行の話になるかと思ひます。そういう意味では、申しわけありませんが、主計局の担当者がおりませんので、私は総務審議官でございますけれども、かわつてお答えするわけでございますが、やはり各省に執行の状況をお聞きする必要があるのではないかとこのように思ひます。

○北橋委員 やはり公益法人の問題については、行革の観点からもる指摘されてきたこともございまして、全体的に把握をしてコントロールしている主務課があつてしかるべきだと思ひます。そういう御説明でございまして、それぞれ各官庁に資料の要求をさせていただきますと思ひます。

自治省並びに総理府の方、ありがとうございました。

次に、今回の税制改正の中で、金融、証券関係の税制についても改正が行われております。

既に同僚委員からる御指摘がありましたように、有価証券取引税並びに取引所税につきまして、二年後には廃止をされるということで、その点は十分でございますけれども、半歩前進をしたと思ひます。

何事も財源がなければ減税というのは進まない

ことは私も承知しております。財源だけが理由でしょうか。

先ほどの局長の御説明を聞いておりまして、この取引課税の問題については、政府税調の中でも株式等の譲渡益課税の課税の適正化をめぐっている議論があるということで、私の理解し得る範囲内では、申告分離課税の一本化ということで適正化をやらなうとだめだ。しかし、それをやると、政府税調の書き方はえんきよく的に書いてあるのですが、現在の市場にかなり影響が出るので、それもできない。したがって、しばらく時間をかけて様子を見ながらということになったのでしょうか。

私は、必ずしもこれは財源だけではないような気もするのですが、財源だけの理由で二年になったのか、それとも、今言いましたように、課税の適正化を譲渡益課税でやらなくてはならない、それが市場に影響があるのでできないとおっしゃっているのか、どうでしょう。

○尾原政府委員 今回、有価証券取引税等については半減することになっているわけでございます。そこで、ただいま先生から御指摘ございましたように、かねて、現行の株式等譲渡益課税については、税制の見地から見ると、適正化を図るべきではないかという意見が強くございました。

今年度の税制改正におきまして、それでは株式譲渡益課税の適正化をし得る状況かということを考えてみた場合、今先生から御指摘がございましたように、税制調査会の中でも、株式市場の状況を見て、今それはやるべき時期ではなからうという意見があり、今年度の改正では適正化は見送っているわけでございます。

そういうことも踏まえまして、平成十一年末までに、金融システム改革の進展状況、市場の動向等を勘案して見直し、株式等譲渡益課税の適正化とあわせて廃止することとしている、こういうふうになっているものと理解しております。

○北橋委員 いずれにしても、取引課税を半分軽減した、二年後には廃止を宣言したというの

は、現下の金融情勢にかんがみまして、市場を活性化させるという意味があると思うのです。そういった意味におきましては、課題を早くクリアをして、速やかに廃止へ持っていくということが目標でなければならぬと思います。その努力を引き続きしていただきたいと申し上げておきたいと思ひます。

そこで、よく政治学者の中でも、マーケットに国政が突き動かされる時代はかつてなかったという言葉があります。とにかく三月の決算期をどう乗り切るかということで、政府・与党は一生懸命その努力をされていると連日のように報道されているわけですが、その中で、一つ注目されておりますのは、簡保資金、郵貯資金を投入してPKOをやる。何でも一兆円という資金の上積みがある報道によりまして、それは去年の暮れ、橋本首相から加藤幹事長の方にぜひやっていただきたいという趣旨の話があつて、そして山崎拓政調会長が取りまとめの努力をされておられて、来週にも総理の方にはその返答が行くのではないかと書いてある新聞もあります。

これは、株価にどの程度影響があるのかという問題だけではなくて、現在、指定単で運用しているわけですが、現在、指定単で運用しているわけですが、大蔵大臣、この話を聞いておられますか。

○松永国務大臣 簡保資金等による株の購入というのは、自民党内で山崎政調会長などが議論をしておられるということは聞いておるわけでありまして、自民党として具体的な方針を決定したという話はまだ聞いておりません。

いづれにせよ、簡保資金は、法律上、郵政大臣が管理運用することになっておりますので、今私がこの問題について云々することは、これはもう差し控えていただきたい、こういうふうには思ひます。議論がなされているということは承知いたしております。

○北橋委員 それはわかっているのですけれど

も、大蔵省の中に証券局があるのです。この簡保資金を投入してPKOをやるといふのは、証券政策にもかかわってくることで、ですから、大臣、全くそれは御存じないのですか。私も報道しかわからないのですが、登場される方は、総理大臣と幹事長と政調会長なんです。恐らく郵政大臣もいるかもしれません。大蔵大臣は全然関与されていませんか。

○松永国務大臣 今までのところは関与いたしていません。

○北橋委員 郵貯・簡保資金は国民の大事な財産でございます。一時的な株価といふますが、投入するといふにしても、一兆円だとかいろいろな数字がありますけれども、東京市場の大きさからすればそれは大したものではないわけで、しかも指定単という形で、直接国は株を買えないわけで、そこで、金銭信託を結んでそこでやっているわけでありまして。

私は、これは余り見えない世界で重要なことをやり過ぎるのではないかと。私は、この問題を議論するのであれば、そもそものこういった発想からして、大蔵大臣は証券行政をつかさどる責任者でございますから、当然入って発言をしていただきたい。私は、これは慎重に考えるべき問題ではないかと思つております。ひとつ要望させていただきます。

さて、今入ったニュースによりまして、先ほど同僚の池田委員の方から日銀総裁に対しても質問しておりますが、その日銀の幹部、営業局証券課長の吉沢容疑者が収賄の容疑で逮捕されたというニュースが入りました。また、午後二時過ぎ、東京地検特捜部が八十人日銀の自宅捜索を始めたというニュースも入っております。このように中央銀行が強制捜索を受け、自宅捜索されるというのは、先進国では例のないことであります。通貨の番人、金融をつかさどる日銀の信頼を損なう、まさに重大なゆゆしき事態を迎えたと言わねばなりません。

この事態につきまして、日銀に対して予算や定

款などの認可権を持つ大蔵大臣としてどう考えているか、率直な御所見を承りたいと思ひます。

○松永国務大臣 私も先ほどメモによつてその事実を知りました。しかし、詳細なことはまだ私の手元に入つてきておりません。

このような事態は、まことに遺憾なことだと。日本銀行は、その業務の公共性からいって公共的、社会的役割が大変大きいわけであります。関係者はその責任の重さを自覚して業務運営をしなければならぬという立場であるわけでありますから、そこに今御指摘のような事態が発生したということはまことに遺憾なことである、こういうふうに思ひます。

大蔵省としては、捜査当局における捜査を見守つていくと同時に、日本銀行において厳正な措置がとられるものと考えておるわけであります。そして、そうした状況を見きわめていきたい、こう考えております。

○北橋委員 大蔵省に強制捜査が入ったときに、大蔵大臣は辞任をされました。今回のことは、重大なゆゆしき事態であります。給料の面では向こうの方が高いかもしれませんが、大蔵大臣は日銀に対する監督権を持っているわけです。予算、定款の認可権はあなたが持ちであります。このような事態のときに、事態を見守つていく、そういうことでよろしいのでしょうか。私は、これは金融不安といふますが、日本の金融行政に対する致命的な不信感を海外から招くことになる。私は、この際、日銀総裁の監督責任は免れない、それに対しても大蔵大臣から何らかの明快なる御発言があつてしかるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○松永国務大臣 新しい日銀法が国会で制定されて、そして、あと二十日で新日銀法に移るわけであります。新日銀法の精神も踏まなければならぬというふうに思ひますので、ただいまの段階では、今申されたことについてコメントすることはひとつ差し控えていただきたいというふうに思ひます。

○北橋委員 これは民友連としては、日本の金融行政は歴史的な重大な転換期に來た、これは決して看過できない、そして事態の推移を見守るといふ話ではないと私は思います。ここで委員会をストップさせていたいただきたいとありますが、もうしばらく待ちましょう。この法案の審議、まあ日切れということでもございますので、またこれは改めて、重大な案件でございますから、院で取り上げることにさせていただきますかと思ひます。

そして、新日銀法になられたということでもえんきよくな表現をされましたけれども、大蔵大臣に就任されるときに日野委員の、また捜査があったときどうするかという質問に対して、はつきりお答えになられましたよ。それでも我々は審議をとめてないんですよ。三塚さんのときにはとめて、やめてもらったんです。あなたは、大蔵省の再生についても頑張る、命を張ってやるとおっしゃった。この問題について、日銀総裁責任をとれ、それぐらいのことをおっしゃる侍だと思つたから私たちは審議をとめなかった。そのこともよく念頭に置いて決断をしていただきたいと要望しておきます。

さて、所得減税の話に入りますが、扶養控除を引き上げたことは、これは結構なことだと思ひます。ただ、これは新党平和の先登議員も教育減税ということでも重要な視点からこの減税についての重要性を指摘されておりますが、私どもも深く共感をしておるところでございます。

問題は、今回の措置は措置といまして、予算が成立後と言われておりますが、これからサミットがある。そしてG7がまたワシントンであると聞いております。これまでの報道によれば、アメリカ政府はもう中途半端なことを日本政府が言つていたのでは納得できない、私はそう思ひます。大変な不信感を持つてゐるのではないかと。

我々は、野党だから政策転換をしたのじゃないですかと言つてゐるのではありません。だれに聞いたって、財政構造改革で、ないそでは振れない

と言つていた人たちが突然変えたわけですから。サマーズ副長官に斉藤大使が呼ばれて日本は何かしろと言われて、そしてクリントン大統領と電話で話をした。山元税調会長も御存じなかったのではありません。前の日まで、自民党税調は財源がないため物すごく苦勞してゐた。どんなに野党が言つても減税はできぬ、ないそでは振れないと言つてきた。橋本総理を先頭に、我々は財政再建必死で頑張つてゐるのだとおっしゃつていたのですよ。それを赤字国債で二兆円減税です。それが考へても、既に政策転換がなされてゐるのです。それを言う内閣がもたない、それだけの政治的理由で皆さんはうそをついてゐる。皆さん方にとつて、我々野党に対して二枚舌を使うことは許されるかもしれません。しかし、外国との関係において、このような姿勢が認められるはずがない。

大蔵大臣、ルービン長官にG7でお会いになられたときにいろいろな話があつたと思ひます。その全容を聞かせてくださいと言ひません。減税をやつてくれとおっしゃつたのではないですか。

○松永國務大臣 私は、基本的には、アメリカがこう言つた、ルービンがこういふことを日本に要求した、だから日本はこういふ政策をやる、そういう行き方はいいことではないと思つてゐるのです。御意見として承つた上で、日本は日本独自の立場で国家国民のために政策は遂行すべきものだといふふうに私は基本的に考へております。

G7における私とルービンさんとの会談の中で、減税云々という話は出ておりません。むしろ、私に対していろいろな要求が突きつけられるだろう、こういう前評判でありましたから、私は、ある意味では突きつけられる前に、日本政府がやつておること、やろうとしてゐること、そちらの方を先に力強くかつ十分に説明をしたわけでありまして、それに対してルービンさんの方は、G7の共同声明にもありますように、日本の経済の弱い状態、これから回復するために大事なものは金融を強化することだ、それからいろいろな改革

を進めることだと、ビッグバンをやろうとしてゐることについても実は高い評価を下されたわけでありました。そういう面からの評価とかあるいはまた激励とか、それはございましてけれども、減税をという話はなかつたというのが真実でございいます。

○北橋委員 最近、官澤元総理がアメリカに行かれたときに、米政府高官の方からぜひお会いしたいといふことで、大規模な減税の要請があつたと伝えられておりますが、その報告は聞いておられますか。

○松永國務大臣 まだその話は私は聞いていないわけでございます。

○北橋委員 新聞社はあらゆるところに取材ネットワークを持つております。アメリカ政府側にも日本政府側にも、いろいろな財界人にも持つております。

既にいろいろな新聞が書いております。数兆円規模の減税を、米財務長官が官澤氏に伝えたと言ひてあります。そしてある新聞では、本場に橋本さんにクリントンさんのメッセージが伝わつたのだらうか、そんなことまで書いてあります。

先ごろ、総理が経済四団体の首脳にお会いになられた。そのときに、法人税制を下げてほしいといふ、そして公共事業も含めて、減税と公共投資の組み合わせ、人それぞれ言ひ方は違つたかもしれませんが、四団体から口々に、大変な景気なんだ、やつてほしいといふ要請があつたと思ひます。

したがいまして、政府・与党の中に今念頭にあつてゐるのは、人によつて若干のウエイトは違つても、減税と公共投資と減税だと思ひます。アメリカ側が求めてきてゐるのは減税じゃないでしようか。そのことを、大蔵大臣、G7で、あるいはいろいろな方がアメリカ政府側とお会いになつて打電されてくるわけですね。いろいろな世界の情報が大蔵省の中に入つてくると思ひますが、アメリカ側の意図といふのは、公共事業というよりは減税を求めているのではないですか。そのように

お感じになりませんか。

○松永國務大臣 私は、先ほども申し上げたとおり、アメリカがこういう要求をしてゐるから、そこでその要求に合つた政策をとらなければならぬといふような政治のやり方あるいは政策決定のやり方はすべきではない、こう思つてゐるのです。意見は意見として聞きながら、日本独自の判断でやるべきことをやる、そういう基本的な姿勢でなければならぬといふふうに思ひます。

私どもの基本的な立場は、何といつても、あと二十日すれば新年度に入るわけですが、できるだけ早く新年度の予算の成立をさせていたゞいて、そして新年度に入つたならば、九年度補正と切れ目のない状態で予算が執行できる、あるいは減税を含めた関連法案の執行に入れる、そういう状態に持つていくことが現在たいだいまの私どもに課せられた責務であり、そのために国会の皆さん方の御協力を切にお願いしたいというのが私の現在の心境であります。

○北橋委員 官澤元総理もメンバーになつた日米二十一世紀委員会が、昨年十二月、テキサス州で会合を開いておられます。ここで東アジアの金融危機についての説明がなされております。アメリカ側はアッシュ政権の幹部だった人でありまして。日本側は、官澤先生、堺屋太一さん、田中直毅さん、稲盛さんといったそうそうたるメンバーであります。はつきり書いてあります。「日本は、経済を刺激するために、公共事業支出を増加させるべきではない」と書いてあります。日米の合意です、これは。

これまで、いろいろなところから外国側の意図といふのがあるのですけれども、別に我々は外国政府に従ふ必要はないわけでありまして、その点では、大臣おっしゃるのと同じことでもあります。しかし、なぜ日本に対してあつて、こういふと、アジアの通貨下落によつて輸出ドライヴがかかつてゐるからですよ。アメリカに対してはヨーロッパに対しては、土砂降りのように輸出に

なってくるわけですよ。それが怖い、アメリカで保護主義が台頭する可能性があるということを書いてあるのじゃないですか。

この日米合意の中でそういうことを書いてあります。「今回の金融危機によつて、東アジアの国々には輸出圧力が生み出されている。特に既に大幅な貿易赤字を抱える米国への輸出圧力となっている。」だから、「アジア経済の健全な分野を維持するのに必要な東アジア諸国からの輸入を増加させるように」すべきだと書いてあります。

そういう意味では、私は、やはり減税というのは、アメリカ側が強く言っていることはそのとおりではないかと思っております。これについては何もお答えがないようでございますから、これ以上押し問答しても仕方ありませんが、そういう趣旨で減税ということを強く言っている。

ところが、与党の中には、加藤幹事長の発言を聞いても、山崎政調会長の最近の発言を聞いても、減税というのは余り効果がないのだ、貯金に回つてしまつて余り効果がないから、内需刺激効果は公共事業の方があつたのだというお話をされている。

最近では森総務会長が、最高税率の見直しは必要かもしれないとおっしゃつた。また、山崎会長もおっしゃっている。課税最低限を下げる、最高税率のところは手直していくとおっしゃっている。課税最低限を下げたら、勤労大衆の増税になるのですよ。

そういう意味で、私は、政府・与党内で公共事業を依然として後生大事にしようとする発想がこびりついていることが一つ。

減税というときに、購買力を持っているのはだれですか。一握りのお金持ちじゃない。どんなに金を持つたって、ダンヒルのネクタイを十本もできない。一本しかできないのです。圧倒的多数は、九十数%の納税者は一千万円以下の年収なんです。勤労国民であります。その勤労国民に行き渡るような減税をしなければ、消費の刺激にならないのです。

ないので。

そういう意味で、私は、民友連が主張しておりますように、ぜひとも六兆円の減税を恒久化させる、それは米政府とも完全に利害が一致する道だと私は思うのです。大臣、どうでしょうか。

○尾原政府委員 一言、我が国の今の租税負担の現状についてお話しさせていただきたいと思ひますが、御承知のように、我が国の租税負担率でございますが、欧州諸国に比べてかなり低い水準でございます。ちなみに我が国は二四・五%でございますが、イギリス三六・六、ドイツ三一・一、フランス三三・五というふうになっております。それが、平成元年、さらには六年等と中低所得者の方の負担の軽減は相当行つてまいりました。諸外国と比べて相当低い水準にございます。ちなみに給与収入の七百万円の方で比較してみますと、日本の場合でございますが、四十五万七千円でございます。米国の場合は九十四万四千円というふうになっております。

また、今課税最低限のお話ございましたが、日本の課税最低限が高いことはもう御案内のとおりでございます。したがって、このような状況の中で大規模な減税というお話がございませうけれども、税負担のあり方としていかがであらうかというふうに考えるわけでございます。

（坂井委員長代理退席、委員長着席）

○北橋委員 政府は、失礼な言い方かもしれませんが、既に政策転換をされているのではないかと。その追加工資対策、G7とサミットに行くためのかばんに入れるパッケージを今つくつていられるのではないかと。その中で公共事業主体で減税も考えようという事です。ところが、法人税の減税について言えば、地方税は外形標準課税という厄介な問題があるものだからなかなか言えない。そうすると、所得減税になるでしょう。そして、党の首脳陣が最高税率云々とか、勤労大

衆は一応何か横に置いておいたような形で減税を考えている。

昔、渡辺美智雄先生が、貧乏人に減税しても余り効果はない、金を持っている者に金を使わさぬと減税にはならない、私はそれは一面真実だとは思ひます。現に、一千万円以上の人口は六・三%です。それが四割も払っているわけですから、確かに重いと思ひます。しかし、今の消費不況を立て直すためには、圧倒的多数を占める一千万円以下の年収の人たちが、やはり使つてみようという気にならなければだめなんです。

そういう意味では、大臣、本場に検討されていないのですか。パーミンガム・サミットもワシントンG7ももう日取りが決まっています。何もなしで行くのですか。そして、適切に対応すると何か新聞に出ていますけれども、G7でこの間ルビンにお会いになったときに、どういふふうに通訳が翻訳しているのかと私は思ひます。一体向こうに大臣のメッセージは伝わつたのでしょうか。もう時間がありませんよ。

ですから、追加景気対策を作業しているとなつてこれはまた厄介なものになるから、それは聞きませんけれども、今後所得税の減税を考えたときに、自民党首脳陣からは高率、六五%を含めたところに重点を置いた発言が何人からか出ていますので、そうではなくて、圧倒的多数を占めている勤労大衆に恩恵があるような減税を考えないといふではないのですかと申し上げているのです。それぐらひのポリシーは今お話ししたいてもいいのではないのでしょうか。大臣、どうでしょう。

○松永国務大臣 先ほども申し上げたとおり、私の立場は、一つは金融システムの安定化をしつかり図っていくということ、それから平成十年度の予算をできるだけ早く成立させていたただけるように努力をしていくということ、同時にまた、平成十年度の税制改正を含む関連法案を通していただく、そして新年度からそれらのものもろのものを切目なく実行させていただけるように、そういったことをすることが現在の私の務めでありま

す。

減税の話をいろいろ委員なさいました。これは一般論でありませんが、減税の場合には、当然のことながら財源を考えなければなりません。その財源が、もし赤字公債、特例公債でやるとするならば、公債発行高が非常に多いものになります。そうすると、それはいづれは国民の税負担において元利を払つていかなければならぬ、こういう論理になるわけでありまして、したがって、これは一般論であります。減税というものは、後日赤字国債を解消するための増税がある、そういう心配があるような状態では減税の効果はそれほど出てこないという説もあります。

さようなわけで、私自身は、先ほど来申し上げており、減税をやるとか、あるいはどういふ形でやるとか、それはまだ私の念頭には現在ありません。先ほど申したとおり、予算と関連法案を一日も早く通していただくようお願いするだけでありま

○北橋委員 今回は税制三法の審議でございまして、電子帳簿保存法、これは私の方からも重要案件ということできょうの審議を求めた経緯もございまして、このまま終わらうとしないところではありますけれども、時間も限られておりますので、また機会もあると思ひます。

ただ、金融関係でビッグバンで評価されたといつておりますが、それは違ふのじゃないですか。官澤さんの入つていらつしやる日米のこの委員会でもそうでありまして、十七兆円で預金者を保護するのはいいのだけれども、本来市場から退出してもらふべきところまでお金を使うというのはいかぬと書いてありますよ。

それから、日経新聞の報道ですけれども、アメリカのクリントン政権では、預金者保護だけじゃない、銀行救済にも使うのかといつて不信の声が上がつたと報道しています。私は、これはもうそではないと思ひますけれども、そういう意味では、そういう議論はしたいところでありまして、いづれにしても、この電子帳簿の問題をやらせて

いただきます。

これは税理士会の中の有志でございます。TKCの皆様の初め、世の中でコンピュータによる帳簿というものをつける、そういった流れが大きくなってまいりまして、行政が、これは外国では皆先進国でやっているという聞いておりますけれども、日本においてもコンピュータによる保存を認める、電子データを認めるということは結構なことだと思います。

問題は、紙と違って心配なのは、痕跡を残さずに修正が簡単にできるのではないかと、その点が新たな不正の温床になってはダメなわけでございます。我々としては、はっきり言って税務の現場に通じていないわけですから、どういった問題点があるのかというところは具体的なイメージとしてなかなかわからないのでありますが、このコンピュータ会計が普及してきて、例えばこういった業種においてこんな事例があった、このようにうまく書類を改ざんしていたという事例があったら、まず教えていただきたいと思っております。

○松橋政府委員 お答え申し上げます。

高度情報化社会の進展とともに、私どもの税務調査におきましても、コンピュータを利用した不正計算の事例が数多く把握されてきておりますし、また内容も巧妙化してございます。

具体的な事例をというお尋ねでございますので、幾つか申し上げさせていただきます。例えば手形決済の得意先と現金決済の得意先とで顧客番号の付番の仕方を違えて、その顧客番号に基づいてそれぞれの売り上げを別に集計するプログラムを導入する、したがって、そこで例えば現金決済の得意先だけをコンピュータ処理して消してしまうというような事例もござい

ます。あるいはまた、決算時に、事後的に架空外注費を入力いたしまして、帳簿は日付順に並べかえたものを出力するというような形で、事後的に入力したときの痕跡が、今先生痕跡という御指摘がございましたが、痕跡が残らないようにしていたよ

うな事例、あるいは一部の在庫品の単価を減額するように入力をいたしまして、その減額後の単価に基づいて期末棚卸しを出力するというような形によって棚卸しを除外するとか、そういった事例が、一例でございまして、把握されております。

○北橋委員 コンピューター会計というのは急速に浸透しておりますが、そういう不正の事例というのは増加傾向にあるのでしょうか。それをまた把握するということは簡単にできるものなのでしょうか。

○松橋政府委員 お答え申し上げます。

コンピュータを利用した不正計算につきましては具体的な計数を把握はしてございません。しかしながら、この高度情報化の進展に伴いまして会計処理をコンピュータによって行う企業が増加しておりますので、コンピュータを利用した不正計算も増加傾向にあるというふうに私も考えております。

簡単に把握できるものなのかどうかということでございますけれども、やはりコンピュータ会計におきましてはプログラムの操作あるいは不正な入力等によりましてその痕跡を残さずとも会計帳簿を容易に改ざんするというようなことができるなどの特性がございまして、不正計算の端緒を把握することは困難でございます。

ただ、しかしながら、国税当局といたしましては、これらの変化に的確に対応し得るようコンピュータ会計に關します調査能力の向上を図るなどをしておりまして、それを通じて適正公平な課税の実現に努めてまいりたいと考えております。

○北橋委員 結局、今後、同僚委員からも質問が出ておりましたけれども、七月に税務署の署長の認可をもらおうということなのですけれども、ソフトによつては確かに心配な面もあることともわかりましたので、ただし、そういった手続を通じて、また当局にいろいろ大変な事務手続と、いいですか煩雑なものを求められるということ、

そうならないように努力はされると思っておりますけれども、そういった点を、また利用者の利便性のために努力をしていただきたいと思っております。

それから、そういう新しい時代に対応してやっていくためには、今まで書類を見ていた作業の中からいきなりコンピュータの世界になるわけでございますから、相当のマンパワー、そしてまたトレーニングといいますが、そういう電子化、機械化に対応した国税組織の抜本的な新しい段階に入っていくのではないかと、それに必要な人員の確保なり政策の充実というものが求められると思

いますが、これについて、大蔵省の言うならば身内にもなるわけだから言いにくいでしょうけれども、私はこれは必要なことだと思っております。それが納税者の利便性の向上にもつながる問題だと思っておりますので、ぜひ頑張っていただいた

いと思っております。

○松橋政府委員 お答え申し上げます。

今回、この法案をお認めいただきました。この制度導入当初において、制度内容の周知、納税者からの照会、相談等、適切に対応してまいりたいと思っております。

また、私どもの国税職員におきましても、電子データ保存を前提とした調査をしていくわけでございまして、新たな調査手法の開発を進める、あるいは厳しい財政事情のもとではございましてけれども、税務の困難性等を強く訴えさせていただきます。所要の機構の整備、税務職員の増員等についても関係方面の御理解が得られるよう、今後とも一層の努力をしてまいりたいと考えております。

○北橋委員 時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

○村上委員長 次に、若松謙維君。

○若松委員 新党平和の若松謙維でございます。大蔵大臣、お疲れですから、五分、十分、お休みいただいて、ちよつと質問の順番を変えさせていただきますかと思ひます。

でも、実はきょう日銀総裁を呼んでいたので、大事な局面だし、何としても大蔵委員会へ出てくれと。そうしたら、私のときは出てくれなくて池田委員のときに出るといふのは、これは差別ですか。日銀の方、来ているでしょう。ちよつと説明してください。

○福井参考人 お答え申し上げます。

総裁のスケジュールを私詳細に承知してはおりませんが、先生の御要求に総裁はきょうはこたえられなくて大変申しわけない、かわりに説明してまいらうという下命を受けて参上いたしました。

○若松委員 副総裁ですから、副総裁の発言は総裁と同じ、そう理解してよろしいですね。

○福井参考人 日本銀行の行務に關します限りは、そういうふうに御理解いただいて結構だと思ひます。

○若松委員 では、日銀の行務に關することでありましても、先ほどのいわけゆる吉沢客員者の逮捕に關しまして、これは当然行務に關することです。かつ日銀に檢察当局が入ったのは歴史始まって以来のことです。そう何い

今どういう気持ちでいらつしやいますか。これから総裁を含めてどう責任をとらうと思つていられるのか。特に日銀という金融の番人、非常に信頼性が求められる。これは非常に大きな罪だと思ひます。どうお思ひですか。

○福井参考人 ただいま委員御指摘いただきましたとおり、甚だ遺憾ながら、本日私どもの職員であります吉沢保幸が東京地方檢察庁の手で逮捕されました。同時に、日本銀行の営業所をた

中央銀行は内外から幾重にも強い信託を受けなければいけない立場でございます。そうした点にかんがみまして、こういう事態に至りましたこと、まことに遺憾に感じております。そして、国民の皆様方に幾重にも深くおわびを申し上げます。ということでございます。

○若松委員 副総裁、おわびだけで終わりですか。それで日銀のけじめがつくと思つてゐるのですか。

○福井参考人 今後の対応につきましても、捜査の進展の状況、さらに私も内部での調査を継続中でございますが、それらの状況も勘案しながら、しかるべき対応をきちんとやらしていただくということでございます。

○若松委員 捜査、捜査と言つて、日銀の体質がこれから問題になるのですよ。大蔵省はずつとやってきましたよ。ここ最近になって、この日銀の接待も極めて重大だ、そういうことになつたわけなのですね。ですから、捜査以前にみずから何らかの回復措置というのをすることが本来の日銀のやることなのですよ。捜査を見守つてでは答えにならないですよ。副総裁、どうですか。

○福井参考人 御承知のとおり、来る四月一日から新日銀法が施行されることになっております。新日銀法の精神にのつとつて新しい日本銀行のカルチャー、そして業務運営の姿、世界に信認を問うていく仕組みというものをつくつていかなければならないわけでございます。

現在旧法のもとでの最終局面にございます。古い体質は、従来からも改善努力をしてまいつておりますけれども、残された時間でそのすべての変換を遂げる努力をしなければならぬ、仰せのとおりでございます。

○若松委員 今答えましたか。全然答えようとしていないですね。どうしたら信頼回復できますか。吉沢容疑者の刑が確定したら信頼回復できるのですか。新しい日銀法になれば信頼回復ができるのですか。できないでしょう。できますか。どうやったらできるのですか。本当に総裁みずから、そして幹部も含めて、それを見通してきた人の責任をはつきりとみずから示さないと、新しい日銀はできないじゃないですか。新日銀法に逃げないでください。

○福井参考人 新しい日銀法がスタートいたします前に、あらゆる責任問題も含めてきちんと対応

するということを申し上げたつもりでございます。

○若松委員 では、もう既に出ております六百人の幹部の接待のリスト、いつ出すかまだ具体的に言つていないでしょう。少なくとも日銀法施行の前に出すのでしょうか。どうですか。

○福井参考人 調査はまだ途上ではございますけれども、これは全力を挙げてやつてゐるものでございます。責任ある形できちんと調査結果は御報告をしたいということでございます。

○若松委員 結局、成り行き任せで、こつちに決意が伝わらないのですよ。

では、副総裁、聞きますけれども、日銀の接待というのは、いろいろ周りから騒がれて慌て出しましたけれども、実際にはいつごろから接待を問題視してましたか。

○福井参考人 日本銀行の場合、世間とおつき合ひにつきまして、つい先般御報告申し上げましたような非常に明示的なルールは従来から制定してきていなかったことは事実でございますが、時代の流れ、価値観の変化に即して、十分ディシプリンを守るように行内の規律の引き締めは繰り返してやつてきたつもりでございます。

昔から、日本銀行の職員は中に閉じこもりがちである、デスクにかじりついては世間がわからなくて仕事ができないう批判を非常に長く受けてきていたものですから、世間とのつき合ひと申しますか、意思の交流は十分やりながら仕事をしようというところは、行内の教育方針として示されてきておりましたけれども、同時に、いわゆる接待の範疇に属するようなことについて重々規律を守るようにという指導も、年を経るごとに厳しくやつてきたわけでございます。しかし、明示的なルールを定めていなかったというところは重大な反省点であつたというふうに思ひます。

○若松委員 副総裁、ここに「日本銀行員の心得」というものがあります。銀行は行政ではありませんので、いわゆる通達とかというのがないわけ

ですけれども、そういう心得があります。そこに、「会食等」ということでありますけれども、まず(1)として、「職務上の関係者との無償での会食等ゴルフ等の遊技、旅行も含む」とい

ては、これに依拠してはならない。はつきり言つております。「ただし、所属長の承認(所属長自身の場合には規律委員会の承認を得て出席する食事を伴う会議、式典等については適用除外とする。)」

恐らく今回の容疑者だつて全然承認を受けていないですよ。もうわかり切つています。さらに、ほかに今捜査中の人がいるわけなのです。それで、万が一「対価を支払う会食等については、参加して差し支えないが、その頻度、場所等については、世間から誤解を招くことのないよう慎重な配慮が必要である。」と非常に細かく規定して

るのですよ。だけれども、実際に何らやつていないじゃないですか。本当に規律をしつかり守つたという、何らかのいわゆる社内の徹底、通知とかいうのを過去においてされましたか。何回ぐらいしましたか。

○福井参考人 ただいま御指摘の「日本銀行員の心得」というのは、こういうふうな形にまとめて各職員に持たせておりますけれども、先ほど御報告申し上げましたとおり、こういうふうな明文の心得をきちんと定めましたのは、つい先日のご

ことでございます。それ以前は、明文の規定なくディシプリンを強めてきた、規律を強めてきたということでございます。このルールがしなやかま

して以降は、これを厳格に守つていくということでございます。将来にわたりこのルールを風化させることなくきちんとしていく、こういうことを現在の時点においては約束できるというふうに思つております。

○若松委員 この心得、そしてその黄色い持ち物で、最近になってやつと個別にウオーニングを出したということでしょう。何で最近まで出さなかつたのですか。それは問題意識として感じて

いたのでしょうか。最終的な自己責任はそれぞれの個人の判断にゆだねるということをやつてきたのが従来のやり方

でございます。それが甘かつたというおしかりを受けるならば、それは甘んじて受け入れざるを得ない、私どもも、ルールをもつと早く定めなかつたことが今となっては重大な反省点になつてい

いうふうに申し上げたところでございます。

(委員長退席、井奥委員長代理着席)

○若松委員 では、副総裁、その自己責任ということですが、副総裁や総裁レベルの自己責任というのは、部下が行つた不祥事に対して責任を負うのが総裁レベルの自己責任でしょう。そう

でしょう。

○福井参考人 組織としての自己責任ということになると思ひます。

○若松委員 ということは、組織の長はそれなりの責任がしつかりと出される、そういうことですか。

○福井参考人 さように考えております。

○若松委員 本当に、日本の金融システムを守るために、しつかりとした責任をとつてください。私もきのうの本会議で、万が一昨日から逮捕、立件が出た場合に、大蔵も出て日銀も出た、もう日本金融監督も行政の当事者も含めてまさに世界の信頼の失墜です、もうこうなれば総裁の責任しかない。大蔵大臣、申しわけないですけれども、本当にこれを変えろために恐らく大臣になられたのでしょ

うけれども、総理そして大蔵大臣、さらには日銀総裁、あわせて三位一体の辞職しか、これは日本の金融システムの信頼回復にならないですよ。あわせて与党です。

それで、実際に日銀から、私も先ほどリストをいただきましたけれども、大勢の日銀天下りが各銀行、都市銀行、地方銀行等に行つております。まさに癒着ですよ、癒着。

それで、今の総裁は大蔵省出身ですよ。大蔵大臣にお聞きしたいのですけれども、今、日銀の総裁が、結果的にプロパーとして大蔵省出身、こ

ういう形で順繰りになっていきますけれども、これからは大蔵省出身の総裁を、出すと言った答えにくいでしょうけれども、そういうことを期待されていますが、大蔵大臣。日銀総裁にこれからは大蔵出身の官僚がなるのかどうか。どうですか。

○松永國務大臣 新しい日銀法のもとでは、国会の承認を得て内閣が任命するというふうになっておるといふふうに思うのでございます。したがって、私に聞かれてもちょっと適切な答弁はできません。

○若松委員 ただ、内閣といっても議院内閣制です、当然与党の数で決まってしまうわけなので、すね。そうすると、与党の、かつ金融の中心の大蔵の決意というのは、非常に影響力があると思えます。日銀は常に大蔵省と独立して、金融の番人として、常に距離を保ちながらしつかりとその行政をやってもらう、そのために大蔵出身の官僚は日銀には出さない、これはやはり大蔵省としても一言言うべきだと思うのでけれども、大臣どうですか。

○松永國務大臣 出身のいかんを問わず適切な人が選ばれてしかるべきでありますし、そうなることが望ましい、こう思っております。

○若松委員 では、ぜひその言葉を大事に、私もこれから見守っていききたいと思います。

この日銀なのでけれども、今回の不祥事、または金融監督当局の独立性というところで、金融監督の機構等が今度改正されるわけです。いわゆる総理府に金融監督庁が置かれるわけですから、そこで、ちょっとこの金融監督庁の独立性をどう確保するかについてお聞きしたいと思えます。副総裁、恐縮ですけれども、まだいてくださいますか。

この金融監督庁を見ますと、約四百三名予定しております。六月ぐらいからということですね。これは総理任命ですので、いまだ長官は人選中というところで、まだわからないと思えますけれども、大蔵大臣、個人的な考え方、結構なんですけれども、これは総理任命といえながら、当然重要

な関係には御相談されると思います。こういう金融監督の初代の長官というのは、官僚出身の方がいいのか民間出身の方がいいのか、どちらがいいとお考えですか。

○松永國務大臣 内閣で検討して、そして任命されるものと思うのであります。出身にこだわることよりも、どこ出身であろうと、国民の目から見て、なるほどこの人ならばという人が選ばれていくべきであるというふうに私は思います。

○若松委員 やはりこういう議論になると、恐らく堂々めぐりになると思います。結局、だれでもいいというのも当然大事です。原則論です。ただし、状況によってはそういう誤解を受けやすいような立場の人は置かないといけないのも、そのときの説明の必要性として当然重要な要素だと思うのです。それはぜひ考慮してもらいたいと思うのです。

じゃ、ちょっと質問を続けますけれども、この金融監督庁、四百三名当初予定として予定されておられます。それで、じゃ大蔵省から何人来るかというところ三百七十三名。ですから九割以上です。九割以上の人が大蔵省から金融監督庁に行く。そうすると、金融監督庁というのは大蔵省ですよ、九割以上ですから。かつ、今大蔵省はそういう接待とかで業界癒着になっちゃっている。

こういう状況で、どうしたら金融監督庁の大蔵省からの独立が保てるのか。自分の所属する名刺の所が変われば変わるのか。皆さん変わっていないのですよ。大蔵省のOBの天下りしている方。こういう実態で、この金融監督庁の独立性が確保できると思えますか。大蔵大臣、いかがですか。

○松永國務大臣 望ましいことは、今委員がおっしゃったような、大蔵省の出店だみに批判されるようなことのないような状態にすることが望ましいことだと思えます。それは、立派な人が長官に就任して、長官の持つておられる独立の人事権を厳正に行使して対応していただくべき事柄だろうというふうに思えます。

○若松委員 例えばこれは受け入れ側の問題にな

ると思うのでけれども、金融監督庁はまだできていませんけれども、その準備にかかわっている方、いわゆる大蔵省、使命に燃えて夜中まで働いて、そして狭い官舎に住んでいる方が大勢いらっしゃると思います。でも、灰色の官僚もいます。受け入れ側として、それをしっかりフィルターするようにな、そういうチェックをかけますか。私はぜひかけてもらいたいと思えますけれども、どうですか。

○岡本説明員 委員の御質問にお答えいたします。

私も総理府金融監督庁設立準備室といたしましては、金融監督庁の職員の人事ということについては、委員御指摘のような点も含めまして、最終的には任命権者たる長官が、その判断により、業務を的確に遂行して信頼される行政を実施していくという観点で、適切に人事権を行使して望ましい人材を確保していくべきものというふうに私も考えております。

また、国民に信頼される金融行政を確立していくためには、この長官の指導のもとに職員一人一人が自覚を新たにして、倫理観と使命感を持って職務に精励することが肝要であるというふうに考えております。

なお、金融監督庁には、その設立の趣旨に照らしまして、今後、市場規律を基軸とした透明かつ公正な金融行政への転換が図られていくということになりますので、こうした金融行政のあり方の基本的な転換ということも不祥事の未然防止に資するものではないかと私も準備室の立場では考えている次第でございます。

○若松委員 これはぜひ具体的に国民が納得するような形でフィルターというものを示していただきたい、それをしっかりと遵守して、まさに新しい金融監督庁、人心一新の体制をつくっていただきたい、それを切に要望します。

大臣、送る側の大蔵省としても三百七十三名です。これはちょっと大蔵省うっとうしいから、いろいろと業界との癒着もうわさされているか

ら、そういうのはもうこっちに送っちゃえ、そんな発想がありますか、どうですか。大丈夫ですか。しっかりと明言してください、委員会です。

○松永國務大臣 お答えいたします。

今の委員の言葉は半ば冗談だろうと思うのでありますけれども、(若松委員「本気でですよ」と呼ぶ)送っちゃえなどということであってはいかぬというふうに思います。やはり金融監督庁の仕事は非常に大事でありますから、立派な人を送るといいますか推薦するといえますか、そういうことは、立派な人を送って、そして日本の金融機関に対する監督あるいは検査の行政というものが的確に行われるようにしていくことが非常に大事なことだというふうに私は思っております。

○若松委員 それでは、ちょっと観点を変えまして、先ほどの金融監督庁ですけれども、これから銀行、証券等を監視していくわけですか。

それで、最近の山一の一の飛ばししろ、いわゆる決算書の信頼性がいろいろと揺らいでおります。いわゆる会計監査。私も公認会計士です。同業者として大変恥ずかしい。でありながら、現実、例えば銀行監査ですと昨年の三ヶ月決算は不良債権は余りしていなかった。それが昨年の九月の中間決算でどっと一挙にやっつた。そこら辺が、大蔵省のいわゆる決算承認監査というのでしょうか、本来外部の独立すべき公認会計士が結局大蔵省の意向に沿って監査意見を出している、そういう実態が幾らでもあるわけです。

ちょっとこれは話がそれますけれども、大蔵大臣にお聞きしたいのでけれども、今、東京証券取引所、例えばあとは大阪証券取引所、名古屋証券取引所、国内八つの証券取引所がありますけれども、これは理事長が全部大蔵省出身なんですよ。当然、そのほかに広島とか札幌等も専務理事等も抱えていますし、日本証券業協会は副会長も天下りで来ている。

アメリカのいわゆるニューヨーク・ストック・エクスチェンジですと、SECがありますね。SECというのははもとと独立なんです。その独

立しているところに認可をもらって、いわゆる証券取引所を設ける。ですから、独立したSECが証券取引所をしつかり監視しているというケースになっている。日本を見ますと、先ほどの取引所はほとんど大蔵省からの天下りなんです。いざ何か問題があったときに適切な処理ができるのかどうか、また、そうならないような日ごろの監視体制というのがしつかりできているかどうか。ちよつと急の質問で恐縮ですけども、大蔵大臣、どのようにお考えですか。

○長野政府委員 事実関係も含めまして、私から御答弁を最初に申し上げることをお許しただきたいと思ひます。

全国八証券取引所の理事長につきまして、全部とおっしゃられましたけれども……(若松委員「言っていないです、全部なんて」と呼ぶ)現在、理事長は三取引所だけでございます。

もちろん、証券取引所の理事長の選任というのは、その取引所の会員の総意によって決められておりますので、行政の立場で、その会員の総意によって選ばれた人事というものはコメントを控えるべきであらうと存じますけれども、取引所全体として、きちんとその取引所の業務を適正に遂行していただくということが大切であらうと考えております。

○若松委員 長野局長、非常に申しわけないけれども、局長が幾ら言ったって、もう今はまともにとる人はいないですよ、本当に申しわけないけれども、そういう状況なんですよ。

それで、大臣、政治家として、これから大蔵行政の信頼を大きく取り戻そうとされるお立場で、こういう状況というのはいいことなのか悪いことなのか、どうお考えですか。私個人としては、アメリカのSECに準じていろいろと日本の証券監視委員会も変えましたし、そのもとに証券取引所の独立性というものをさらに求められていると。急な問題提起で恐縮ですけども、どうお考えですか。

○松永国務大臣 ちよつと的が少し外れておるか

もしませんけれども、証券取引等監視委員会、これは非常に大事な役所だ、こう思っております。そこで、その理事長にも立派な人材が来てやっておるわけでありまして。実はこれも金融監督庁ができればそちらの傘下に入るわけでありまして、私は、この証券取引等監視委員会は非常に大事な役割を果たすべき役所だ、こう思っております。

それともう一つは、委員も埼玉県では名のある公認会計士の先生でありますけれども、公認会計士あるいは監査法人、こういったものの役割もますます重要になってくるな、こう思っております。

その公認会計士協会とか監査法人とかに大蔵省のOBの天下りの問題も指摘されておりますが、私は、歴史を積み重ねてくれば、最初から公認会計士をやっている人の権威というものがいずれ非常に高まってきたやせぬか、こう思ひます。それは弁護士会を見ればわかるのです。弁護士にもいわゆるやめ検、やめ判がいますけれども、弁護士会に關しては根柢からの弁護士の方がきちんとやっておりますね。それは、それだけ長い経験があり、そして長い歴史を踏み締めてきた人の方が信頼が厚い、そういう結果になっているんだと思うのです。

公認会計士の社会でも、あるいは監査法人、公認会計士協会でもそういう状況になっていくことは間違いないと私は思っています。時間の問題だろう、こう思っております。時間問題だ、大いに先生のような公認会計士に活躍していただきたい、私はそう願ひしております。

○若松委員 証券取引所はいかがですか、証券取引所の理事長は。

○松永国務大臣 私はその内容をよく知らなかったものですから、ちよつと急なことでコメントできませんけれども、いずれにせよ、世間一般から大蔵の天下りだから云々と言われるようなことがないようにやってもいいかな、こういうように思ひますし、十分考えるべき事柄だ、こう思ひま

す。

○若松委員 証券取引等監視委員会には、実際に事務局九十八名おりますけれども、もともと大蔵省の方が九十一名。これは大蔵省のいわゆる巨大権限の集中化、それを分散しようという動き、歴史的な形でやむを得ないと思ひます。でも、こういう現実がある以上、いや増して、私は、新しく証券取引等監視委員会に行かれる方はしつかり監視しなくちゃいけないし、その委員会の委員長というの、この方はちよつと検察出身で恐らく大臣と同じぐらいの年代でしょうか、それだけ本心に厳しい自覚を持ちながらやらなければいけないと思ひます。

それでは、先ほどの公認会計士協会なんですけれども、公認会計士協会のいわゆる所轄局というのは証券局なんです。ところが、アメリカの公認会計士協会、AICPAといひますけれども、それは、まさにSECが独立してあると同じように、どこも所轄官庁というものがありません。あくまでもAICPAはAICPA。恐らく日弁連だつて同じだと思ひます。法務省の所管なんでおかしいですよ。

会計士も同じだと思ひます。そういう理解でよろしいですよ。どうでしょうか、大臣お願いいたします。

○松永国務大臣 今弁護士会の話が出ました。弁護士会も昭和二十一年ごろまでは、実はそれぞれの地方檢察庁檢察正の管轄下であつたのです。それが戦後、新しい弁護士法のもとで、よその役所の監督を受けない、文字どおり自主独立の弁護士会の会になったわけなんです。非違を犯した人の懲戒の問題その他も含めて、全部自主的な措置でやる、こういうことになっておるわけでありまして、それと比べれば、まだ公認会計士協会といふのは弁護士会とは相当違う形になっているな、こう思ひますが、いずれ先生のような人が活躍してくれば、だんだん役所の監督はなくなってくるのじゃないですか。やはり歴史が必要だといふふうに思ひますね。

○若松委員 実は、私、個人名は言ひませんけれども、実際に会計士協会の事務総長に大蔵省の天下りの方、その方は非常に有能ですけども、結果的に大蔵省との連絡、何か協会でやるとすぐ大蔵省に情報が行れる、そんな構図になっているのです。これは私が言っているわけじゃなくて、もう何度も同僚の議員が言っておりますし、週刊朝日の二月二十七日の記事にも出ておりますけれども、事務総長という大変重要な位置に大蔵省の官僚の方が来られて、こういう状況なんですね。

確かにいろいろな制度の問題とか、専門的な問題、そのアドバイザーとして大蔵省出身の方がそういう協会なり会計士協会に勤めるのはいいと思ひます。ところが、非常に重要な三役クラスのところは天下りがあるというところは本当におかしいと私は思ひます。松永大臣が在任中には絶対送らない、そういうお答えをせびいたきたいのです。いかがでしょうか。

先ほど言つていただいたように歴史が必要なんです。一つの権威を得るための歴史は必要です。でも、まだ若い会計士協会の独立性をさらに高めるためにも、今こそ大蔵大臣の力が必要なんです。官僚は送らない、天下りはさせない、いかがでしょうか。

(井奥委員長代理退席、委員長着席)

○松永国務大臣 公認会計士協会の方で迎えたというか、そういう形に形式的になっているのでしよう。したがって、公認会計士協会そのものの努力が実は大事なのではないでしょうか。そしてまた三役クラスですか、それも公認会計士協会の中の人事でしようから、公認会計士協会そのものがこれからさらに努力をしていただくことが大切なことであると思ひます。私がどうこうするといふのは、これはむしろ適切でないのじゃないでしょうか、私はそう思ひます。

○若松委員 大臣、協会の方から求めてきた、そういう面も否定できません。しかし、私がいた監査法人は、これはいつも大蔵省からだれだれを受

けてくれという話は、私は当事者でしたから聞いていましたよ。その圧力があるのですよ、先ほどの証券局所管にしているから。その所管をぜひなくしてもらいたいのですよ。所管をなくして、協会はやはり独立すべきです。許可可法人ですからやむを得ないけれども、法律があるのと所管とは別な話ですから、所管をやめてもらいたいのです。それで、公認会計士のいわゆる意見が不適正だった、適正意見なのに会社が倒産した、これはほとんど訴訟してもらって損害賠償を負わせる。それまで大蔵省がかばうから、結局癒着という構造になって、本来の会計士としてのチェック機能が弱まってしまうわけですよ。もう衛藤先生なんか、よく御存じですよ。私、そういうふうにはぜひ認識してもらいたいのです。

大臣、御理解いただけますか。ぜひ日弁連ぐらゐの独立性を持ったものに育てていただきたいのです。いかがでしょうか。

○松永国務大臣 現在は、法律に基づいて設立認可された法人ですね。したがって、法律に基づいて監督権というのでしょうか、それがあつたという仕組みになっておるわけですね。それを日弁連のような形にということでございますが、それは歴史が必要、もちろん努力の積み重ねが必要、こう思うのでありまして、要は公認会計士の先生方の自助努力といえますか、それが一番大事なことではないかなというふうに私は思います。そして、世間がそれを認めるという形になっていけば法の改正もできるでしょう、そういったことではなからうかなというふうに私は思うのでございます。

○若松委員 わかりました。では、それも努力するように私も一会員として頑張ります。ただし、そういう大蔵省からのそれなりの要請なり圧力がもし発覚したならば、それは厳しく罰していただきますね。

○松永国務大臣 不適切な要請とか、ましていわんや圧力等があるとかあつたとかという場合には、それは私が大臣をしている間ならば、適切に

私自身対応してまいります。

○若松委員 ありがとうございます。ぜひ期待いたします。

それで、これもちよつとおかしい話なんですけれども、これはちよつと専門的なものでなたになるのですか、有価証券の低価法と原価法、今度この選択適用が実は法案に出てこないとなつて思つていたら、これは省令対応なんですね。裏をかかれたと私は思いました。

これは実際、国際会計基準に反してしまつて、この時代に自国の経済事情の手前勝手、GNP世界第二位の国の会社に対して、今都合が悪いから低価法はだめ、原価法にする、こんなのは許されなかつたと思うのでございます。本当にこれはやられるのですか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

大変な専門家でいらっしゃる先生に御説明するのでもあれですけれども、今回のこの措置をとらせていただくのは、きっかけは貸し渡り問題があつたからでございます。

これまで銀行は、商法の一般的な原則どおりではなくて、より健全な財務の表示ということで低価法をとつておたつたわけでございます。低価法をとりまして、持っている株価が、売れる気がなくて、もし仮に市場で下がりますと、それは銘柄別に低い方の価格で評価いたします。そうしますと、含み益をたくさん持っている、あるいは利益をたくさん内部留保しているときは、それで埋められます。そうすると、より健全な形で財務諸表がつくれるということでございますけれども、大分簿価も上がつてまいりました。経済状態からしても、金融機関がかなり不良債権処理を迫られております。そういうときに三月末の株価を物すごく心配する、その結果、貸し渡り問題というの

も出てきたわけでございます。そうしますと、やはりそこには商法の一般原則に戻りまして、原価法、低価法、いずれでもいい、しかし、原価法をとつた場合も必ずディスクロージャーはしてくださいますというように措置をとらせていただいたわけ

でございます。

より健全な財務諸表の方がいいということからいへば、それは低価法の方が望ましいとは思いますが、しかし、余りにもそれを金融機関がとる余り、株価に振り回された、また、それでもって実体経済にまで影響を及ぼしたということがございましたので、商法の一般原則に戻らせていただきたい、こういうことでとらせていただいた措置でございます。

○若松委員 低価法は当然望ましい。かつ、そうはいいいながらも、これは特にいわゆるアングロサクソン系では、流動資産の投資勘定の時価評価というのですか、マークアップ方式というのですか、これも一方にあるのですよね。ですから、低価法か時価法なんですよ。ところが、日本は第三の道を行こうとしているのですよ、第三の道を。情報公開をすればいい、今こういう状況だからと。

それはいいのですけれども、じゃ、基本的には、それが本来の意図するところじゃないわけですね。それを確認したいのです。あくまでもこれは超法規的な処理なんだ、そういうことですね。いかがですか。

○山口政府委員 世界のいわゆるデファクトスタンダードがいかなるものかというのは、いろいろな議論があるかと思ひます。例えば米国でも、売買目的有価証券はおつたような時価評価、売買可能有価証券も時価評価、しかし満期保有有価証券は原価評価となつております。それから英国でも、流動資産の有価証券は低価法または時価評価、投資有価証券は原価評価または再評価法といういろいろになっておりまして、何がいわゆるグローバルスタンダードかということについては先生の方が詳しいかと思ひますが、私どもの考え方としては、今の商法の原則に戻らせていただきたいということでございますので、その企業会計原則あるいは商法の原則が次第次第に時価の方に移るのであれば、それは銀行の会計もそういうふうにならうと思ひます。

それは、商品有価証券の評価方法をどうするか。特に株について考えなければいけません。は、特に日本の場合特色がありますが、持ち合いで持つていて、ほとんど放出することがないというふうな株を持つている場合に、それが時価評価だけでいいのかという問題もあろうかと思ひます。この辺については企業会計審議会等でも御議論されていると聞いておりますので、そういった世界の流れ、我が国における検討の動向等は私も十分に承知しております。そうした上で、今回は商法の原則に戻らせていただいたということでございますので、先生の御指摘とそれほど違わな

い考え方はあると思つておりますけれども。

○若松委員 そうすると、何かこれは当然の措置なんだというふうには解釈してしまうのですけれども、それはおかしいでしょう。そういう答えになつてはいるのですよ。

○山口政府委員 現時点におきましては、商法の原則に戻らせていただいたということでござい

ます。今後、商品有価証券の評価方法をどうするかという議論が進みますと、またそれに合わせた検討が行われるということにならうかと思ひます。

○若松委員 世界の信頼を得るには、自国の状況で勝手に変えるのが一番マイナスですから、それはおわかりですね。かつ、商法だつて原価法が原則とおつちやいましたけれども、保守主義とか安全性とかいうのがもう大前提にあるわけですよ。だからこそ低価法が、原価法といひながらも重要視されているわけですよ。それは説明になつていないのですよ。それをぜひ忘れてはいただきます。それと、先ほど持ち合いという話がありましたけれども、持ち合いは長期ですよ。だけれども、今そういう慣行を改善しようという方向であるがゆえに、この議論というのは重要性が少なくなつていくわけなんです。日本では、それだけに、いわゆる商品有価証券とか流動資産、これの評価が、やはり世界の大勢である時価かまたは低価その選択であつて、原価と低価の選択というのは

ちよつと時代おくれ、いや、時代にちよつとマッチしていない、そう主張します。ぜひ検討してください。

それで、もう時間もなくなりましたので、ちよつと税法について、先ほど自民党の議員の方からも御質問がありましたけれども、青色申告制度というのがありますね。今度、法改正で三十五万円から四十五万円になる。私個人の意見としては、青色とか白色とか、それで青色申告すると所得控除がもらえるというのは、こういう法律は世界にはないですよ。商売をやる以上はきちんと帳簿は備えると思うから、恐らく一生懸命それに意を配ってやっているとと思うのです。でも、これはおかしい。

それで、私もこんなことを言いながらも、本当は票が減るなどと思って言っているのですけれども、そうであっても、この青色申告制度というのは、実際、事前承認制度なんです。今回、電子データも事前承認制度にしようとしている。同じです。ところが、青色申告制度の場合には、きちんと帳簿をつければ四十五万円の所得控除が得られます。こういう恩典つきなんです。だけれども、では実際に帳簿を見るのかというと、見ておりません。実際、届け出制度の事前承認ですよ。この電子データも、一々そのシステムを見るところことは時間的に無理だと思ふのです。能力的にもマンパワー的にも。

ですから、私が確認したいのは、電子データ保存制度というのは、いわゆる事前承認制度ですけれども、実質的に、今の青色申告制度のような届け出制度的なところを想定されているのですか。それはお答えいただけますか。

○尾原政府委員 電子データ保存でございすが、これは税務署長の事前の承認を必要という制度にしております。

その理由でございすが、御承知のように、まさに電子データが国税関係帳簿書類にかわって行くわけでございまして、この帳簿書類といひます

のは、まさに申告納税制度の基礎となる重要なものでございまして。そうしますと、どうしても納税者の負担に配慮すると同時に、適正公平な課税が損なわれることのないような制度にする必要があるわけでございまして。

そのための要件といたしまして、まさに真実性確保のための要件あるいは可視性の確保のための要件ということで種々申し上げたわけでございまして。その要件が守られませんか、どうしても、この電子データというものの特性からいたしまして、税務調査の実効性が著しく低下するなど、はっておきますと適正公平な課税の実現に困難を来すことになりかねないという問題がございまして。したがって、事前に要件に適合するかどうかということを確認した上、納税者の方には電子データ保存を開始していただく必要があるわけでございまして。

また、納税者の方にとつても、始めてみたのはいいが後でだめであったというのでは、その設備投資の面でもかえって負担をおかけすることにもなるのではないかとおもうわけでございまして。したがって、そういう観点からも、あらかじめ要件に適合していることが明確に確認された状態で電子データ保存を開始できることが望ましいというふうに考えているわけでございまして。

それで、さらにその調査をやってみまして、その要件を満たしていないということが事後的に明らかになったという場合は、紙の形で帳簿保存に戻す措置をとっていただく必要があるわけでございまして。納税者にとつてみますと、電子データ保存を行う資格の得喪は、大変重要な資格かと思ひますが、明確な手続で行われ、不服があれば争う手段が確保されていることが望ましいのではないかと。

したがって、このように事前事後に要件の適合性をチェックして、納税者にも確認できる方法で資格を与えたり失せたりするような仕組みが必要というふうに考えたわけでございまして、

承認制でお願いしているところでございまして。○若松委員 もう時間となりましたからこれ以上質問はいたしませんけれども、先ほどの電子データ、ぜひ手続的には今の青色申告制度の事前承認程度にしていきたいというのが現場の要望です。

そして、きょうは総裁には来ていただけませんでした。恐らくきょうのガサ入れが予測されて来なかったのかとあれが同僚議員が言っておりますけれども、福井副総裁、ぜひきょうの議論はお伝えください。しっかりと、日本の金融システムを回復するための、きつぱりとした責任をとっていただくように期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

○村上委員長 次に、並木正芳君。

○並木委員 改革クラブの並木正芳でございします。

平和・改革として質問をさせていただきますけれども、大臣と論を交わすのは自由民主党の埼玉県連以来でございまして。御活躍の様子で御喜びを申し上げます。お疲れのことかと思ひますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

金融機関あるいは大蔵省の相次ぐ不祥事の中で三塚大臣が辞任するといひ、いわばあらしの中で三塚丸が難破した、その後を松永大臣が引き受けられた、そして新たな船長として船団を率いた、この辺の船団がまだまだ護送船団方式というところが改まらないわけで、老朽船までは港には着けられないというような認識の中で今行政運営を行っていらっしゃる感じがいたしますけれども、かねてから歯にきぬを着せない語り口で、松永大臣の魅力が感じられるところでありますが、現在大蔵省においてはキャリアアまで逮捕された、あるいは、ただいま日銀幹部が逮捕された、こういうような事態に至っているわけであります。

きょうは、日銀総裁も来られないということなので、主に大臣にお聞きしたいと思うわけでございましてけれども、既に多くの議員から質問もあつたところでございけれども、大臣は、就任に当たっ

て、こうした事態を果たして予期されていたのか。経緯からすれば、キャリア逮捕まで行くのかなというようなこともあるいは考えられていたところでありまして。そうした中で就任され、そうしたことがあろうとも断固として綱紀粛正、大蔵の改革を進めよう、そういう決意で大蔵省に乗り込まれたのか、それとも、ノンキャリアの逮捕、三塚大臣の辞任という事態で、まあこれでほおさまったのだらうというふうな認識の中で就任され、いや、こんなはずではなかった、大変深刻な事態に至つていたのだ、そういうふうな思つていらつしやるのか、この辺を率直にお聞かせいただければと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○松永国務大臣 お答えいたします。

かつては同じ組織の中で仕事をした仲でありますので、率直にお答えしたいと思ひます。

私は、これほどまでに恥ずかしいことをした職員がいたとかいふことは、これは想像もつかないぐらいでございまして。ただ、捜査当局というのは、ある意味では中途半端で仕事をやめるといふことはなかなかない仕組みだ、こう思つておりましたので、しかしこうなるとは想像はしていませんけれども、逮捕された二人だけで済むかどうか、私は済まないんじゃないかという気持ちも半ばはありました。しかし、今度、御指摘のとおり若いキャリアまで逮捕されたわけでありますから、これは大変深刻な事態だ、こう私は受けとめております。

大臣就任のときから一貫して私が申し上げておりますように、二人の逮捕で信頼が大きく揺らいだ大蔵省、さらなる二人の逮捕でさらに信頼が揺らいだ大蔵省、これをいかにして信頼のある大蔵省に立て直すか、そのためには徹底した大蔵改革をしなきゃならぬ、職員の精神の面で、そしてまた行政の仕組みの面で、それをやり遂げなければ、財政を中心にして担当する日本の大蔵省が国民の信頼を失つたならばこの日本はどうなるだろうか、こう考えますと、何と申しても今申したような大蔵改革をやり遂げなきゃいかぬ。そしてま

た、捜査当局の捜査の対象にならない人であつても、事の大小は別として、間違つた行為をした人がいるという情報頻々と飛び交つております。したがって、金融関連部局に在職した人を中心でありましても、五百数十名、過去五年にさかのぼつてその人たちの行状を内部的に調査をして、これは通り一遍じゃなくして本格的な調査をして、そして問題のある者に対しては厳正な処分をしていかなきゃならぬ、そう思います。

同時にまた、委員も御承知と思いますが、この役所は大変忙しいところでありまして、例えば先般提出することになった金融ビッグバン法、こんなでかい法律案ですね。その法改正の問題にしても、相当数の職員が、長期間にわたつて夜遅くまで、連日のように明け方までかかつて、そして法案をつくつた、こういういきさつもあるように、国家のために、国民のために、文字どおり夜も日も寝ずに頑張つてくれている職員もたくさんいるのです。その人たちの名譽を暗にさす意味でも、間違つたことをした人については厳正な処分をしなきゃならぬ、こう思っているわけでありま

す。その仕事をやり遂げるのが私の務め、就任に当たつて橋本総理からもそのことを強く言われたわけでありまして。その総理の指示に基づいて、私自身も命がけでこの仕事をやり遂げたい、こう考えておるわけでございます。

〔委員長退席、坂井委員長代理着席〕

○並木委員 決意のほどを伺つたわけですが、これまでもひどいとは予期できなかった、しかし一方で、もちろんまじめに努力されている職員も多い、権力の上にあぐらをかいて、ついついそれに麻痺してしまつた職員もいる現実もある、こういうことでありますけれども、大変裏腹なわけですから、大臣が真相究明をすればするほど、大臣の地位も脅かされるというようになつていくわけですね。

現在、こうしたことは本来余りはよし立てるべきことではないですが、局長クラスに及ぶ

までのそうした不正があるというようなマスコミ報道もなされております。現に日銀幹部も、マスコミ報道等果たして本当かというようないふことが、現実には逮捕という事態に至つたのです。つまり、そうしたことからすると、大臣は、みずからの進退をかながら綱渡りをするような形でこの大蔵改革、網紀刷新をやり遂げなきゃならぬということですね。当然、局長クラスが不祥事といふことになれば、大臣の進退といふのが問われるわけですね。そうした、つまり辞任をするといふ、そういうものをかけても徹底的な真相究明をこれから行つ、そういうことであらうかと思ひますけれども、もう一度その辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

○松永国務大臣 私は、先ほども申し上げましたとおり、総理から指示された、命令された大蔵改革をぜひやり遂げるべし、そして徹底した内部調査をして、問題のある者については厳正な処分をすべし、そして大蔵省職員の意識の改革をやり遂げて、先ほど委員の言葉の中には、権力の上にあぐらをかいていふという言葉がありましたけれども、思ひ上がった気持ちを持った人もいます。思ひ上がった思ひ上りの気持ちは許されな

いのです。同時にまた、行政の仕組みも、御存じのとおり、去年の金融監督庁設置法、これによつて、金融機関に対する監督検査の行政あるいは証券取引等監視委員会という仕組み、これらも実は大蔵省から切り離されて、総理府のもとに設置される金融監督庁に移りますが、さらに、中央省庁再編基本法でさらに大蔵省はスリムなものになるように法律はできております。

り続けていきたい、こう考えておるわけでありま

す。○並木委員 既にキャリア逮捕あるいは日銀への監督責任、こういうもので、先ほど若松議員から辞任に値するといふような言もあつたわけですが、けれども、ぜひ、現在国民からいわゆる疑われている、そのような部分も明らかにして、なおかつその上での出処進退を決めていただきたい、そのように要望をしておきたいと思ひます。

次の質問でありますけれども、さきに二兆円減税というのが決まつたわけですね。その決定に際して、橋本総理は、アメリカに言われていた、そしてASEANに行つてみたら日本で聞いている情勢と全く違つたといふようなことで、帰つてきて、アジア危機ははるかに深刻である、こういうようなことを述べて二兆円減税を決められたわけですね。これは、言葉をかえれば、いわゆる官製の情報がかく見通しが甘く、総理の判断さえ間違えさせかねなかつた、そういうことになるわけであり

ます。大臣も、こういった事態に新たに大臣に就任されて、非常にまだ今もいろいろ細かい事務的なこと、もちろん聞くべきものは聞く必要がありま

すけれども、官製の情報に頼らざるを得ないところがある。そういうようなことで果たして経済運営がうまくいくのか、現状把握ができてい

るのか、懸念するところもあるわけでありま

す。○並木委員 早く成立させてほしいといふのは大臣として当然かもしれませんが、質問にお

いても、相次ぐ不祥事ばかり、法案の審議にさへろくに出来ない、そういう状態であるわけですね。それで、ただただ法案さえ通れば何とかなるといふのは、国民にとつても、今橋本不況とも言われて、多分、橋本不況といふ言葉が歴史に残るのだと思ひますけれども、一方、信頼喪失不況といふことまで言われてきています。まさにこうした問題をきちんとせずして、何でもいから早く通して

ください、そういうようなことで、本来の、国民が頼りにして信頼して、お金もきちと使つべきは使つていくところを、将来の不安ばかりで、多少減税してもみんなたンス預金になつてしまふといふことが常日ごろから言われているわけですが、

けれども、こんな状態をそのままにして、ただただ法案を通せばいい、そういうわけにはいかないと

思ひます。また、この十年度予算にしても超緊縮予算、いわゆるデフレ予算と言われているわけですね。私も、いわゆる景気回復策と、財政構造改革と呼ばれている、構造改革になつていくかどうか疑問ですけれども、財政健全化策、これは二者択一の問題ではないと思つております。六つの改革と橋本総理が言われているこの改革も当然必要でありまして、上辺の改革でなくて真の構造改革を進めるべきだ、そのように考えておりますけれども、手

順、つまり優先順位の問題として、その点からすれば、まず景気回復を最優先させる、いわゆる潜在成長軌道に戻す、その後で財政構造改革が、構造改革は必ずしも簡単ではありませんけれども、財政も後についてくる、そういうふう

るわけでありませう。

そのようなことからすれば、もう既に路線は変更されたということも言われているわけですが、それでも、むしろ明確に、この三月の厳しい情勢に当たって、きちんとした国民へのスピーチをして、路線を転換して、民間の力を活用しながら景気回復をさせ、そして十年度のさまざまな諸課題を遂行していく、そうすべきだと思ひますけれども、この点いかがでしょうか。

○松永國務大臣 委員も、今、財政構造改革とそのときそのときの情勢に応じての景気対策、二者択一ではないとおっしゃいましたけれども、橋本総理は、まさにそういう基本的な考え方、経済運営の基本を決めておられるというふうに私は理解をしております。

私が言うまでもなく、財政構造改革法、去年成立したわけでありませうけれども、二〇〇三年度までに赤字公債の発行をゼロにするということ、二〇〇三年度で国、地方の財政赤字をGDP 3%以内にすること、毎年の特例公債の発行を前年よりも少なくすること、これが財政構造改革法の基本であります。その基本を守りながら、そのときそのときの情勢に応じて対策は打っていくというのが総理の考え方でありませう。

私は、その考え方の基本は変わっていないというふうに思ひます。そのもとで大蔵大臣を務めている私でありますから、その総理の基本方針を踏まえて今後とも職務を遂行していきたい、こう考へているところでございます。

○並木委員 もう一つ、二兆円減税等に関して政府税調の加藤会長は、景気が腰折れすることはあるだろう、そうすれば特別減税というボーナスみたいなものを出せばいいんだ、そのようなことを幾つかの場で述べられているわけですが、けれども、こうした、その場その場では対症療法的に経済政策を打っていく、これでは停滞しているこの経済を活性化できないんじゃないか、そういうふうにも思ひます。つまり、かなり樂觀論に過ぎる。この上に乗った経済政策というのは有効では

ないと私は考へるわけですが、大臣は、この辺についてはいかが考へておられますか。

○松永國務大臣 財政構造改革というのは、それはある程度の苦しみを伴う。それを乗り越えて進んでいかなければならぬ。後世代へ巨額な負担をツケ回しをしていくわけにはまいりません。そういう基本的な認識で政治は進まなければならぬというふうに私は思ひます。

減税という話を随分聞きますけれども、やはり財源を考へていかなければ、そう簡単には我々は言うわけにはいかないですよ。やはり財源を考へて、あくまでもその点は慎重に考へなければならぬ。

国債を含めた国、地方の長期債務が五百兆を超えるような状況のもとでは、この長期債務の利子と元本の支払いのために何でその支払いをしていくのか、いざれ税収増を考へなければならぬ時期が来るだろう、国民がこう考へておられるとするならば、減税しても、その効果は実は非常に小さいものになるということを説く学者もいらっしゃると思います。大いに参考にするべきじゃないかな、私はそう思ひます。

橋本内閣のもとで、去年の暮れから、経済回復のためにいろいろな手を打ってこられた。二兆円減税もそうです。補正予算もそうです。そして、いろいろな議論もありましたけれども、日本の金融システムを健全なものにして、そして金融の面からのいろいろな問題が起ころぬようにしていくといういわゆる金融安定化策、これも非常に大事なことでありまして、今真剣にその問題と取り組んでおられるわけでありませう。そうしたもろの施策を着実に推進していくことによって、今の日本の経済の置かれておられる厳しい状況から一日も早く脱出できるようにするということ、これが大事なことでありまして、私は思ひます。

○並木委員 私が申し上げたのは、現象があらわれたら対症療法を講じればというのでは、特別減税というのは本来そういう思想かもしれませうけれども、これでは現在の経済は活性化できない。

六兆円減税なり思ひ切った先行的な活性化策を打つべきであるというふうに考へるわけですが、でも、そうしますとおっしゃらないと思ひます。しかし一方、このままの予算を通したからといって、必ずこれは補正を組まざるを得ない。非常に問題があるかと思ひます。もう既に我々は、恐らくこれはもう補正を組まざるを得ないのだという認識も持っておりますけれども、そのようなつけ焼きたての予算を通すというようにすることに極めて疑問を感じておられるわけでありませう。

時間がない中で基本的な問題を聞いたわけですが、けれども、こうした基本的な問題がきちつとすれば日本の持つている力はまだまだある、経済の活性化の可能性はあると考へましたので、ぜひその辺を、極めてなし崩し的に政策転換するのでなく、これからの時代、アカウンタビリティの大変必要な時代とも言われております。そういうことで、政府としてもきちつとした責任と、そして明確な説明性を持つて政策を遂行していただきたい、それは要望しておきたいと思ひます。

時間が余りありませんので、法人税の問題で幾つかお聞きしますけれども、この今回の法人税率の改正で三%が下げられる。一方、もちろん課税ベースの拡大ということで、全体的には減税基調にはなっていると思ひますけれども、そうした税収中立性というか、一方で増税、一方で減税という中でこれが進んでいるわけですが、減税、やはり国際化という中で、国際水準というのはどの辺にあるか、なかなか難しいところかもしれませう。とりあえずはアメリカ並みの基準ということに方向を向いていくべきかと思ひます。それから、これはまさにまだ不十分であるということになると思ひます。

国税として一つはお聞きしたいわけですが、けれども、こうした課税ベースの拡大ということではなく、先ほど大臣が、減税するには財源が必要だと。この財源については非常に大きな意味があるわけですが、公共投資というものが、かつて維新あるいは対象別、分野別といいますが、

こういう配分の形が硬化して配分されて、非常に効率的でないというか、国民のニーズにかなっていない。しかも民間のコストに比べて非常に割高になっている。こういったところをきちつと、まさに構造改革ですけれども、メスを入れればそうした財源は生み出せるのではないかと。まず国税としてはこういったところを考へながら、さらなる法人税の引き下げを検討すべきと思ひますが、いかがでしょうか。

○松永國務大臣 委員も御承知のとおり、公共事業については財政構造改革法を踏まえて徹底した見直しをして、前年度比七・八%のマイナスにしたわけですね。そしてまた、事業の効率的な実施を図るために再評価システムというのを導入して、そして事業の徹底した見直しも行ったわけですね。

公共事業を減らせば財源が出てくるという話であります。具体的にどの事業をやるかやらぬかということ、指摘されてくればこれは話はまとまりやすいのでありませうけれども、実際の話、地方に行きますという、この下水道事業を急いでやらしてもらいたい、この市街地再開発事業をやってもらいたい、この混雑している道路の改修事業をやってもらいたい、公共事業に対する要望というのは地元に戻ると非常に大きいですね。したがって、抽象的には公共事業を縮減して云々ということも言えても、実際の場合にはなかなかそうはいかないですね。七・八%の削減をしたというのは相当な努力の結果だというふうに私は見るのであります。

それで、並木委員も、例えば並木委員の地元地域でどうですか。公共事業に対する要請はまだ相当あるでしょう。この事業は要らぬということとをみんなが言ひ合つて、そして減らしてくるということができる話とはまた異なります。しかし、実際はなかなかそうはいかぬ。

実際、日本の国民生活と欧米先進国と比べると、一般的に言つて社会資本整備がおくれている分野がまだまだたくさんある。そういったおくれ

ているものは、着実に追いつくような努力をしていかなければならぬのじゃないでしょうか。むだと言われる公共事業なら、それはやめるべきだというふうに思いますが、必要なものは経費の削減合理化を図りつつ進めていかなければならぬのじゃないでしょうか。私はそう思います。

○並木委員 公共事業全体を率だけで減らす、そういうことを言っているわけではありませんが、もっと精査していくべきだ。今私が申し上げたように、割高なコストというものもあるわけですから、今まで申し上げたのは、まさに縦割りとか、あるいは対象別、地域別の果たして今本場の意味での国民的ニーズがあるか、ここをまさに大蔵省がきちんとチェックをかけていく。もちろんある部分やられているわけですが、いわゆる省庁間の争いの中で、そういった公共事業が改められないという形でのしつこく行われてしまふという現実もあるわけだ。

これを議論していても抽象論ということになりかねないわけですが、そうしたものをきちっと精査し、効率的に同じ事業成果を上げながら投資コストを下げていくということが可能なのじゃないか、そういったところでの財源を創出する努力も当然やらなければならぬだろう、そういうことを申し上げたわけでありませう。

法人税の問題でもう一点お聞きしますけれども、現実には、その法人税、これは表面税率としては大変高水準で、しかもこれを払っているのは先端的な企業、ごく少数の企業であるわけですが、実際には赤字法人とかが大変多いわけがございませうけれども、こういったものへの応益的な課税ということになると、法人事業税とか、あるいは法人税割の法人住民税ですか、こういうふうな地方税の問題が出てくるわけだ。これは、かねてから外形標準課税の導入ということいろいろ議論されているところです。自治省の担当分野になると思いますけれども、必ずしもそれは、縦割りで大蔵としては全く関係ないというわけにはいかないと、思います。そんな点で、このいわゆる地方税

の部分での外形標準課税、この導入についてどういった考えでおられるか、これを大蔵の立場からお聞かせいただきたい。

○尾原政府委員 御承知のように、今回、国の法人税については三％の引き下げが行われ、国税においては、他の主要先進国並みかそれ以下の水準となります。したがって、平成十年度の税制改正に関する政府税制調査会の答申におきましても、まさに先ほど申し上げましたように、「今後は、事業税における外形標準課税の検討が法人課税の表面税率の議論にもつながることを念頭に置きながら、法人課税の表面税率のあり方について検討を進めることが適当」と指摘されておりまして、政府税制調査会において、この事業税の外形標準課税の問題について検討が進められていくと承知しているわけがございませう。

当然、新しい税でございませうから、どのような転嫁をする税であるか、国民の皆様はその議論の内容が適正に伝わっていく検討が望ましいものと考へておるところでございませう。

○並木委員 金融・証券税制あるいは土地税制等、たくさん問題があるわけがございませうけれども、時間もなくなってきたわけがございませう。ほかの議員さんからもさらに質問があるかと思ひます。

最後に、有価証券取引税でございませうけれども、これについてもいろいろ議論があります。ヨーロッパではまだ残っているものもある。アメリカはなし。今、私としては、やはりアメリカのスタンダードにそろえるべき。今回半減して、さらに全廃という方向性はできたかと思ひますけれども、手数料等の問題云々があるというふうなことで、こういうふうな段階的な廃止というふうなことになるのかもしれませう。あるいは土地税制に関しても、地価税を凍結するというふうなところで、廃止はしない。

こういう中で、いわゆる官僚主導、活字にするてきますよというふうなやり方の中で進められている。そういうことについて、いかにも政治とし

ての主導権が官僚によって握られているというふうな印象が強いのです。そういう点について、ぜひひとつとちと、やはりグローバルスタンダードという金融ビッグバン、こういうものに合わせる廃止すべきはする、さらに必要ならば当然またそれなりの立法措置をとる、こういうのが国会の本来の姿だと思ひます。

役所に根拠を残して、役所の判断でまた復活するのだというふうなことを私は懸念するので、けれども、最後に大臣に、こういった点、ぜひそういうことを配慮して行政の長として当たってほしいということもありませうけれども、一言その辺をお聞きして、質問を終わらせていただきます。

○松永園務大臣 今回の有取税、取引所税については、二〇〇一年までに我が国の金融市場をニューヨークやロンドンに並ぶ国際金融市場とすることを目指して、フリー、フェア、グローバル、こういった理念のもとに金融システム改革が推進される、それを念頭に置きながらの今回の改正だ、こういうふうな位置づけるべきだ、私はこう思っているわけがございませう。

○並木委員 ありがとうございます。

○坂井委員 長代理 次に、谷口隆義君。

○谷口委員 自由党の谷口隆義でございます。

まず初めに、先ほどから同僚議員がずっと質問しておられますが、本日、日銀の営業局の課長が逮捕されたというふうな報道の状況の中で、実はきょう日銀総裁にきていただきたいというふうな先ほど申し入れたわけがございませうが、本日五時より日銀本店で記者会見ということのようがございませうので、まず、大蔵大臣に御所見をお聞きいたします。

御存じのとおり、本年の一月に金融検査官の逮捕が大蔵省でもございまして、その事件の引責辞任ということで三塚前大蔵大臣が辞任されて、小村事務次官も辞任というふうな事態になったわけがございませう。

一方、本日、発生したと申します逮捕されたわけがございませうが、この日銀百十五年の歴史の

中で初めての汚職事件というふうなことのようがございませう。これは極めて重大な事態になった、このように私は思うところでございませう。そういう状況の中で、日銀総裁の辞任を考へていただかなければいけないのではないかと。金融政策のトップにいらっしゃる、その日銀でそういう幹部の逮捕があったというふうなことでございませうので、私はそのように考へておるところでございませう。

日銀総裁が総裁になられたのは、一九九四年十二月になられたようがございませう。その翌年に、長期不況の状況の中で超低金利、〇・五％の公定歩合が実施されたところでございまして、その後、今に至るまで、二年半を超えておるわけがございませうが、そのような状況が続いておる。

そういう状況の中で、一つは、確かにそういう超低金利が企業収益と申しますか、金融機関の収益を好転させた。ということは、御存じのとおり預金者の金利を金融機関に所得移転するということ、そういうふうな仕組みになっておるわけがございませうので、そういうふうなことで金融機関が延命をした、ある意味ではそういうふうな言われておるところでございませう。

また、その結果、安易にそういうふうな状況になったわけがございませうので、モラルハザードが発生したとさえ言われておるわけで、今、もう既に三年近くなるこのよう超低金利政策に對しまして、果たしてこれでよかったのかという議論が大変沸き上がっておる。こういうふうな状況でございまして、そのようなことに対する考へも、きょう本来なら、来ておられたら私はお伺ひしたいところであったわけがございませうが、そのようなことがあるわけがございませう。

また、この四月一日から、先ほどから出ておりましたが、日銀法の改正が施行に移されるわけがございまして、この直前にこういう日銀幹部の逮捕というふうな事態になって、中央銀行としてのあり方がまさにこれから問われようとするわけがございませうが、今私が申し上げた状況を、松永大

蔵大臣、考慮に入れていただきまして、私は、冒頭お話をさせていただいたように、この際、松下日銀総裁の辞任を求めたいというように思うわけですが、大蔵大臣の御所見をお願いしたいと思っております。

○松永国務大臣 お答えいたします。

日本銀行の職員が逮捕されたということ、そして日本銀行に捜査当局の捜査が入ったということ、まことに重大なことであり、私は受けとめております。

日本銀行の業務の公共性、そして金融政策の中心にある法人だということを考えますと、このような事態になったということは、まことに遺憾なことであり、重大に受けとめなければならぬ、この私は思っております。

今、総裁の辞任云々という話でございましたけれども、大蔵省としては、まずは捜査当局における捜査を見守っていく、現状に対する対策は日本銀行において厳正になされるものだというふうに私は受けとめております。今の時期で、今のこの段階で総裁の地位について云々するということは、これは差し控えていただきたいというふうに思っています。

なお、公定歩合の問題等について、いろいろ御発言がございました。そういう意見があるということは私もよく耳にいたします。しかし、公定歩合の問題は、日本銀行のいわゆる専管事項でありますから、私の方からコメントすることは、これは差し控えていただきたい、こういうふうに思っています。

○谷口委員 そういう御答弁は予想されておったのですが、私は、個人的に、先ほど申し上げたように、大蔵省においては三塚大臣が金融検査官の逮捕に絡んで辞任したわけでございますので、そういう大変重大な事態が出来たという観点で、大蔵大臣は、個人的な見解でも結構でございますが、どのようにお考えなのか、こういうふうにお聞きしたわけでございます。もし、さらなる御答弁がございましたら……。

わかりました。そういうことで、きょうは本来御本人に来ていただきたいというふうに思っておったわけでございますが、今記者会見をやっておるといふ状況でございますので、また後日、大蔵委員会の場でお話を伺いたいというふうに思っています。

それで、きょう預金保険機構の松田理事長が来ていらっしゃると思いますので、まず初めに、このことをお聞きしたいと思います。

きょう午前中の議員の質問にもございましたが、本日マスコミの報道でございまして、例の公的資金の投入の件でございまして、三十兆円の仕組みができて、そのうち十三兆円が例の金融システムを保持していくと申しますか維持していくための資金ということで金融機関の申請を受け付けたというふうな状況の中で、きょうの朝刊を見ますと、四行についてはまず申請を受理し、あと十七行については再審査という状況のようでございますが、このようなことについて若干お聞きしたいというふうに思っています。

この状況を見ておりますと、これは金融二法の審議の折にも出ておりましたが、この公的資金の導入の方法は一つの方法だけではない。一つは、優先株を発行して政府がそれを引き受けるという場合もありますし、劣後債、劣後ローンというような方法もあるというふうな状況でございます。

本日受理されたと申しますか、承認されたこの四行の状況を見ておりますと、優先株はほぼ承認された。ところが、劣後ローン、劣後債については、一部削減されているというか切り捨てられているわけですね。これは当然の話でございまして、優先株は、いわば基本的事項と申しますかティア1になりますね。劣後債、劣後ローンは、補足的な事項と申しますかティア2になるわけでございます。まして、キャピタルインジェクションと申しますか、資本注入は、本来はやはり原則的に優先株でやるべきなのだと僕は思うのです。なぜ優先株でやらないのか。と申しますのは、先ほど申し上げた理由でございまして、劣後債は全部そ

れが自己資本比率の改善につながらないというふうな観点で私は申し上げておるところでございまして。

まず初めに聞きましょうか。どうして優先株だけではなくて、劣後債、劣後ローンを認められたのか。これについて御答弁をお願いしたいと思っております。

○松田参考人 私がたまたまの質問にお答えするのが適当かどうかと迷うのでございまして、私どもが与えられましたこのたびの緊急措置法の中にこの三つの方法が書いてございまして、それを私どもは、法令に従って審査基準をつくりまして、受け付けを待っていたわけでございます。そこで劣後ローンと劣後債と優先株、この三種の種類の申請が出てきた、こういう経過であることと承知をいたしております。

○谷口委員 確かに松田さんにお聞きするのはちよつと適當ではないかもわかりませんが、とにかくそういうような方法があつて、要するにティア1の目いっぱいのところはティア2を抑えたいということですね。よくこれをお聞きしますと、先ほど申し上げましたように、ティア1の限度額までティア2ができるわけでしょう。今回そういうことで、金融機関はもう初めからティア2がティア1を超えておるといことがわかりながら申請しておるわけですね、これを見ますと、その七人の審査委員会で、それは行き過ぎだと。これは私も当然行き過ぎだと思つた。

なぜなら、この公的資金はむだ遣いしてはいけません。ですから、本来この金融二法は、貸し流し対策、金融システム安定化の法案ですね。それと、自己資本の比率を改善するという意味において使われるべきであるという観点からすると、これはティア1を超える以上に劣後債、劣後ローンを導入すべきではないという観点でございまして、この審査の結果は私は支持するものでございまして、ただ、これが基準になつていないということをお聞きしたわけでございますが、それは正しいのでしょうか。

(坂井委員長代理退席、委員長着席)

○松田参考人 委員御指摘のとおり、審査基準にはなつておりませんが、一般金融機関が公的資金の導入について申請をする場合には、先ほど申し上げた三つの方法がございまして、それを当審査会で三日に分けていろいろ討議をしたのですが、その中で、先生おっしゃるように、むだのない、有効適切な資金の使い方をしようということ、先ほど先生御指摘のありましたティア2の部分はティア1の部分を超えない範囲で認めるという原則をつくり上げたといひますか、そういうことを審査委員会の全員で決定した、そういうことになりました。

○谷口委員 それでは、もうこれを審査する場合の一つの基準として行われる御予定はございませうか。

○松田参考人 これも私、六人の審査員のうちの一人でございますので、この場でお約束するような事柄ではないと思ひます。ただいまの審査基準では、一般金融機関の申請について法の目的に照らして適当な額というふうな抽象的な決め方をしておりますので、今度適用しました一つの考え方、ティア2とティア1の關係、それによる金額の圧縮といひますか金額の決定というの、恐らくこれからしばしば使われていく一つの事実上の基準になるのではないかな、このように思つております。

○谷口委員 ですから、私が今申し上げた観点で、これは一つの基準として、ぜひ今後、この運用をする場合にやっていたいただきたいというふうに強く申し上げたいと思ひます。

それと、先ほどの話に戻るわけでございますが、本来、私は、優先株でやるべきだ。優先株は、全部これはキャピタルインジェクションでやるわけでございます。ティア1になるわけですから。そうすると、どうして劣後債、劣後ローンでやるのかといひますと、株の希薄化、そういう問題が出てくる。要するに、市中に株が多く流れるというふうなことも一つの理由だというふうな御

回答でございました。

それであるならば私は申し上げたいのですが、これはまだかつておらない法案でございますが、どうも政府の方は、例の土地の再評価の法案、また自己株式の利益による消却の法案を準備されておるようでございまして、これは賛否は別にして、土地の再評価を行う。行いますと、準備金がふえるわけですね。この準備金で自己株式を消却する。そして市中の過大に流れておる株を消却することによって株価対策にしていこう、多分こういうような発想なんだろうと思う。

そうしますと、今申し上げておるような、この優先株だけを認めるというような観点でも、それがセットのものであると考えますと、十分できるというように考えております。劣後債、劣後ローンというのは安直にできるものですか、これが多用されてくるということになりますと、公的資金を導入するという、障害を乗り越えるというか、それなりの覚悟でやってもならなければいかぬわけでございまして、そういう観点から私はそういうふうに思うわけでございまして、今私が申し上げたことに對します御見解をお願いいたします。

○松田参考人 委員御指摘のとおり、株数がふえるというのは、一般的、理論的に言くと、株価が全体に希薄化するという関係にあるのは、御指摘のとおりだと思います。

ただ、どうして優先株でやらずに別の方法でやるのかといいますと、それは発行主体、つまり公的資金を必要として申請してくる銀行の個々の事情によるのが第一原則でございまして、それとやかく我々は言える立場にないわけでございましてけれども、私の考えと申しますか、個人的に考えてみますと、優先株は定款で限度が決められております。定款で決められているということ、株主がみんな了解をしているということだと思えます。それで、その範囲でまず優先株の申告をなされたのではないかと、そのように私は考えております。

○谷口委員 定款に記載されていない金融機関は数行あるようでございしますが、ほとんど定款には記載されているようでございしますので、これは取締役会決議でできると思うのです。そういう意味では機動性もあるわけでございしますので、私はそういう考え方を持っておるところでございまして、ぜひそういう考え方も考慮に入れていただきたい。

次に、大蔵大臣にお聞きしたいのですが、この貸し渡り対策に金融二法が果たして効果があるのかどうかということがあられるわけでございまして、資金注入をします。資本注入をします。優先株でない劣後債、劣後ローンで資金注入しますが、この資金を自己資本比率の改善のために使うわけでございまして、それが、その資金は一たん金社の資産に計上されるわけでございまして、基本的に金融機関の経営を今後問題のないようにしていくためには、一番大きな問題は、不良債権の処理をしていかなければいかぬというところがあるわけでございまして、ただ単純に自己資本比率四〇％、八〇％の基準をクリアするということだけでは、これはまずいわけでございまして、

そうしますと、この不良資産の償却のためにそのような資本注入した金額を使う、こういうようなことになるのではないかと、資本注入したものがいわゆる貸し出しを増加させる、貸し出しを阻止するということに使うところに使われないのではないかと、こういう危惧があるわけでございしますが、これに對して大蔵大臣、どのようにお考えでございましょうか。

○松永國務大臣 基本的な考え方を私が申し上げまして、より詳しいことは局長から答弁をさせていただきます。

自己資本比率について四〇％ないし八〇％がクリアできるかどうかという危惧のあるような場合には、どうしても貸し出しは慎重になるという傾向があることは事実であります。それがいわゆる貸し渡りの一つの原因ではないかと。それは、資本が充実してくれば貸し出しの力はついてくるわけであ

ありまして、したがって、貸し渡りの解消につな

がっていく。

それに加えて、申請に当たって経営健全化計画というのを提出しておるわけでありまして、その経営健全化計画の中で、資本が充実したことによって、いわゆる金融の円滑化についてどのように考えておるか、どのようにやっていくのかという具体的なことを記載した計画書を出させておるわけでありまして、それを金融監督庁は注視していくという立場にありますので、その面からも貸し渡りの解消に貢献してくる、こういうふうには私は思っております。

○谷口委員 私が言いたいのは、一つは、後ろ向きの金といいますが、キャピタルインジェクションで注入した金額が不良債権の処理に使われますと、貸し渡りが解消されませんよ。また、もう一つは、経済全体が成長していかないと、金融機関の方は初めから不良債権になるような貸出先に對して貸し出しをなかなかやさないですよ。こういうことでございまして、この資金注入をしていわゆる自己資本比率をクリアするといったところで、それが必ずしも貸し渡り対策にはならないですよというのを私は申し上げたいわけであ

ございまして、反論がございしたら、大蔵大臣、御答弁をお願いしたいと思います。

○山口政府委員 貸し渡り現象というものは、いろいろな複雑な要素だと思っております。いろいろなリスク管理をきちりやるということではない形での、ある意味では理屈のない資金の回収等ということに定義づけていきますと、それは各金融機関がやはり決算を非常に心配して、過剰に防衛的な行動をとっているということだと思っております。そうしますと、こういった措置をとることに

理論が成り立つと思えます。

しかし、基本的に、短期的な話と長期的な話というところで考えてみますと、いずれにせよ金融機関の財務体質がよくなりませんと、これはいつまでも貸し渡りと言われる現象を引き起こしてしまいうわけでございしますので、金融機関のそういう財務の健全性を保っていくということによって、資金の供給余力といえましょうか対応余力といえましょうか、そういったものが増えるということになりますと、いろいろなルートはありますけれども、結局それは、我が国の取引先にとってはプラスに働くのだらうというふうに思うわけでござい

ます。

○谷口委員 やはり一番大事なことは、私は従来から申し上げておったのですが、我が国の景気がバブル崩壊後一進一退をずっと繰り返しておる一番大きな原因は、不良債権の問題が根底にあってこれを解決していかないと足を引っ張られてしま

う。ですから、今回の資本注入にしても、不良債権の問題はそのままにしておいて、一方で貸し出しを増加させるといったことでは根本的な問題解決にはなっておらない、このように私は言っておるわけでござい

それにつけ加えて、本年の一月でございしたか、大蔵省から不良債権の公表がございした。この数字は、自己査定の結果出てきた数字というところで、九七年の四月から九月までの半年間の自己査定の結果で出てきた不良債権の金額が、七十六兆円余りございました。四月から九月までの不良債権の金額は、その後起こった問題、例のアジア通貨危機から始まりましたアジアの危機、これは昨年の七月から始まったわけでござい

が、これに對しまして御見解をお願いいたしたいと思ひます。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

正確に申し上げますと、早期は正措置を控えて四月から九月の間にトライアルとしてやつた自己査定の結果を集計したもので、二分額から四分額を足すと七十六兆円、こう申し上げておるわけでございますので、先生、不良債権が七十六兆円とおっしゃいましたので、そういう受け取り方をよく一般にされておりますが、決して不良債権が七十六兆というわけではございません。余計なことでございますが、ちよつと言わせていただきますと思います。

それで、御指摘の、ふえていくか減っているかということにつきましては、三ヶ月決算で今度は本番になるわけでございます、それで自己査定をきつちりやっていたくことになりまふので、どうなるかちよつとわかりません。ただ、先生がおっしゃるようなことも要素としてはあると思ひます。

ただ、逆に、先ほど申し上げましたように四月から九月までのトライアルでの自己査定でございますので、九ヶ月に償却したものというものが結構あるかと思ひます。差し引きそれでどれくらい増減があるかというのは、ちよつと今の段階ではわからないというのが正直なところでございませう。

○谷口委員 今おっしゃったように、確かにこの七十六兆円というのは、第一分額が六十五兆円で、第三分額八兆円、第四分額二兆円というふうな状況のようでございます。第二分額というのは、やはりこれは正常債権ではないのです。銀行局長がどう言われようと、要注意貸し金と言われるものでございまして、やはり回収に疑義のある債権でございます。そういう意味において、やはり不良債権というように認識しておる方が多いというのの当然の話であります。

そこで、今試行的に行われたというようにおっしゃいましたが、その後の九十七年十月から本年三

月までの半年間におきます同基準における不良債権の金額を公表する御予定はございませうか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

恐らく次のきちんとした自己査定は三ヶ月決算の前提となる自己査定にならうかと思ひますが、それをどういう形でどういうふうにご報告申し上げますののよろしいかどうか、いろいろ御議論を踏まえながら検討していきたいというふうに思ひております。

せんだつて出しましたのは、金融安定化二法を御審議いただきますときに公表不良債権のいわゆる二十八兆ベースの数字だけではなかなか御理解が賜れないだろうということで、急ぎそういうトライアルの数字を集計したものでございませうので、そういう御事情をお考え賜れば幸いです。

○谷口委員 ですから、第二分額においてもこれは要注意貸し金には間違いないのです。そういう意味において、この三ヶ月が終つてしまふからでしよければ、せひ同じ基準のものを公表していただきたい。

大蔵大臣にお聞きします。ぜひ同じ基準のものを公表していただきたい。要するに、まだわからないという御答弁なんですよ、どういう対応にするか。大蔵大臣、言つてくださいよ。大蔵大臣が、いや同じ基準で出しますよと言つたら、出してくれるのですか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

また三ヶ月の決算が出ましたときに考えさせていただきますと思ひますが、一つだけちよつと懸念がありますのは、先ほど先生からもいみじくも正確におっしゃつていただきましたが、例えば二分額を非常に問題がある債権だというふうにより決めたところの融資というものの性格が非常に決つていくというおそれもあるかと思ひます。つまり、例えば相手企業が何年か赤字が続いたら、もうそれは不良債権だから貸してはいけないというふうな世の中がそれを見てい

くという懸念もやあるかなと。したがつて、私がいふ七十六兆という数字は不良債権とは呼ばないでいただきたいと申し上げているのはそういうことでございまして、中小企業等二分額になつてしまつていくところもあるわけでございます。そういうところがもうちよつと頑張れば正常債権に戻る場合もあるわけでございます。それを、不良債権だからもうそこには貸すなというふうな感じになつていきますと、先ほどのちよつと貸し流し現象との結びつきもありますが、その点も考慮に入れないわけがないなというところがありまして、ちよつとそういう意味での御返事をさせていただきます。

一方、個人住宅の含み損ですね。含み損というのは、例えば一千万で家を買つて、もう今三百万円でしか売れない、こういう含み損。これのマクロ的な合計で統計をとりますと、大体三十二兆八千億ぐらいあるというふうに言われておりまして、これは九十六年の名目住宅投資二十七兆九千億を上回つておる、大変大きな含み損がある。その中で特に分譲マンション、一九九〇年ぐらいに買われた分譲マンションが大体半数ぐらいの含み損だ、このように言われております。マンション保有者にとつては、このような含み損があるので、本来なら、今までは八年ぐらい住んだらそれを売却してまた次にかつた、こういうふうな買いかえ需要があつたわけでございますが、それができない。それにつけ加えてマクロの、マクロというのは、全体の住宅ローンの残高の累計が今百三十五兆五千億。これは九十六年の名目個人消費の、三百兆でございますが、大体これの四五割ぐらいに当たつておる、このように言われておりまして、大変な借金残がある。

○谷口委員 金融二法の三十兆円を導入するといふことは、莫大な金額です。これは交換条件といつてはなんですが、情報公開をしつかりやつてもらわなければいかぬ。国民は必ずこういうふうな言つていきますよ、情報公開を。そういう観点でいくと、一々個別の不良債権先を提示するのではなくて、大蔵省が本年一月に出したような基準に基づいて分類別に出すというようなことは、これは当然の話であるというように私は思ひます。ぜひそういうようにしていただきたいというように申し上げたいと思ひます。

余り時間がないものですから、次に参りたいと思ひます。

次に、今回のこの税制関連の質問をいたしたいと思ひますが、一つお尋ねしたいことは、個人の居住用財産を買いかえた場合の譲渡損失の繰越控除制度を今回創設されたということでございます。今までは譲渡損失が出れば単年度に限りその年間の所得から控除されておつた。それが、今回はそれに付け加えて三年間延長したということですから、合計四年間この対象になる、控除ができる、こういうことだろうというふうに思ふところでございませう。

それで、バブルが崩壊して今一般的に言われておるのは、地価は大変下落した。九十七年九月現在で六大都市商業地の地価は、ピーク時の二六・

一%の水準まで下落しておる。ですから、もう七割以上の価格がバブルで吹っ飛んだと言われております。

この制度の目的でございますが、もちろん住宅をめぐる諸情勢に配慮するとともに、バブル期に住宅を購入し、住宅の含み損を抱え、買いかえに踏み切れないでいる人の住みかえを支援するため、臨時的に措置することにしたものでございませう。

○谷口委員 そういうように私もお聞きしておるところでございますが、先ほど申し上げましたように、大変なローン残高があるという状況の中で、例えば夫婦二人子供二人の四大家族の場合、夫の収入が一万としますと、これは所得税と住民税を合わせて年間百二十万かかるわけでございます。これが例えば四年間繰り越しができるといふことになりまして四百八十万なのですが、分譲マンションの一戸当たりの平均含み損を見ますと、大体千九百万になっておるようでございます。この千九百万に対して、今回のこの譲渡損失の繰り越しを行っても五百万あるかないか。こういう状況の中で、果たして当初の目的どおり景気活性化、買いかえ需要の喚起というようなことができるのかどうかというようなことがあるわけでございますが、これに対して御答弁をお願いいたします。

○尾原政府委員 先生のお尋ねは、もつと大胆な措置にすべきではなかったかということかと思えます。

実は、この所得税でございますが、一暦年の所得に対して累進税率を適用する税でございます。したがって、一暦年ごとに所得計算を行うのが原則でございます。ある年に生じた損失といふものは翌年以降の所得計算には反映させないというのが基本的な考え方であつて、この例外は極めて限定されているところでございます。また、居住用資産の売却時に譲渡益が生じる場合の取り扱いでございますが、三千万円の特別控除がございます。あるいは買いかえの特例、軽減税率というようないふことがございまして、ほとんど譲渡益に課税はなっていないのでございます。そうなるまいりますと、その損だけ税制上配意していくといふのは、所得税の考え方からしてどうであらうかというふうに考えられるところでございます。

この点、諸外国の税制について御説明してもよろしいわけでございますが、時間もありませんのでそれはともかくといたしまして、今回の制度を

もう一度申し上げますと、我が国の所得税制といふのは、譲渡損失の発生した年におきましては、そもそも全額他の所得からの通算が認められるわけでございますが、今回の措置は、さらにその繰越控除の制度も認めるということになっておるわけでございます。したがって、所得税制の中で何を考えるかということでございますが、もつと大胆なこととなりますと、この所得税制の限界を超えるということになってしまふということもぜひ御理解いただきたいと思ひます。

なお、十年度税制改正はこれだけではございせん。居住用財産につきましては買いかえ特例の要件緩和をさせていただきますし、住宅取得促進税制の所得要件につきましても引き上げなど思い切った措置を講じていることも御理解いただきたいと思ひます。

○谷口委員 時間が参りましたので残余の質問は後日いたしたいと思ひますが、先ほど主税局長おっしゃったように、やはり買いかえ需要を喚起するほどの効果はないように私は思ひます。必要があつたのではないかと申し上げて、質問を終わりたいと思ひます。

○村上委員長 次に、鈴木淑夫君。

〔委員長退席、浜田(靖)委員長代理着席〕
○鈴木(淑)委員 自由党の鈴木淑夫でございます。主として法人税の引き下げ、それから租特の関係で、きょうは一回目ですから、基礎的なことをお伺いしたいと思つております。

まず最初に、法人税の基本税率引き下げでございますが、松永大蔵大臣は、この法人税の基本税率引き下げの目的と期待しておられる経済効果、どういふものが頭にあつてこの基本税率の引き下げを御提案されておられますのでしょうか。

○松永國務大臣 経済活動をしておる主体は法人が非常に多いと思ふのですが、法人税が引き下げられれば、その経済活動の主体の負担が軽減されて、それによつて事業活動が盛んになってくるという面が一つ。もう一つは、今や国際的な競争時

代でありますから、外国の法人に比べて日本の法人の負担が多いと競争力がついてまいりません。その二つの面が主たるプラスの効果かなというふうに私は思つております。

○鈴木(淑)委員 ありがとうございます。そういうこと、特に二つ目におっしゃった、国際比較で国際競争力上法人税率をお下げになつたということでありまして、この程度の下げではまだ国際比較をしたときに税率は高いというふうに思ひますが、その点については蔵相自身はどういふふうにお考えでしょうか。つまり、この先もつとやりたいんだけれども、とりあえずはこうなんだよということなのか、それとも、いや、これでいいんだというお考えなのか、いかがでございますか。

○松永國務大臣 国税の基本税率としてはアメリカよりも少し低くなつたということがありますが、実際の負担からすれば、地方税の方の負担が重いのですから、その面でアメリカよりも負担の方でもその点についてはさらに検討が加えられるものと思ふのでありますけれども、地方税の場合には、地方の財源をどうするかという問題等と絡んでくるものですから、大変難しい問題も出てこようかと思ひますけれども、それはこれからの税制調査会の議論の中で何とかまとめられることを期待しておるわけでありまして。

○鈴木(淑)委員 私も、実効税率から考えてまだ引き下げは十分だと思つておりますが、その理由の一つに地方税の事業税との絡みがあるといふことはおっしゃるとおりだと思ひます。後ほどその点についてもお尋ねしたいと思ひます。そういうわけで、いい方向に動いているのだけれども、国際比較、国際競争力という観点からは、私はこの法人税率の下げ、特に実効税率ベースで議論したときには足りないなと思つておりますが、もう一つの経済効果ですね。おっしゃるような経済効果が確かにあるというふうに私も思つておりますが、他方で、来年度の予算は財政

構造改革法のキャップの関係で相当な歳出の切り込みをしておりますね。一般歳出で四〇％ぐらいですか、額にして二・二兆円でしたか。公共事業だけ見ると、十四兆円ぐらゐり切込んで、たしか額は一・三兆円でしたか。歳出の削減を相当やっておられます。ネット減税の額よりはるかに大きな歳出の削減をしておられますので、この法人税の減税の目的が、そういう法人企業の投資活動を活性化させて、事業を盛んにして、それを通じて景気を支えていくということにあるとすれば、他方で全然逆行する歳出削減をやっておるわけですが、その辺の整合性について蔵相はどういふふうに考え、整理されておられますか。

○尾原政府委員 一言、法人税制改革についてつけ加えさせていただきます。今回の税制改革、ネット減税で課税ベースを拡大し税率を引き下げるといふこととしてございまして。この課税ベースを拡大するといふ意味合いでございますが、まさに産業間、企業間の中立性を確保するといふ意味合いがあるかと思ひます。つまり、税制の面からすると、ある特定の企業を結果的に有利に取り扱わない、みんな同じような状況でやっていたらどうしようという意味合いがございまして。それから、特に課税ベースの観点でまいりますと、新規産業や新規企業といふものは内部留保が薄うございまして。税率の引き下げの効果がもたらす、そのままだといていくということもございまして。

こういう形で経済活動に対する税の中立性の確保を図り、税負担の不均衡を直す、こういう意味合いで、当面の景気に対して有効かと思つておりますが、構造改革的に、まさに資源配分を適正化し、新規産業を創出し、企業活力の発揮に役立ち、さらに外国との関係では対内投資の拡大につながる、このようないふものが今回の法人税制改革であらうというふうに考えております。

○松永國務大臣 歳出の方は、一般歳出が一・三兆、五千七百五億……(鈴木(淑)委員「当初予算ベースじゃなくて、補正後の九年度比較で」と)

呼ぶ)失礼しました。当初予算ベースのメモしか持っていないわけでありませうけれども。

しかし、公共事業等を七・八%もカットしたわけでありませうけれども、特に科学技術振興費等を四・九%増にしておられるわけでありまして、新しく伸びる分野には配慮をしながらの公共事業費のカットであるというふうに認識しておられるわけでありませう。

法人税の減税によって国内の企業活動を盛んにするという効果、その効果が初年度は三千数百億あるわけですが、課税ベースの適正化ということが二年目からかかってきますが、六年計画でやりますので、七年目からは一兆円近い減税効果が出てくるということで、それを法人の責任者は、将来はそうなるということで期待を持ってくれているのじゃないかというふうに思っています。

なお、法人が設備投資する場合には、当年度もさることながら、数年後の税負担がどうなるかというところを見た上での設備投資等の投資に入るのだと思うのでありまして、その面で、二年度からしばらくの間減税効果は少のうございませうけれども、七年目からふえてくるという期待があるというところでその効果は出てくるだろう、こう見ておられるわけでありませう。

○鈴木(源)委員 私、ここに提出されている税制改革関連の法案の中で評価していることの一つは課税ベース拡大です。

先ほどの主税局長の御説明にありましたことは私も賛成でして、課税ベース拡大によりまして、在来型の産業、古い企業にとつて有利だけれども、エマージングインダストリーあるいはベンチャービジネスにとつて不利に働く、今回の課税ベース拡大はそこを修正することによって、日本の経済、産業の構造改革を促進する効果があるという点は私は大変評価をしております。

今蔵相おっしゃいましたように、この課税ベース拡大の影響が終わる七年目以降は、蔵相は遠慮して一兆円近いとおっしゃったけれども、一兆円

を超える減税になるのですね。それはそれでよくわかつているのですが、私が蔵相に御質問したことは、経済効果を考えるときは当初予算ベースと比較して議論していただくのだと思うのです。

ね。予算編成上の技術的な話になると当初の方がいいかなというところになります。経済効果の場合、補正後の前年度予算に対して当初予算はどれくらいかなというところで議論をしておかないといけない。その議論をしないと、では追加的な補正予算はどのくらい要するのだという議論も成り立たなくなりますが、そういう意味で、私がさっき言った、一般歳出の削減が四%ちよつとだ、金額にしてたしか二・二兆円ぐらいだったかなと言つたのは全部そういう補正後の比較なのですね。それでいつたときに、ちよつと歳出削減の方がネット減税額より大きいので、もしこの減税が景気刺激を考へているというのなら、これは足りませんよということをおっしゃっているわけですね。

課税ベース拡大のような構造改革をねらっているところは今申しましたように私は評価しておりますが、景気刺激というところを考へているという点と、さっき言った国際的な比較をしてちよつと日本の企業負担は高過ぎるなということ考へると、この二点は、この程度の法人税率下げじゃ足りないのですよというのが私の意見でございます。

ですから、さっき質問しましたのは、足りない減税をして、その減税は景気刺激を考へているのだとおっしゃると、しかしおかしいですね、予算全体では逆じゃないですか、歳出削減の額の方がはるかに大きいじゃないですかという僕の疑問になるわけでございます。

なお、さっき蔵相は、科学技術振興等は公共事業を伸ばしてある、それは私も十分承知しております。そもそも財政法のキャップのところがあるという格好をしているわけですから、それを反映してそういうふうになっているのですね。そのこと自体は私は結構だと思ひますが、しかし、単にそういうふうにはキャップの高さでプラスシーリング、ゼロシーリング、マイナスシーリングをやっているだけでは本當の歳出構造改革にはならないと思うんですね。歳出の構成は変わりますよ。公共投資の構成は変わります。このこと自体は私は評価します。だけれども、やはり公共投資の中に含まれているものとかあるいは公共投資の単価とか、そういったものへの制度的切り込みなしに、キャップという言葉をお使いだから私もキャップという言葉を使っていますが、何のことはない、プラスシーリング、ゼロシーリング、マイナスシーリングで一般歳出項目ごとに頭を抑えている。それだけじゃ、私は、橋本総理が言っておられる構造改革、真の意味の構造改革は進まないというふうに思っております。それは私の意見として申し上げておきます。

そういうわけで、私は、どうもちよつとこの法人税率引き下げは中途半端だ。景気刺激としては歳出削減の方が大きいから、これは差し引きした総合効果ではデフレ的だ、そういう意味で中途半端だ。それから、国際比較してもまだ実効税率かなり高いじゃないですか。これも中途半端だというふうに考へております。

重ねて蔵相にお伺ひいたしますが、いかがでしょう、中途半端なことはわかつておる、だから国際比較上もう一歩実効税率下げるのは来年度以降の仕事である、それから経済効果としてややデフレ的なことはわかつておる、だから今は言えぬが補正予算を考へておる、この辺の御説明がある、なるほどねということになるわけでございますが、補正予算と言つた言つた言つた言つた言つた、それは除いて、いかがでございますか、やはりちよつと中途半端だ、まだこれは緒に付いたところだというふうに考へておられますか、税率下げ。

○松永(國)大臣 委員の誘導質問にひつかけてしまひはせんかということに警戒しながらお答えをしておるわけでありませうが、やはり私の立場は、よく御存じのとおり、御審議を願つておるこの法律案を新年度からすぐ施行できるように状態

にしたいだきたいということが一つ。それからもう一つは、今度の法人税の改正法案、これは国税の關係では先ほど申したとおりアメリカよりも少し低くなりませうけれども、実効税率がアメリカ等に比べて高いのは、やはり地方税の關係でございます。これについては、これらの税制調査会で十分議論をさせていただいて結論を出していただくものと思ひますし、それから地方財源との關係がありますのでなかなか難しい面もあるかと思ひますけれども、いずれにせよ、これからの政府税制調査会で議論していただいて結論がいただけるものだ、こういうふうに考へておるところでございます。

○鈴木(源)委員 ありがとうございます。そうなんです。私さっき申しましたようにちよつと中途半端なんです。その一つの原因が地方税の法人課税にあるわけでありませう。基本税率としては三四・五まで下げたというのはかなりの下げだと思ひます。私も自由党が主張しているのは三二・五まで下げると言つていますが、しかし三七・五から三四・五まで来たというのは、真ん中よりも三二・五に近いに近づく、かなり下がったなと思ひます。でも、まだ中途半端だと思ひますので、私もどもとしては、基本税率を三二・五まで下げると同時に、やや棚上げの形になつちやつた地方税における法人課税をどうするかという問題についても、正面から取り組んでいただきたいというふうに思つております。

いろいろ厄介な問題がある、それはまあさうでしよう。事業税もカットしてしまへば、じゃその財源どうするのとか交付税よこせとか、いろいろ問題にはね返つていきます。でも、だからといってそれを回避していつていいものではないわけですね。ですから、とりあえず来年度の税制改革ではちよつとこれ素通りさしてもらつたが、この先やはり手をつけるんだということだと思ひます。

自治省の方にもお伺ひしますが、蔵相に、ちよつとこれは厄介だから回避したが、本来はこ

ういふような形で地方税の法人課税も減税すべきだ、あるいは改革すべきだというお考えがございましたら、お聞かせいただきたいと思ひます。

○松水閣議大臣 いずれにせよ、それは税制調査会で議論を重ねていただいて、その結果を見て我々は対応していくという立場でございます。

○片山説明員 法人事業税の問題でございますが、平成十年度の地方税法の改正案の中で、法人事業税の基本税率を一一％に引き下げるという改正案にしております。

これは、法人税の改正によりまして課税ベースが適正化されるということに伴ひまして、法人税と同じような考え方から行うものであります。法人税と同様に、地方税の中にもいわゆる実質減税が含まれております。

さらに、法人税に対して一定の税率で課税しております法人住民税の方も、税率を変えませんが、比例的に下がるということになります。

このほか、法人事業税につきましては、いわゆる外形標準を導入してどうかという問題がございまして、政府税制調査会においても昨年種々議論があり、答申においては、「平成十年度において、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進めることが必要」とされておりますので、私もその方針に沿って検討してまいりたいと考えております。

○鈴木(淑)委員 そうしますと、法人税率の下げがね返った限りでは下がるわけですが、実効税率の低下は国税側でどれだけ、地方税側でどれだけになるんですか。

○尾原政府委員 今回、実効税率、私も表面税率という言い方の方が誤解が少ないかと思ひますが、これで申し上げますと、トータルで四九・九八から四六・三六へと下がるわけですが、その内訳を申し上げますと、国税の実効税率は三三・四八から三一・〇八、地方税の方でございますが、一六・五〇から一五・二八ということになります。

○鈴木(淑)委員 もう一度言ってください。

○尾原政府委員 もう一度申し上げますと、地方税の方が一六・五〇から一五・二八でございます。国税の方が三三・四八から三一・〇八でございます。

以上でございます。

○鈴木(淑)委員 私は、今の数字でおわりのように、もう少し本格的に地方税について税制構造の改革を通じて実効税率を下げて、全体としての実効税率は、我が自由党の主張は四〇％までは少なくとも下げようというところなんです。四〇％まで下げようとする、法人税側は基本税率を三二・五まで下げただけでなく、地方税の方も、そのね返りというだけではなくて、やはりさつきちよとおっしゃいましたように、法人企業に対する課税そのものあり方を地方税の体系の中でぜひとも検討していただきたいものだというふうに思ひます。

それで、地方税というのは、やはり基本的には地方公共団体が提供しているサービスを受けている主体に対する応益課税だと思ふんですね。それに對して国税は、担税力を考えて、応能課税でネーションワイドでかけていくということによろしいと思ふのですが、地方税の場合は公共サービスに対する応益課税というふうに考えていって、そういう地方独自の税源を確保する方向にぜひとも税制改革をしてもらいたいと思ひます。

そういったしますと、やはり私も外形標準でかへべきだと思ふのです。そうすると、赤字であろうと黒字であろうと、とにかく地方公共団体のサービス、そのサービスの中にはインフラストラクチャーを使っているという意味が入りますが、そういうサービスを受けて企業活動をしている以上、赤字だつて一定の応益課税を払わなきゃいけない。その意味で、私は外形標準でかへべきだと思ひます。

外形標準といった場合に、さまざまなものが考えられるわけですが、自治省さんは、今方向としては、一長一短ありますが、どういふものを外形課税の標準として一番いいと考えていますか。

○片山説明員 外形標準の導入につきましては、先ほど申しましたように幅広く検討するということになっておりますので、何を外形標準にするかということも含めてこれから検討してまいりたいと思ひます。

外形標準のとり方によりまして、やはり納税者間の税負担の変動でありますとか、それから当面の都道府県間の税収の変動があるわけで、どういふ外形をとればどういふ影響があるか、一長一短いろいろありますので、その点を含めて検討してまいりたいと考えております。

○鈴木(淑)委員 どういふ外形標準がいいかという議論のときに、今のような御配慮はもちろん必要です。納税者間で影響が違ふとか、地域によつて影響が違ふとかいふ配慮も必要だけれども、まあそんなのは激変緩和措置をすればいいことで、もっと基本的な視点は、やはり産業構造に対する影響の視点というのを忘れないようにしてほしいのです。

今の地方税の外形標準ですと、事業所とか人員とかそういうものを手がかりにしたのがある。そういうことになりましたと、すぐ産業別に有利不利が分かちやうわけですね。人を大勢使う産業は、人員を外形標準にとられたらえらい不利になつちやう。それから事業所の数と言われると、ディーラーみたいなたくさん事業所を持つているところがえらい不利になつちやう。産業別にひどく公平不公平が発生するわけですね。

そういう観点から考えると、私は、産業に対して一番ニュートラルな、中立的な外形標準というのは付加価値だと思つております。これがまた売り上げという不公平になつちやうののです。これは不公平になります。もちろん人件費も不公平になる。だけれども、付加価値は、各産業に対して割とゆがみなく中立的にかつていくというふうに思ひます。

ただ、付加価値を外形標準に取り上げたときの一番の弱みは、それが消費税とどこが違うのかという話であります。もちろん理屈を言えば、付加

価値税は企業負担だ、消費税は消費者に負担させるんだから違ふんだ。それから、消費税はしたがって応能負担ですよ、消費をする能力のあるやつにかけているんだ。だけれども、付加価値税は、それだけの付加価値を生み出すに当たつて地方公共団体のサービスを受けているのだから、これは応益課税だ。まあ理屈を通せばそういう議論もできるのですが、弱みはちよつとあつて、付加価値にかけた地方の企業課税を転嫁したら消費税と同じだ、こういう弱みもあるのです。ただ、転嫁の議論を始めたら、法人税だって転嫁されているかもしれないという議論がありますから、これは泥沼に入りますので、転嫁の話は私はおよそ実りのある議論じゃないと思ふのです。

だから、そういう意味では、ぜひ真剣に外形基準として付加価値をとるということ、今後の税制改革の中で、政府税調の場等において、自治省の見解としてもっと大胆に打ち出して、いささきおつちやつたみたい、納税者の間の公平不公平とか地域間の公平不公平とか、そんなのはなくて、企業活動、マーケットに対する税制の中立性、企業活動の話なんだから、そういう観点で理論的に打ち出して、それでいけば付加価値が一番いいよということをやつてもらいたいものだといふふうに私は思ひます。それが導入できたら、その場合には地方消費税をなくしちゃつてもいいんです。消費税はやはり応能課税で、これは国税だといつてなくしちゃつてもいいわけですが、地方税としてきちつとした付加価値を外形基準にした課税が入れば、

いかがですか、自治省さんとして今の私のような考え方は。

○片山説明員 従来の議論の中で付加価値が適当ではないかという議論、もちろんありました。その場合でも加算型がいいとか控除型がいいとか、そういう議論はありました。ただ、付加価値に対する異論反論もございました。そのほか幾つか外形の候補としてはございまして、それぞれ、先ほど申しましたように一長一短検討しながらやつて

いきたいと思いますが、何よりも、やはり何を外形にとるかといった場合には、事業活動の大きさを客観的かつ公平にあらわしていること、これが一番肝心だろうと思います。それから先ほど御指摘になられたが、できる限り、例えば経済活動に中立的であるとか、それから将来の産業経済構造の姿にも合致しているとか、そういうことが重要だろうと思いますし、それから地方税でありますので、いわゆる負担分任の原則、公平に薄く広くという原則にもかなっていること、それからやはりこれによって徴税費が莫大にかかるということとは避けたいと思いますので、なるべくシンプルで簡素なものが望ましい、こんなことを頭に置きながら、これから検討してまいりたいと考えております。

○鈴木淑委員　そういうことを頭に置くのはもちろん結構ですが、ひとつ前向きに御検討いただきたい。

これは、実は私、税制調査会のメンバーとして長年主張してきたことですから、自治省さんの内部でも大蔵省さんの内部でも御存じの方はいらっしゃると思いますが、多少そういう方向へ動いているなという感じがするものですか、もう一押ししたいというのが、今度は政治家の立場になっての私の見解であります。

それから今度の税法でもう一つ、これは実は質問事項の中に入れておきませんでしたので、主税局長さんで結構でございます。蔵相、もちろん御意見がありましたらぜひお聞かせいただきたいのですが、資産取引に対する課税、資産の取引コストを上げている税制というのが日本にある。国際比較で見ても、日本の資産取引のコストを上げている税金、外国に余りないから、これは不利だというのがあつたわけですね。有価証券については、御存じのとおり有取税と取引所税がそれに当たります。土地については、不動産取得税と登録免許税がそれに当たるわけですね。

今度の税制改革で有取税を半分下げるといのが入っているわけですが、これまた中途半端だな

と私は思うのです。金融ビッグバンに備えて、日本の資産取引のコストをできるだけ下げようという観点から考えますと、土地と有価証券の取引コストを上げている税制というのは、できることなら廃止した方がいい。土地の取引はなかなか海外へ逃げ出しませんが、有価証券取引はビッグバンの後は海外へ逃げ出しやすいうすからね。そういう意味で、これもちょっと中途半端だなと私思っているんです。これもさっきの答えと同じで、いや、有取税は将来廃止したいのだが、納番制の導入との絡みもあつたりして、そろりと参ろうというので半分やめたというのがお答えかなとは思いますが、この辺、資産取引コスト下げのための税率の上げが中途半端じゃないのかという点についてはどういふふうにお考えですか。

(浜田(靖)委員長代理退席、委員長着席)

○尾原政府委員　今委員のお尋ねがございましたのは、いわゆる流通税についての一つの、どう考えるかということになつたかと思ひます。

今回、有価証券取引税、取引所税につきまして、それぞれ半減しているわけですが、これらの税につきましても、一方におきましてそれなりの税収になつていようという点もございまして、また他方、デリバティブその他が複雑になつてまいりまして、所得課税の分野で取り切れない分野が出てくる。仮にそうであるとするなら、このような外形的な税も見直す点もあつていいのではないかと、いふような意見もございました。

しかし、よくよく今我々に要請されていることといふのは、政策的観点からまさに金融・資本市場の活性化を図っていくことにあるということだと思ひます。また、今御指摘のように、金融のグローバル化に伴ひまして、海外シフトへの可能性の拡大ということも念頭に置かなければならない。

他方、今のような意見やらこの税制全体を考えます場合は、有価証券取引税だけではなしに、株式なら株式を取り巻くキャピタルゲイン課税がどうなつていふのかということもあわせて検討して

いかなければ、その税についての結論も得がたい面もございませう。

そういうことで、今年度は税率を半減することとしたしまして、平成十一年末までに金融システム改革の進展状況、市場の動向等を勘案して見直し、株式等譲渡益課税の適正化とあわせて廃止することとされているわけでございます。

○鈴木(淑)委員　そうなのですね。譲渡益課税の問題も総合的に解決をしなければいけない。そこで、納番制の話が出てくるわけですね。あるいは資産取引にだけ入れる納税番号かもしれないし、総合的な番号かもしれない。蔵相は、この納税番号制を導入してこういう資産取引のキャピタルゲインを把握しようという、この方向についてはどういふふうにお考えですか。

○松永國務大臣　午前中も私は率直に自分の気持ちを申し上げたわけですが、やはり番号制というのは、行政の側からすれば非常に効率的に業務が遂行できるという面があると思うんですね。大いにあつてと思うのです。

しかし、今度は一般国民の側からすればどうだろうか。その一般国民の理解度といふまじょうか、そういったものを見ながら判断しなければならぬことではなからうか、こう午前中申し上げましたが、まあそうだろうと思つておるわけでございます。

○鈴木(淑)委員　前に、グリーンカードのときに大失敗をしましたから、蔵相のような御心配があるといふことは私もよくわかります。

ただ、グリーンカードのときは、もうあれで何もかもみんな情報開示みだになつたわけなかつたと思うのですが、資産取引に限定して使う納税者番号といふことでやりました場合には、私はもうばつぱつ国民の側にも理解が進んできているのではないかなといふふうに思ふのです。ですから、私は推進論者の一人でございます。

ただ、その場合に、納税番号制を入れるのだ、それでキャピタルゲインを把握するのだといふますと、ああそれで総合課税ですかと、ほんとそこ

へ議論が飛んでいくのですが、私はそこをいつも待たをかけておいて、キャピタルゲインを把握したからといって、それを所得税の中に入れてしまつて総合課税するのが一番いいとは限りませんよ。

これは、今利子に二割かかつていふわけですね、源泉で。全部の金融資産について、そこから上がる果実には二割なのですよという形の源泉課税という手も残っているのです。納税番号を入れても、総合課税にいかなければいけないという理屈はない。

そこでもう一つ議論があつて、総合課税が源泉かという選択があるわけですね。私は、どちらかというと源泉でいふ方が、税制としての、金融取引に対しての中立性が保たれると思ふのです。所得の水準によつていろいろな税率ですよというのは、金融取引に対する中立性がゆがんでしまふのです。金融取引を攪乱するおそれがあります。

特に、デリバティブスといふようなものが入つてきますと、この部分はキャピタルゲインでこの部分は金利だなんて識別が難しくなつてしまふこともあります。

だから、もう全部一律に分離課税で二割なんといふことができれば、これは納税番号を入れて非常にすっきりした中立、簡素な税制になるなといふふうに考へております。

これが私の最後の質問でございますが、その点について、もしお考えがございましたら、どうぞ。

○尾原政府委員　金融システム改革が、いよいよビッグバンが始まるということで、税制でどうするかといふことから、税制調査会に実は金融課税小委員会というのを設けまして、昨年来議論が続けてまいりました。それで中間報告というのをださせていたわけでございます。

その中で、今先生御指摘の総合課税と分離課税をどう考へるかということがございます。一つは、今、納税者番号制度の導入あるいは資料情報

制度の整備状況がどうなるかという問題がござい
ますが、それはさておきまして、前提となる所得
課税の累進度との関係、具体的には最高税率が
国、地方を含め六五%である現状のもとで総合課
税化すれば、垂直的公平は確保される一方、海外
や不表現資産へ資金シフトしないかというよう
な問題の指摘、また所得課税の税率構造をフラッ
ト化していけば、総合課税と分離課税との実質的
な差異は縮小していくのではないかとというよう
な御指摘もございまして、これからなおどのよう
に考えていくか検討していかなければならない課
税だというふうに認識しているところでございま
す。

○鈴木(淑)委員 質問を終わります。

○村上委員 次は、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 午前中の質問に続きまして、
まず、公的資金投入問題について伺いをしたい
と思ひます。

私たちはこの投入そのものに反対ではありません
けれども、今度の申請を見ますと、二十一行申請
書が出されている。合わせて二兆一千億円で、この
うち、都銀九行というのがすべてほぼ一行当たり
一千億円と横並びである、これはどう見ても異常
な事態であります。各銀行の状況というのは、そ
れぞれ違うと思うのです。自己資本比率も違
う、それから不良債権の額もやはり違うと思うの
です。

しかし、この十三の銀行がなぜ一千億円で横並
びになつてしまふのか、都銀九行が全部一千億円
になるのか、なぜかという問題があるわけですが
けれども、これは大蔵大臣、なぜこうなると思ひ
でしょうか。

○松永國務大臣 なぜと言われている、私にはわか
らないのです。
いずれにせよ、もう前々から護送船団方式とい
う批判を受けていることでもありますので、今回
のことについて大蔵省が銀行側にいろいろな働き
かけをしたということとは全くないというふうに私
は聞いております。

銀行側は補助金とか助成金をもらうという関係
じゃないのでございまして、自分で判断をして、
そして優先株を発行しよう、あるいは劣後債、劣
後ローンを出そうと。当然のことながら、金利を
払うわけですね。あるいは配当金を払わなければ
いかぬ、しかも優先株の場合には優先して。そう
いう銀行側の負担を考えれば、やはり独自の判断
で、この機会にこの程度の、あるいはこういう方
式による資本充実を図ろう、資本の注入を要請し
ようというところで、それぞれ銀行が考えられて申
請された結果がこうなつたんだというふうに私は
理解をしておるわけです。

○佐々木(憲)委員 それぞれの銀行が独自に判断
をして出した結果がこうだと。どうも私は不思議
でならないわけです。何かがあつたのではない
か。少なくとも、談合があつたのではないかと。
大蔵省は圧力をかけたことはない、このように
おっしゃいました。しかし、これは毎日新聞が三
月八日付でこういう記事を出しているわけであ
ります。自民党が圧力をかけた、こういう記事が
出ているのです。けしからぬ話であります。二
月中旬の自民党財政部会・金融問題調査会と大蔵省
とのやりとりの内容が報道されているわけであ
ります。どういふ中身かといふと、かいつまんで申
しますと、こういうことなんです。

大蔵省の説明としては、大蔵省「現在のところ、
申請を打診してきた銀行は一行もありません。
これは二月の中旬の話です。自民党「利用
されたいのはおかしい。党の威信にかかわる」。
大蔵省「申請は各行の独自判断です」。自民党
「大蔵省にはもう頼まない。党の幹部から直接、
銀行に働きかけてもらう」。こういうやりとりが
載っているのです。自民党幹部は、その直後に
銀行の代表を呼びつけているのです。足並みを
そろえて申請すれば、日本が官民挙げて金融シ
ステム安定化に取り組んでいる姿勢を内外にア
ピールできる、こう言つて銀行を説得したとい
う記事が出ています。

こういうことを報道されているわけです。大蔵
大臣、こういうことはやつてはならないと思つた
わけですが、こういう報道を今御紹介しまし
たけれども、実際にそういうことはあつたので
しょうか。

○松永國務大臣 私は、財政部会というところに
は二十七八年の政治生活の中で何回も出たこと
がありますけれども、金融問題調査会というところ
に行つたことはありません。ましていわずや、
閣僚に任命されてからは行つたことはありませ
ん。

その記事は、私は見たことはないのです。多忙
なものですから、新聞をろくすっぽ見られないぐ
らいなものであります。そういうふうな会があつ
て、そして議論がなされたということは、全く私
は知らないところなんです。

○佐々木(憲)委員 これは、かなり目立つような
内容の記事なんです。毎日新聞としては取材を
して書いたのだらうと思うのです。これは、今
確かめていないというふうにおっしゃいました
けれども、こちらの方に聞いた方がいかにもし
ません。三日前にこういう重大な報道があるわ
けです。やはり大臣としても、こういうことが
あつたのかどうかということについて注目して調
査をするということは、事実関係をたどしてみ
るということとは、これは当然のことだと思つて
くれる。この点、いかがでしょうか。

○松永國務大臣 本日はその会合に出ており
ませんし、実はその新聞も見えていなかったの
です。今委員のお話でございまして、友達で出た
人がおれば、その話を聞いてみたいというふう
に思ひます。

○佐々木(憲)委員 なぜ私はこういう問題を提起
するかといふと、銀行の側が本場に必要とし
て申請を出しているのかどうかという点に疑問を
感じるからなんです。別な形で説得されて出した
のではないのか、本日は出す必要がないのに出さ
ざるを得なくなつたんじゃないか、こういう疑問を
持つからなんです。
例えば東京三菱銀行の岸頭取、全銀協会長であ

りますけれども、この方は十二月の時点でこうい
うふうに発言をされているわけです。これは「金
融財政」というものでありますけれども、十二月二十五
日号ですが、最大手の東京三菱からやつたらどう
かということをお問ひしまして、こう答えているの
です。「それはかなり違和感のある話。どの銀行
が危ないかをばややすために、ある銀行に国家の
資本を入れるというのはどうかと思う」。違和感
がある、こうおっしゃつておられるのです。それか
ら、「東洋経済」の二月七日付、これを見ますと、
「私どもはコーマシヤル・ベースだけでも対応で
きると思つたので、できれば避けたい」。申請を出
すのは避けたいと言つておられるのです。それから
岸頭取は、毎日新聞の昨年十二月二十日、「金融
機関の自己資本拡充への活用は、モラルハザード
の問題がある。護送船団方式と言われかねず、」
難しいのではないかと、こうも言つておられるの
です。ですから、私は、この全銀協会長の認識、これ
は二月の下旬までは、公的資金の投入は自分の銀
行としては必要がない、できれば避けたいと。な
ぜ避けたいかといふと、公的資金を投入されると
いろいろ介入があるかもしれない、あるいはリス
トラを強制されるかもしれない、こういうことが
ありますから、独自の自主的なやり方をしたいと
いう気持ちがあつたのかもしれない。ところが、
先ほど言ひましたように、横並びだから、東京三
菱も一番銀行としては大手のトップだけれども、
そこが申請を出してもらわないとほかが困るから
やつてくれ。こういう形でもしやられていたとす
れば、これは極めて重大であります。

問題は国民の血税を使う話であります。そうい
うことをやつたとする、まさに護送船団方式
が、大蔵省と銀行の癒着ではなくて自民党と銀行
の癒着の關係に広がっている。そういう關係で国
民の税金が投入されていくという形になつてい
る。こういうことになるわけでありまして、私
は、この点は徹底して明らかにしたい。調
べていただきたい。
この点について、例えば自民党の中でも梶山メ

モというのが出ておりまして、その梶山メモを見ましても、「もちろん、銀行といえども民間企業ですから、経営者が「公的資金はいらない」と言うなら、それは強制できません。優先株を発行する銀行が「経営的に危ない」ということがわからないかたちで、公的資金を入れるなどということにははじめから不可能なことです。」「各銀行にまんべんなく公的資金を注入したところで、金融システム安定には繋がらない。」このように梶山メモでは言われているわけです。ですから、自民党の中でも、このように横並びでやっても意味がない、こういう意見が出てくるわけでありまして、したがって、この圧力をかけるような形で国民の血税をのませるようなやり方は、私は、絶対に国民は納得できないと思うのです。こういう点について、もう一度、大蔵大臣は事実関係を調べて明らかにしていただきたい。そういう決意をここではっきりさせていただきたいと思っています。

○松永國務大臣 幾つかお答えしたいわけでありまして、まず、申請銀行がどういいうききさつでどういう考え方のもとに申請したのか。それは、私、現在ただいまのところ、その申請銀行の責任者の気持ちというか腹の中を知る由もありませんけれども、いずれにせよ、日本の銀行で一番強いと言われている東京三菱でも、これはBISの自己資本比率は九・二八じゃないでしょうか。それに対して、スイスのSBCというのは一一・六とか、あるいはアメリカのモルガンは一二・二三とか、圧倒的にそういうところが強いんですね。日本では三菱が一番強いのもかもしれません。そういう中で、より強い銀行になろう、そういう気持ちでわいてきてもおかしくないと思います。

ただ、委員も先ほど申されましたけれども、この申請をするに当たっては、経営健全化の計画というのを出さなきゃなりません。その経営健全化の中で、具体的なリストラ計画も出さなきゃなりませんし、それから公共性、社会性というものを考えた経営理念、倫理の問題を含めて、それを具体的にどう履行していくかということを計画書の

中に書き込まなきゃなりません。あるいは、いわゆる貸し流し対策と言われる面でございますけれども、それについてもどう考えているのか、どういふふうに行うかという点も出さねばならない。そういう点に実は決められたわけですね。それが嫌だから出したくないという気持ちになることもあり得ると思うのです。

そしてまた、これは先ほど申し上げましたけれども、預金保険機構に優先株あるいは劣後債、劣後ローンを買ってもらう、こちらはそれを買取る、こういう関係になりますね。当然のことながら、金利負担あるいは配当の負担が銀行側にあるわけですね。しかも、それも、私細かい数字は存じませんが、二％とか三％という金利ということになるわけでありまして、そこで、そういう点を総合的に判断して申請をされたもの、私はそう確信しております。

ただ、今委員おっしゃったように、党の中での意見が出されたということでありまして、ならば、その様子は私はよく聞いて、知りたい、こう思っております。

それから、梶山議員の話が出ましたが、梶山さんの意見は、実は力のある銀行などには資本注入要らぬのじゃないかという前提に立っているんですね。そして、むしろ危ない銀行に応援をしてそれを立ち直らせろ、基本的にはそういう考え方のようでありまして、

しかし、今度の法律は、危ない銀行は、もうだめなものだめなんですから、そこで、著しく悪化していないというところになっておるわけでありまして、その点で、梶山先生の議論というのはこの金融安定化緊急措置法とはかみ合わない議論だということに私は理解をしておたわけでありまして、いろんな意見が自民党の中にあるんです、自由民主党に意見言っているわけでありまして、まあ、そういうことだということに御理解願いたいわけですね。

○佐々木(憲)委員 私が聞いたのは、具体的な圧力をかけるようなやり方があった、こういうことについて、実際にその点を大臣として調査をし、もし問題があればそれを是正せよという立場に立つべきだと私は主張しているわけでありまして、今、一般的な仕組みの話は質問したわけではありませんが、質問に対して直接お答えをいただきたいということをお願いをしたいと思っております。

次に、国税についての法案が出されていますけれども、その前提として、大蔵行政のあり方、この点について幾つかたてておきたいと思うのですが、大蔵省の不祥事が次々と明るみに出まされて、金融機関と高級官僚の癒着、腐敗、まさに底なしの醜態を呈しております。きょうは日銀にも広がりまして、営業局の証券課長が収賄容疑で逮捕された、本店に司直の捜査が入る、こういう状況であります。

大蔵省に関連をしてお聞きをします。つい最近逮捕された大蔵省キャリアの榊原容疑者に関連をしてお聞きをしたいと思っております。榊原容疑者は、昭和六十三年七月、二十代の若さ、二十八歳で多治見の税務署の署長になっております、これはいただいた略歴からも明らかであります。

一部、東京新聞が詳しく報道をしておりますが、榊原氏は、この税務署長時代に、税務署の署員らが榊原会という親睦団体をつくって、榊原氏が本省に戻つてからも定期的に囲む会を開いていた。なぜこのようなことをやるかといひますと、その後、税務署関係者の昇進や登用に際して署長の経験者の推薦が大きな影響を及ぼすからだ、こう言われているわけですね。「キャリア出身の署長が赴任すると、週末ごとに親睦名所を案内したり、署長の趣味に合わせたサークルを署内につくり、折に触れて宴会を開くなどの親睦を重ねる。また、在任期間を終え送別会などの際、署長の名前などを冠した「〇〇会」などの会をつくり、」まさにこれは榊原会というような会をつくり、「本省に戻つてからも、地元のお祭りシーズ

ンなどに合わせて招待し、歓待に努める。招待された官僚の中には、先輩や同僚を同行して地元の高級料亭などで接待を受けたケースもあるという。」、こういうふうな報道をされているわけですね。

このように事実関係が報道されているわけでありまして、大蔵大臣は、このような実態を調査する、そういう気持ちはありますか。

○武藤政府委員 今、委員から御指摘のありました記事、確かに御指摘のようなことが書いてあるわけでございますけれども、ただ、これを見ますと、今の、榊原会というお話がございましたが、むしろ、キャリアの元税務署長がこういうことをやっているという趣旨の記事があった後で、大蔵省のキャリアが二十代後半には地方の税務署長として赴任する、今回逮捕された榊原容疑者も多治見税務署長の経験者だといったようなことで、この記事を見る限りは、榊原会ということなのかどうか、ちょっと私どもはそこは、少なくともこの記事にはそういうことは書いていないように思っています。

その点とは何かといたしまして、こういうことがあったのかどうかというのは、私も具体的に承知していませんのでございます。確かに、税務署長に赴任した者が職場をともにしたということと親睦的な集まりを持つということは、これはあり得ることかもしれません。ただ、もちろん、それはあくまでもその職場を同じくした者同士の個人的なつき合いの会ということだと思っております。ここにありまして、何か社会的な批判を受けるような、特に空出張で一部の費用を捻出したようなこともあったと聞いているというふうな指摘がございいますけれども、こういうことが行われているというのは、ちょっと私どもは信じがたいと思っております。

いずれにいたしましても、こういう税務署長に今ある者あるいは最近この職にあった者が、こういうような社会的な批判を招くようなことがあつてはならないということは当然のことだと思いま

す。空出張云々というところについては、私も、本當に信じがたいと思いますけれども、ここではある西日本のというようなことなんでしょうけれども、仮に具体的な疑惑が指摘されれば、それは調査をしたいというふうに思っております。

○佐々木(憲)委員 私、この記事だけで質問をしているわけではございません。具体的に多治見税務署の中に構原会がつくられているというのを調べて、それで質問をしているわけでありまして、ですから、具体的な実態がどうであったのか、その点について、大蔵省としても大臣としての当然注目をして調べる、実態を明らかにするというのは、これは当然のことだというふうに思うわけでありまして。

それで、具体的なことで少しお聞きをしたいのですが、例えば山口銀行局長にちよっとお伺いをしたいと思ひます。山口銀行局長は一九七二年に伊勢崎税務署の署長になっておられると思うのですが、何歳で税務署長になられたものでしょうか。それから、その署長は何年ぐらいお務めになつたのでしょうか。

○山口政府委員 二十七歳か二十八歳で、一年間でございます。

○佐々木(憲)委員 その際に、税務署長になつたときに、この新聞に報道されているような事実、例えば接待ですとか、いろいろなそういうことはおありになつたでしょうか。体験されましたでしょうか。

○山口政府委員 社会的に問題になるようなことは一切なかったというふうに思ひますが。

○佐々木(憲)委員 社会的に問題になることをやつたという事実を私は言っているわけじゃありませんで、例えばその地域の有力者の接待を受けたとか、そういうようなことがあつたかどうかという記憶を聞いているわけですね。

○山口政府委員 随分前のことでございますので、よく覚えておりません。

○佐々木(憲)委員 確かに一年しかいなかったわけですから、それ自体も極めてスピード出世の事実を示しているわけでありまして、署長をやめる際に山口会というような会はつくられませんでしたでしょうか。

○山口政府委員 そういったものをつくるつもりはないということではなくて、私がいたときの人たち、署員がその後何年か集まつたことはあると思ひます。ただ、それは、先ほどお話があつたように、単なる親睦会でございます。本當に昔を懐かしんでというだけの話で、もちろん自分の費用は自分で出していますし、金一封を出していませんから、私は人よりは余計出していますけれども、そういった場合は非常に懐かしいものとしてあります。最近はずっと忙しくて、そういうものはなくなりましてので残念でございますけれども、そういうことでございます。

○佐々木(憲)委員 今お認めになりましたように、その親睦会のようなものがあつた。これは伊勢崎税務署の関係者にお伺ひしますと、山口会というものは確かにあつたということをおっしゃっているわけですね。

実はなぜそういうことをやるかということについては、先ほど私も新聞記事などで紹介をさせていただいたわけですが、関係者を密にしておくと、いろいろなことによつて、将来の昇進の問題、そういう関係が構造的に、意識的につくられていくということがあつたのではないかと、そういう話も、山口さんそのもので言っているわけではありませんが、そういうことが実際にあるということでありまして。

大臣にちよっとお伺ひしますけれども、大蔵省では、I種採用試験に合格し、採用されると一生出世の道が保証される、こう言われておりまして、そういう人事システムがある。二十代で税務署長に就任して、地域の名士やあるいは取り巻きにちやほやされるということもよく言われるわけでありまして。その後も、一般職員とは比較にならないスピードで出世街道を歩み続ける。退職後は

次々と特殊法人ですとか関係業界に天下つて、高額の給与、退職金を手に入れる、こういうことが現実にあるわけですね。

大蔵委員会でも天下りリストというのが政府から提出されましたけれども、そういうものを見ましても、かなり広範な金融機関にこういう方々が天下つていく。このような特権的な官僚のいわば優遇人事、こういうことをやはりなくすということは大事だと思ひます。大蔵省という、あるいは大蔵関係の職場の中で、例えば不正があるということを見つけた場合には自由にそれを批判できる、そしてそれを是正する、こういう職場環境をつくっていくということが大変重要だと私は思ひます。検事出身であられる大蔵大臣でありまして、そういう点はやはり問題があれば常に率先してメスを入れる、こういう立場に立つべきだというふうに私は思ひます。

当面やるべきことは、こういうキャリアの特権的優遇人事についてどのように改めていくかということでありまして。例えば、キャリア署長は廃止するとか、天下りについては禁止するとか、そういう点、大臣としても積極的にそういう方向に進むべきだ。そういうことがない限りは、今回のような不祥事というのはいろいろな形で癒着の中から生まれてくる。この点について、大蔵大臣の決意を伺ひたいと思ひます。

○松永國務大臣 お答えします。難しい言葉で言えば非違を犯した人、易しく言えば間違つたことをした人、悪いことをした人がおるとすれば、それにはきちつとメスを入れなければなりません。その点は委員と同意見です。それからもう一つは、若くして税務署長に任用するということ。これは、大蔵省の人事として、比較的若いうちに現場の空気を吸つてくるということには意味があると思ひますが、余り若過ぎるうちに署長などになりますと、私は実態は知りませんが、けれども、どうも地方の名士がちやほやするように思われる。そして、本人も偉くなったという気持ちになつていくように私は見受けるので

す。そのことは本人のためにもなりませんし、またたいこととは思ひませんので、そこで、その点は、地方の税務署長に任用する場合においても、もう少し年がたってから、世の中のことかわかつてからにした方が望ましいということをお私に申し上げたわけですね。大体そういう方向で、税務署の署長に任命するのは今までもよりある程度年をとつた人にしていくという方針は決まつて、数年のうちにそうなる、だんだんそういう方向に行つていくという現在の状況であります。

もう一つは、国家公務員上級職試験を合格して役所に入つた人が非常に出世が早いじゃないかという問題がありますが、これは、実は日本の行政官庁の人事全体の関係があると思ひます。よその省も、上級職を合格して入省した人はそれなりに大事なポストに早くからついていく。村井先生などもその口なのでありますが、やはりそれなりの使命感を持って従事してもらつていくことが大切なことであつたというふうに思ひますが、同時に、いわゆるノンキャリアであつても、よく勉強し、よく仕事のできる人は抜てきするという制度があることが望ましいというふうに思ひます。

それからまた天下りの問題、これは総理もしばしば予算委員会等で答弁されておられるわけですが、ほかの役所にもあることですから、大蔵省の職員で、組織を活性化させるという面では、年になる前にやめていく人がいる。それから、定年になつた後といえども、昔と違って人生八十年時代になりましたから、そのやめた人の能力を買つて自分の会社に来てもらいたい、こういうところに来てもらいたいということで、来てもらいたいという人、行つてもいいという人、その二人の純然たる自由な意見交換のもとで、合意の上でそれがなされるということであるならばこれは問題でないわけでありまして、問題は、役所の方である程度圧力をかけて天下りをさせる、そういう職場に行つてもらふなどということについては問題が少しありはせぬか。

いずれにせよ、この問題は、実は寿命が延びた

ことによる、公務員の、役人をやめた後の人生をどういう仕事について働いていくかという問題と何かかわってくるものですから、公務員制度全体の問題として実は議論がなされておるということでありまして、その議論の結果を待つ適切な措置をするようにしなきゃならぬ、こういうふう

に思うわけでございます。

〔坂井委員長代理退席、委員長着席〕

○佐々木(憲)委員 この問題はいろいろな形で引き続き議論をしていきたいと思ひます。

提案されているこの法案について入りたいと思ひますが、法人税の一部改正の法案ということでありまして、今回の改正というのは三十三年ぶりという抜本的なものであります。基本税率をシヤウブ税制以来最も低いものにする、アメリカの連邦法人税率を下回る水準、こういうところまで引き下げるということが提案をされているわけであり

ます。

考えてみますと、一方では、昨年四月から消費税は五兆円増税、二%アップ、その結果、消費が全体として冷え、景気が大変な事態に直面をしている。他方で、大企業に対してはかなりの減税になる、こういう法人税の抜本的な引き下げというのが行われようとしている。どうも私はこれは納得できないわけでありまして、実際、この法人税の引き下げを最も熱心に主張されてきたのはやはり経団連を中心とする財界側でございまして、なぜ引き下げなければならぬのかということであり

ますが、その理由として経団連の説明は、日本の法人税の負担は先進国の中で重いからだ、こういうふう

に述べておられるわけでありまして、

そこで、まず基礎的なことではありますが、お聞きしたいのは、本当に日本の法人の税負担は国際的に見て高いのか、この点について説明をしていただ

きたいです。

それで、今先生の御質問は、税負担水準がどうか、こういうお話でございまして。そうやってまいりますと、いささか複雑になってまいりまして、つまり、その意味で税負担といふのは、課税ベースに税率を掛けたことになってまいります。したが

いまして、課税ベースが狭いか広いかに

いうことの議論に入ってくるわけでございます。そ

ういう意味からいたしますと、なかなかその高低は容易には判断できないところもございまして。

と申しますのは、例えば日本の場合、確かに退職給付引当金というのがあるわけですが、今回、累積限度額について二割にしておりますが、それ

は日本のような退職給付制度が外国にはあるのか

というふうなこともなつてまいります。いずれに

いたしまして、そのところを詰めてまいりますと非常に難しい点はございまして、国際的に

に、例えば日本に投資をするかどうかという場合の判断、これはどうもいろいろ聞いてみますと、

税率だけで判断していることが多いようござい

ます。

あるいは、例えば日本の海外展開が進んでまい

りまして、子会社から日本の方へ分担金を送って

くるというようなケースを考えてみた場合、その

課税ベースといふまいしょうか、表面税率がそのま

まきいてくるという面もございまして。そうなる

と、なるべく日本にそういう投資を還流するため

には、日本の表面税率自体が低くなければならな

いという問題もございまして。

いずれにいたしまして、厳密に比較せよとい

うことになってまいりますと、なかなか難しい問

題があるというのを申し上げたいと思ひます。

○佐々木(憲)委員 今おっしゃいましたように、

企業の税負担といふことを考えますと、表面税率

だけでは判断できないわけでありまして、課税

ベースが実際にどうなのかということとの関係で

総合的に見なければならぬ。そうしますと、一

昨年十一月に出されました法人課税小委員会報告

書によつても、この水準の高低というのは容易に

は判断できない、この書かれていますわけであり

まして、今の御答弁と全く同じでございまして。で

すから、日本の企業の税負担が重い重いということ

を一方的に主張して税率をどんどん下げていく、実

質減税を行う、こういうことになっていきます

と、国際的に見て容易に判断できない、そういう

水準のものを極めて低く下げてしまふ、こういう

アンバランスの状況を逆につくつてしまふという

ことになるわけでありまして、そういう意味で

は、大変私はこの経団連などの主張というのは一

方的なものであるというふうに感じるわけであり

ます。

確かにアメリカ、イギリスなどは、負債性引当

金というのは原則的には認められていないわけ

です。ドイツ、フランスでも四種類程度というこ

とであります。

私は、昨年の七月に衆議院の欧米各国金融・税

制調査議員団という調査団の一員として参加を

いたしました。村上委員長も御一緒に参加をされ

ました。大変勉強になりました。

その際に、法人税の税率を統一することによつ

て、日本もアメリカもヨーロッパも同じ税率とい

う方向でやってみたらどうか、こういう質問をこ

の日本の調査団からアメリカの財務省に提起をし

たわけでありまして。その報告書がここにかなり分

厚いものがありますけれども、この中でも、その

回答が載っております。これは非常に注目す

べき回答があったと思つておりますけれども、

内容を見ますと、こういうふう言われておりま

す。「各国とも、課税主権を放棄することには躊

躇するに違ひない。」つまり、税率を決めるのは

各国の課税主権というのが基本にあつて、それに

よつて決められるものであつて、それを一律に統

一的にやるといふのは、課税主権そのものに対し

て、これを放棄をせよということと等しいので、

これはちやうちよするに違ひない。大変注目す

べき回答であります。「また、課税ベースが国に

よつて異なる以上、今おっしゃいましたように

課税ベースが違つたわけでありまして、税率の

みを合わせても合理的とは言えないし、国際的な

課税ベースの統一化もあまり現実性が高いと思

われぬ。」こういう回答でありました。さらに

つけ加えますと、「一般的に、税制の調和を考

える場合には、社会保障等の税制以外の制度も視野

に入れて考える必要がある。例えば、法人の流動

性を考える場合には、法人税のみならず、社会保

険料等の負担も考慮すべきである。」こういう

ような回答をいただいたわけでありまして。これが

アメリカの財務省の公式の回答でございました。

こういう点でいいますと、今議論をされている

日本の税率が高い高いという議論、これは表面税

率を比べるのでは意味がないということであり

ますから、アメリカの回答もさうでありました。し

たが、この辺をよく検討していかなければ、

実際に、一方的に財界側の言い分をただうのみに

するということになつてしまつたわけでありま

すから、その点はよく科学的に検討をする必要

があると思ひます。

大蔵省の従来の見解では、例えば一昨年十一

月の法人課税小委員会報告によりますと、課税ベ

ースを拡大しつつ税率を引き下げるといふ立場

であつたと思つた。つまり、税収中立という立

場です。法人税の中で増減収を処理する、こ

ういう考え方であつたと思つたのですが、今回

はそれを修正されたのでしょうか。

○尾原政府委員 法人課税につきましては、か

ねてから、これは税制調査会の答申にも指摘され

ているわけでございますが、課税ベースを適正化

しつつ税率を引き下げることが指摘されてお

りまして、今回の改正は、まさにこの基本的方

向に沿つた検討が行われた成果と考えております。

それで、なお、今回の法人税制改革での税率

の引き下げによりまして約八千二百億円の減収、

他方、課税ベースの拡大、これは効き方が後年度

に出てくるということもございまして、四千九百

億円の増収ということになっているわけござ

います。

なお、平成十五年までの六年間の一年あたりの平均値で見ますと、税率の引き下げにより一兆四千億円の減収となる一方で、課税ベースの拡大により一兆一千億から二千億円の増収ということになりまして、税率引き下げによる減収の大部分は課税ベースの適正化によりカバーされていると言つて差し支えないというふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 実質減税が平成十年度で、国税で三千三百億円で、地方税合わせると四千億ということで、実際には実質減税になっているわけですね。

それで、問題は、経団連に対して大蔵省が昨年の七月に提示した案案というのが報道されております。これは、九八年度税制改正で、現行の三七・五%の法人税率を最大二・五%引き下げ、その一兆円の財源として企業への優遇措置の見直しあるいは廃止を行う、まあ課税ベースの拡大、こういうものを提案した。これは経団連に対して提案したとされてはいますけれども、これは事実でしようか、提案したこと自体は。

○尾原政府委員 経団連に提案したというようなことで今おっしゃられましたけれども、私どもの方では、実務的に課税ベースの拡大のそれぞれの案がどういう意味を持つかということで、実務家に聞いたことはございます。

なお、今先生がおっしゃってられますのは、ちょうど十一月の頭でございましたでしょうか、課税ベースの適正化で幾らというその金額を指し示したのかと思ひます。なお、確かにそのときの引き下げ幅の計算におきまして、二・五%の引き下げ幅で出していたかと思ひます。それは、なぜそうさせていたかといひますと、減収額を計算するためには、法人税率が何%であるかということを実は決まないと計算できないわけでございます。そこで、便宜、二・五%引き下げた三五%で計算するなどのような減収幅になるかということでお示したことはございます。

○佐々木(憲)委員 一点だけ、もう時間が参りま

したので。

これを示したのは、経済団体というのはいろいろあると思うのですが、経団連だけに示されたのですか。ほかのいろいろな団体がありますよね。そういうところには示されなかったのでしょうか。

○尾原政府委員 実は非常に、私も実務がどうなっているかというのがありますものでございますから、具体的な案につきましては、日本租税研究協会という、シャウアの税制が始まったときの公益法人がございまして、そここのところの実務家にお諮りいたしました。

なお、税率の引き下げと課税ベースの数字でございすけれども、これはまさに与党の税制調査会、政府の税制調査会、さらには対外的にも発表させていたところでございます。

○佐々木(憲)委員 経団連以外には示したということをおっしゃられたわけでありまして、そういう点では、私は、極めて偏ったやり方をしていゝなというのが非常に深い印象でございます。

以上で終わります。

○村上委員長 次回は、来る十七日火曜日午後五時五十分理事会、午後六時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時五十九分散会

法人税法等の一部を改正する法律案

法人税法の一部改正

第一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十六条の三」に、「寄付金」を「寄附金」に、「第五十六条の二」を「第五十六条」に改める。

第三十四条の見出し中「役員報酬」を「役員報酬等」に改め、同条第一項中「報酬の額」の下に「(次項の規定の適用があるものを除く。)」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に

改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内国法人が、事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する報酬の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第二編第一章第一節第四款第三目中第三十六条の次に次の二条を加える。

(過大な使用人給与の損金不算入)

第三十六条の二 内国法人がその役員と政令で定める特殊の関係のある使用人(次条において「特殊関係使用人」という。)に対して支給する給与(債務の免除による利益その他の経済的利益を含むものとし、退職給与及び第三十五条第三項使用人賞与の損金不算入の規定の適用がある賞与を除く。)の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

(過大な使用人退職給与の損金不算入)

第三十六条の三 内国法人がその退職した特殊関係使用人に対して支給する退職給与の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第二編第一章第一節第四款第四目の目名を次のように改める。

第四目 寄附金

第三十七条の見出し中「寄付金」を「寄附金」に改め、同条第一項中「寄付金」を「寄附金」に改め、「したときは」の下に「第三項各号(同項第三号を第五項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する寄附金の額を除き」を加え、同条第二項中「寄付金」を「寄附金」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「寄付金の」を「寄附金の」に改め、同項第一号中「寄付金」を「寄附金」に、

「その寄付」を「その寄附」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に、「寄付金」を「寄附金」に改め、同項第三号中「寄付金」を「寄附金」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第四項及び第五項中「寄付金」を「寄附金」に改め、同条第六項中「寄付金」を「寄附金」に、「きよ出金」を「提出金」に改め、同条第七項中「寄付金」を「寄附金」に改め、同条第八項及び第九項中「寄付金」を「寄附金」に、「添附」を「添付」に改める。

第三十八条第二項第五号中「相当するもの」の下に「及び外国又はこれに準ずる者として政令で定めるものが課する罰金又は科料に相当するもの」を加える。

第五十一条第一項中「であること」の下に「当該資産が国内にある資産として政令で定める資産である場合にあつては当該資産の出資により外国法人を設立するものでないこと」を加える。

第五十二条第一項中「売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権(これらの債権のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「貸金」という。の貸倒れ」を「金銭債権の貸倒れその他これに類する事由」に、「当該事業年度終了の時ににおける貸金の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」を「次に掲げる金額の合計額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該事業年度終了の時ににおいてその一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権のその損失の見込額の合計額として政令で定める金額

二 当該事業年度終了の時ににおける売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権(前号に掲げる金額の算定の基礎となつたものを除く。)の額及び最近における売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

第五十四条及び第五十六条を削る。
第五十五条を第五十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五十五条及び第五十六条 削除
第五十六条の二及び第六十二条を削る。

第六十三条の見出し中「延払条件付譲渡等」を「長期割賦販売等」に改め、同条第一項中「各事業年度において資産の延払条件付譲渡又は工事（製造を含む。以下この条において同じ。）の延払条件付譲渡をした場合において、その延払条件付譲渡又は延払条件付譲負（これらのうち損失が生じたものを除く。以下この項において同じ。）をした資産前条の規定の適用を受けるものを除く。）又は工事」を「長期割賦販売等に該当する資産の販売若しくは譲渡、工事（製造を含むものとし、次条第一項に規定する長期大規模工事に該当するものを除く。）の請負又は役務の提供（以下この条において「資産の販売等」という。）をした場合において、その資産の販売等」に、「当該事業年度」を「その資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日を含む事業年度」に、「資産又は工事」を「資産の販売等」に、「その延払条件付譲渡又は延払条件付譲負をした」を「同日を含む」に改め、同条第二項中「延払条件付譲渡又は延払条件付譲負」を「長期割賦販売等」に、「行なわれる譲渡又は請負」を「行われる資産の販売等」に改め、同項第二号中「譲渡又は請負の目的物の引渡し」を「資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供」に改め、同条第三項中「延払条件付譲渡又は延払条件付譲負をした資産又は工事」を「長期割賦販売等に該当する資産の販売等」に改め、第二編第一章第一節第五款中同条を第六十二条とする。

第六十四条の見出し中「長期工事」を「工事」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「各事業年度において長期工事の請負に係る契約を締結した」を「工事（その着手の日の属する事業年度（以下この項において「着手事業年

度」という。）中にその目的物の引渡しが行われないうちに限るものとし、長期大規模工事に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の請負をした」に、「その請負」を「その工事の請負」に改め、「をした長期工事」を削り、「その長期工事の着手の日の属する事業年度（以下この項において「着手事業年度」という。）からその長期工事」を「着手事業年度からその工事」に改め、同項第一号中「長期工事」を「工事の請負」に改め、同項第二号中「長期工事」を「工事」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内国法人が、長期大規模工事（工事（製造を含む。以下この条において同じ。）のうち、その着手の日から当該工事に係る契約において定められている目的物の引渡しの期日までの期間が二年以上であること、政令で定める大規模な工事であることその他政令で定める要件に該当するものをいう。以下この条において同じ。）の請負をしたときは、その着手の日属する事業年度からその目的物の引渡しの日属する事業年度の前事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、その長期大規模工事の請負に係る収益の額及び費用の額のうち、当該各事業年度の収益の額及び費用の額として政令で定める工事進行基準の方法により計算した金額を、益金の額及び損金の額に算入する。

第六十四条第三項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「同項に規定する長期工事」を「長期大規模工事又は工事の請負」に、「同項の」を「前二項の」に改め、同条を第六十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十四条 削除
第六十六条第一項中「百分の三十七・五」を「百分の三十四・五」に改め、同条第二項中「百分の二十八」を「百分の二十五」に改め、同条第三項中「百分の二十七」を「百分の二十五」に改める。

第六十九条第九項を第十二項とし、第六項から第八項までを三項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の三項を加える。

6 内国法人に係る外国子会社が外国孫会社（外国法人で、当該内国法人が当該外国子会社を通じてその発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十五以上に相当する株式の数又は出資の金額を間接に保有していることその他の政令で定める要件を備えているものをいう。以下この条において同じ。）から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において「外国孫会社からの配当等の額」という。）がある場合には、その外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額のうちその外国孫会社からの配当等の額に对应するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、その外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなして、第四項の規定を適用する。

7 前項の規定の適用がある場合における第二十八条外国子会社の外国税額の益金算入の規定の適用については、同条中「外国法人税の額」とあるのは「外国法人税の額（同条第六項の規定によりその外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む）」と、「同項の」とあるのは「同条第四項の」とする。

8 外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち第六項の規定により外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる部分の金額の全部又は一部につき第四項の規定の適用により第一項から第三項までの規定の適用を受けた後において当該外国孫会社に係る外国法人税の額が減額された場合における控除対象外国法人税の額の計算その他第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条第三項中「第六十九条第八項」を「第六十九条第十一項」に改める。

第九十九条第一項中「百分の三十三」を「百分の三十七・七」に改め、同条第二項中「百分の二十四・八」を「百分の二十三・一」に改める。

第一百零二条第一項第三号中「百分の三十七・五」を「百分の三十四・五」に、「百分の二十七」を「百分の二十五」に改め、同条第二項中「第六十九条第八項」を「第六十九条第十一項」に改める。

第一百五十五条第一項中「百分の三十三」を「百分の三十七・七」に改め、同条第二項中「百分の二十四・八」を「百分の二十三・一」に改める。

第一百零八条第九号中「生命保険契約」の下に「損害保険契約」を加える。

第一百四十三条第一項中「百分の三十七・五」を「百分の三十四・五」に改め、同条第二項中「百分の二十八」を「百分の二十五」に改め、同条第三項中「百分の二十七」を「百分の二十五」に改める。

第一百四十四条中「配当等」を「配当等で政令で定めるものを」に改める。

第一百四十五条第二項の表の第七十二条第三項の項中「第六十九条第八項」を「第六十九条第十一項」に改める。

第一百五十九条第一項中「第八十九条第二号」を「に規定する法人税の額（第六十八条所得税額の控除）（第一百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）又は第六十九条（外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないとした法人税の額（第八十九条第二号）に、「第一百四十四条第一項第一号（清算確定申告に係る法人税額）」を「に規定する法人税の額、第一百四十四条第一項第二号（清算確定申告に係る法人税額）に規定する法人税の額、第一百零一条（所得税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同項の規

定を適用しないとした法人税の額」に改める。
第六十三条中「又は盗用し」を「又は盗用し」に、「三万円」を「三十万円」に改める。
別表第二第一号の表の小型船舶検査機構の項中「船舶安全法」の下に「(昭和八年法律第十一号)」を加える。

(所得税法の一部改正)

第二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条の二」を「第五十五条」に、「第六十七條の二」を「第六十七條」に改める。

第四十五条第一項第六号中「相当するもの」の下に「及び外国又はこれに準ずる者として政令で定めるものが課する罰金又は料料に相当するもの」を加える。

第五十二条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に、「事業所得の金額」を「不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「事業所得の金額」を「不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「準ずる債権」これらの債権のうち政令で定めるものを「準ずる金銭債権(前項に規定する政令で定める金額の計算の基礎となつたもの)」に改め、「事業の全部を譲渡し又は廃止した日の属する年を除く。」及び「(その者が年の中途において死亡した場合に於ては、その死亡の時)」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む居住者が、当該事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これら

に準ずる金銭債権(以下この項において「貸金等」という。)の貸倒れその他これに類する事由による損失の見込額として、各年(事業の全部を譲渡し、又は廃止した日の属する年を除く。次項において同じ。)において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、その年十二月三十一日(その者が年の中途において死亡した場合に於ては、その死亡の時。次項において同じ。)においてその一部につき当該損失が見込まれる貸金等の当該損失の見込額の合計額として政令で定める金額に達するまでの金額は、その者のその年の不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、その者が死亡した場合において、その相続人が当該事業を承継しなかつたときは、この限りでない。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 削除

第五十五条の二及び第六十五条を削る。

第六十六条第一項中「各年においてたな卸資産の延払条件付販売又は工事(製造を含む。以下この条において同じ。)の延払条件付請負」を「延払条件付販売等(製造を含むものとし、次条第一項に規定する長期大規模工事に該当するものを除く。)の請負又は役務の提供(以下この条において「資産の販売等」という。))に、「延払条件付販売又は延払条件付請負(これらのうち損失が生じたものを除く。以下この項において同じ。)をした資産(前条の規定の適用を受けるものを除く。又は工事)」を「資産の販売等」に、「その年」を「その資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日の属する年」に、「たな卸資産又は工事」を「資産の販売等」に、「その延払条件付販売又は延払条件付請負をした」を「同日の属する」に改め、同条第二項中「延払条件付販売又は延払条件付請負」を「延払条件付販売等」に、「行なわれる販売又は

請負」を「行われる資産の販売等」に改め、同項第二号中「販売又は請負の目的物の引渡し」を「資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供」に改め、同条第三項中「延払条件付販売又は延払条件付請負をしたたな卸資産又は工事」を「延払条件付販売等(製造を含むものとし、次条第一項に規定する長期大規模工事に該当するものを除く。又は工事)」に改め、第二編第二章第二節第七款中同条を第六十五条とする。

第六十七條の見出し中「長期工事」を「工事」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「各年において長期工事の請負に係る契約を締結した」を「工事(その着手の日の属する年(以下この項において「着手の年」という。))中にその目的物の引渡しが行われないものに限るものとし、長期大規模工事に該当するものを除く。以下この条において同じ。)の請負をした」に、「その請負」を「その工事の請負」に改め、「その長期工事」を削り、「その長期工事の着手の日の属する年(以下この項において「着手の年」という。))からその長期工事」を「着手の年からその工事」に改め、同項第一号中「長期工事」を「工事の請負」に改め、同項第二号中「長期工事」を「工事」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

居住者が、長期大規模工事(工事(製造を含む。以下この条において同じ。))のうち、その着手の日から当該工事に係る契約において定められている目的物の引渡しの期日までの期間が二年以上であること、政令で定める大規模な工事であることその他政令で定める要件に該当するものをいう。以下この条において「同じ」の請負をしたときは、その着手の日の属する年からその目的物の引渡しの日の属する年の前年までの各年分の事業所得の金額の計算上、その長期大規模工事の請負に係る収入金額及び費用の額のうち、当該各年分の収入金額及び費用の額として政令で定める工事進行基準の方法により計算した金額を、繰収

入金額及び必要経費に算入する。
第六十七條第三項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「同項に規定する長期工事」を「長期大規模工事又は工事の請負」に、「同項の」を「前二項の」に改め、同条を第六十六條とし、第六十七條の二を第六十七條とする。
第七十九條第一項及び第二項中「三十五万円」を「四十万円」に改める。
第八十四條第一項中「五十三万円」を「五十八万円」に改める。
第六十一條第十号中「生命保険契約」の下に「損害保険契約」を加える。
第二百三條の三第一号ハ中「三万円」を「三万五千元」に改め、同号ホ中「四万五千元」を「五万円」に改め、同号ヘ中「三万円」を「三万五千元」に改める。
第二百七條中「掲げる契約」の下に「第七十七條第二項(損害保険料控除)に規定する損害保険契約等」を加える。
第二百二十五條第一項第五号中「第七十七條第二項第二号」を「第七十七條第二項」に、「建物更生共済に係る契約」を「損害保険契約等に基づく給付」に改め、「契約に基づく」を削る。

第二百三十一條中「その支払の際」を削る。
第二百三十八條第一項中「所得税の額」の下に「(第九十五條外国税額控除の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないとした所得税の額)」を加える。
第二百四十三條中「又は盗用し」を「又は盗用し」に、「三万円」を「三十万円」に改める。
別表第一第一号の表の小型船舶検査機構の項中「船舶安全法」の下に「(昭和八年法律第十一号)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)
第三条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二

十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十号の四」を「第二十号の五」に、「第五十七号の八」を「第五十七号の九」に、「第六十五号の十二」を「第六十六号の二」に改め、「第六節の二」土地等の現物出資をしに改め、第七節 景気調整のための課税の特例(第六十六号・第六十六号・第六十六号の三)の(二)を「第七節 景気調整のための課税の特例(第六十六号の三)」に改める。

第二章第二節第二款第二十号の四の次に次の一条を加える。

(特別修繕準備金)
第二十号の五 青色申告書を提出する個人が、各年(事業(当該個人の事業所得を生ずべき事業又は不動産所得を生ずべき業務をいう。以下この条において同じ)を廃止した日の属する年を除く。)において、その事業の用に供する次の各号に掲げる固定資産(非居住者の事業の用に供する第二号から第四号までに掲げる固定資産については、当該非居住者の国内において行う事業の用に供するものに限る。)について行う修繕(次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ当該各号に定める修繕に限る。以下この条において「特別の修繕」という。)に要する費用の支出に備えるため、当該固定資産ごとに、積立限度額以下の金額を特別修繕準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第五十一条第一項第一号の規定による定期検査を受けなければならない船舶(総トン数が五トン未満のものを除く。) 当該定期検査を受けるための修繕
二 銑鉄製造用の溶鉱炉及び熱風炉並びにガラス製造用の連続式溶解炉 当該炉に使用

するれんがの過半を取り替えるための修繕
三 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第一条第一項に規定する一般ガス事業の用に供される球形のガスホルダー(同条第十項に規定するガスホルダーで大蔵省令で定めるものに限る。) 当該ガスホルダーにつき定期的に行われる検査で大蔵省令で定めるものを受けるための修繕

四 石油業法(昭和三十七年法律第二百十八号)第二条第一項に規定する石油の貯蔵の用に供する貯油槽 当該貯油槽につき消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十四条の三第一項の規定により定期的に行われる検査又は同法第十四条の三の二の規定により定期的に行われる点検(大蔵省令で定めるものに限る。)を受けるための修繕
前項において、積立限度額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。

一 前項の個人が同項の固定資産につきその年十二月三十一日までに特別の修繕を行つたことがある場合 最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額
二 前項の個人が、その事業の用に供する同項第一号に掲げる船舶(以下この号において「特定船舶」という。)につきその年十二月三十一日までに特別の修繕を行つたことがなく、かつ、当該特定船舶の種類、構造、容積量、建造後の経過年数等について状況の類似する当該個人の事業の用に供する他の船舶(以下この号において「類似船舶」という。)につきその年十二月三十一日までに特別の修繕を行つたことがある場合 当該類似船舶につき最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 種類、構造、容積量、建造又は築造後の経過年数等について前項の固定資産と状況の類似する他の資産につき最近において行われた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額
四 第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人が、当該特別修繕準備金に係る固定資産(以下この条において「準備金設定資産」という。)について特別の修繕のために要した費用の額を支出した場合には、その支出をした日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額(その日までにこの項若しくは第五項の規定により総収入金額に算入された金額又は前年十二月三十一日までに次項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ)のうち当該支出をした金額に相当する金額は、その支出をした日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

四 前二項、前三号及び次項の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
五 第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における特別修繕準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、当該特別修繕準備

を、その年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。
五 第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 準備金設定資産について特別の修繕が行われなかつたこととなつた場合、その行われなかつたこととなつた日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額
二 準備金設定資産をその用に供する事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合、その譲渡し、又は廃止した日における特別修繕準備金の金額
三 前二項、前三号及び次項の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

五九

金の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

7 第二十条の二第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第二十条の二第六項から第八項までの規定は、第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の特別修繕準備金に係る事業を承継した場合について準用する。

第二十五条の二第三項中「第六十七条の二」を「第六十七条」に、「所得税法」を「同法」に改める。

第四十一条の十四第一項中「三十万円」を「三十五万円」に改める。

第五十六条の二第一項中「昭和二十九年法律第五十一号」を削る。

第五十七条の八を次のように改める。

(特別修繕準備金)

第五十七条の八 青色申告書を提出する法人が、各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、その事業の用に供する次の各号に掲げる固定資産(外国法人の事業の用に供する第二号から第四号までに掲げる固定資産については、当該外国法人の国内において行う事業の用に供するものに限る。)について行う修繕(次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ当該各号に定める修繕に限る。以下この条において「特別の修繕」という。)に要する費用の支出に備えるため、当該固定資産ごとに、積立限度額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により特別修繕準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 船舶安全法第五十一条第一号の規定による定期検査を受けなければならない船舶

(総トン数が五トン未満のものを除く。)

当該定期検査を受けるための修繕

二 銑鉄製造用の溶鉱炉及び熱風炉並びにガラス製造用の連続式溶解炉 当該炉に使用するれんがの過半を取り替えるための修繕

三 ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供される球形のガスホルダー(同条第十項に規定するガスホルダーで大蔵省令で定めるものに限る。)

当該ガスホルダーにつき定期的にに行われる検査で大蔵省令で定めるものを受けるための修繕

四 石油業法第二条第一項に規定する石油の貯蔵の用に供する貯油槽 当該貯油槽につき消防法第十四条の三第一項の規定により定期的にに行われる検査又は同法第十四条の三の二の規定により定期的にに行われる点検(大蔵省令で定めるものに限る。)

を受けるための修繕

2 前項において、積立限度額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。

一 前項の法人が同項の固定資産につき当該事業年度終了の時までに特別の修繕を行つたことがある場合 最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

二 前項の法人が、その事業の用に供する同項第一号に掲げる船舶(以下この号において「特定船舶」という。)につき当該事業年度終了の時までに特別の修繕を行つたことがなく、かつ、当該特定船舶の種類、構造、容積量、建造後の経過年数等について、当該船舶の類似する当該法人の事業の用に供する他の船舶(以下この号において「類似船舶」という。)につき当該事業年度終了の時までに特別の修繕を行つたことがある場合 当該類似船舶につき最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 種類、構造、容積量、建造又は築造後の経過年数等について前項の固定資産と状況の類似する他の資産につき最近において行われた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

3 第一項の特別修繕準備金を積み立てている法人が、当該特別修繕準備金に係る固定資産(以下この条において「準備金設定資産」という。)について特別の修繕のために要した費用の額を支出した場合には、その支出をした日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額(その日までにこの項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該支出をした金額に相当する金額は、その支出をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の特別修繕準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額のうち当該準備金設定資産に係る特別の修繕の完了予定日として政令で定める日の属する事業年度終了の日の翌日から二年を経過したもの(以下この項において「特別修繕予定日経過準備金」という。)がある場合には、当該特別修繕予定日経過準備金については、当該経過した日を含む事業年度終了の日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額(当該計算した金額が当該事業年度終了の日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額を超える場合には、当該特別修繕準備金の金額)に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の特別修繕準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 準備金設定資産について特別の修繕が完了した場合、その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

二 準備金設定資産について特別の修繕が行われなかつたこととなつた場合、その行われなかつたこととなつた日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

三 解散した場合、当該解散の日における特別修繕準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

四 前二項、前三号及び次項の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合は、その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6 第一項の特別修繕準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消の基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日における特別修繕準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の

前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該特別修繕準備金の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

7 第五十五条の四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十五条第九項から第十一項までの規定は、第一項の特別修繕準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第三項」とあるのは、「第五十七条の八第四項」と読み替えるものとする。

第三章第二節中第五十七条の八の次に次の一条を加える。

(中小企業の貸倒引当金の特例)

第五十七条の九 法人(各事業年度終了の時ににおける資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人税法第二条第九号に規定する普通法人並びに保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)が法人税法第五十二条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項第二号の規定にかかわらず、当該事業年度終了の時ににおける同号に規定する売却金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の帳簿価額(政令で定める金銭債権にあつては、政令で定める金額を控除した残額の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同号に掲げる金額とすることができ)を、同号に掲げる金額とすることができる。

2 前項に規定する法人の平成十年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る法人税法第五十二条第一項の規定の適用については、同項第二号中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(当該内国法人が租税特別措置法第五十七条の九第一項(中小企業の貸倒引当金の特例)の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定める割合を乗じて計

算した金額)の百分の百十六に相当する金額」とする。

第六十二条の三第九項中「第六十五条の七から」を「若しくは第六十五条の七から」に改め、「若しくは第六十六条」を削り、「第六十五条の十二第四項」を「又は第六十五条の十二第四項」に改め、「又は第六十六条第二項若しくは第三項」を削る。

第三章第六節の二の節名を削り、第六十六条及び第六十六条の二を次のように改める。

第六十五条

又は第六十九条

第六十八条の三第一項中「百分の二十七」を「百分の二十五」に改める。

第六十八条の四を次のように改める。

第六十八条の四 削除

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。)の規定は、法人(新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び施行日前の解散又は合併による清算所

第六十六条及び第六十六条の二 削除
第六十六条の七第一項中「及び第五項から第九項まで」を「第五項及び第九項から第十二項まで」に改める。

第六十六条の十一第三項中「第五十五条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第六十七条の二第二項中「百分の二十七」を「百分の二十五」に改める。

第六十八条の二第九項の表に次のように加える。

若しくは租税特別措置法第六十八条の二(利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例)又は第六十九条

得に対する法人税については、なお従前の例による。

(罰金等の損金不算入に関する経過措置)

第三条 新法人税法第三十八条第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に課される同号に掲げるものについて適用する。

(特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入に関する経過措置)

第四条 新法人税法第五十一条の規定は、法人が施行日以後にする金銭以外の資産の出資について適用し、法人が施行日前にした金銭以外の資産の出資については、なお従前の例による。

(貸倒引当金に関する経過措置)

第五条 法人(各事業年度終了の時ににおける資本の金額又は出資金額が一億円を超える新法人税法第二条第九号に規定する普通法人並びに保険業法(平成七年法律第五号)に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものに限る。)が、施行日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において、新法人税法第五十二条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項第二号の規定にかかわら

ず、当該事業年度終了の時ににおける同号に規定する売却金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の帳簿価額(政令で定める金銭債権にあつては、政令で定める金額を控除した残額)の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同号に掲げる金額とすることができ

(賞与引当金に関する経過措置)

第六条 法人の施行日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、第一条の規定による改正前の法人税法(以下「旧法人税法」という。)第五十四条(旧法人税法第四十二条において適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法人税法第五十四条第一項中「計算した金額」とあるのは、施行日から平成十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の五に相当する金額」と、同年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の四に相当する金額」と、同年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の三に相当する金額」と、同年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の二に相当する金額」と、同年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の二に相当する金額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされて読み替えて適用される旧法人税法第五十四条第一項の規定により平成十五年四月一日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された賞与引当金勘定の金額は、当該最初に開始する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 前項の賞与引当金勘定の金額を有する法人が合併により消滅した場合における同項の規定の適用の特例その他当該賞与引当金勘定の金額の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

(特別修繕引当金に關する経過措置)

第七條 法人が、施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において特別修繕引当金勘定が設けられていた資産を有する場合には、当該資産に係る特別修繕引当金勘定の金額(同日以後最初に施行される旧法人税法第五十六條第一項に規定する特別の修繕(次項において「特別の修繕」という。)に要する費用に充てるためのものに限る。)については、同条(旧法人税法第四十二條において適用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

2 法人の施行日以後に開始する各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された前項の資産に係る特別修繕引当金勘定の金額のうち特別の修繕の完了予定日として政令で定める日の属する事業年度終了の日(同日が施行日以後最初に開始する事業年度終了の日以前である場合には、同日の翌日から二年を経過したものである場合には、当該法人は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該資産に係る特別修繕引当金勘定の金額を取り崩さなければならぬ。

3 前項の規定により取り崩すべきこととなった特別修繕引当金勘定の金額は、その取り崩すべきこととなった日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 特別修繕引当金勘定の金額を有する法人が合併により消滅した場合における前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(製品保証等引当金に關する経過措置)
第八條 法人の施行日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、旧法人税法第五十六條の二(旧法人税法第四十二條において適用する場合を含む。)以下の条において同じ。)の規定

は、なおその効力を有する。この場合において、旧法人税法第五十六條の二第一項中「計算した金額」とあるのは、施行日から平成十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の五に相当する金額」と、同年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の四に相当する金額」と、同年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の三に相当する金額」と、同年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の二に相当する金額」と、同年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の二に相当する金額」と読み替へるものとする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされて読み替へて適用される旧法人税法第五十六條の二第一項の規定により平成十五年四月一日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された製品保証等引当金勘定の金額は、当該最初に開始する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 前項の製品保証等引当金勘定の金額を有する法人が合併により消滅した場合における同項の規定の適用の特例その他当該製品保証等引当金勘定の金額の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

(割賦販売等に關する経過措置)

第九條 法人の施行日前に開始した事業年度においてその目的物の引渡し又は提供をした棚卸資産若しくは役務又は資産若しくは工事の旧法人税法第六十二條第一項に規定する割賦販売等又は旧法人税法第六十三條第一項に規定する延払条件付譲渡若しくは延払条件付請負に係る益金の額及び損金の額への算入については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度において旧法人税法第六十二條第一項に規定する割賦販売等(以下この項において「割賦販売等」という。)をしたすべての棚卸資産又は役務の割賦販売等につき同条第一項に規定する政令で定める割賦基準の方法(以下この項において「割賦基準の方法」という。)により經理をした法人が、施行日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において棚卸資産又は役務の割賦販売等をしたときは、その棚卸資産又は役務の割賦販売等(新法人税法第六十二條第二項に規定する長期割賦販売等)に該当するものを除く。以下この条において「経過措置対象割賦販売等」という。)をした事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該経過措置対象割賦販売等に係る収益の額及び費用の額につき割賦基準の方法により經理した場合に当該各事業年度の益金の額又は損金の額に算入されることとなる収益の額及び費用の額(以下それぞれ「経過措置対象割賦販売等の収益の額」と「経過措置対象割賦販売等の費用の額」という。)は、当該各事業年度の各号に掲げる事業年度のいづれに該当するかに応じて当該各号に定める金額(当該事業年度が一年に満たない場合には、当該金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額)を加算した金額(当該金額が、当該経過措置対象割賦販売等に係る収益の額又は費用の額から当該経過措置対象割賦販売等につき当該事業年度の直前の事業年度までに既にこの項の規定により益金の額又は損金の額に算入した金額に相当する金額を控除した金額を超える場合には、当該控除をした金額)を、それぞれ益金の額及び損金の額に算入する。

一 施行日から平成十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度 繰延収益の額(当該経過措置対象割賦販売等に係る収益の額から当該収益の額につき割賦基準の方法により經理した場合に当該経過措置対象割賦販売等を

こととなる収益の額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。)及び繰延費用の額(当該経過措置対象割賦販売等に係る費用の額から当該費用の額につき割賦基準の方法により經理した場合に当該経過措置対象割賦販売等をした事業年度において損金の額に算入されることとなる費用の額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。)のそれぞれ六分の二に相当する金額
二 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度 繰延収益の額及び繰延費用の額のそれぞれ六分の二に相当する金額
三 平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度 繰延収益の額及び繰延費用の額のそれぞれ六分の三に相当する金額
四 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度 繰延収益の額及び繰延費用の額のそれぞれ六分の四に相当する金額
五 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度 繰延収益の額及び繰延費用の額のそれぞれ六分の五に相当する金額

3 前項の月数は、曆に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第二項の規定は、経過措置対象割賦販売等をした事業年度(以下この項において「販売事業年度」という。)の確定申告書(新法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書をいう。以下この項及び次項において同じ。)に当該経過措置対象割賦販売等に係る収益の額及び費用の額のうち当該販売事業年度の益金の額及び損金の額に算入される金額についての明細書の添付がある場合(第二項の規定の適用を受ける事業年度が当該販売事業年度の事業年度である場合には、当該販売事業年度から当該事業年度まで

の各事業年度の確定申告書に同項の規定により
益金の額及び損金の額に算入される金額につい
ての明細書の添付がある場合に限り、適用す
る。

5 税務署長は、前項の明細書の添付がない確定
申告書の提出があった場合においても、その添
付がなかったことについてやむを得ない事情が
あると認めるときは、同項の明細書の提出が
あった場合に限り、第二項の規定を適用するこ
とができる。

6 第二項の法人が新法人税法第七十二条第一項
(新法人税法第四十五条第一項において準用
する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合
における前三項の規定の適用については、第四項
中「同じ。」とあるのは「同じ。」(当該販売事
業年度につき中間申告書(同条第三十号に規定
する中間申告書で新法人税法第七十二条第一項
各号に掲げる事項を記載したものをいう。以下
この項及び次項において同じ。)を提出する場合
にあつては、当該中間申告書」と、当該事業
年度までの各事業年度の確定申告書」とあるの
は「当該事業年度の直前の事業年度までの各事
業年度の確定申告書及び当該事業年度の中間申
告書」と、前項中「確定申告書」とあるのは
「中間申告書」とする。

7 第二項の規定の適用を受ける法人が合併によ
り消滅した場合における経過措置対象割賦販売
等に係る収益の額及び費用の額の処理の特例そ
の他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政
令で定める。

(工事の請負に関する経過措置)

第十條 新法人税法第六十三条の規定は、法人が
施行日以後に締結する請負契約に係る同条第一
項に規定する長期大規模工事の請負及び同条第
二項に規定する工事の請負について適用し、施
行日前に締結した請負契約に係る旧法人税法第
六十四条第二項に規定する長期工事の請負につ
いては、なお従前の例による。

(外国税額の控除に関する経過措置)

第十一條 新法人税法第六十九条第六項から第八
項までの規定は、内国法人が施行日以後に開始
する事業年度において同条第四項に規定する外
国子会社から受ける同項に規定する配当等の額
に係る同条第六項に規定する外国孫会社の所得
に對して課される同項に規定する外国法人税に
ついて適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十二條 新法人税法第五十九条第一項の規定
は、施行日以後に同項に規定する違反行為に
ついて適用し、施行日前に同項に規定する違反
行為に違反した旧法人税法第
百五十九条第一項に規定する違反行為につい
ては、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十三條 この附則に別段の定めがあるものを除
き、第二條の規定による改正後の所得税法(以
下「新所得税法」という。)の規定は、平成十年
分以後の所得税について適用し、平成九年分以
前の所得税については、なお従前の例による。
(家事関連費等の必要経費不算入等に関する経
過措置)

第十四條 新所得税法第四十五条第一項(第六号
に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以
後に課される同号に掲げるものについて適用す
る。

(特別修繕引当金に関する経過措置)

第十五條 第二條の規定による改正前の所得税法
(以下「旧所得税法」という。)第五十五条第一
項に規定する居住者が平成十年分以前の各年
において特別修繕引当金勘定に繰り入れた、又は
繰り入れる金額に係る平成十年分の不動産所得
の金額又は事業所得の金額の計算については、
なお従前の例による。

2 個人が平成十年十二月三十一日において特別
修繕引当金勘定が設けられている資産を有する
場合における当該資産に係る特別修繕引当金勘
定の金額(同日後最初に行われる旧所得税法第
五十五条第一項に規定する特別の修繕(次項に
おいて「特別の修繕」という。)に要する費用に

充てたためのものに限る。)については、同条
(旧所得税法第六十五条)において適用する場合
を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

3 平成十一年以後の各年の十二月三十一日にお
いて、個人の前年から繰り越された前項の資産
に係る特別修繕引当金勘定の金額のうち特別
の修繕の完了予定日として政令で定める日の属
する年の十二月三十一日(同日が平成十一年十
二月三十一日前である場合には、同日)の翌日
から二年を経過したものがあつた場合には、その
個人は、同項の規定にかかわらず、政令で定め
るところにより、当該資産に係る特別修繕引当
金勘定の金額を取り崩さなければならない。

4 前項の規定により取り崩すべきこととなつた
特別修繕引当金勘定の金額は、その取り崩すべ
きこととなつた日の属する年分の不動産所得の
金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額
に算入する。

5 特別修繕引当金勘定の金額を有する個人が死
亡した場合における前二項の規定の適用に関し
必要な事項は、政令で定める。

(製品保証等引当金に関する経過措置)

第十六條 平成十年から平成十五年までの各年分
の事業所得の金額の計算については、旧所得税
法第五十五条の二(旧所得税法第六十五条)に
おいて適用する場合を含む。以下この条におい
て同じ。)の規定は、なおその効力を有する。こ
の場合において、旧所得税法第五十五条の二第
一項中「計算した金額」とあるのは、平成十一
年分については「計算した金額の六分の五に相
当する金額」と、平成十二年分については「計
算した金額の六分の四に相当する金額」と、平
成十三年分については「計算した金額の六分の
三に相当する金額」と、平成十四年分について
は「計算した金額の六分の二に相当する金額」
と、平成十五年分については「計算した金額の
六分の一に相当する金額」と読み替へるものと
する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するもの

とされて読み替へて適用される旧所得税法第五
十五条の二第一項の規定により平成十五年分の
事業所得の金額の計算上必要経費に算入された
製品保証等引当金勘定の金額は、平成十六年分
の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入
する。

3 前項の製品保証等引当金勘定の金額を有する
個人が死亡した場合における同項の規定の適用
の特例その他当該製品保証等引当金勘定の金額
の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

(割賦販売等に関する経過措置)

第十七條 新所得税法第六十五条の規定は、平成
十一年以後の年においてその目的物又は役務の
引渡し又は提供をする同条第一項に規定する延
払条件付販売等に該当する資産の販売等につい
て適用し、平成十年以前の年においてその目的
物の引渡し又は提供をした割賦資産若しくは役
務又は工事の旧所得税法第六十五条第一項に規
定する割賦販売等又は旧所得税法第六十六条第
一項に規定する延払条件付販売若しくは延払条
件付請負については、なお従前の例による。

2 平成十年分の事業所得の金額の計算につい
て、同年においてしたすべての割賦資産又は役
務の旧所得税法第六十五条第一項に規定する割
賦販売等(以下この項において「割賦販売等」
という。)につき同条第一項に規定する政令で定
める割賦基準の方法(以下この項において「割
賦基準の方法」という。)により経理をした個人
が、平成十一年から平成十五年までの各年にお
いて、割賦資産又は役務の割賦販売等をしたとき
は、その割賦資産又は役務の割賦販売等(新所
得税法第六十五条第二項に規定する延払条件付
販売等に該当するものを除く。以下この条にお
いて「経過措置対象割賦販売等」という。)をし
た年以後の各年分の事業所得の金額の計算上、
当該経過措置対象割賦販売等に係る収入金額及
び費用の額につき割賦基準の方法により経理し
た場合に当該各年分の総収入金額又は必要経費
に算入されることとなる収入金額及び費用の額

のそれぞれに、当該経過措置対象割賦販売等をした年が次の各号に掲げる年のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額を加算した金額(当該金額が、当該経過措置対象割賦販売等に係る収入金額又は費用の額から当該経過措置対象割賦販売等につきその年の前年までに既にこの項の規定により繰り入れ金額又は必要経費に算入した金額に相当する金額を控除した金額を超える場合には、当該控除をした金額)を、それぞれ繰り入れ金額及び必要経費に算入する。

一 平成十一年 繰延収入金額(当該経過措置対象割賦販売等に係る収入金額から当該収入金額につき割賦基準の方法により経理した場合に当該経過措置対象割賦販売等をした年分において繰り入れ金額に算入されることとなる収入金額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。)及び繰延費用の額(当該経過措置対象割賦販売等に係る費用の額から当該費用の額につき割賦基準の方法により経理した場合に当該経過措置対象割賦販売等をした年分において必要経費に算入されることとなる費用の額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。)のそれぞれ六分の一に相当する金額

二 平成十二年 繰延収入金額及び繰延費用の額のそれぞれ六分の二に相当する金額
三 平成十三年 繰延収入金額及び繰延費用の額のそれぞれ六分の三に相当する金額
四 平成十四年 繰延収入金額及び繰延費用の額のそれぞれ六分の四に相当する金額
五 平成十五年 繰延収入金額及び繰延費用の額のそれぞれ六分の五に相当する金額
前項の規定は、経過措置対象割賦販売等をした年(以下この項において「販売年」という。)の年分の確定申告書(新所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書、租税特別措置法第三十七号の十三第八項において準用する新所得税法第二百三十三条第一項(新所得税法第六百六十六條において準用する場合を含む。)の規

定による申告書を含む)をいう。以下この項及び次項において同じ。に当該経過措置対象割賦販売等に係る収入金額及び費用の額のうち当該販売年の年分の繰り入れ金額及び必要経費に算入される金額についての明細書の添付がある場合(前項の規定の適用を受ける年が当該販売年後の年である場合には、当該販売年からその年までの各年分の確定申告書に同項の規定により繰り入れ金額及び必要経費に算入される金額についての明細書の添付がある場合)に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があることを認めるときは、同項の明細書の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することとができる。

5 第二項の規定の適用を受ける個人が死亡し又は出国をする場合における経過措置対象割賦販売等に係る収入金額及び費用の額の処理の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(工事の請負に関する経過措置)

第十八条 新所得税法第六十六條の規定は、個人が施行日以後に締結する請負契約に係る同条第一項に規定する長期大規模工事の請負及び同条第二項に規定する工事の請負について適用し、施行日前に締結した請負契約に係る旧所得税法第六十七條第二項に規定する長期工事の請負については、なお従前の例による。
(公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置)
第十九条 新所得税法第二百三十三條の三の規定は、施行日以後に支払うべき新所得税法第二百三十三條の二に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金等」という。)について適用し、施行日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
第二十条 新所得税法第二百三十八條第一項の規

定は、施行日以後に同項に規定する違反行為について適用し、施行日前にした旧所得税法第二百三十八條第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

(所得税の特別修繕準備金に関する経過措置)
第二十一条 第三條の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第二十条の五の規定は、個人が平成十一年以後の各年において事業の用に供する同条第一項各号に掲げる固定資産(附則第十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法第五十五條の特別修繕引当金勘定が設けられている固定資産を除く)について、適用する。

(同居の特別障害者に係る扶養控除等の特例に関する経過措置)
第二十二条 新租税特別措置法第四十一條の十四の規定は、平成十一年分以後の所得税について適用し、平成九年前分の所得税については、なお従前の例による。
(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)
第二十三条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
(特別修繕準備金に関する経過措置)
第二十四条 新租税特別措置法第五十七條の八の規定は、法人が施行日以後に開始する各事業年度において事業の用に供する同条第一項各号に掲げる固定資産(附則第七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十六條の特別修繕引当金勘定が設けられている固定資産を除く)について、適用する。
(土地等の現物出資をした場合の課税の特例に関する経過措置)
第二十五条 法人が施行日前にした第三條の規定による改正前の租税特別措置法(次条において

「旧租税特別措置法」という。)第六十六條第一項に規定する出資により取得した株式に係る所得の金額の計算については、なお従前の例による。

(外国子会社の配当等に係る外国税額控除の特例に関する経過措置)
第二十六条 法人が施行日前に開始した事業年度において旧租税特別措置法第六十八條の四第一項に規定する外国子会社から受けた旧法人税法第六十九條第四項に規定する配当等の額に係る旧租税特別措置法第六十八條の四第一項に規定する外国孫会社の所得に対して課された同項に規定する外国法人税については、なお従前の例による。

(消費税法の一部改正)
第二十七条 消費税法(昭和六十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第十二條第一項中「法人税法第五十一條第一項(特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入)に規定する特定出資により新たに法人を設立し、当該「を」新たに法人を設立するためその有する金銭以外の資産の出資(当該資産の出資その他当該設立のための出資によりその法人が有することとなるその新たに設立される法人の株式の数又は出資の金額が当該法人の設立の時に占める発行済株式の総数又は出資金額の百分の九十五以上であるものに限る)を、その出資により」に改める。
第十五條を次のように改める。

第十五條 削除
第十六條の見出し中「延払条件付販売等」を「長期割賦販売等」に改め、同条第一項中「資産(当該事業者が個人事業者である場合には、棚卸資産に限る。以下この項及び第四項において同じ。)」の延払条件付販売等(所得税法第六十六條第一項(延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期)に規定する延払条件付販売をいう。若しくは延払条件付譲渡(法人税法第六十三條第一項(延払条件付譲渡等に係る収益及び

第三條第一項(延払条件付譲渡等に係る収益及び

費用の帰属事業年度に規定する延払条件付譲渡をいう。以下の場合又は工事製造を含む。第四項において同じ。の延払条件付請負(所得税法第六十六条第一項又は法人税法第六十三条第一項に規定する延払条件付請負をいう。)により資産の譲渡等」を「所得税法第六十五条第一項(延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期)に規定する延払条件付販売等又は法人税法第六十二条第一項(長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する長期割賦販売等に該当する資産の譲渡等(以下この条において「長期割賦販売等」という。))」に、「延払条件付販売若しくは延払条件付譲渡又は延払条件付請負(これらのうち損失が生じたものを除く。以下この条において「延払条件付販売等」という。))」、「資産又は請負の目的物」及び「延払条件付販売等」を「長期割賦販売等」に改め、同条第二項中「延払条件付販売等」を「長期割賦販売等」に、「第六十六条第一項ただし書」を「第六十五条第一項ただし書」に、「第六十三条第一項ただし書」を「第六十二条第一項ただし書」に改め、同条第三項中「申告書」の下に「(当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項期限後申告に規定する期限後申告書を含む。次条第四項及び第十八条第二項において同じ。)」を加え、同条第四項中「延払条件付販売等をした資産又は工事」を「長期割賦販売等」に改める。

第十七条の見出し中「長期工事」を「工事」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「(若しくは第二項)を加え、同項の」を「これらの」に、「長期工事」を「長期大規模工事又は工事」に、「同項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項本文」を「第一項又は前項本文」に、「同項の長期工事」を「第一項の長期大規模工事又は前項の工事」に、「目的物のうち、当該長期工事の」を「長期大規模工事又は工事の請負に係る資産の譲渡等のうち、その」に、「同項の規定」を「これらの規定」に、「長期工事の請負」を「長期大規模工事又は工事の請負」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「長期工事」を「所得税法第六十七条第一項(長期工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期)又は法人税法第六十四条第一項(長期工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する長期工事」をいう。以下この条において同じ。を「所得税法第六十六条第二項又は法人税法第六十三条第二項に規定する工事」以下この条において「工事」という。に、「その請負」を「その工事の請負」に改め、「をした長期工事」を削り、「当該長期工事」を「当該工事」に、「第六十七條第一項ただし書」を「第六十六條第二項ただし書」に、「第六十四條第一項ただし書」を「第六十三條第一項ただし書」に、「第六十七條第一項第一号」を「第六十六條第二項第一号」に、「第六十四條第一項第一号」を「第六十三條第二項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

事業者が所得税法第六十六条第一項(工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期)又は法人税法第六十三条第一項(工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する長期大規模工事(以下この条において「長期大規模工事」という。)の請負に係る契約に基づき資産の譲渡等を行う場合には、当該長期大規模工事の目的物のうちこれらの規定に規定する工事進行基準の方法により計算した収入金額又は収益の額に係る部分については、当該事業者は、これらの規定によりその収入金額が総収入金額に算入されたそれぞれの年の十二月三十一日の属する課税期間又はその事業年度終了の日の属する課税期間において、資産の譲渡等を行ったものとする事ができる。

第十八条第一項中「第六十七條の二」を「第六十七條」に改める。

第四十三條第三項中「第十五條第三項」を「第十六條第三項」に、「第十六條第三項、第十七條第三項」を「第十七條第四項」に改める。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 前条の規定による改正後の消費税法(以下この条において「新消費税法」という。))第十二條の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する分割があつた場合について適用し、施行日前に前条の規定による改正前の消費税法(以下この条において「旧消費税法」という。))第十二條第一項に規定する分割があつた場合には、なお従前の例による。

2 事業者の施行日前に開始した課税期間(消費税法第十九條に規定する課税期間(同条第一項第三号又は第四號の規定による届出書の提出をしている事業者にあつては、当該届出書の提出がないものとした場合の同項に規定する課税期間)をいう。以下この条において同じ。))において行つた旧消費税法第十五條第一項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等については、なお従前の例による。

3 施行日以後最初に開始する課税期間の直前の課税期間において旧消費税法第十五條第一項の規定の適用を受けている事業者が、施行日から平成十年九月三十日までの間に開始する課税期間において行つた同項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「所得税法」とあるのは「法人税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第...号。以下この項において「平成十年改正法」という。))第二條の規定による改正前の所得税法(次項において「旧所得税法」という。))と、「法人税法」とあるのは「平成十年改正法第一條の規定による改正前の法人税法(次項において「旧法人税法」という。))と、これらの規定の適用を受けるため割賦販売等をしたすべて

の棚卸資産又は役務」とあるのは「割賦販売等をしたすべての棚卸資産又は役務(平成十年改正法附則第二十七條の規定による改正後の消費税法第十六條第一項に規定する長期割賦販売等に該当するものを除く。以下この項において同じ。))と、同条第二項中「所得税法」とあるのは「旧所得税法」と、「法人税法」とあるのは「旧法人税法」とする。

4 前項の規定の適用がある場合における新消費税法第四十三條の規定の適用については、同条第三項中「第十六條第三項」とあるのは、「第十六條第三項及び法人税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第...号)附則第二十八條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第二十七條の規定による改正前の消費税法第十五條第三項」とする。

5 新消費税法第十六條の規定は、施行日以後に開始する課税期間において行われる同条第一項に規定する長期割賦販売等について適用し、施行日前に開始した課税期間において行われた旧消費税法第十六條第一項に規定する資産の延払条件付販売等又は同条第五項に規定する資産の延払条件付譲渡については、なお従前の例による。

6 新消費税法第十七條の規定は、事業者が施行日以後に締結する請負契約に係る同条第一項に規定する長期大規模工事の請負及び同条第二項に規定する工事の請負について適用し、施行日前に締結した請負契約に係る旧消費税法第十七條第一項に規定する長期工事の請負については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十九條 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六號)の一部を次のように改正する。

第八十六條の四第三項中「消費税法」を「法人税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第...号)附則第二十七條の規定による改正前の消費税法」に、「同法」を「消費税法」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)
第三十条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第六項中「第六十六條」を「第六十五條の十二まで」に改める。
(日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の一部改正)
第三十一条 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「第六項、第八項及び第九項」を「及び第六項から第八項まで」に改める。
附則第十二条第七項を削り、同条第八項中「附則第十二条第八項」を「附則第十二条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とする。

理由
近年の経済社会の変化や国際化の進展にかんがみ、企業活力の発揮に資する等の観点から、法人税の税率の引下げを行うほか、賞与引当金及び製品保証等引当金の廃止、貸倒引当金の繰入限度額の計算方法の見直し、割賦販売及び長期工事の収益の計上方法の見直し等により法人税及び所得税の課税所得の計算の適正化を図るとともに、あわせて所得税の特定扶養親族に係る扶養控除額等の引上げを行う等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案
租税特別措置法等の一部を改正する法律
(租税特別措置法の一部改正)
第一条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の五」を「第二十条の六」に、「第二十八条の五」を「第二十八条の四」に、「第三節の二 鉱業所得の課税の特例」の第三節の二 第五十八條の三」を「第三節の二 鉱業所得の課税の特例(第五十八條の二・第三節の二 特別自由貿易地域における課税の特例(第五十八條の三) 第三節の二 第五十九條の三)」に改め、「第五十九條」を削り、第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(第六十二條・第六十三條の二)に、「第六十三條の二」を「第六十三條」に、「第六十四條の二」を「第六十四條の四」に、「第六十四條の二」を「第六十四條の三」に改める。

第六條第九項第三号を削る。
第七條中「外国為替及び外国貿易管理法」を「外国為替及び外国貿易法」に、「第十一條」を「第二十一條第三項」に、「外国為替公認銀行が、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第七十号)の施行の日から平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日まで」に、「外国為替及び外国貿易管理法第二十二條第二項」を「同項」に、「第二十二條第四項」を「第二十一條第四項」に改める。

第九條の五第三項中「(明治三十二年法律第四十八号)」を削る。
第十條の二第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「第一号」を「第三号、第五号又は第六号」に、「第一号」若しくは「ハ」を「第二号又は第三号から第六号まで」に改め、同項第二号中「著しく資する機械その他の減価償却資産又は」を「著しく資

し、又は」に、「減価償却資産の」を「減価償却資産であつて次に掲げるものの」に改め、同号に次のように加える。
イ 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成九年法律第三十七号)第二十一条に規定する新エネルギー利用等に資する機械その他の減価償却資産
ロ イに掲げる機械その他の減価償却資産
以外のもの

第十條の三第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条第四項中「その用」を「その指定事業の用」に、「を」を「に係る場合を除く」に改める。
第十條の六第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。
第十一條第一項中「取得価額」の下に「(第十條第三項に規定する中小企業者以外の個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)を加え、として同項」を「として同法第四十九條第一項」に改め、同項の表の第三号中「百分の九」を「百分の七」に改め、同表の第四号中「(以下この号において「外航船舶」という。)を削り、「合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの」の下に「及び当該機械その他の設備」を加え、「外航船舶以外の船舶で」を削り、「及び当該機械その他の設備については百分の二十」を「については百分の十九」に改める。

第十一條の三第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「又は前項」を「第二項」に、「場合について」を「場合又は前項の規定の適用を受け製造過程管理高度化設備等の償却費の額を計算する場合について」に、「又は同条第二項本文」を「同条第二項本文又は同条第三項本文」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二

項の次に次の一項を加える。
3 青色申告書を提出する個人で食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第 号)第八條第一項に規定する高度化計画に係る同項の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成十二年三月三十一日までの間に、同法第九條第二項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置(製造過程及びその附属設備に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「製造過程管理高度化設備等」という。)で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の営む事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該製造過程管理高度化設備等(前二条又は前二項の規定の適用を受けるものを除く)の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十四(建物及びその附属設備については、百分の七)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該製造過程管理高度化設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一條の四第一項中「十年以内」を「十二年以内」に改め、同項に次の一号を加える。
五 適用期間の開始の日から十二年以内に取得等をした特定余暇利用施設(前各号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。) 百分の六
第十一條の五第一項の表の第一号の第二欄中

項の次に次の一項を加える。
3 青色申告書を提出する個人で食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第 号)第八條第一項に規定する高度化計画に係る同項の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成十二年三月三十一日までの間に、同法第九條第二項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置(製造過程及びその附属設備に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「製造過程管理高度化設備等」という。)で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の営む事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該製造過程管理高度化設備等(前二条又は前二項の規定の適用を受けるものを除く)の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十四(建物及びその附属設備については、百分の七)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該製造過程管理高度化設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一條の四第一項中「十年以内」を「十二年以内」に改め、同項に次の一号を加える。
五 適用期間の開始の日から十二年以内に取得等をした特定余暇利用施設(前各号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。) 百分の六
第十一條の五第一項の表の第一号の第二欄中

項の次に次の一項を加える。
3 青色申告書を提出する個人で食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第 号)第八條第一項に規定する高度化計画に係る同項の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成十二年三月三十一日までの間に、同法第九條第二項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置(製造過程及びその附属設備に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「製造過程管理高度化設備等」という。)で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の営む事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該製造過程管理高度化設備等(前二条又は前二項の規定の適用を受けるものを除く)の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十四(建物及びその附属設備については、百分の七)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該製造過程管理高度化設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一條の四第一項中「十年以内」を「十二年以内」に改め、同項に次の一号を加える。
五 適用期間の開始の日から十二年以内に取得等をした特定余暇利用施設(前各号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。) 百分の六
第十一條の五第一項の表の第一号の第二欄中

項の次に次の一項を加える。
3 青色申告書を提出する個人で食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第 号)第八條第一項に規定する高度化計画に係る同項の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成十二年三月三十一日までの間に、同法第九條第二項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置(製造過程及びその附属設備に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「製造過程管理高度化設備等」という。)で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の営む事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該製造過程管理高度化設備等(前二条又は前二項の規定の適用を受けるものを除く)の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十四(建物及びその附属設備については、百分の七)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該製造過程管理高度化設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同号の第四欄中「百分の十四（平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで）」を「百分の八（当該設備であつて政令で定めるもののうち、平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで）」に、「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同表の第二号中「百分の十一」を「百分の十」に改める。

第十一条の六第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十一年三月三十一日（同表の第二号の上欄に掲げるものについては、平成十二年三月三十一日）までに、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用に（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該商業施設等（第十一条から前条までの規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該商業施設等について同項の規定により計算した償却費の額と、その取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下金額とする。ただし、当該商業施設等の償却費の額として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個人	人	資	産	割合
一 中小小売商業業者等（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第六条第一号に規定する中小小売商業業者又は中小サービス業者をいう。）に該当する個人	同条に規定する認定計画のうち政令で定めるものに係る店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備で政令で定めるもの	百分の八		
二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第 号）第二十一条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に係る同法第四条第五項に規定する中小小売商業高度化事業を実施する個人	当該認定中小小売商業高度化事業計画に係る同条第一項に規定する商業施設のうち建物及びその附属設備で政令で定めるもの	百分の八		

第十一條の七第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、

「取得価額」の下に「（第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあ

つては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）」を加える。

第十一条の八第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第十二条第一項の表の第一号及び第二号中「百分の十二」を「百分の十一」に改め、同表の第三号から第五号までの規定中「百分の十四」を「百分の十三」に改め、同表の第十号中「地区」の下に「及び同法第二十三条の二第一項の規定により特別自由貿易地域として指定された地区」を加える。

第十二条の三第一項中「病院」の下に「又は診療所」を加える。

第十三条の見出し中「割増償却」を「割増償却等」に改め、同条第一項中「前条まで」の下に「第三項」を加え、同条第六項中「又は」を「若しくは」に改め、「前条第二項の規定」の下に「又は第三項の規定若しくは第四項の規定について準用する第十一条第二項の規定」を加え、同項を同条第八項とし、同条第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 青色申告書を提出する個人で道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業を営むものが、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に、当該事業の用に供する自動車等身体障害者その他これに準ずる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置を有するものとして政令で定めるもののうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（第十一条から前条まで、次条第一項又は第十四条から第十六条までの規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「障害者対応設備等」という。）を取得し、又は障害者対応設備等を製作して、これを当該個人の営む当該一般旅客自動車運送事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該障害者対応設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等について同項の規定により計算した償却費の額と、その取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額の百分の二十五に相当する金額との合計額以下金額とする。ただし、当該障害者対応設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

4 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける障害者対応設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十三条第三項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十三条の三第一項第三号及び第四号中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「当該各号に定める割合を乗じて計算した」を「百分の百四十（当該優良賃貸住宅のうちその新築の時に同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百五十五）に相当する」に改め、同項各号を次のように改める。

一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第六条に規定する特定優良賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの

二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第五号に規定する区域内に建築される賃貸住宅のうち次に掲

けるもの
イ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百一条の八に規定する認定計画に基づき建築される建築物に係る賃貸住宅で政令で定めるもの
ロ 次に掲げる建築物（政令で定める要件を満たすものに限る。）に係る賃貸住宅で優良な共同住宅に該当するものとして政令で定めるもの

(1) 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に規定する都市計画（第三項において「都市計画」という。）に定められた同法第八条第一項第三号の高度利用地区その他の政令で定める区域内に建築される建築物で政令で定めるもの

(2) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第五十九条の二第一項の規定による許可を受けて建築される建築物で政令で定めるもの
第十四条第二項中「百分の百十五」を「百分の百十二」に、「百分の百十八」を「百分の百十四」に改め、同条第三項中「次に掲げる建築物」を「第一号から第五号までに掲げる建築物」に、「同時に」を「併せて」に改め、「含む。」の下に「並びに第六号に掲げる建築物（当該建築物と併せて設置される機械及び装置で大蔵省令で定めるものを含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

六 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和三十一年法律第百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域及び同条第四項に規定する近郊整備区域、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二二号）第二条第三項に規定する都市整備区域その他これらに類する区域として政令で定める区域内に建築し、又は設置される雨水の有効利用又は地下への浸透を図るための雨水を貯留する建築物（政令で定める規模のものに限る。）
第十五条第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「百分の百二十」を「百分の百十八」に改める。
第十六条第二項中「百分の十四」を「百分の十三」に改める。
第十八条第一項に次の一号を加える。
十 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第六条第一項に規定する試験研究計画に係る同項の認定を受けた同法第四条第一項に規定する法人 同法第十一条第一項に規定する負担金
第二十条の三第一項中「平成十年」を「平成十二年」に改める。
第二十条の四第一項の表の第二号の中欄中「以下の条」を「次条第一項に規定する維持管理積立金の積立がなされるべき同項に規定する特定廃棄物最終処分場に該当するものを除く。以下この条」に改める。
第二章第二節第一款中第二十条の五を第二十条の六とし、第二十条の四の次の一条を加える。
第二十条の五 青色申告書を提出する個人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は同法第十五条第一項の許可を受けたものが、平成十年六月十七日から平成十二年三月三十一日までの期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、同法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場又は同法第十五条の二の三において準用する同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場（以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。）の埋立処分場の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場につき

その年において同法第八条の五第一項及び第二項（これらの規定を同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定により環境事業団に維持管理積立金として積み立てた金額その年において同法第九条の五第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定により地位の承継があつたときは、当該地位の承継につき同法第八条の五第七項（同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。以下この条において「維持管理積立金」という。）に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が維持管理積立金の積立をしていない特定廃棄物最終処分場について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）に規定する維持管理を行う場合において、同項の規定により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額（その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

上、総収入金額に算入する。
一 前項の取戻しをした場合以外の場合において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項（同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の全部又は一部の取戻しをした場合、その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額
二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第七項（同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなつた場合（次号に該当する場合及び当該個人の死亡により当該個人の相続人が事業を承継した場合を除く。）その有しないこととなつた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
三 事業を廃止した場合、その廃止した日における特定災害防止準備金の金額
四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において特定災害防止準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における当該特定災害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
4 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの要因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における特定災害防止準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金

令で定める区域内に建築し、又は設置される雨水の有効利用又は地下への浸透を図るための雨水を貯留する建築物（政令で定める規模のものに限る。）
第十五条第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「百分の百二十」を「百分の百十八」に改める。
第十六条第二項中「百分の十四」を「百分の十三」に改める。
第十八条第一項に次の一号を加える。
十 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第六条第一項に規定する試験研究計画に係る同項の認定を受けた同法第四条第一項に規定する法人 同法第十一条第一項に規定する負担金
第二十条の三第一項中「平成十年」を「平成十二年」に改める。
第二十条の四第一項の表の第二号の中欄中「以下の条」を「次条第一項に規定する維持管理積立金の積立がなされるべき同項に規定する特定廃棄物最終処分場に該当するものを除く。以下この条」に改める。
第二章第二節第一款中第二十条の五を第二十条の六とし、第二十条の四の次の一条を加える。
第二十条の五 青色申告書を提出する個人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は同法第十五条第一項の許可を受けたものが、平成十年六月十七日から平成十二年三月三十一日までの期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、同法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場又は同法第十五条の二の三において準用する同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場（以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。）の埋立処分場の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場につき

その年において同法第八条の五第一項及び第二項（これらの規定を同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定により環境事業団に維持管理積立金として積み立てた金額その年において同法第九条の五第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定により地位の承継があつたときは、当該地位の承継につき同法第八条の五第七項（同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。以下この条において「維持管理積立金」という。）に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が維持管理積立金の積立をしていない特定廃棄物最終処分場について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）に規定する維持管理を行う場合において、同項の規定により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額（その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

上、総収入金額に算入する。
一 前項の取戻しをした場合以外の場合において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項（同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の全部又は一部の取戻しをした場合、その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額
二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第七項（同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなつた場合（次号に該当する場合及び当該個人の死亡により当該個人の相続人が事業を承継した場合を除く。）その有しないこととなつた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
三 事業を廃止した場合、その廃止した日における特定災害防止準備金の金額
四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において特定災害防止準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における当該特定災害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
4 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの要因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における特定災害防止準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金

額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該特定災害防止準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5 第二十条の二第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 第二十条の二第六項から第八項までの規定は、第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の特定災害防止準備金に係る事業を承継した場合について準用する。

第二十一条第一項中「百分の七」を「百分の六」に改める。

第二十二条第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項第一号中「百分の十三」を「百分の十二」に改める。

第二十五条の二第三項第一号中「三十五万円」を「四十五万円」に改める。

第二十八条の四第一項中「及び次条」を削り、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、個人が平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間にした土地の譲渡等については、適用しない。

第二十八条の五を削る。

第二十九条第一項から第三項までの規定中「平成十年十二月三十一日」を「平成十二年十二月三十一日」に改める。

第二十九条の二を次のように改める。

(特定の取締役等が受ける株式譲渡請求権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)

第二十九条の二 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十條ノ二第二項又は第二百十條ノ二第二項第三号に規定する権利(以下この項及び第六項において「株式譲渡請求権」という。)又は同法第二百十條ノ二第二項

に規定する新株の引受権(以下この項及び第六項において「新株引受権」という。)を与えられる者とされた当該決議(以下この条において「付与決議」という。)のあつた株式会社の取締役又は使用人である個人(当該付与決議のあつた日において当該株式会社の政令で定める数の株式を有していた個人(以下この項及び次項において「大口株主」という。)及び同日において当該株式会社の大口株主に該当する者の配偶者その他の当該大口株主に該当する者と政令で定める特別の関係があつた個人(次項において「大口株主の特別関係者」という。)を除く。以下この項及び次項において「取締役等」という。)又は当該取締役等の相続人(政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において「権利承継相続人」という。)が、当該付与決議に基づき当該株式会社と当該取締役等との間に締結された契約により与えられた当該株式譲渡請求権又は新株引受権(当該株式譲渡請求権又は新株引受権に係る契約において、次に掲げる要件が定められているものに限る。以下この項及び次項において「特定株式譲渡請求権等」という。)を当該契約に従つて行使することにより当該特定株式譲渡請求権等に係る株式の取得をした場合には、当該株式の取得に係る経済的利益については、所得税を課さない。ただし、当該取締役等又は権利承継相続人(以下この項及び次項において「権利者」という。)が、当該特定株式譲渡請求権等の行使をすることにより、その年における当該行使に係る株式の譲渡価額又は新株の発行価額(以下この項及び次項において「権利行使価額」という。)と当該権利者がその年において既にした当該特定株式譲渡請求権等及び他の特定株式譲渡請求権等の行使に係る権利行使価額との合計額が、千円を超え、かつ、当該権利行使に係る当該千円を超えることとなる場合には、当該千円を超えることとなる特定株式譲渡請求権等の行使による株式の取得に係る経済的

利益については、この限りでない。

一 当該株式譲渡請求権又は新株引受権の行使は、当該株式譲渡請求権又は新株引受権に係る付与決議の日から二年以内はできないこと。

二 当該株式譲渡請求権又は新株引受権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が、千円を超えないこと。

三 当該株式譲渡請求権又は新株引受権の行使に係る一株当たりの権利行使価額は、当該株式譲渡請求権又は新株引受権に係る契約を締結した株式会社の株式の当該契約の締結の時における一株当たりの価額に相当する金額以上であること。

四 当該株式譲渡請求権又は新株引受権の行使に係る株式の譲渡又は新株の発行が、当該株式の譲渡又は新株の発行のために付与決議がされた商法第二百十條ノ二第二項第三号又は第二百十條ノ二第二項に定め事項(取締役又は使用人の氏名を除く)に反しないで行われるものであること。

五 当該株式譲渡請求権又は新株引受権の行使により取得をする株式につき、当該行使に係る株式会社と証券業者又は金融機関で政令で定めるもの(以下この条において「証券業者等」という。)との間であらうかじめ締結される株式譲渡請求権又は新株引受権の行使による譲渡又は発行をされる当該株式会社の株式の保管の委託又は管理及び処分に係る信託(以下この条において「管理信託等」という。)に関する取決め(当該保管の委託に係る口座又は当該管理信託等に係る信託に係る口座又は当該管理信託等に係る信託の別開設され、又は締結されるものであること、当該口座又は当該信託においては株式譲渡請求権又は新株引受権の行使により譲渡又は発行をされる当該株式会社の株式以外の株式を受け入れないことその他の政令で定める要件が定められるものに限る。)に従い、政令で定めると

ころにより、当該取得後直ちに、当該株式会社を通じて、当該証券業者等の営業所又は事務所第四項において「営業所等」という。)に保管の委託又は管理信託がされること。

2 前項本文の規定は、権利者が、特定株式譲渡請求権等の行使をする際、第一号に掲げる事項を誓約し、かつ、第二号に掲げる事項その他大蔵省令で定める事項を記載した書面を、当該行使に係る株式会社に提出した場合に限り、適用する。

一 当該権利者(その者が権利承継相続人である場合には、その者の被相続人である取締役等)が、当該特定株式譲渡請求権等に係る付与決議の日において当該株式会社の大口株主及び大口株主の特別関係者に該当しないこと。

二 当該特定株式譲渡請求権等の行使の日の属する年における当該権利者の他の特定株式譲渡請求権等の行使の有無(当該他の特定株式譲渡請求権等の行使があつた場合には、当該行使に係る権利行使価額及びその行使年月日)

3 前項の株式会社は、同項の書面の提出を受けた場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該書面を保存しなければならない。

4 次に掲げる事由により、第一項本文の規定の適用を受けた個人(以下この項及び次項において「特例適用者」という。)が有する当該適用を受けて取得をした株式その他これに類する株式として政令で定めるところの(第一項第五号に規定する取決めに従い証券業者等の営業所等に保管の委託又は管理信託がされていものに限る。以下この条において「特定株式」という。)の全部又は一部の返還又は移転があつた場合(特例適用者から相続限定承認に係るものを除く)又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く)により特定株式の取得をした個人(以下この項及び次項

において「承継特例適用者」という。）が、当該特定株式を第一項第五号に規定する取決めに従い当該特定株式に係る証券業者等の営業所等に引き続き保管の委託又は管理等信託をする場合を除く。）には、当該返還又は移転があつた特定株式については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額による譲渡があつたものと、第一号に掲げる事由による返還を受けた特例適用者については、当該事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額をもつて当該返還を受け

た特定株式の數に相當する數の当該特定株式と同一銘柄の株式の取得をしたものとそれぞれみなして、第三十七條の十の規定その他の所得税に關する法令の規定を適用する。次に掲げる事由により、承継特例適用者が有する承継特定株式特例適用者から当該相続又は遺贈により取得をした特定株式その他これに類する株式として政令で定めるもので第一項第五号に規定する取決めに従ひ当該特定株式に係る証券業者等の營業所等に引き続き保管の委託又は管理等信託がされているものを用ゐる。以下この條において同じ。の全部又は一部の返還又は移転があつた場合についても同様とする。

一 保管の委託又は管理等信託の解約又は終了(第一項第五号に規定する取決めに従つてされる譲渡に係る終了を除く。)

二 贈与(法人に対するものを除く)。又は相続限定承認に係るものを除く。若しくは遺贈(法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く)。

三 第一項第五号に規定する取決めに従つて
される譲渡以外の譲渡でその譲渡の時にお
ける価額より低い価額によりされるもの
(所得税法第五十九条第一項第二号に規定
する譲渡に該當するものを除く)
特例適用者である居住者又は国内に恒久的

施設を有する非居住者が、その有する特定株式で第三十七条の十一第一項に規定する株式等に該当するものの同項各号に掲げる株式等の譲渡をした場合には、当該特定株式の譲渡所得による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等については、同条の規定は、適用しない。

承継特例適用者である居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その有する承継特定株式で同項に規定する株式等に該当するものの同項各号に掲げる株式等の譲渡をした場合についても、同様とする。

6 付与決議に基づく契約により取締役若しくは使用人である個人又は当該個人の相続人に株式譲渡請求権又は新株引受権を与える株式会社は、政令で定めるところにより、当該株式譲渡請求権又は新株引受権の付与に関する調査を、その付与をした日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

7 第一項第五号に規定する取決めに従ひ特定株式又は承継特定株式につき保管の委託を受け、又は管理等信託を引き受けている証券業者等は、政令で定めるところにより、当該特定株式又は承継特定株式の受入れ又は交付その他の異動状況に関する調書を、毎年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

8 第一項本文の規定の適用を受ける場合における株式の取得価額の計算の特例、同項本文の規定の適用を受ける場合における株式の譲渡に係る国内源泉所得の範囲及び非居住者に対する課税の方法の特例、特定株式又は承継特定株式の譲渡に係る所得税法第二百二十四条の三及び第二百二十五条の規定の特例その他の第一項、第四項及び第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十一条第一項中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同条第四項中「第一項の規定の適用がある場合には」を「第一項(第二

項の規定により適用される場合を含む。第四号において同じ。の規定の適用がある場合には、に改め、同項第一号中「同項第三十号の規定」を「同項第三十号」に、「同法第三十一条の二」を「同条第二項、同法第三十一条の二」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

2 個人が、平成十年一月一日から平成十二年

十二月三十一日までの間に、その有する土地等又は建物等でその年一月一日において所有する期間が五年を超えるものの譲渡をした場合には、当該譲渡による譲渡所得については、前項の規定により当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額に對し課する所得税の額は、同項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に應じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合、当該課税長期譲渡所得金額の百分の二十に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合、次に掲げる金額の合計額

イ 千二百万円

口 当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百分の二十五に相当する金額

第三十一条の二第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、「前条第一項」の下に

「(同条第二項の規定により適用される場合を含む。)」を加え、「同項各号」を「同条第一項各

号及び同条第二項各号」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第三十一条の第三項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、「第三十一条第一項」の下に「(同条第二項の規定により適用される場合を含む。）」を加え、「同項各号」を「同条第一項各号及び同条第二項各号

に改め、同条第二項第四号中「第三十一條第二項」を「第三十一條第三項」に改める。

第三十二條第一項中「第三十一條第二項」を「第三十一條第三項」に、「第三十一條第四項第二号」を「第三十一條第五項第二号」に改め、同条第四項中「第三十一條第四項」を「第三十一條第五項」に、「同条第四項第一号」を「同条第五項第一号」に、「同法第三十一條の二」を「同条第二項、同法第三十一條の二」に改める。

第三十三條第四項中「第三十一條第一項」の下に「（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）」を加え、「同項の」を「同条第二項の」に改める。

第三十三條の二第二項中「第二十八條の五」を削る。

第三十三條の第三項中、「第二十八條の五」を削り、「場合又は」の下に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七条第一項」を加え、同条第二項及び第三項中、「第二十八條の五」を削る。

第三十三条の四第一項第一号及び第三十四條第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十四条の二第二項第^ニ号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項第一号中「第九号」を「第十号」に改め、同条第三号中「平成九年十二月三十一日」を「平成十二年十二月三十一日」に改め、同条第二十三号を「同項第二十四号」とし、同項第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「土地等につき」の下に「中心市街地における」「土地等の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律第七条第一項に規定する土地区画整理事業、」を、「土地等のうち」の下に「同項」を加え、同号を同項第二十号とし、同項第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号中ハをニとし、ロの次に次のように改め、

ハ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十一条第二項に規定する認定する中小売商業高度化事業計画に基づく同法第四条第五項に規定する中小小売商業高度化事業(同項第一号から第四号まで又は第七号に掲げるものに限る。)

の五」に改め、同項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十六条第一項中「第三十一条第一項（の下に「同条第二項の規定により適用される場合を含むものとし、」を加える。

第三十六条の二第二項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に、「における資産の譲渡につき第三十五条第一項又は第三十六条

条の六」を「において第三十五条第一項、第三十六條の六又は第四十一條の五」に改め、同条第三項中「第三十一條第一項」の下に「同条第二項の規定により適用される場合を含む。」を加え、「同項の」を「同条第一項の」に改める。

第三十六條の六第一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十二年十二月三十一日」に、「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、「当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額

前条第一項	第三十六條の六第二項 において準用する第三 十六條の三第一項
なつた者	なつた者及び第三十六 條の六第四項の規定に 該当する者

改め、同条第三項から第八項までを削り、同条第九項中「及び第三項から前項まで」を削り、同項を同条第三項とする。

第三十七条第一項の表以外の部分中「平成六年一月一日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日まで」に、「以下第三十七条の三まで」を「同表の第一号及び第十九号から第二十一

号までの上欄を除き、以下第三十七条の三まで」に、「第一号の下欄に掲げる資産(同号の上欄に掲げる資産のうち大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業

が二億円以下であるもので、かつ、当該譲渡に係る土地又は土地の上に存する権利の対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）」及び「(当該買換資産である土地又は土地の上に存する権利の取得に係る対価の額が当該取得に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限る。))」を削り、「における資産の譲渡につき」を「において」に、「又は前条」を「前条又は第四十一条の二五」に改め、同条第二項の表の第三十六条の二三月三十一日」を「平成十二年十二月三十一日」に改め、「の同項に規定する譲渡」を削り、「買換資産の取得」を「買換資産の」に改め、「同項に規定する取得」を削り、同表の第三十六条

前条第一項	第三十六條の六第二項
	において準用する第三十六條の三第一項

に

(以下この項及び第三十七条の第三第二項において「都心共同住宅供給事業」という。)の用に供されるものとして政令で定めるものに係るものを除く。)のうち近郊整備地帯等(同表の第一号の上欄のイからハまでに掲げる区域の近郊の区域として政令で定める区域をいう。以下この項及び第三十七条の第三第二項において同じ。)内にあるもの又は同表の第二十号若しくは第二十一号)及び「第一号の下欄に掲げる資産(同号の上欄に掲げる資産のうち都心共同住宅供給事業の用に供されるものとして政令で定めるものに係るものを除く。)'のうち近郊整備地帯等内にあるもの又は同表の第二十号若しくは第二十一

号」を「第二十号」に改め、同項の表の第一号中「含むもの」とし、貸付けの用に供されているものを除く」を含む。以下この表において同じ」に改め、「昭和三十一年法律第八十三号」、「昭和三十八年法律第二百九十九号」及び「（その附属設備を含む。以下この表において同じ。）」を削り、同表の第十九号中「昭和五十六年十二月三十一日以前に取得同日後の相続による取得その他の政令で定めるものを含む。）」がされた」を「取得がされたこれらの資産のうちその譲渡の日の属する年の一月一日において所有期間（第三十一条第三項に規定する所有期間をいう。以下この表及び第五項において同じ。）」が十年を超える」に改め、同表の第二十号中「昭和五十六年十二月三十一日以前に取得（同日後の相続による取得その他の政令で定めるものを含む。）」がされた」を「取得がされたこれらの資産のうちその譲渡の日の属する年の一月一日において所有期間が十年を超える」に改め、同表の第二十一号中「昭和五十六年十二月三十一日以前に取得同日後の相続による取得その他の政令で定めるものを含む。）」がされた」を「取得がされたこれらの資産のうちその譲渡の日の属する年の一月一日において所有期間が十年を超える」に、「既成市街地等以外の地域内にある建物」を「国内にある土地等、建物」に改め、同条第三項及び第四項中「平成六年一月一日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日まで」に改め、同条第五項中「（第三十一条第二項に規定する所有期間をいう。以下この項において同じ。）」及び「（同項第七号に掲げる土地等の譲渡のうちその年一月一日において所有期間が二年以下である土地等（その年中に取得をした土地等で政令で定めるものを含む。）」の譲渡にあつては、第二十八条の五第二項第三号に掲げる土地等の譲渡に該当するものに限る。）」を削り、同条第六項中「第三十一条第一項」の下に「（同条第二項の規定により適用される場

合を含む。」を加え、「係る同項」を「係る同条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

11 第五項の規定は、個人が平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間にした土地等の譲渡については、適用しない。

第三十七條の三第二項第一号中「第一号の下欄に掲げる資産(同号の上欄に掲げる資産のうち都心共同住宅供給事業の用に供されるものとして政令で定めるものに係るものを除く。）」のうち近郊整備地帯等内にあるもの又は同表の第二十号若しくは第二十一号」を「第二十号」に改める。

第三十七條の四中「平成六年一月一日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日まで」に改める。

第三十七條の五第一項の表の第二号中「昭和四十一年法律第百二二号」を削り、同条第二項の表の第三十七條第四項の項中「平成六年一月一日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日まで」に改め、同条第五項第一号中「第三十一條第二項」を「第三十一條第三項」に改める。

第三十七條の十第三項第四号及び第六号中「第三十七條の十四」を「第三十七條の十五」に改める。

第三十七條の十一第一項第三号中「(明治三十二年法律第四十八号)」を削り、同条第五項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第三十八條を削り、第二章第四節第九款中第三十七條の十六を第三十八條とし、第三十七條の十五を第三十七條の十六とし、第三十七條の十四を第三十七條の十五とし、第三十七條の十三の次に次の一条を加える。

(銀行持株会社に対する合併新株券の現物出資に係る課税の特例)
第三十七條の十四 銀行持株会社の創設のため銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成九年法律第百二十一号)第二條第一項に規定する金融機関(以下この項において「金融機関」という。)と同条第二項に規定する銀行持株会社(当該金融機関が同法第十二條第一項同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により設立したものに限り、同法第三條第一項に規定する子会社である他の金融機関とが当該他の金融機関が存続することとなる合併を行った場合において、当該他の金融機関が、同法第七條第一項の規定により当該金融機関の株主による当該銀行持株会社に対する現物出資の給付があつたものとみなされる当該銀行持株会社に対する同項に規定する合併新株券の交付(当該交付に係る現物出資による当該銀行持株会社の当該合併新株券の受入価額が政令で定める金額以下となつてゐるものに限り)をしたときは、その合併の時に当該金融機関の株主であつた個人による当該銀行持株会社に対する当該合併新株券に係る株式の当該現物出資に係る第三十七條の十から第三十七條の十二まで又は所得税法第二十七條、第三十三條若しくは第三十五條の規定の適用については、当該合併新株券に係る株式の譲渡は、なかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合における同項の株主であつた個人が同項の現物出資により取得する同項の銀行持株会社の株式の取得価額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十條の四第一項中「株式等」を「株式等当該株式を発行する株式会社に対しその利益の配当、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利のない株式又は実質的に当該権利がないと認められる株式(以下この項及び次項において「請求権のない株式」という。)に係るものを除く。」に改め、同項第一号中「株式等」を「株式等(請求権のない株式に係るものを除く。）」に、「発行済株式」を「発行済株式(請求権のない株式を除く。）」の「に、以下この条」を「次号」に改め、同項第二号中「間接保有の株式等」の下に「(請求権のない株式に係るものを除く。）」を加え、同条第二項中「前項」の下に「及びこの項」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額のうち居住者(当該居住者と法人税法第二條第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある非居住者を含む。以下この号において同じ。)及び内国法人の有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合(当該外国法人が次のイからハまでに掲げる株式等会社である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれが多い割合)が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権のない株式を発行している株式等会社ハに掲げる株式等会社を除く。その発行済株式(議決権のない株式を除く。)の総数のうち居住者及び内国法人の有する直接及び間接保有の株式等(議決権のない株式に係るものを除く。)の総数の占める割合

ロ 請求権のない株式を発行している株式等会社ハに掲げる株式等会社を除く。その発行済株式(請求権のない株式を除く。)の総数のうち居住者及び内国法人の有する直接及び間接保有の株式等(請求権のない株式に係るものを除く。)の総数の占める割合

ハ 議決権のない株式及び請求権のない株式を発行している株式等会社 イ又はロに定める割合のいずれが多い割合

第四十一條第一項及び第四十一條の二第二項中「二千万円」を「三千万円」に改める。

第四十一條の六を削り、第四十一條の五を第四十一條の六とし、第四十一條の四の次に次の一条を加える。

(特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除)
第四十一條の五 確定申告書を提出する個人が、その年の前年以前三年内の年において生じた居住用財産の譲渡損失の金額(この項の規定の適用を受けて前年以前の年において控除されたものを除く。以下この項において「控除適用譲渡損失金額」という。)を有する場合において、当該個人がその年十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年にあつては、その死亡した日)において当該控除適用譲渡損失金額に係る買換資産第三項第一号に規定する買換資産をいう。)に係る住宅借入金等の金額を有するときは、当該個人がその年又はその年の前年以前の年において当該控除適用譲渡損失金額が生じた年の前年以前の年において生じた居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受ける場合又は受けてゐる場合を除き、当該控除適用譲渡損失金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該個人のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二條第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える年については、この限りでない。

2 前項の規定は、同項の個人が居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき当該居住用財産の譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の大蔵省令で定める書類の添付がある確定申告書をその提出期限までに提出した場合(税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該確定申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。)であつて、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、同項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住用財産の譲渡損失の金額 当該個人が、平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの期間（第六項において「指定期間」という。）内に、その有する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で、その年一月一日において第三十一条第三項に規定する所有期間が五年を超えるもののうち次に掲げるもの（以下この号及び第六項において「譲渡資産」という。）の譲渡（第三十二条第三項第一号に規定する譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け（第六項において「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」という。）を含むものとし、当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してするものその他政令で定めるものを除く。以下この号において「特定譲渡」という。）をした場合（当該個人が当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限るものとし、当該個人がその年の前年又は前々年における資産の譲渡につき第三十一条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二、第三十六条の五又は第三十六条の六の規定の適用を受けている場合を除く。）において、平成十年一月一日（当該特定譲渡の日が平成十二年一月一日以後であるときは、当該特定譲渡の日の属する年の前年一月一日）から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に、当該個人の居住の用に供する家屋で政令で定めるもの又は当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で、国内にあるもの（以下この条において「買換資産」という。）の取得（建設を含むものとし、贈与によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該個人の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときにおけるその年において生じた所得税法第二十一条第二十五号に規定する純損失の金額（同法第七十条第一項又は第二項（同法第六十五条において適用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの及び同法第六十二条第二項（同法第六十六条において適用する場合を含む。）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）のうち、当該譲渡資産の特定譲渡（その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該個人が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係るもの（当該譲渡資産のうち土地又は土地の上に存する権利で政令で定める面積が五百平方メートルを超えるものが含まれている場合には、当該土地又は土地の上に存する権利のうち当該五百平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。）として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

の他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該個人の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときにおけるその年において生じた所得税法第二十一条第二十五号に規定する純損失の金額（同法第七十条第一項又は第二項（同法第六十五条において適用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの及び同法第六十二条第二項（同法第六十六条において適用する場合を含む。）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）のうち、当該譲渡資産の特定譲渡（その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該個人が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係るもの（当該譲渡資産のうち土地又は土地の上に存する権利で政令で定める面積が五百平方メートルを超えるものが含まれている場合には、当該土地又は土地の上に存する権利のうち当該五百平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。）として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

イ 当該個人がその居住の用に供している家屋で政令で定めるもののうち国内にあるもの
ロ イに掲げる家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたもの（当該個人の居住の用に供されなくなつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。）
ハ イ又はロに掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利
ニ 当該個人のイに掲げる家屋が災害によ

り滅失した場合において、当該個人が当該家屋を引き続き所有していたとしたならば、その年一月一日において第三十一条第三項に規定する所有期間が五年を超える当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利（当該災害があつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。）

二 住宅借入金等 住宅の用に供する家屋の新築若しくは取得又は当該家屋の敷地の用に供される土地若しくは当該土地の上に存する権利の取得（以下この号において「住宅の取得等」という。）に要する資金に充てるために第八条第一項に規定する金融機関又は住宅金融公庫から借り入れた借入金で契約において償還期間が十年以上の割賦償還の方法により返済することとされているもののその他の住宅の取得等に係る借入金又は債務（利息に対応するものを除く。）で政令で定めるものをいう。
四 居住者が第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用に係る買換資産の取得については、第四十一条及び第四十一条の二の規定は、適用しない。
五 居住者が最初に第一項の規定の適用を受けることができる年又はその年の翌年以後の各年において当該適用に係る買換資産の取得につき第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受ける場合には、当該買換資産に係る居住用財産の譲渡損失の金額については、同項の規定は、適用しない。
六 確定申告書を提出する個人の所得税法第七十条第一項に規定する各年において生じた同法第二十一条第二十五号に規定する純損失の金額（以下この項において「純損失の金額」という。）のうち居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額（指定期間内に譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。）が

あつた譲渡資産に係る当該譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）がある場合における同法第七十条第一項（同法第六十五条において適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「及び第四百四十二条第二項」とあるのは、「第四百四十二条第二項」と「となつたもの」とあるのは「となつたもの及び租税特別措置法第四十一条の五第六項（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除に規定する居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額）とする。」

七 第一項及び前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
八 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
一 所得税法第二十一条第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「の規定」とあるのは、「並びに租税特別措置法第四十一条の五（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）の規定」とする。
二 所得税法第二十一条の規定の適用については、同条第二項中「又は第七十一条第一項（雑損失の繰越控除）」とあるのは、「第七十一条第一項（雑損失の繰越控除）又は租税特別措置法第四十一条の五第一項（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）」と、同条第三項中「の規定」とあるのは「又は租税特別措置法第四十一条の五の規定」とする。
三 所得税法第二百三十三条の規定の適用については、同条第一項中「の規定」とあるのは「若しくは租税特別措置法第四十一条の五第一項（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）の規定」と、同条第七十一条第一項とあるのは「若しくは第七十一条第一項又は租税特別

措置法第四十一条の五第一項」と、同条第二項第五号中「又は第七十一条第一項」とあるのは「若しくは第七十一条第一項又は租税特別措置法第四十一条の五第一項」とする。

四 国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ中「これらの法律」とあるのは、「所得税法若しくは法人税法又は租税特別措置法」とする。

五 前各号に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定の適用を受けた者は、当該適用に係る買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日までに、当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、同日から四月を経過する日までに同項の規定の適用を受けた年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ。

10 買換資産の取得につき第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けた者(第五項の規定に該当する者を除く。)は、当該買換資産の取得に係る居住用財産の譲渡損失の金額について第一項の規定の適用を受けることとなつた場合には、最初に同項の規定の適用を受ける年分の所得税の確定申告書を提出する日までに当該買換資産の取得につき第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けた年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ。

11 前二項の規定に該当する場合において、これらの規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税

の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

12 第九項又は第十項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第九項又は第十項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第九項又は第十項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の五第九項又は第十項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第四十二条の四第一項中「第四十二条の九第二項」を「第四十二条の九、第四十二条の十、第四十二条の十一第二項」に改め、同条第八項第三号中「次条」を「第四十二条の九若しくは第四十二条の十の規定又は次条」に、「第四十二条の九第二項」を「第四十二条の十一第一項」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に改める。

第四十二条の五第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「次条」を「第四十二条の九若しくは第四十二条の十の規定又は次条」に、「第四十二条の九第一項」を「第四十二条の十一第一項」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に、「第一号イ、第三号イ、第五号又は第六号」を「第一

号イ若しくはハ、第二号ロ又は第三号から第六号まで」に改め、同項第二号中「著しく資する機械その他の減価償却資産又は」を「著しく資し、又は」に、「減価償却資産の」を「減価償却資産であつて次に掲げるものの」に改め、同号に次のように加える。

イ 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第二条に規定する新エネルギー利用等に資する機械その他の減価償却資産

ロ イに掲げる機械その他の減価償却資産

以外のもの
第四十二条の五第二項中「第四十二条の九第二項」を「第四十二条の九、第四十二条の十、第四十二条の十一第二項」に、「次条」を「第四十二条の九若しくは第四十二条の十の規定又は次条」に、「第四十二条の九第一項」を「第四十二条の十一第一項」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に改める。

第四十二条の六第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「次条」を「第四十二条の九若しくは第四十二条の十の規定又は次条」に、「第四十二条の九第一項」を「第四十二条の十一第一項」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に改め、同条第二項中「中小企業者等が」を「特定中小企業者等(中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人をいう。以下この項において同じ。)」に、「当該中小企業者等」を「当該特定中小企業者等」に、「第四十二条の九第二項」を「第四十二条の九、第四十二条の十、第四十二条の十一第二項」に、「次条」を「第四十二条の九若しくは第四十二条の十の規定又は次条」に、「第四十二条の九第一項」を「第四十二条の十一第一項」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に改め、同条第三項中「その用」を「その指定事業の用」に、「又は第四十二条の八第三項」を「第四十二条の八第三項又は第四十二条の十第一項」に、「を除く」

を「に係る場合を除く」に改め、同条第六項中「第四十二条の八第六項」の下に、「第四十二条の十第五項」を加える。
第四十二条の七第一項中「第四十二条の九第一項」を「第四十二条の九の規定又は第四十二条の十一第一項」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に改め、同条第二項中「第四十二条の九第二項」を「第四十二条の九、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第二項」に、「第四十二条の九第一項」を「第四十二条の十一第一項」に、「又はこれらの」に改め、同条第六項中「前条」に改め、同条を第四十二条の十一とし、第四十二条の八の次に次の二条を加える。
(自由貿易地域等において工業用機械等を取

得した場合の法人税額の特別控除)
第四十二条の九 青色申告書を提出する法人

が、沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産(以下この条において「工業用機械等」という。)を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区内において当該法人の当該事業の用に供したときは、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。)の所得に対する法人税の額(この条、第四十二條の四、第四十二條の五第二項及び第三項、第四十二條の六第二項から第四項まで及び第六項、第四十二條の七第二項から第四項まで及び第六項、前条第二項から第四項まで及び第六項、次条、第四十二條の十一第一項並びに第六十八條の二並びに法人税法第六十七條から第七十條の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二條第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。)からその事業の用に供した当該工業用機械等(次条の規定又は第四十二條の十一第一項、第四十三條から第四十六條の三まで、第四十八條若しくは第四十九條若しくはこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の取得価額(一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額)に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額(以下この

項及び第三項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人

税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

地 区	事 業	資 産	割 合
一 沖縄振興開発特別措置法第二十三條第一項の規定により自由貿易地域として指定された地区及び同法第二十三條の二第一項の規定により特別自由貿易地域として指定された地区	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備	百分の十五、建物及びその附属設備については、百分の八
二 沖縄振興開発特別措置法第十一條第一項の規定により工業等開発地区として指定された地区	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備	百分の十五、建物及びその附属設備については、百分の八
三 沖縄振興開発特別措置法第十八條の二第一項の規定により情報通信産業振興地域として指定された地区	電気通信業その他政令で定める事業	機械及び装置、政令で定める建物及びその附属設備並びに政令で定める構築物	百分の十五、建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八
四 沖縄振興開発特別措置法第十八條の五第一項の規定により観光振興地域として指定された地区	同法第十八條の六第一項に規定する特定民間観光関連施設(以下この項において「特定民間観光関連施設」という。)の設置又は運営に関する事業	特定民間観光関連施設に含まれる機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの	百分の十五、建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八

が、沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産(以下この条において「工業用機械等」という。)を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区内において当該法人の当該事業の用に供したときは、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。)の所得に対する法人税の額(この条、第四十二條の四、第四十二條の五第二項及び第三項、第四十二條の六第二項から第四項まで及び第六項、第四十二條の七第二項から第四項まで及び第六項、前条第二項から第四項まで及び第六項、次条、第四十二條の十一第一項並びに第六十八條の二並びに法人税法第六十七條から第七十條の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二條第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。)からその事業の用に供した当該工業用機械等(次条の規定又は第四十二條の十一第一項、第四十三條から第四十六條の三まで、第四十八條若しくは第四十九條若しくはこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の取得価額(一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額)に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額(以下この

2 青色申告書を提出する法人が、各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において繰越税額控除限度超過額を有する場合に、当該事業年度の所得に対する法人税の額

から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金

額(当該事業年度においてその事業の用に供した工業用機械等につき前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度(当該事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限る。)における税額控除限度額のうち、第一項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

4 第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

5 第二項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

6 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(同法第七十二條及び第七十四條を同法第四十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定の適

用については、同法第六十七條第二項中「第七十條の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十條の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二條の九（自由貿易地域等において工業用機械等を取扱した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十條の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二條の九（自由貿易地域等において工業用機械等を取扱した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二條第一項第二号中「の規定を適用」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二條の九（自由貿易地域等において工業用機械等を取扱した場合の法人税額の特別控除の規定を適用）」と、同法第七十四條第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二條の九（自由貿易地域等において工業用機械等を取扱した場合の法人税額の特別控除）」とする。

（沖繩の特別中小企業者等が事業化設備等を取扱した場合等の法人税額の特別控除）
第四十二條の十 青色申告書を提出する法人で中小企業者の創造的産業活動の促進に関する臨時措置法第三條第一項に規定する中小企業者等に該当するもののうち同法第五條第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従つて同法第二條第四項に規定する研究開発等事業を行うもの（大規模法人の子会社として政令で定めるものを除く。以下この条において「特別中小企業者等」という。）が、沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）の施行の日から平成十四年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのない当該認定研究開発等事業計画に定める機械及び装置並びに建物及びその附属設備（以下この条におい

て「事業化設備等」という。）で政令で定める規模のもの（以下この項及び次項において「特定事業化設備等」という。）を取扱し、又は特定事業化設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖繩県の地域内に、ある当該特別中小企業者等の営む沖繩振興開発特別措置法第二十一條の二に規定する事業の用（貸付けの用を除く。以下この条において「特定事業の用」という。）に供した場合には、その特定事業の用に供した日を含む事業年度（第四十二條の七第一項若しくは同項に係る第五十二條の三第一項の規定又は第四十二條の七第二項から第四項までの規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の所得に対する法人税の額（この条、第四十二條の四、第四十二條の五第二項及び第三項、第四十二條の六第二項から第四項まで及び第六項、第四十二條の七第六項、第四十二條の八第二項から第四項まで及び第六項、前条、次条第二項並びに第六十八條の二並びに法人税法第六十七條から第七十條の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二條第四項に規定する附帯税の額を除く。以下第三項までにおいて同じ。）からその特定事業の用に供した当該特定事業化設備等（次条第一項、第四十三條から第四十六條の三まで、第四十八條若しくは第四十九條又はこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の取得価額の百分の十五（当該特定事業化設備等が建物及びその附属設備である場合は、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特別中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該特別中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額

の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。
2 特別中小企業者等が、指定期間内に、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのない事業化設備等を物品買入れを営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限り。）をして、これを沖繩県の地域内に、ある当該特別中小企業者等の営む特定事業の用に供した場合（その特定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き、当該特定事業の用に供している場合に限る。）には、供用年度の所得に対する法人税の額からその特定事業の用に供した事業化設備等（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限り。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十五（当該事業化設備等が建物及びその附属設備である場合には、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第四項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特別中小企業者等の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該特別中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該特定事業の用に供した当該特定事業化設備等につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額から控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。）

3 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（第四十二條の七第一項若しくは同項に係る第五十二條の三第一項の規定又は第四十二條の七第二項から第四項までの規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその特定事業の用に供した事業化設備等につき第一項又は前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。）
4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、第一項又は第二項の規定による控除をしなくてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額の合計額をいう。）
5 第二項に規定する事業化設備等につき同項の規定の適用を受けた法人が、当該適用を受けた事業年度後の各事業年度において、当該事業化設備等の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該事業化設備等を当該法人の営む特定事業の用に供しなくなった場合（当該法人の解散、当該事業化設備等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該特定事業の用に供しなくなった場合を除く。）には、当該法人に対して課する当該特定事業の用に供しなくなった日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事

業年度及び清算中の各事業年度を除く。の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第四百三十三条第一項から第三項までの規定並びに第四十二條の六第六項、第四十二條の七第六項、第四十二條の八第六項、第六十七條の二第一項及び第六十八條の三第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該事業化設備等につき第二項又は第三項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該特定事業の用に供しなくなつた日から当該貸借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

6 前項の規定の適用を受ける事業化設備等に係る第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

8 第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

9 第一項から第三項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百三十五条第一項において準用する場合を含む。の規定の適用については、同法第六十七條第二項中「第七十條の二まで(税額控除)」とあるのは「第七十條の二まで(税額控除)又は租税特別措置法第四十二條の十(沖繩の特別中小企業者等が事業化設備等を取付した場合等の法人税額の特別控除)」と、同法第七十條の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二條の十(沖繩の特別中小企業者等が事業化設備等を取付した場合等の法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二條第一項第二号中「の規定を適用」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二條の十(沖繩の特別中小企業者等が事業化設備等を取付した場合等の法人税額の特別控除)の規定を適用」と、同法第七十四條第一項第二号中「前節(税額の計算)及び租税特別措置法第四十二條の十(沖繩の特別中小企業者等が事業化設備等を取付した場合等の法人税額の特別控除)」とする。

10 第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七條第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二條の十第五項(事業化設備等を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額)」と、同法第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二條の十第五項(事業化設備等を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額)」と、同法第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二條の十第五項」とする。

第四十三條の二を削る。
第四十三條の三第一項中「前二条又はこれを「前条又は同条」に改め、同条第二項中「第四十三條第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第四十三條の二とする。
第四十三條の四第一項及び第二項中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第四十三條の三とする。
第四十四條第一項中「第四十三條から前条まで」を「前三条」に改める。
第四十四條の二第一項中「十四年以内の」を「十六年以内の」に改め、同項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「(前三号に掲げる高度技術工業用設備に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第一号とし、同項第五号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の二号を加える。
四 適用期間の開始の日から十五年以内に取得等をした高度技術工業用設備(前三号に掲げる高度技術工業用設備に該当するものを除く。百分の十(建物及びその附属設備については、百分の五))
五 適用期間の開始の日から十六年以内に取得等をした高度技術工業用設備(前各号に掲げる高度技術工業用設備に該当するものを除く。百分の九(建物及びその附属設備については、百分の五))

作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。以下この項において「基準取得価額」という。を加え、その取得価額を「その基準取得価額」に改め、同項の表の第三号中「百分の九」を「百分の七」に改め、同表の第四号中「(以下この号において「外航船舶」という。))」を削り、「合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの」の下に「及び当該機械その他の設備」を加え、「外航船舶以外の船舶で」を削り、「及び当該機械その他の設備については百分の二十」を「については百分の十九」に改め、同表の第五号中「百分の九」を「百分の八」に改める。
第四十三條の二を削る。
第四十三條の三第一項中「前二条又はこれを「前条又は同条」に改め、同条第二項中「第四十三條第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第四十三條の二とする。
第四十三條の四第一項及び第二項中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第四十三條の三とする。
第四十四條第一項中「第四十三條から前条まで」を「前三条」に改める。
第四十四條の二第一項中「十四年以内の」を「十六年以内の」に改め、同項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「(前三号に掲げる高度技術工業用設備に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第一号とし、同項第五号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の二号を加える。
四 適用期間の開始の日から十五年以内に取得等をした高度技術工業用設備(前三号に掲げる高度技術工業用設備に該当するものを除く。百分の十(建物及びその附属設備については、百分の五))
五 適用期間の開始の日から十六年以内に取得等をした高度技術工業用設備(前各号に掲げる高度技術工業用設備に該当するものを除く。百分の九(建物及びその附属設備については、百分の五))

五 適用期間の開始の日から十六年以内に取得等をした高度技術工業用設備(前各号に掲げる高度技術工業用設備に該当するものを除く。百分の九(建物及びその附属設備については、百分の五))
第四十四條の四第三項を次のように改める。
3 青色申告書を提出する法人で食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第八條第一項に規定する高度化計画に係る同項の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成十二年三月三十一日までの間に、同法第九條第二項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置(製造過程の管理の高度化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「製造過程管理高度化設備等」という。で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合)には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該製造過程管理高度化設備等第四十三條から前条まで若しくは前二項又はこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該製造過程管理高度化設備等の取得価額の百分の十四(建物及びその附属設備については、百分の七)に相当する金額をいう。との合計額とする。第四十四條の五第一項中「十年以内の」を「十二年以内の」に改め、同項に次の一号を加える。
五 適用期間の開始の日から十二年以内に取得等をした特定余暇利用施設(前各号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。百分の六)

第四十四条の六第一項の表の第一号の第二欄中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同号の第四欄中「百分の十(平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の九とし、同年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の八とする。)」を「百分の七」に改め、同表の第二号の第二欄中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同号の第四欄中「百分の十四(平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで)」を「百分の八(平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで)」に改め、同表の第三号中

「百分の十一」を「百分の十」に改め、同表の第四号中「百分の十二」を「百分の十一」に改める。
第四十四条の七第一項中「平成十一年三月三十一日」の下に「(同表の第八号から第十一号までの上欄に掲げるものについては、平成十二年三月三十一日)」を、「上欄に掲げる法人」の下に「及び同表の第八号の上欄に掲げる法人のうち政令で定めるもの」を加え、同項の表の第一号中「第六号」を「第五号」に改め、同表中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同表の第八号の上欄中「掲げる法人」の下に「(政令で定めるものを除く。)」を加え、同号を同表の第七号とし、同表に次の四号を加える。

八 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十一条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に係る法人のうち政令で定めるもの	イ 当該認定中小小売商業高度化事業計画に係る同条第一項に規定する商業施設のうち建物及びその附属設備(以下第十一号までにおいて「建物等」という。)で政令で定めるもの	ロ 当該認定中小小売商業高度化事業計画に係る同条第一項に規定する商業基盤施設のうち建物等及び構築物で政令で定めるもの	百分の八
			百分の十二
九 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十七条第一項に規定する認定特定事業者である法人で同法第四十条第四項第一号に規定する特定商業施設等整備事業を実施するもののうち政令で定めるもの	同法第十七条第二項に規定する認定特定事業計画(以下第十一号までにおいて「認定特定事業計画」という。)に係る同法第四十条第四項第一号の商業施設のうち建物等で政令で定めるもの又は認定特定事業計画に係る同号の商業基盤施設(政令で定める規模のものに限る。)のうち建物等及び構築物で政令で定めるもの	百分の八	百分の八
十 中心市街地における市街地の	認定特定事業計画に係る当該貨物運送効率	百分の八	

整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十七条第一項に規定する認定特定事業者である法人で同法第四十条第四項第五号に規定する貨物運送効率化事業を実施するもののうち政令で定めるもの

認定特定事業計画に係る同号に規定する其の	百分の八
----------------------	------

第四十四条の八第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「五年以内の」を「七年以内の」に改め、同項に次の一号を加える。
三 適用期間の開始の日から七年以内に取得等をした産業業務施設(前二号に掲げる産業業務施設に該当するものを除く。)百分の十
第四十四条の九第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、「取得価額」の下に「(第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)」を加える。
第四十四条の十第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。
第四十五条第一項の表の第一号及び第二号中「百分の十二」を「百分の十一」に改め、同表の第三号から第五号までの規定中「百分の十

四」を「百分の十三」に改め、同表の第十号中「地区」の下に「及び同法第二十三条の第二項の規定により特別自由貿易地域として指定された地区」を加える。
第四十五条の二第三項第三号中「病院」の下に「又は診療所」を加える。
第四十六条の二の見出し中「割増償却」を「割増償却等」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの(第四十三条から前条まで若しくは前項又はこれらの規定に係る第五十二条の三第三項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項

において「障害者対応設備等」という。）を取
得し、又は障害者対応設備等を製作して、こ
れを当該法人の営む当該各号の上欄に規定す
る事業の用に供した場合には、その事業の用
に供した日を含む事業年度の当該障害者対応
設備等の償却限度額は、法人税法第三十一
条第一項の規定にかかわらず、当該障害者対応

設備等の普通償却限度額と特別償却限度額
(当該障害者対応設備等の取得価額同表の第
二号の中欄に掲げる減価償却資産にあつて
は、当該取得価額に政令で定める割合を乗じ
て計算した金額)に当該各号の下欄に掲げる
割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計
額とする。

法	人	資	産	割	合
一 鉄道事業法(昭和六十一年法 律第九十二号)第二条第一項に 規定する鉄道事業又は軌道法 (大正十年法律第七十六号)第三 条に規定する運輸事業を営む法 人	政令で定める駅又は停留場に設置されるエ レベーター及びエスカレーターで、身体障 害者その他これに準ずる者の利用に資する ものとして政令で定めるもの	百分の十五			
二 道路運送法第三条第一号に規 定する一般旅客自動車運送事業 を営む法人	当該事業用の自動車で身体障害者その他こ れに準ずる者が移動のための車いすその他 の用具を使用したまま車内に乗り込むこと を可能とする乗降補助装置を有するものと して政令で定めるもの	百分の二十五			

第四十六条の三第一項第二号及び第三号中
「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月
三十一日」に改める。

第四十七条第一項中「平成十年三月三十一
日」を「平成十二年三月三十一日」に、
「該各号に定める割合を乗じて計算した」を「
百分の四十(当該優良賃貸住宅のうちその新築
の時に同法の規定により定められている
耐用年数が三十五年以上であるものについて
は、百分の五十五)に相当する」に改め、同項
各号を次のように改める。

一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する
法律第六条に規定する特定優良賃貸住宅の
うち特にその建設の促進を図る必要がある
ものとして政令で定めるもの
二 大都市地域における住宅及び住宅地の供

給の促進に関する特別措置法第二条第五号
に規定する区域内に建築される賃貸住宅の
うち次に掲げるもの
イ 大都市地域における住宅及び住宅地の
供給の促進に関する特別措置法第一百条
の八に規定する認定計画に基づき建築さ
れる建築物に係る賃貸住宅で政令で定め
るもの
ロ 次に掲げる建築物(政令で定める要件
を満たすものに限る。)に係る賃貸住宅で
優良な共同住宅に該当するものとして政
令で定めるもの

(1) 都市計画法第四条第一項に規定する
都市計画(第三項において「都市計画」
という。)に定められた同法第八条第一
項第三号の高度利用地区その他の政令

で定める区域内に建築される建築物で
政令で定めるもの
(2) 建築基準法第五十九条の二第一項の
規定による許可を受けて建築される建
築物で政令で定めるもの

第四十七条第二項中「百分の十五」を「百分
の十二」に、「百分の十八」を「百分の十四」
に改め、同条第三項中「次に掲げる建築物」を
「第一号から第五号までに掲げる建築物」に、
「同時に」を「併せて」に改め、「含む」の下
に「並びに第六号に掲げる建築物当該建築物
と併せて設置される機械及び装置で大蔵省令で
定めるものを含む。」を加え、同項に次の一号
を加える。

六 首都圏整備法第二条第三項に規定する既
成市街地及び同条第四項に規定する近郊整
備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定
する既成都市区域及び同条第四項に規定す
る近郊整備区域、中部圏開発整備法第二条
第三項に規定する都市整備区域その他これ
らに類する区域として政令で定める区域内
に建築し、又は設置される雨水の有効利用
又は地下への浸透を図るための雨水を貯留
する建築物(政令で定める規模のものに限
る。)

第四十八条第一項中「平成十年三月三十一
日」を「平成十二年三月三十一日」に、「百分
の二十」を「百分の十八」に改める。
第四十九条第二項中「百分の十四」を「百分
の十三」に改める。

第五十二條第一項に次の一号を加える。
十 食品の製造過程の管理の高度化に関する
臨時措置法第六条第一項に規定する試験研
究計画に係る同項の認定を受けた同法第四
条第一項に規定する法人 同法第十一条第
一項に規定する負担金

第五十二條の二第一項中「第四十二條の九
第一項」を「第四十二條の十一第一項」に改め、
同条第二項中「第四十二條の九第一項」を

「第四十二條の十一第一項」に、「第四十二條
の九第一項後段」を「同項後段」に、「(第四十
二條の九第一項)を」を「(同項)に、又は第四十
六條を」を「第四十六條、第四十六條の二第
一項又は第四十六條の三」に改め、同条第三項中
「第四十二條の九第一項」を「第四十二條の十
第一項」に改める。

第五十二條の三第一項中「第四十二條の九
第一項」を「第四十二條の十一第一項」に、
「第四十二條の九第一項後段」を「同項後段」
に改め、同条第三項中「第四十二條の九第一
項」を「第四十二條の十一第一項」に、「又は
第四十六條を」を「第四十六條、第四十六條の
二第一項又は第四十六條の三」に改める。

第五十五條第一項中「平成十年三月三十一
日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、
「(同表の第三号又は第四号の上欄に掲げる法人
の特定株式等については、政令で定める要件を
満たす出資又は資金の貸付けに関する計画に基
づく取得に限る。)」を削り、「第六号まで」を
「第四号まで」に、「次項第十二号ハ」を「次項
第十号ハ」に、「第三号又は第五号」を「又
は第三号」に、「第四号又は第六号」を「又
は第四号」に改め、同項の表の第一号中「第
五号又は第七号から第十号まで」を「又は第五
号から第八号まで」に、「百分の十二」を「百分
の十」に改め、同表の第二号中「第八号又
は第十号」を「又は第八号」に、「百分の十二」
を「百分の十」に改め、同表の第三号及び第四
号を削り、同表の第五号中「第七号から第十号
まで」を「第五号から第八号まで」に、「百分
の十六」を「百分の十四」に改め、同表の同表
の第三号とし、同表の第六号中「第八号又は第
十号」を「第六号又は第八号」に、「百分の十
六」を「百分の十四」に改め、同表の同表の第
四号とし、同表の第七号中「第九号」を「第七
号」に、「百分の四十」を「百分の三十」に改
め、同表の同表の第五号とし、同表の第八号中
「第十号」を「第八号」に、「百分の四十」を

「百分の三十」に改め、同号を同表の第六号とし、同表第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、同表第二項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同項第八号中「に対する出資若しくは」を「に係る投融資等(法人に対する出資又は」に、「当該資源開発事業法人」を「当該法人」に、「事業を含む」を「事業を含む」をいうに、「投融資等」という。又は当該投融資等及び」を「同じ」、当該投融資等及び付随事業法人に対する出資等(当該資源開発事業法人の行う資源の探鉱、開発又は採取の事業に付随して行われる事業を営む法人に対する出資又は長期の資金の貸付けの事業をいう。以下この号において同じ)又は当該投融資等(付随事業法人に対する出資等を含む)及び」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号中「第七号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十号中「第八号」を「第六号」に、「に対する」を「に係る」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十二号中「第八号」を「第六号」に、「第七号」を「第五号」に、「に対する」を「に係る」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十二号を同項第十号とし、同項第十三号中「第十五号」を「第十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十四号中「第七号」を「第五号」に、「第八号」を「第六号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十五号中「第七号」を「第五号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十六号イ中「第三号又は第五号」を「又は第三号」に改め、同号中「第四号又は第六号」を「又は第四号」に改め、同号を同項第十四号とし、同表第四項中「又は第九号」を「又は第八号」に改め、同項第二号中「第二項第十六号イ」を「第二項第十四号イ」に、「第三号若しくは第五号」を「若しくは第三号」に、「第四号若しくは第六号」を「若しくは第四号」に改め、同項第三号中「(第一項の表の第三号

又は第四号の上欄に掲げる法人になつた場合を除く)を削り、「第七号又は第八号」を「第五号又は第六号」に、「から第四号まで」を「又は第二号」に、「百分の七十」を「百分の二十」に、「第九号又は第十号」を「第七号又は第八号」に、「百分の八十八」を「百分の九十」に、「第五号又は第六号」を「第三号又は第四号」に、「百分の六十」を「百分の十六」に、「百分の八十四」を「百分の八十六」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第五十五条の二第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め

第五十五条の三第一項中「地区」の下に「又は同法第二十三条の二第一項の規定により特別自由貿易地域として指定された地区」を加える。

第五十五条の四第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「百分の十八」を「百分の十六」に改める。

第五十五条の五第一項並びに第五十五条の六第一項及び第八項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第五十五条の七第一項の表の第二号の中欄中「以下この条」を「次条第一項に規定する維持管理積立金の積立てがされるべき同項に規定する特定廃棄物最終処分場に該当するものを除く。以下この条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十五条の八 青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は同法第十五条第一項の許可を受けたものが、平成十年六月十七日から平成十二年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度(解散合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く)において、同法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場又は同法第十五条

の二の三において準用する同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。)の埋立処分終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場につき当該事業年度において同法第八条の五第一項及び第二項(これらの規定を同法第十五条の二の三において準用する場合を含む)の規定により環境事業団に維持管理積立金として積み立てた金額(当該事業年度において同法第九条の五第一項(同法第十五条の四において準用する場合を含む)の規定による地位の承継があつたときは、当該地位の承継につき同法第八条の五第七項(同法第十五条の二の三において準用する場合を含む)の規定により積み立てたもの)とみなされた金額を含む。以下この条において「維持管理積立金」という。)に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が維持管理積立金の積立てをしていない特定廃棄物最終処分場について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項(同法第十五条の二の三において準用する場合を含む)に規定する維持管理を行う場合において、同項の規定により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において

同じ。)のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 前項の取戻しをした場合以外の場合において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項(同法第十五条の二の三において準用する場合を含む)の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の全部又は一部の取戻しをした場合、その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第七項(同法第十五条の二の三において準用する場合を含む)の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなつた場合(次号に該当する場合を除く)その有しないこととなつた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

三 解散した場合 当該解散の日における特定災害防止準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く)

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において特定災害防止準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における当該特定災害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消

され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における特定災害防止準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特定災害防止準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5 第五十五条の四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 第五十五条第九項及び第十項の規定は、第一項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。

第五十六条第一項及び第五十六条の二第二項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第五十七条第一項の表の第三号中「に相当する金額(当該計算した金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額の百分の十に相当する金額と当該超える部分の金額の百分の四に相当する金額との合計額)」を「(当該計算した金額が政令で定める金額を超える場合には、当該超える部分の金額については、百分の五に相当する金額(当該金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額)に改める。

第五十七条の七の見出しを「(関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金)」に改め、同条第三項中「第五項」を「第八項」に改め、同条第九項中「第四項」の下に「又は第七項」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「(関西国際空港整備準備金)」の下に「又は第五項の中部国際空港整備準備金」を、

「又は関西国際空港」の下に「若しくは中部国際空港」を、「第五十七条の七第三項」の下に「又は第五項」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第一項」の下に「又は第五項」を加え、同項を同条第十項とし、同条第六項中「(会社又は指定会社)」を「(第一項の関西国際空港整備準備金又は第五項の中部国際空港整備準備金)」に改め、(関西国際空港整備準備金の金額)の下に「又は中部国際空港整備準備金の金額」を、「ところにより」の下に「(会社又は指定会社)」を加え、「前二項、第八項及び第九項」を「第四項、前二項、第十一項及び第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「(会社又は指定会社)」を「(第一項の関西国際空港整備準備金又は第五項の中部国際空港整備準備金)」に改め、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、「金額は」の下に「(会社又は指定会社)」を加え、「(関西国際空港)」を「(関西国際空港又は中部国際空港)」に改め、「(関西国際空港整備準備金の金額)」の下に「又は中部国際空港整備準備金の金額」を加え、「前項」を「第四項、前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第 号)第四条第二項に規定する指定会社(以下この条において「指定会社」という。)が、適用事業年度において、中部国際空港の整備に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額(当該金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額の三分の二に相当する金額を超えるときは、当該三分の二に相当する金額)以下の金額を損金処理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により中部国際空港整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得

の金額の計算上、損金の額に算入する。
一 指定会社が中部国際空港の用に供するたに造成した土地(次項において「中部国際空港用地」という。)の取得価額として政令で定める金額(次号において「累積限度基準額」という。)の十分の一に相当する金額
二 累積限度基準額から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額(その日までに第八項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第七項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した後の金額。以下この条において同じ。)を控除した金額
前項に規定する適用事業年度とは、中部国際空港をその事業の用に供した日を含む事業年度から中部国際空港用地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他の債務の返済の完了が予定されている日として政令で定める日を含む事業年度までの各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除くもの)とし、青色申告書を提出する事業年度に限る。

7 第五項の中部国際空港整備準備金を積み立てて指定会社の前項に規定する適用事業年度の最後の事業年度後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額がある場合には、当該中部国際空港整備準備金の金額については、当該中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額(当該計算した金額が当該前事業年度から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された金額)に相当する金額を、当

該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
第五十八条第一項中「百分の七」を「百分の六」に改める。
第五十八条の二第二項中「平成十年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「百分の十三」を「百分の十二」を「平成十三年三月三十一日」に改める。
「第四節 協同組合の課税の特例」を「第三節の三 特別自由貿易地域における課税の特例」に改める。
第五十九条及び第六十条を次のように改める。
(特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除)
第五十九条 青色申告書を提出する内国法人で沖縄振興開発特別措置法第二十三条の二第一項の規定により同項に規定する特別自由貿易地域として指定された地区(以下この条において「特別自由貿易地域」という。)内に本店又は主たる事務所を有するもの(当該指定の日以後に設立されたものに限る。)のうち各事業年度当該内国法人の設立の日(合併により設立された内国法人にあつては、各被合併法人の設立の日)のうち最も早い日以後十年を経過する日までの間に終了する事業年度に限る。終了の日において認定法人(当該特別自由貿易地域内において同法第二十四条の二第一項の規定による認定を当該指定の日から五年以内に受けたものをいう。)に該当するものが、当該各事業年度第四十二条の九の規定又は第四十五条若しくは同条の規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。)において、当該特別自由貿易地域内において行われる同法第二十四条の二第一項に規定する事業に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の三十五に相当する金額は、当

該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二十条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七條第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

第六十条 削除

第六十一条の次に次の節名を付する。

第四節 協同組合の課税の特例

第六十一条の三第四項中「第四項まで」の下に「、第四十二條の九及び第四十二條の十」を加える。

第六十一条の四第一項第一号イ及び第二号イ中「百分の十」を「百分の二十」に改める。
第六十二條第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、「第四十二條の八第六項」の下に「、第四十二條の十第五項」を加え、「第六十三條の第二項」を削り、同条第六項第二号中「第四十二

條の九まで」を「第四十二條の十一まで」に、「及び第四十二條の九第二項」を「、第四十二條の九第一項、第四十二條の十第一項及び第四十二條の十一第二項」に改める。
第三章第五節の二の節名を削り、第六十二條の二を次のように改める。

第六十二條の二 削除

第六十二條の三第一項中「第四十二條の八第六項」の下に「、第四十二條の十第五項」を加え、「第六十三條の二第一項」及び「又は第六十三條の二第二項」を削り、同条第八項中「第四十二條の八第六項」の下に「、第四十二條の十第五項」を加え、「第六十三條の二第二項」を削り、同条第十一項第二号中「第四十二條の九まで」を「第四十二條の十一まで」に、「及び第四十二條の九第二項」を「、第四十二條の九第一項、第四十二條の十第一項及び第四十二條の十一第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

13 第一項の規定は、法人が平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間にした土地の譲渡等については、適用しない。

第六十三條第一項中「第四十二條の八第六項」の下に「、第四十二條の十第五項」を加え、「次条第一項」及び「次条第二項の規定の適用があるものを除く。」を削り、同条第二項第一号中「次条第二項第一号において同じ」を削り、同条第三項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者である法人の行う土地等の譲渡(同条第三項に規定する不動産特定共同事業者契約に係る事業参加者から取得した土地等の譲渡で政令で定めるものに限る。)

第六十三條に次の一項を加える。
7 第一項の規定は、法人が平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間にした短期所有に係る土地の譲渡等については、適用しない。

第六十三條の二を削る。

第三章第五節の三を同章第五節の二とする。
第六十四條第六項中「第四項まで」の下に「、第四十二條の九及び第四十二條の十」を加える。

第六十五條第一項中「保留地の対価」の下に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七條第一項」を加える。

第六十五條の四第一項第一号中「第九号」を「第十号」に改め、同項第三号中「平成九年十二月三十一日」を「平成十二年十二月三十一日」に改め、同項第二十三号を同項第二十四号とし、同項第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「土地等につき」の下に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七條第一項に規定する土地地区画整理事業」を、「土地等のうち」の下に「同項」を加え、同号を同項第二十号とし、同項第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十一条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づく同法第四条第五項に規定する中小小売商業高度化事業(同項第一号から第四号まで又は第七号に掲げるものに限る。)

第六十五條の四第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 地方公共団体又は中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十條第一項に規定する中心市街地整備推進機構が同法第七條第一項に規定する特定中心市街地(以下この

号において「特定中心市街地」という。)の整備のために同法第六條第一項に規定する基本計画の内容に即して行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、特定中心市街地の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合(第六十四條第一項第二号若しくは第三号の五、第六十五條第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

第六十五條の四第二項中「第十三号」を「第十四号」に、「第十六号から第十八号まで」を「第十七号から第十九号まで」に改める。

第六十五條の五第一項第一号及び第二号中「前条第一項第二十三号」を「前条第一項第二十四号」に改め、同項第三号中「第二十三号」を「第二十四号」に改める。

第六十五條の七第一項の表以外の部分中「平成六年一月一日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日まで」に改め、「又は第六十三條の二第一項」を削り、「同表の第一号の場合(同号の上欄に掲げる資産のうち大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二條第五号に規定する都心共同住宅供給事業の用に供されるものとして政令で定めるもの)の譲渡をした場合を除く。」の同表の第一号の下欄に掲げる資産のうち近郊整備地帯等同号の上欄のイからハまでに掲げる区域の近郊の区域として政令で定める区域をいう。次条第一項において同じ。内にあるもの又は同表の第二十一号若しくは第二十二号の場合のこれらの号」を「同表の第二十一号の場合の同号」に改め、同項の表の第一号中「含むもの」とし、貸付けの用に供されているものを除く。」を「含む。以下この表において同じ」に、「建物(その附属設備を

第六十五條の八第一項中「平成六年一月一日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日まで」に改め、「又は第六十三條の二第一項」を削り、「同表の第一号の場合(同号の上欄に掲げる資産のうち大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二條第五号に規定する都心共同住宅供給事業の用に供されるものとして政令で定めるものの譲渡をした場合を除く。)の同表の第一号の下欄に掲げる資産のう

株式の総数又は出資金額のうちに第二條第一項第一号の二に規定する居住者(当該居住者と法人税法第二條第十号に規定する政令で定める特殊の關係のある同項第一号の二に規定する非居住者を含む。以下この号において「居住者」という。)及び内国法人の有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合(当該外国法人が次のイからハまでに掲げる株式会社である場合には、当該割合とそれぞれイからハま

第四十二條の九及び第四十二條の十」を
る。

に係る現物出資の給付があつた時の当該合併新株券の価額であるとみなして、当該法人の

各事業年度の所得の金額を計算するものとす
る。

第六十七条の十一 前条の合併が行われた場合
において、当該合併に係る被合併法人の当該
合併の日を含む事業年度以前の各事業年度
(当該合併に係る合併法人の当該合併の日を
含む事業年度開始の日前五年以内に開始した
事業年度に限る。)において生じた法人税法第
二条第二十号に規定する欠損金額で政令で定
めるものがあるときは、当該欠損金額に相当
する金額は、政令で定めるところにより、当
該合併法人の当該合併の日を含む事業年度以
後の各事業年度の所得の金額の計算上、損金
の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の合併法人が、同項の
合併の日を含む事業年度の確定申告書(法人
税法第二十三条第一号に規定する確定申告書
をいう。以下この項において同じ。)に前項に
規定する欠損金額についての明細書を添付す
るとともに、当該合併の日を含む事業年度に
おいて青色申告書である確定申告書を提出し
ている場合(当該合併法人の同項の規定の適
用を受ける事業年度が当該合併の日を含む事
業年度後の事業年度である場合には、更に当
該事業年度まで連続して確定申告書を提出し
ている場合)に限り、適用する。

3 第一項の合併法人が法人税法第七十二条第
一項の規定の適用を受ける場合における前項
の規定の適用については、同項中「同じ。」
とあるのは「同じ。」(当該事業年度につき中
間申告書(同条第三十号に規定する中間申告
書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項
を記載したもの)をいう。以下この項において
同じ。)を提出する場合にあつては、当該中間
申告書」と、青色申告書である確定申告書
(当該事業年度につき中間申告書を提出す
る場合にあつては、青色申告書である中間申
告書)」と、「当該事業年度まで連続して」と

あるのは「当該事業年度の直前の事業年度ま
で連続して」とする。

第六十七条の十二 第六十七条の十の合併が行
われた場合において、当該合併に係る合併法
人(当該合併の日以後一年以内に同条の銀
行持株会社に対して子会社株式等、当該合併
法人がその発行済株式又は出資の金額の全部
を所有している法人の株式又は出資であつ
て、当該合併前に当該合併に係る被合併法人
が所有していたものをいう。以下この項にお
いて同じ。)の譲渡(当該子会社株式等のその
譲渡の時における価額が当該合併法人の帳簿
価額を超え、かつ、当該銀行持株会社がその
譲渡を受けた子会社株式等の帳簿価額を当該
合併法人の譲渡直前の帳簿価額に相当する金
額とする場合における譲渡に限る。)をしたと
きは、その譲渡による利益の額に相当する金
額(次項において「子会社株式等の譲渡利益
相当額」という。)は、当該合併法人のその譲
渡をした日を含む事業年度の所得の金額の計
算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に子会社株式
等の譲渡利益相当額の損金算入に関する申告
の記載がない場合には、適用しない。

3 税務署長は、前項の記載がない確定申告書
等の提出があつた場合においても、その記載
があつたことについてやむを得ない事情が
あると認めるときは、当該記載をした書類の
提出があつた場合に限り、第一項の規定を適
用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けた同項の合併法
人の同項の規定により損金の額に算入された
金額は、法人税法第二十八条の九の規定の適
用については同号イ(一)に規定する所得の金額
に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定
の適用についてはこれらの規定に規定する所
得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。
第六十八条の二第一項中「平成十一年三月三
十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、

同条第二項中「平成十一年四月一日」を「平成
十年四月一日」に改める。

第六十八条の五第一項中「及び次号イ」を
「次号イ及び第三号イ」に、「厚生年金基金水
準相当共済給付(厚生年金保険法第三十二条
第三項に規定する相当する水準の給付の額から
同条第二項に規定する額を控除した額の給付に
準じた給付をいう。以下この号において同じ。)
を「厚生年金基金水準相当給付」に、
「当該厚生年金基金水準相当共済給付」を「当
該厚生年金基金水準相当給付」に改める。
第七十条の三第一項中「平成九年十二月三十
一日」を「平成十一年十二月三十一日」に改め
る。

第七十一条を次のように改める。
(地価税の課税の停止)
第七十一条 平成十年以後の各年の課税時期
(地価税法第二条第四号に規定する課税時期
をいう。以下この章において同じ。)におい
て、個人又は法人(同条第七号に規定する人
格のない社團等を含む。)が有する土地等(同
条第一号に規定する土地等をいう。以下この
章において同じ。)については、同法の規定に
かわらず、当分の間、地価税を課さない。

第七十六条第一項中「平成十年三月三十一
日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同
項の表の第一号中「千分の二十」を「千分の二
十五」に改め、同条第二項及び第三項中「平成
十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十
一日」に改める。

第七十七条の二、第七十七条の四、第七十八
条の三並びに第七十九条第一項及び第三項中
「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月
三十一日」に改める。
第八十条を削る。
第八十一条中「平成十年三月三十一日までの
間にされたものに限る。」を「平成十二年三月
三十一日までの間にされたものに限る。」に、
「平成十年三月三十一日までの間に同項」

を「平成十二年三月三十一日までの間に同項」
に、「平成十年三月三十一日までの間にされた
ものに限る。」若しくは「平成十一年六月三
十日までの間にされたものに限る。」若しくは
「平成十年三月三十一日までの間にされた
ものに限る。」に、「平成十二年三月三十一日
までの間にされたものに限る。」に改め、同
条に次の一項を加える。

2 造船業基盤整備事業協会の造船業基盤整備
事業協会法(昭和五十二年法律第百三十三号)第三
十條第一項の規定による認可に係る同項に規
定する業務実施計画に基づき同法第二十九条
第一項第一号の規定により買収した土地又は
建物の所有権の移転の登記については、その
登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で
定めるところにより平成十年四月一日から平
成十三年三月三十一日までの間に登記を受け
るものに限る。登録免許税法第九条の規定に
かわらず、千分の十六とする。
第八十一条を第八十条とし、同条の次に次の
一条を加える。

(銀行持株会社の創設のための合併等に係る
登記の税率の軽減)
第八十一条 銀行持株会社の創設のための銀行
等に係る合併手続の特例等に関する法律第三
条第一項の規定による条件が定められた合併
(以下この条において「特定合併」という。)
に係る同項に規定する存続金融機関(次項に
おいて「存続金融機関」という。)が、平成十
年四月一日から平成十二年三月三十一日まで
の間に、当該特定合併により不動産に関する
権利を取得した場合に、当該不動産に関する
権利の移転の登記に係る登録免許税の税率
は、大蔵省令で定めるところにより当該取得
後一年以内に登記を受けるものに限り、登録
免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各
号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定
める割合とする。

一 所有権の移転の登記 千分の三

二 地上権又は賃借権の移転の登記 千分の
一・五
三 質権又は抵当権の移転の登記 千分の
〇・五

2 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律第二条第二項に規定する銀行持株会社が特定合併により同法第三条第一項に規定する消滅金融機関の株主に交付される存続金融機関の株式を当該株主が同項の規定により定められた条件に従い現物出資の目的として給付を受けた場合における資本の増加の登記(当該現物出資に係る資本の増加に対応する部分に限る。)については、その登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

第八十一条の二中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第八十二条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、「資本の金額又は」を削り、同条に次の一項を加える。

3 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社が、同法の施行の日の翌日から平成十七年三月三十一日までの間に次に掲げる事項について大蔵省令で定めるところにより登記を受ける場合には、その登記については、登録免許税を課さない。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

一 株式会社等の資本の増加

二 滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンの用に供する土地(これに隣接する土地でこれらの施設と一体となつてその機能を補完するものを含む)並びに中部国際空港の設

置及び管理に関する法律第六条第一項第二号に規定する航空保安施設の用に供する土地であることにつき運輸大臣が証明したものの所有権の保存

第八十三条第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第八十三条の四第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条を第八十三条の五とし、同条の次に次の一項を加える。

(認定特定事業計画等に基づき施設等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減) 第八十三条の六 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下この条において「中心市街地整備改善活性化法」という。)の施行の日から平成十二年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる者が当該各号に定める施設又は店舗を取得した場合においては、当該施設又は店舗に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二・五とする。

一 中心市街地整備改善活性化法第十七条第一項に規定する認定特定事業者のうち国、地方公共団体又は日本開発銀行その他政令で定める法人の出資に係る法人で政令で定めるもの 同条第二項に規定する認定特定事業計画に基づき取得する中心市街地整備改善活性化法第四条第一号に規定する特定商業施設等整備事業により整備される同号の施設で政令で定めるもの

二 中心市街地整備改善活性化法第十七条第一項に規定する認定特定事業者のうち中心市街地整備改善活性化法第八条第二項第一号の規定による地域振興整備公団の出資に係る法人で政令で定めるもの 中心市街地整備改善活性化法第十七条第二項に規定す

る認定特定事業計画に基づき取得する中心市街地整備改善活性化法第四条第四項第二号に規定する事業により整備される同号の施設(中心市街地整備改善活性化法第八条第二項第一号に掲げる施設に該当するものを除く。)

三 中心市街地整備改善活性化法第四条第五項第二号に規定する事業協同組合等(以下この号において「事業協同組合等」という。)の組合員又は所屬員である同条第三項に規定する中小小売商業者 中心市街地整備改善活性化法第二十一条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき当該事業協同組合等が取得した中心市街地整備改善活性化法第四条第五項第二号に規定する事業により設置された中小小売商業振興法第四条第二項の店舗で当該認定中小小売商業高度化事業計画に基づき当該事業協同組合等から取得するもの

四 中心市街地整備改善活性化法第四条第五項第七号に掲げる者(政令で定める者に限る。) 中心市街地整備改善活性化法第二十一条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき取得する同号に規定する事業により整備される中小小売商業振興法第四条第六項の施設

第八十三条の三中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条を第八十三条の四とし、第八十三条の二の次に次の一項を加える。

(不動産特定共同事業者が取得する土地等の所有権の移転登記の税率の軽減) 第八十三条の三 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約(同項第一号に掲げる契約のうちに不動産の所有権を出資するものに限る。)に係る不動産取引の目的となる不動産につき当該不動産特定共同事業契約においてその業務の執行の委任を受けた者が、当該不動産特定共同事業契約

に係る出資により同条第六項に規定する事業参加者から当該不動産を取得した場合においては、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

第八十四条第二項中「旅客鉄道株式会社(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社をいう。)」を「東海旅客鉄道株式会社」に「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二中「(昭和六十一年法律第九十二号)」を削る。

第五章中第八十四条の三を第八十四条の四とし、第八十四条の二の次に次の一項を加える。(鉄道事業者が日本国有鉄道清算事業団から無償で取得する鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十四条の三 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者が、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に、日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項の規定により日本国有鉄道清算事業団から無償で取得する同項各号に掲げる鉄道施設(同条第二項の規定により日本国有鉄道清算事業団から無償で貸付けを受けている鉄道施設で既に当該鉄道事業者の事業の用に供されているものに限る。)に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二・五とする。

第八十七条の二第一項中「平成十年九月三十日」を「平成十年四月三十日」に、「及び第三項」を「から第四項まで」に、「及び酒税法の

一部を改正する法律」を「並びに酒税法の一部を改正する法律」に改め、「附則第四条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項」を「同条第一項及び第二項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「平成十三年十月一日」を「平成十二年十月一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「平成十三年九月三十日」を「平成十二年九月三十日」に、「附則第四条第二項」を「附則第四条第三項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 平成十年五月一日から同年九月三十日まで
の間に酒類の製造場から移出され、又は保税
地域から引き取られる次の表の上欄に掲げる
酒類でアルコール分が十三度未満のものに對
する酒税の税率は、酒税法第二十二條第一項
及び酒税法の一部を改正する法律（平成九年
法律第二十一号）附則第四条第二項の規定に
よりなおその効力を有するものとされ同項の
規定により読み替えられた同法による改正前
の酒税法第二十二條第一項の規定にかかわら
ず、同表に掲げる区分に応じ、一キロリット
ルにつき、第五項に掲げる算式により算出し
た金額とする。

酒 類	品 目	基準アルコール分		基 準 税 率
		二十五度	二十五度	
しょうちゅう	しょうちゅう甲類	二十五度	二十五度	二十四万八千百円
ウィスキー類	しょうちゅう乙類	二十五度	二十五度	十五万七千円
スピリッツ類	スピリッツ	三十七度	三十七度	四十万九千円
リキュール類		三十七度	三十七度	三十六万七千八百八十八円
		十二度	十二度	十一万九千八百八十八円

第八十八條の二第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。
第八十九條第二項、第八十九條の三第一項及び第八十九條の四第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。
第九十條の四第一項、第九十條の五第一項及び第九十條の六第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。
第九十條の十第一項中「平成十年四月三十日」を「平成十五年四月三十日」に改め、同項第一号中「昭和二十六年法律第八十三号」を削る。

第九十一條の二第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。
一 当該約束手形が事業に必要な資金を調達するために法人が作成するもの（大蔵省令で定めるものに限る。）であること。
二 当該約束手形の手形金額が一億円以上であること。
三 当該約束手形が確定日払のもので、その振出しの日から満期までの期間が政令で定める期間であること。
第九十一條の二第二項を次のように改める。
2 前項の規定は、同項各号に掲げる要件のい

ずれにも該当する約束手形の作成を開始することにつき政令で定めるところにより当該約束手形を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長に届け出たもので、かつ、大蔵省令で定める表示がされたものに限り、適用する。
第九十三條第一項中「規定を除く。」の下に「及び次条の規定」を加える。
第九十三條の二の見出し中「株券等の譲渡に係る」を削り、同条第一項を次のように改める。

五 有価証券取引税法第十条に規定する第二種の譲渡のうち同法第二條第一項第三号の二に掲げる有価証券の譲渡 譲渡価額の百分の八
六 有価証券取引税法第十条に規定する第二種の譲渡のうち前二号に規定する有価証券以外の有価証券の譲渡 譲渡価額の百分の一・五
第九十三條の二第二項中「第四條第二項」を「第四條」に改める。
第九十四條第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「第八十四條第二項に規定する旅客鉄道株式会社」を「東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社」に改める。
第六章第五節中第九十四條の二の次に次の一條を加える。
（銀行持株会社の創設のための株式の現物出資に係る有価証券取引税の特例）
第九十四條の三 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律第七條第一項の規定により、同項に規定する消滅金融機関の株主が同項の銀行持株会社に對して同項の合併新株券を現物出資の目的として給付したものとみなされる場合において、当該株主が行う当該合併新株券の譲渡については、有価証券取引税を課さない。
第九十五條中「平成四年十月一日から平成十一年三月三十一日までの間」を「平成十年四月一日以後」に改め、「先物取引等という」の下に「。以下同じ」を加え、同条第二号中「次条」を「次条第二項」に改める。
第九十六條中「平成四年十月一日から平成十一年三月三十一日までの間」を「平成十年四月一日以後」に改め、「第八條第一号」の下に「及び前項第一号」を加え、「万分の〇・〇一」を「万分の〇・〇〇五」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

平成十年四月一日以後に行われる有価証券取引税法第二條第一項に規定する有価証券（以下この項において「有価証券」という。）の譲渡（同法第一條に規定する譲渡をいう。）以下この項において同じ。）に係る有価証券取引税の税率は、同法第十条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる有価証券の譲渡の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
一 有価証券取引税法第十条に規定する第一種の譲渡のうち同法第二條第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券（所得税法第二條第一項第十五号に規定する公社債投資信託の受益証券を除く。第四号において同じ。）の譲渡 譲渡価額（有価証券取引税法第九條第二項に規定する譲渡価額をいう。以下この項において同じ。）の百分の六
二 有価証券取引税法第十条に規定する第一種の譲渡のうち同法第二條第一項第三号の二に掲げる有価証券の譲渡 譲渡価額の百分の三
三 有価証券取引税法第十条に規定する第一種の譲渡のうち前二号に規定する有価証券以外の有価証券の譲渡 譲渡価額の百分の〇・五
四 有価証券取引税法第十条に規定する第二種の譲渡のうち同法第二條第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡 譲渡価額の百分の十

平成十年四月一日以後に行われる先物取引等に係る取引所税の税率は、取引所税法第八条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる先物取引等の区分に応じ当該各号に定める税率とする。

- 一 先物取引 万分の〇・〇五
- 二 オプション取引(取引所税法第二条第五号に規定するオプション取引をいう。) 万分の〇・五

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「四十五年」を「三十五年」に改める。

第十四条第一項中「平成十年四月一日以後に譲渡をした同表の各号の上欄に掲げる資産に係るもので同日以後に取得をしたもの(以下この項及び第七項において「後期買換資産」という。)でないもののうち、「後期買換資産でない買換資産」、「に限り」又は後期買換資産及び「(当該買換資産が同表の第四号の下欄に掲げる後期買換資産である場合には、百分の六十)」を削り、同条第七項第一号中「後期買換資産でない買換資産で」を削り、「もの」を「買換資産」に改め、同条第二号中「前号に掲げる買換資産以外の」を「第一項の表の第四号の下欄に掲げる」に改め、「(当該買換資産が同項の表の第四号の下欄に掲げる後期買換資産である場合には、百分の四十。以下この号において同じ。)」を削る。

第十七条第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「四十五年」を「三十五年」に改め、同条第二項及び第五項中「第四十六条」を「第四十六条の三」に改める。

第二十條第一項中「同表の」を「同表の」

に改め、「(平成十年四月一日以後に譲渡をした同号の上欄に掲げる資産に係るもので同日以後に取得をしたもの(以下この項において「後期」の四号買換資産」という。)を除く。)である場合又は平成十年四月一日以後に譲渡をした同表の第一号から第三号までの上欄に掲げる資産に係るもので同日以後に取得をしたもの」及び「とし、当該買換資産が、後期の四号買換資産である場合は、当該計算した金額の百分の六十に相当する金額とする」を削る。

第二十一条第一項中「同表の」を「同表の」に改め、「(平成十年四月一日以後に譲渡をした同号の上欄に掲げる資産に係るもので同日以後に取得をする見込みのもの(以下この項において「後期の四号買換資産」という。)を除く。)である場合又は平成十年四月一日以後に譲渡をした同表の第一号から第三号までの上欄に掲げる資産に係るもので同日以後に取得をする見込みのもの」及び「とし、当該各号の買換資産が、後期の四号買換資産である場合は、当該計算した金額の百分の六十に相当する金額とする」を削る。

第三十八条を次のように改める。
(阪神・淡路大震災の被災者等が取得した特定の土地に係る所有権等の移転登記の免税)
第三十八条 阪神・淡路大震災の被災者であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者が、阪神・淡路大震災により滅失した区分所有建物(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第一条の規定に該当する建物という。以下この条において同じ。)又は当該震災により損壊したため取り壊した区分所有建物(以下この条において「滅失建物等」という。)の敷地の用に供されていた土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の譲渡をし、当該滅失建物等に代わる区分所有建物(以下この条において「新規建物」という。)の同法第二条第一項に規定する建物の部分で政令で定めるもの

(以下この条において「新規独立部分」という。)の取得をした場合において、これらの者が当該新規建物の敷地の用に供されている土地(当該滅失建物等の敷地の用に供されていたものに限り)の所有権又は地上権若しくは賃借権を当該新規独立部分と併せて取得をしたときは、当該土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限る。登録免許税を課さない。

第四十一条中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。
(酒税法の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 酒税法の一部を改正する法律(平成九年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「平成十年十月一日」を「平成十年五月一日」に、「平成十三年十月一日」を「平成十二年十月一日」に改める。
附則第四条第一項中「平成十年九月三十日」を「平成十年四月三十日」に、「引き取られるしやうちゅう」を「引き取られるしやうちゅう」に、「第二十二号第一項第三号及び第七号並びに同条第二項(しやうちゅう)を」を「第二十二号第一項第三号及び第七号並びに同条第二項(しやうちゅう)を」に改め、「同号ロ中「十万二千五百円」とあるのは「十五万七千七百円」と、「六千五百八十円」とあるのは「七千七百円」と、「十三万五千円」とあるのは「十八万九千二百円」と、「一万四千九百円」とあるのは「一万三千二百五十円」と、「六万九千二百円」とあるのは「十一万二千二百円」と及び「十万二千五百円」とあるのは「十五万七千七百円」とを削り、同条第二項中「平成十三年九月三十日」を「平成十二年九月三十日」に、「同条第一項第三号」を「同号ロ」に、「同条第二項」を「同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定日から平成十年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるしやうちゅう乙類については、新法第二十二号第一項第三号及び同条第二項(しやうちゅう)に係る部分に限る。の規定にかかわらず、旧法第二十二号第一項第三号ロ及び同条第二項(しやうちゅう)乙類に係る部分に限る。の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号ロ中「十万二千五百円」とあるのは「十五万七千七百円」と、「六千五百八十円」とあるのは「七千七百円」と、「十三万五千円」とあるのは「十八万九千二百円」と、「一万四千九百円」とあるのは「一万三千二百五十円」と、「六万九千二百円」とあるのは「十一万二千二百円」と、同項の表ししやうちゅうの項中「十万二千五百円」とあるのは「十五万七千七百円」とする。
附則第五条第三項中「平成十年十月一日」を「平成十年五月一日」に、「同年九月一日」を「同年四月一日」に改める。
附則第六条第一項中「到来するもの」の下に「(次項の規定に該当するものを除く。)」を加え、「しやうちゅう」を「しやうちゅう」に、「附則第十条」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第号)第一条」に、「改正後の租税特別措置法」を「平成十年租税特別措置法」に改め、「税率とし」の下に「しやうちゅう乙類にあつては附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた旧法第二十二号に規定する税率(以下「附則第四条第二項の税率」という。))又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第一項に規定する税率とし」を加え、同条第二項中「平成十年十月一日」を「平成十年五月一日」に、「(しやうちゅう)」を「(しやうちゅう)甲類」に改め、「しやうちゅう甲類にあつては」を削り、「税率又は改正後の租税特別措置法」を「税率又は平成十年租税特別措置法」に改め、「とし、

しょうちゅう乙類にあつては附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替へられた旧法第二十二條に規定する税率(以下「附則第四条第二項の税率」といふ)又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率を削り、同条第三項中「平成十三年十月一日」を「平成十二年十月一日」に、「改正後の租税特別措置法第八十七條の二第三項」を「平成十年租税特別措置法第八十七條の二第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加へる。

3 平成十年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類(しょうちゅう乙類に限る。)で、酒税法第二十八條第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十年十月一日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替へられた旧法第二十二條に規定する税率(以下「附則第四条第三項の税率」といふ)又は平成十年租税特別措置法第八十七條の二第三項に規定する税率とする。

附則第七条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加へ、「しょうちゅう」を「しょうちゅう甲類」に、「改正後の租税特別措置法」を「平成十年租税特別措置法」に改め、「税率」とし「しょうちゅう乙類」にあつては附則第四条第二項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七條の二第一項に規定する税率とし」を加へ、同条第二項中「平成十年十月一日」を「平成十年五月一日」に、「(しょうちゅう)を「(しょうちゅう甲類)に改め、「しょうちゅう甲類」にあつては」を削り、「する税率又は改正後の租税特別措置法」を「する税率又は平成十年租税特別措置法」に改め、「とし、

しょうちゅう乙類にあつては附則第四条第二項の税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率を削り、同条第三項中「平成十三年十月一日」を「平成十二年十月一日」に、「改正後の租税特別措置法第八十七條の二第三項」を「平成十年租税特別措置法第八十七條の二第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加へる。

3 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十年十月一日前に保稅地域から引き取られた酒類(しょうちゅう乙類に限る。)について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該當することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、附則第四条第三項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七條の二第三項に規定する税率とする。

附則第八条第三項中「しょうちゅう」を「しょうちゅう甲類」に、「改正後の租税特別措置法」を「平成十年租税特別措置法」に改め、「酒税額」とし「しょうちゅう乙類」にあつては附則第四条第二項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七條の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額と旧法第二十二條に規定する税率又は改正前の租税特別措置法第八十七條の二第一項に規定する税率とを差額に相当する金額を第一項の酒税額とし」を加へ、同条第九項中「平成十年十月一日」を「平成十年五月一日」に、「(しょうちゅう)を「(しょうちゅう甲類)に改め、同条第十一項を次のように改める。

11 第九項の場合においては、新法第二十二條に規定する税率又は平成十年租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額と附則第四条第一項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七條の二第一項に規定する税率により算出した場

合の酒税額との差額に相当する金額を第九項の酒税額とする。

附則第八条第十二項中「平成十年十月一日」を「平成十年五月一日」に、「平成十一年三月三十一日」を「平成十年十月三十一日」に改め、同条第十八項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「第十二項」の下に「第十六項」を加へ、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「第十三項」を「第十七項」に、「平成十三年十月一日」を「平成十二年十月一日」に、「第十六項」を「第二十項」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十七項」に、「改正後の租税特別措置法第八十七條の二第三項」を「平成十年租税特別措置法第八十七條の二第四項」に、「附則第四条第二項」を「附則第四条第三項」に、「改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項」を「平成十年租税特別措置法第八十七條の二第三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項中「平成十三年十月一日」を「平成十二年十月一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十二項の次に次の四項を加へる。

13 平成十年十月一日に、酒類の製造場又は保稅地域以外の場所において酒類(しょうちゅう乙類に限る。)を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所所持する場合に、その合計数量が四百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

14 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保稅地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項に規定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十條第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

15 第十三項の場合においては、附則第四条第三項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七條の二第三項に規定する税率により算出した場合の酒税額と附則第四条第二項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第十三項の酒税額とする。

16 第四項から第八項までの規定は、第十三項の規定により酒税を課する場合について準用する。この場合において、第四項中「第一項」とあるのは「第十三項」と、「指定日」とあるのは「平成十年十月一日」と、第五項中「前項」とあるのは「第十六項において準用する第四項」と、「平成十三年三月三十一日」とあるのは「平成十一年三月三十一日」と、第六項中「前項」とあるのは「第十六項において準用する第五項」と、「第四項」とあるのは「第十六項において準用する第四項」と、第七項中「第一項」とあるのは「第十三項」と、第八項中「第四項」とあるのは「第十六項において準用する第四項」と読み替へるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定(第二十條の五)を「第二十條の六」に改める部分に限る。、同法第二十二條第四項の改正規定、同法第二章第二節第二款第二十條の五を第二十條の六とし、第二十條の四の次に一條を加へる改正規定、同法第五十五條の七第一項の改正規定及び同法の次に一條を加へる改正規定並びに附則第十七條第五項の規定、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五

場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四号 新租税特別措置法第十条の二の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー供給構造改革推進設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二第一項に規定するエネルギー供給構造改革推進設備については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第五号 新租税特別措置法第十一条(同項の表の第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十一条の五第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の五第一項に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第十一条の六第一項(同項の表の第二号に係る部分に限る。)の規定は、個人が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行の日以後に取得等をする同項に規定する商業施設等について適用する。

4 新租税特別措置法第十一条の七第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の七第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第十二条第一項(同項の表

の第一号から第五号までに係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第十二条第一項(同項の表の第十号に係る部分に限る。)の規定は、個人が沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)の施行の日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用する。

7 新租税特別措置法第十二条の三第一項の規定は、個人が医療法の一部を改正する法律(平成九年法律第二百二十五号)の施行の日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定医療用建物について適用する。

8 新租税特別措置法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する優良賃貸住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項に規定する優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第十四条第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第二項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第十四条第三項第六号の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に掲げる建築物について適用する。

11 新租税特別措置法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

個人が施行日以後に取得する同項に規定する通気坑道又は排水坑道について適用し、個人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第十六条第二項に規定する通気坑道又は排水坑道については、なお従前の例による。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第六号 平成十年分の所得税に係る新租税特別措置法第二十一条の規定の適用については、同条第一項中、「当該収入金額の百分の六(次項第二号)とあるのは、平成十年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の七(次項第二号)に掲げる取引によるものについては、百分の十二に相当する金額」と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の六(同号)と、「金額の合計額」とあるのは、「金額との合計額」とする。

(個人の超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例に関する経過措置)

第七号 個人が平成十年一月一日前にした旧租税特別措置法第二十八条の五第一項に規定する超短期所有土地の譲渡等については、なお従前の例による。

(特定の取締役等が受ける株式譲渡請求権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置)

第八号 施行日前に新租税特別措置法第二十九条の二第一項本文に規定する契約(同項各号に掲げる要件(以下この条において「要件」という。))の全部又は一部が定められていないものに限り、以下この条において「当初契約」という。)を締結した同項の株式会社及び同項の取締役等が、施行日から平成十年九月三十日までの間に、当該当初契約の内容を変更するための契約(以下この条において「変更契約」という。)を締結し、当該変更契約において当該当初契約に定められていなかった要件を定めた場合において、当該取締役等が当該当初契約の締結の日から当該変更契約の締結の日までの間に

当該当初契約に従って同項に規定する株式譲渡請求権又は新株引受権の行使をしていないときにおける新租税特別措置法第二十九条の二の規定の適用については、当該要件は、当該当初契約において定められたものとみなす。

(特定の取締役等が受ける新株の発行に係る株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置)

第九号 施行日前にされた旧租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する決議に基づき締結された同項の契約により与えられる同項に規定する特定新株発行請求権に係る株式については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第十号 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第九号及び第十一号の規定は、個人が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行の日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

2 新租税特別措置法第三十六条の六の規定は、個人が平成十年一月一日以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が同日前行った旧租税特別措置法第三十六条の六第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。この場合において、同日前行った同項に規定する譲渡資産の譲渡に規定する譲渡をした個人が、同日以後に当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供された家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡をしたときにおける同条の規定の適用については、同条第四項中「収用交換等による」とあるのは、「平成十年一月一日以後の」とする。

3 新租税特別措置法第三十七条及び第三十七条の四の規定は、個人が平成十年一月一日以後に新租税特別措置法第三十七条第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同

日以後に同表の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用し、個人が同日以前に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が同日以後に同欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以前に同表の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

(居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第十一条 新租税特別措置法第四十条の四の規定は、その施行日以後に終了する事業年度の終了の日において同条第一項に規定する特定外国子会社等に該当する外国法人の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、その施行日前に終了した事業年度の終了の日において旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等に該当した外国法人の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第十二条 新租税特別措置法第四十一条及び第四十一条の二の規定は、居住者が平成十一年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日以前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十三条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に

規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(エネルギー供給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十四条 新租税特別措置法第四十二条の五の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー供給構造改革推進設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー供給構造改革推進設備等については、なお従前の例による。

(電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十五条 新租税特別措置法第四十二条の六の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する電子機器利用設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の六第一項に規定する電子機器利用設備については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十六条 新租税特別措置法第四十三条第一項(同項の表の第一号及び第三号から第五号までに係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十三条の二第一項に規定する特定の施設については、なお従前の例による。
3 法人が食品の製造過程の管理の高度化に関する

臨時措置法の施行の日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十四条の四第三項に規定する経営改善用設備については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

5 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の七第一項の表の第五号及び第八号に規定する商業施設等については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第四十四条の七第二項(同項の表の第八号から第十一号までに係る部分に限る。)の規定は、法人が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律の施行の日以後に取得等をする同項に規定する商業施設等について適用する。

7 新租税特別措置法第四十四条の九第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の九第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第四十五条第一項(同項の表の第一号から第五号までに係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第四十五条第一項(同項の表の第十号に係る部分に限る。)の規定は、法人が沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用する。

10 新租税特別措置法第四十五条の二第三項第三号の規定は、法人が医療法の一部を改正する法律(平成九年法律第百二十五号)の施行の日以後に取得又は建設をする同号に掲げる建物及びその附属設備について適用する。

11 新租税特別措置法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する優良賃貸住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

12 新租税特別措置法第四十七条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第二項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

13 新租税特別措置法第四十七条第三項第六号の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同号に掲げる構築物について適用する。

14 新租税特別措置法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

15 新租税特別措置法第四十九条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得する同項に規定する通気坑道又は排水坑道について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第四十九条第二項に規定する通気坑道又は排水坑道については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十七条 新租税特別措置法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、次項

に定める場合を除き、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に旧租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等を取付した場合において、施行日以後に新租税特別措置法第五十五条第四項各号に掲げる場合に該当することとなったときは、同項の規定の例による。

3 新租税特別措置法第五十五条の三第一項の規定は、法人が沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)の施行の日以後に取得する同項に規定する特定株式等について適用する。

4 新租税特別措置法第五十五条の四第一項の規定は、法人が施行日以後に取得する同項に規定する特定株式について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第五十五条の四第一項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第五十五条の七第一項(同項の表の第二号に係る部分に限る。)の規定は、法人の平成十年六月十七日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。
(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十八条 新租税特別措置法第五十八条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条第一項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の六(次項第二号)とあるのは、当該事業年度開始の日から平成十年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の七(次項第二号)に掲げる取引によるものについては、百分の十二に相当する金額」と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の六(同号)と、「金額の合計額」とあるのは、「金額との合計額」とする。

(新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例の廃止に伴う経過措置)

第十九条 旧租税特別措置法第六十二条の規定は、法人が平成十年一月一日以後に取得した同条第一項に規定する新規取得土地等については適用がないものとし、法人が同日前に取得した当該新規取得土地等についてはこの法律の施行後もなおその効力を有する。この場合において、同条の規定の適用については、同条第一項中「同じ」の額」とあるのは「同じ」の額第六十六条の五第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により換金の額に算入されない金額を除く。以下この条において同じ。」と、同条第三項第一号中「その日」とあるのは「その日」と平成九年十二月三十一日のいずれか早い日」とする。
(法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置)

第二十条 新租税特別措置法第六十二条の三第十三項の規定は、平成十年一月一日を含む事業年度において同日前に同条第一項に規定する土地の譲渡等(次項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等及び第三項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等を除く。以下この項において「土地の譲渡等」という。)をした法人で当該事業年度において同日以後に土地の譲渡等をしたもの(当該事業年度の同日前にした土地の譲渡等に係る譲渡利益金額(同条第二項第二号に規定する譲渡利益金額をいう。以下この項において同じ。))の合計額が当該事業年度に上回った土地の譲渡等(次項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等)に当該事業年度の同日以後に土地の譲渡等については、適用しない。

2 新租税特別措置法第六十三条第七項の規定は、平成十年一月一日を含む事業年度において同日前に同条第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等(次項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等を除く。以下この項において「短期所有に係る土地の譲渡等」という。)をした法人で当該事業年度において同日以後に土地の譲渡等をしたもの(当該事業年度の同日以後に土地の譲渡等をしたもの(当該事業年度の同日前にした土地の譲渡等に係る譲渡利益金額(同条第二項第二号に規定する譲渡利益金額をいう。以下この項において同じ。))の合計額が当該事業年度に上回った土地の譲渡等(次項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等)に当該事業年度の同日以後に土地の譲渡等については、適用しない。

2 新租税特別措置法第六十三条第七項の規定は、平成十年一月一日を含む事業年度において同日前に同条第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等(次項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等を除く。以下この項において「短期所有に係る土地の譲渡等」という。)をした法人で当該事業年度において同日以後に土地の譲渡等をしたもの(当該事業年度の同日以後に土地の譲渡等をしたもの(当該事業年度の同日前にした土地の譲渡等に係る譲渡利益金額(同条第二項第二号に規定する譲渡利益金額をいう。以下この項において同じ。))の合計額が当該事業年度に上回った土地の譲渡等(次項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等)に当該事業年度の同日以後に土地の譲渡等については、適用しない。

た法人で当該事業年度において同日以後に短期所有に係る土地の譲渡等をしたもの(当該事業年度の同日前にした短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額(同条第二項第二号に規定する譲渡利益金額をいう。以下この項において同じ。))の合計額が当該事業年度に上回った土地の譲渡等(次項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等)に当該事業年度の同日以後に土地の譲渡等については、適用しない。

3 旧租税特別措置法第六十三条の二の規定は、法人が平成十年一月一日から施行日の前日までにした同条第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等(以下この条において「超短期所有に係る土地の譲渡等」という。)(次項の規定の適用があるものを除く。)については、適用がないものとし、法人が同年一月一日前にした超短期所有に係る土地の譲渡等については、なお従前の例による。

4 平成十年一月一日を含む事業年度において同日前に超短期所有に係る土地の譲渡等(以下この項において「前期譲渡等」という。)をした法人で当該事業年度において同日以後に超短期所有に係る土地の譲渡等をしたもの(前期譲渡等に係る譲渡利益金額(旧租税特別措置法第六十三条の二第二項第二号に規定する譲渡利益金額をいう。))の合計額が当該事業年度に上回った土地の譲渡等(次項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等)に当該事業年度の同日以後に土地の譲渡等については、適用しない。

5 第一項、第二項又は前項の法人がこれらの規定の適用を受けた事業年度において平成十年一月一日以後にしたこれらの規定に規定する土地の譲渡等、短期所有に係る土地の譲渡等又は超短期所有に係る土地の譲渡等に係る新租税特別措置法第六十二条の三第八項又は同条第九項(新租税特別措置法第六十三条第四項又は前項

5 第一項、第二項又は前項の法人がこれらの規定の適用を受けた事業年度において平成十年一月一日以後にしたこれらの規定に規定する土地の譲渡等、短期所有に係る土地の譲渡等又は超短期所有に係る土地の譲渡等に係る新租税特別措置法第六十二条の三第八項又は同条第九項(新租税特別措置法第六十三条第四項又は前項

の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十三条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第二十一条 新租税特別措置法第六十五条第一項の規定は、法人が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行の日以後に同項に規定する換地処分等により取得する資産について適用する。

2 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第九号、第十一号及び第二十号の規定は、法人が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九までの規定は、法人が平成十年一月一日以後に新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同表の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十五条の八第一項の特別勘定について適用し、法人が同日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における同日以前に取得をした同表の下欄に掲げる資産又は同日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項の特別勘定並びに法人が同日以後に新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした同表の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

4 前条第二項の規定により新租税特別措置法第六十三条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する短期所有に係る土地の譲渡等に係る土地等は、新租税特別措置法第六十五条の七から第

六十五条の九までの規定の適用については、新租税特別措置法第六十五条の七第一項、第六十五条の八第一項及び第六十五条の九に規定する新租税特別措置法第六十三条第一項の規定の適用がある土地等に該当しないものとみなす。

(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第二十二條 新租税特別措置法第六十六條の六の規定は、その施行日以後に終了する事業年度の終了の日において同条第一項に規定する特定外国子会社等に該当する外国法人の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、その施行日前に終了した事業年度の終了の日において旧租税特別措置法第六十六條の六第一項に規定する特定外国子会社等に該当した外国法人の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

(特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税に関する経過措置)

第二十三條 旧租税特別措置法第六十七條の十第一項に規定する外国法人が施行日前に同項に規定する外国為替公認銀行に預入し、又は貸し付けた同項に規定する預金又は貸付金につき支払を受ける利子については、なお従前の例による。

(銀行持株会社の創設等に係る課税の特例に関する経過措置)

第二十四條 新租税特別措置法第六十七條の十から第六十七條の十二までの規定は、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成九年法律第二百一十一号)の施行の日以後に行うこれらの規定に規定する交付、合併及び譲渡に係る法人税について適用する。

(地価税の課税の停止に係る経過措置)

第二十五條 新租税特別措置法第七十一條の規定は、平成十年以後の各年の課税時期において、個人又は法人が有する地価税法(平成三年法律第六十九号)第二条第一号に規定する土地等に

係る地価税について適用し、平成九年以前の各年の課税時期において個人又は法人が有していた土地等に係る地価税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第二十六條 新租税特別措置法第七十六條第一項の規定は、施行日以後に国から同項に規定する売渡しを受ける土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に国から旧租税特別措置法第七十六條第一項に規定する売渡しを受けた土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八十四條第二項の規定は、東海旅客鉄道株式会社が行日以後に受け同項に規定する土地若しくは建物の所有権の移転の登記又は当該土地の地上権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十四條第二項に規定する旅客鉄道株式会社を受けた同項に規定する土地若しくは建物の所有権の移転の登記又は当該土地の地上権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(印紙税の特例に関する経過措置)

第二十七條 新租税特別措置法第九十一條の二の規定は、施行日以後に作成される印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第一第三号に掲げる約束手形について適用する。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に関する経過措置)

第二十八條 第二条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第九條第一項及び第七條第一項の規定は、個人又は法人が行日以後に取得又は新築をする同法第九條第一項又は第七條第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅について適用し、個人又は法人が行日前に取得又は新築をした当該被災者向け優良賃貸住宅

については、なお従前の例による。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九條 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八條第八項中「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第二十二号)」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第三号)」に、「平成九年改正法」を「平成十年改正法」に、「及び第六十二條の三から第六十三條の二まで」を、「第六十二條の三及び第六十三條」に改め、同条第九項中「平成九年改正法」を「平成十年改正法」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十條 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第十八條第六項中「及び第六十三條の二第四項」を削る。

第三十一條 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五條第十七項中「おける平成七年新法」を「おける租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第三号)第一条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「平成十年新法」という。)」に、「平成七年新法」を「(平成十年新法)に、「は、平成七年新法」を「は、平成十年新法」に、「と、平成七年新法」を「と、平成十年新法」に、「第四十六條から」を「第四十六條の三から」に、「及び平成七年新法」を「及び平成十年新法」に改める。

に改正する。

附則第十七條中「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号)」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第三号)第一条の規定」に、「平成八年新法」を「平成十年新法」に、「平成八年新法第三十一條(平成十年新法)」を「平成十年新法第三十一條(平成十年新法)」に、「平成八年新法第三十一條第三項」を「平成十年新法第三十一條第四項」に、「平成八年新法第三十二條第一項第一号」を「平成十年新法第三十二條第一項第一号」に、「平成八年新法第三十三條第五項第三項」を「平成十年新法第三十三條第五項第三項」に改める。

附則第二十七條第十二項中「おける新法」を「おける租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第三号)第一条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「平成十年新法」という。)」に、「第四十二條の九まで」を「第四十二條の八まで、第四十二條の十一」に、「新法」を「(平成十年新法)に、「は、新法」を「は、平成十年新法」に、「と、新法」を「と、平成十年新法」に、「第四十二條の九から」を「第四十二條の十一から」に、「及び平成十年新法」に改める。

附則第三十六條第三項中「平成十年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

第三十三條 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第三項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同項の表の第二号の上欄中「以下この項」を「次号」に、「同条第一項」を「同項」に改め、同表の第三号及び第四号を削り、同表の第五号の上欄中「建物」を「土地又は建物」に改め、同号を同表の第三号とする。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第二十二條第三項の規定は、施行日以後に新租税特別措置法第七十八條の第三項に規定する組合員又は所屬たる中小企業者が同項に規定する事業協同組合等から取得する同項に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第七十八條の第三項に規定する組合員又は所屬たる中小企業者が同項に規定する事業協同組合等から取得した同項に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五条 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条第一項中「平成十年九月三十日」を「平成十年四月三十日」に改め、「及びしやうちやう乙類」を削り、同条第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十二年九月三十日」に、「附則第四條第二項」を「附則第四條第三項」に、「次条第二項」を「次条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 平成九年十月一日から平成十年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出される新租税特別措置法第八十七條に規定するしやうちやう乙類に係る同条の規定の適用については、同条中「同法第三章及び次条」とあるのは、「同法第三章、酒税法の一部を改正する法律(平成九年法律第二十一号)附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた同法

による改正前の酒税法第二十二條並びに次条第一項及び第二項」とする。

(平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法の一部改正)

第三十六條 平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「第二十八條の四、第二十八條の五」を削り、「第二十五條の規定」の下に「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)附則第四條、第十條及び第十二條の規定」を加える。

第十條第二項中「第二十五條の規定」の下に「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)附則第十二條の規定」を加える。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第三十七條 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第一号中「第三十一條第三項」を「第三十一條第四項」に改める。

(預金保険法の一部改正)

第三十八條 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第二項を削り、同条第三項中「土地等」を「土地又は土地の上に存する権利」に、「から第六十三條の二まで」を「及び第六十三條」に改め、同項を同条第二項とする。

(国有農地等の売払いに関する特別措置法の一部改正)

第三十九條 国有農地等の売払いに関する特別措置法(昭和四十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「第三十一條第一項」の下に「同条第二項又は」を加える。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第四十條 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十六條第四項中「事業年度」との下に「同項の表の第一号及び第二号中「百分の十」とあるのは「百分の十二」とを加える。

(中小小売商業振興法の一部改正)

第四十一條 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第六條中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第四十二條 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項を削り、同条第二項を同条とする。

(特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正)

第四十三條 特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「又は第二項」を削る。

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)

第四十四條 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

(特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進に関する特別措置法の一部改正)

第四十五條 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項を削り、同条第三項中「土地等」を「土地又は土地の上に存する権利」に、「から同法第六十三條の二まで」を「及び同法第六十三條」に改め、同項を同条第二項とする。

最近における社会金融経済の情勢を踏まえて、その構造的な変化及び諸改革に対応するため、有価証券取引税及び取引所税の税率の引下げ、特定の株式の取得に係る経済的利益の非課税制度の改組、銀行持株会社の創設等に係る措置等の金融関係税制の改正並びに地価税の臨時税率の停止、個人の土地等に係る長期譲渡所得の税率の引下げ、法人の土地の譲渡等に係る特別税率の適用停止等、事業用資産の買換え特例の拡充、居住用財産の買換えに係る譲渡損失の繰越控除制度の創設等の土地・住宅税制の改正を行い、沖縄の経済振興に係る税制上の措置を創設し、中心市街地の活性化に資する措置を講ずるほか、既存の特別措置の整理合理化等による法人税及び所得税の課税所得の計算の適正化等を図り、あわせて特別国際金融取引動定に係る利子の非課税、揮発油税及び地方道路路税の税率の特例等の期限を延長する等所要の措置を講ずるとともに、阪神・淡路大震災の被災者等が取得した特定の土地の所有権等の移転登記に係る登録免許税の免税措置の創設等及び平成九年度の酒税法改正におけるしやうちやう等の税率の経過措置等の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案
電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案
(趣旨)
第一条 この法律は、情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭

和四十年法律第三十四号)その他の国税に関する法律の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国税 国税通則法(昭和二十七年法律第六十六号)第二条第一号(定義)に規定する国税をいう。

二 国税関係帳簿書類 国税関係帳簿(国税に関する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律昭和三十一年法律第三十七号)第十六条第九項(保税工場等において保税作業をする場合等)の国内消費税の特例に規定する帳簿を除く。)をいう。以下同じ。)又は国税関係書類(国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。)をいう。

三 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式(第六号において「電磁的方式」という。)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

四 保存義務者 国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者をいう。

五 納税地等 保存義務者が、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者(国税通則法第二条第五号に規定する納税者をいう。以下この号において同じ。)である場合には当該国税の納税地をいい、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者でない場合には当該国税関係帳簿書類に係る対応業務(国税に関する法律の規定により業務に關して国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている場合における当該業務をいう。)を行う事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地をいう。

六 電子取引 取引情報(取引に關して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。)の授受を電磁的方式により行う取引をいう。

七 電子計算機出力マイクロフィルム 電子計算機を用いて電磁的記録の出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。

(他の国税に関する法律との関係)

第三条 国税関係帳簿書類の備付け又は保存については、他の国税に関する法律に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

第四条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、納税地等の所轄税務署長(大蔵省令で定める場合)にあつては、納税地等の所轄税務署長以下「所轄税務署長等」という。)の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、所轄税務署長等の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

第五条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、所轄税務署長等の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に代えることができる。

第五号に規定する納税者をいう。以下この号において同じ。)である場合には当該国税の納税地をいい、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者でない場合には当該国税関係帳簿書類に係る対応業務(国税に関する法律の規定により業務に關して国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている場合における当該業務をいう。)を行う事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地をいう。

ルムによる保存をもつて当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、所轄税務署長等の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第一項又は第二項の承認を受けている保存義務者は、大蔵省令で定める場合において、当該承認を受けている国税関係帳簿書類(以下「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」という。)の全部又は一部について所轄税務署長等の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(電磁的記録による保存等の承認の申請等)

第六条 保存義務者は、第四条第一項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする国税関係帳簿の備付けを開始する日(当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。)の三月前の日までに、当該国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるとする組み合わせをいう。次項において同じ。)の概要その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書に大蔵省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人

(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。次項において同じ。)が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする国税関係帳簿の全部又は一部が、その設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に備付けを開始する国税関係帳簿であるときは、設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。

2 保存義務者は、第四条第二項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該国税関係書類の保存に代える日(当該国税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第二号において同じ。)の三月前の日までに、当該国税関係書類の種類、当該国税関係書類の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書に大蔵省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする国税関係書類の全部又は一部が、その設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該国税関係書類の保存に代えるものであるときは、設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。

3 所轄税務署長等は、第一項又は前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に係る国税関係帳簿書類の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある国税関係帳簿書類について、その申請を却下することができる。

一 次条第一項の規定による届出書が提出され、又は第八条第二項の規定による通知を受けた国税関係帳簿書類であつて、当該届出書

が提出され、又は当該通知を受けた日以後一年以内にその申請書が提出されたこと。

二一 その電磁的記録の備付け又は保存が、第四
条第一項又は第二項に規定する大蔵省令で定
めるところに従って行われないと認められる
相当の理由があること。

所轄稅務署長等は、第一項又は第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、却下の処分の通知をするときは、その理由を記載しなければならぬ。

第一項又は第二項の申請書の提出があった場合において、次の各号に掲げる場合に於て、既に当該各号に定める日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかったときは、同日においてその承認があったものとみなす。

- 一 当該申請書が国税関係帳簿に係るものである場合（第三号に掲げる場合を除く。）当該国税関係帳簿の備付けを開始する日の前日
- 二 当該申請書が国税関係書類に係るものである場合（次号に掲げる場合を除く。）当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって

三 当該申請書が第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により提出されたものである場合、その提出の日から三月を経過する日

保存義務者は、第四条第一項又は第二項の承認を受けようとする国税関係帳簿書類につき所轄税務署長等のほかに第一項又は第二項の申請書の提出に当たり便宜とする税務署長(以下この項において「所轄外税務署長」という。)がある場合において、当該所轄外税務署長がその便宜とする事情について相当の理由があると認めるときは、大蔵省令で定めるところにより当該所轄外税務署長を経由して、当該申請書を当該所轄税務署長等に提出することができる。この場合において、当該申請書が所轄外税務署

長に受理されたときは、当該申請書は、その受理された日に所轄税務署長等に提出されたものとみなす。

(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)
第七條 第四條第一項又は第二項の承認を受けている保存義務者は、電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の全部又は一部について、同条第一項に規定する電磁的記録の備付け及び保存

又は同条第二項に規定する電磁的記録の保存をやめようとする場合には、大蔵省令で定めるところにより、そのやめようとする電磁的記録に係る承認済国税関係簿書類の種類その他必要事項を記載した届出書を所轄税務署長等に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後は、当該届出に係る電磁的記録に係る承認済国税関係簿書類については、その承認は、その効力を失ふものとする。

2
 第四条第一項又は第二項の承認を受けている
 保存義務者は、電磁的記録に係る承認済国税関簿
 係帳簿書類に係る前条第一項又は第二項の申請
 書(当該申請書に添付した書類を含む。)に記載
 した事項(国税関係帳簿書類の種類を除く。)の
 変更をしようとする場合には、大蔵省令で定め
 るところにより、その旨その他必要な事項を記
 載した届出書を所轄税務署長等に提出しなけれ
 ばならない。

3 前条第六項の規定は、前二項の届出書の提出について準用する。

（電磁的記録による保存等の承認の取消し）

第八条 所轄税務署長等は、電磁的記録に係る承

認済国税関係帳簿書類の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類について、その承認を取り消すことができる。

一 その電磁的記録の備付け又は保存が行われていないこと。

第一項又は第二項に規定する大蔵省令で定めるところに従つて行われていないこと。

所轄税務署長等は、前項の規定による承認の取消しの処分をする場合には、その承認を受けている者に対し、その旨及びその理由を記載した書面により、これを通知する。

電子計算機出力マイクロフィルムによる保存
等の承認に対する準用)

凡条 前三条の規定は、第五各条の承認について準用する。この場合において、第六条第一項中「第四条第一項の承認を受けようとする場合は」とあるのは「前条第一項の承認を受けようとする場合にあつては」と「三月前の日

第三項の承認を受けようとする場合にあつては、当該承認を受けようとする第四条第一項の承認を受けている国税関係帳簿について、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて、

電磁的記録の保存に代える日(当該国税関係の電磁的記録簿が二以上ある場合において、その代える日と異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。)の三月前の日まで」と、**「が、前条第一項の承認」と、同条第二項中「第四条第**

「二項の承認を受けようとする場合には」とあるのは、「前条第二項の承認を受けようとする場合にあっては」と、**「電磁的記録の」**とあるのは**「電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムにあっては」**と、**「電磁的記録の電子計算機出力マイクロファイルにあっては」**

ムによる」と、「三月前の日までに」とあるのは「三月前の日までに、同条第三項の承認を受ける場合にあつては、当該承認を受けようとする場合にあつては、当該承認を受けようとする第四條第二項の承認を受けている国税関関係書類について、電子計算機出力マイクログラムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日（当該国税関関係書類が二以上ある場合に於いて、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第二号において「三月前の日までに」と、「が、当該承認」とあるのは「が、前条第二項の承認」と、

同条第三項第二号中「保存」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、

「前日(当該申請書が前条第三項の承認を受けようとするものである場合には、電子計算機出力

マイクログフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日の前日」と、「電磁的記録

の」とあるのは「電磁的記録の電子計算機出力マイクروفイルムによる」と、同条第六項中「第四条第一項又は第二項」とあるのは「前条各項のいずれか」と、第七条第一項中「第四条第一項又は第二項」とあるのは「第五条各項の

いずれか」と、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の全部」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類」当該承認を受けている国税関係帳簿書類をいう。以下同じの全部」と、「及び保存」

とあるのは「及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「同条第二項」とあるのは「同条第二項若しくは第三項」と、「の保存」とあるのは「の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の種類」

とあるのは「電子計算機出力マイクروفイルムに係る承認済国税関係帳簿書類の種類」と、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類に」とあるのは「電子計算機出力マイクروفイルムに係る承認済国税関係帳簿書類の種類」と、

に係る承認済国税関係帳簿書類」と、同条第二項中「第四条第一項又は第二項」とあるのは「第五条各項のいずれか」と、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類」と、前条第一項中「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類」と、「保存」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「第四条第一項又は第二項」とあるのは

「第五条各項」と読み替えるものとする。

（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）
第十条 所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行つた場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、大蔵省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

（他の国税に関する法律の規定の適用）

第十一条 第四条第一項若しくは第二項又は第五条各項のいずれかの承認を受けている国税関係帳簿書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する他の国税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該国税関係帳簿書類とみなす。

2 前条の規定により保存が行われている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する他の国税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを国税関係書類以外の書類とみなす。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第五十条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）及び法人税法第二百七条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第四十六条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法第五十条第一項第一号及び法人税法第二百七条第一項第一号中「大蔵省令で定めるところ」とあるのは、「大蔵省令で定めるところ又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第号）第四条第一項若しくは第二項若しくは

は第五条各項のいずれかに規定する大蔵省令で定めるところ」とする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、平成十年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から一年を経過する日までの間における第六条第一項、第二項及び第五項第三号（これらの規定を第九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第六条第一項及び第二項中「三月前」とあるのは「五月前」と、「六月」とあるのは「八月」と、同条第五項第三号中「三月」とあるのは「五月」とする。
3 第十条の規定は、施行日以後に行う取引情報の授受について適用する。

理由

情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法、法人税法その他の国税に関する法律の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年三月二十七日印刷

平成十年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局